

山形大学人文社会科学部

研究年報

第 18 号

目 次

論 文

屈曲する美術

| | | | | | |
|--|-----|---|---|----|----|
| 1929年中国第一回全国美術展覧会前後の美術評論について 「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」 | 西 | 上 | 勝 | 1 | |
| ——糸山衣洲の清国体験をめぐって | 許 | 時 | 嘉 | 25 | |
| E・H・ゴンブリッチの画像表象論：『芸術と幻影』を中心に | 清 | 塚 | 彦 | 39 | |
| 断片的な物語 —Julie Otsuka の小説— | 佐 | 藤 | 人 | 75 | |
| 東ロンドン再生を巡る中央政府とロンドン特別区の協調体制の考察 | 源 | 島 | 島 | 介 | 89 |
| | 穂・川 | | | | |

研究ノート

| | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|-----|
| 文化的財の空間経済モデル－文化的財の二国間貿易 | 田 | 北 | 俊 | 昭 | 119 |
|-------------------------|---|---|---|---|-----|

特 集 「地域社会における安心・安全に関する学術的研究」

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|-----|---|-----|
| 1 本研究プロジェクトの概要 | 大 | 杉 | 尚 | 之 | 143 | | | |
| 2 「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査の概要 | 阿 | 部 | 晃 | 士 | 147 | | | |
| 3 災害時のネットワークと災害への備え：山形大学近隣小学校の保護者と大学生を対象とした調査より | 阿 | 部 | 晃 | 士 | 151 | | | |
| 4 心の健康に関する相談相手の実態と相談窓口の認知度について：山形市民と山形大学生の事例 | 大 | 杉 | 尚 | 之 | 163 | | | |
| 5 防災情報の発信と入手に関する現状と課題 —山形市住民と山形市役所の調査から— | 本 | 多 | 薰 | | 175 | | | |
| 6 児童の安全・安心を考える保護者の空間リスク認知の重要性：山形市立第五小学校を事例にして | 山 | 田 | 浩 | 久・佐 | 川 | 美 | 佳 | 193 |
| 7 山形大学小白川キャンパス周辺における小学生保護者の不安経験と大学生の問題認識 | 大 | 杉 | 尚 | 之 | 205 | | | |
| 8 育児サポートの利用可能性と大学生による地域活動への期待 | 竹 | 内 | 麻 | 貴 | | 217 | | |
| 投稿規程 | | | | | 229 | | | |

令和 3 年 3 月

山形大学人文社会科学部

論 文

屈曲する美術

1929年中国第一回全国美術展覧会前後の美術評論について

西 上 勝

1 美術という語をめぐって — 本論文における問題の所在

「美術」という漢字語が、明治初期に日本で造られた語で、中国古典語彙に由来しないものであることは、すでに広く知られている。

1873年に開催されたウィーン万国博覧会、その開催に先立って、前年1872年（明治5年）に、太政官布告に添付された万国博規約の翻訳「澳國維納府博覧会出品心得」に、ドイツ語 Schöne Kunst の訳語として選定された語が「美術」であったといわれる^{*1}。「心得」第二ヶ条の出品分類は二十六の類別に分かたれ、その第十二区に「書画並図取ノ術ノ事」とあるのに並び、第二十二区に「美術（西洋ニテ音楽、画学、像ヲ作ル術、詩學等ヲ美術ト云フ）ノ博覧場ヲ工作ノ為ニ用フル事」とある^{*2}。さらに、この二十二区に「此博覧場ノ利益ニ依テ人民ノ好尚ヲ盛美ニシ、且術業ノ理ニ明カナルコトヲ著スベシ」と注記が加えられている。この注記からここにいう「美術」には、殖産興業に資するとともに、大衆の審美觀を増進するための社会的意義もあわせ含意する概念であったことが分かる。「美術」に伴う大衆性が、第十二区に示される「書画」との違いではなかっただろうか。そのウィーン万国博からの持ち帰り品を中心として「美術展めいた催しを官が開いた最初となった」展覧会の名称は、なお「書画大展覽」であった^{*3}。しかし、その後の日本の「美術」概念が徐々に整えられていく過程が見られる。明治10年（1877）から開催が始まった内国勧業博覧会の出品区分目録では、「書画」が「絵画」に変更されるのである^{*4}。また、明治時代以降、近代日本で「美術」概念が整えられていくに伴い、「書画」は分断される。「書」は「画」とは別類とされ、「美術」の圈域から排出されることになる。

一方、中国では、「美術」という語が使い始められるのは、日本よりも二十年余り後になる。十九世紀に編纂された英華辞典で arts あるいは fine arts に「美術」という訳語が当てられるのは、十九世紀末、横浜で中国人 F.Kingsell（馮鏡如）が編纂した “A Dictionary of the English and

*1 北澤憲昭『眼の神殿—「美術」受容史ノート〔定本〕』（2010年、ブリュッケ）第二章第三節「美術」の起源

*2 日本近代思想大系17『美術』（1989年、岩波書店）資料編所収。また、北澤前掲書。

*3 北澤前掲書145-146頁。

*4 前掲日本近代思想大系17『美術』資料編、佐藤道信『明治国家と近代美術』（1999年、吉川弘文館）第Ⅱ部近代美術の言語学第一章「画」と漢字。

Chinese Language”が最も早く、the fine arts の訳語「六藝、美術、精工」が「中国文献における初出」といわれる^{*5}。

その後、同時代日本の学術に明るかった王国維（1877-1927）が、社会教育をテーマとする論説で、二十世紀初頭に使用したものが注目される。王国維はその前半生、辛亥革命の勃発と同時に日本・京都に渡る以前に、社会教育や文学に関わる論説を、生涯の支援者となる羅振玉（1866-1940）が上海で発刊した雑誌『教育世界』にたびたび発表する。1905年発表の「哲学家と美術家の天職を論ず」には、「天下の最も神聖、最も尊貴なれども、当世の用に與かること無き者有り、^{あず}哲学と美術、是れなるのみ」と書き起こされる^{*6}。その前年、同じく『教育世界』に連載した「『紅樓夢』評論」でも、その最終の第五章余論の冒頭には、自ら批評が旧來の考証学的紅樓夢批評とは異なり、その基礎を「夫れ美術の写す所の者は、個人の性質に非ずして、人類全体の性質」に置くものであると主張し、「苟も美術の人生に大いに造す有るを知らば、紅樓夢自ずから我が国美術上の唯一の大著述と為すに足れり」^{*7}と断ずる。こうした王国維の美術観は、やはり羅振玉が1898年に上海に設立した「東文学社」で、藤田豊八や田岡嶺雲といった日本人教員からの教えを通じ、カントやショーペンハウエルらの西洋思想に触れることによって獲得されたものであった。こうした美術観に依拠して、同時代教育における重要な指針として、智育や德育と並ぶ美育という語によって発言がおこなわれるようになる^{*8}。王国維自身は辛亥革命直前と渡日以降は、主たる関心を古典戯曲や古代文字、古代史の研究に向けて沈潜し、以後、自身の教育的信念を現実化することなく終わった。

同じ時期、「美育」を唱導するとともに、社会教育上の具体的施策を展開させる力を發揮したのは、蔡元培（1868-1940、字は子民^{けつみん}）だった。彼は科挙及第ののち、清朝翰林院に奉職し、二十世紀からは新式学校の経営に従事し始める。1907年に、ドイツ・ライプチヒに留学、1916年頃まで渡欧を重ね、第一次世界大戦下のドイツ及びフランスで、西洋の哲学思想を学んだ。そして辛亥革命後は、国民政府の教育総長に任じられ教育行政の実務を担うことになる。

王国維が日本を介した西洋思想理解であったのに対し、蔡元培は直に西洋の学問や社会に触れた。1919年、彼は自らの前半生を回顧する文章^{*9}の中で、「美育なるものは、子民德国に在りしき受くるに極めて深き印象有りて、全力を出だして以て之れを提倡せんことを願う者なり」と記す。さらに「子民、歐戦の觀察に対するや、謂えらく国民の実力は、科学、美術の結果に外ならず、と。」とした上で、美育と宗教との関係についても、「子民、宗教に対するや、既に極端の

*5 小川裕充「『美術叢書』の刊行について」（2004年、『美術史論叢』卷20）

*6 『王国維遺書』（もと商務印書館1940年版、いま1983年、上海古籍書店影印本）所収『静安文集』「論哲学家與美術家之天職」100頁。

*7 『静安文集』「紅樓夢評論」第五章「余論」61頁。

*8 王国維「孔子之美育主義」（もと1904年、『教育世界』69号。いま周錫山評校『王国維文学美学論著集』2018年、上海・上海三聯書店による）に、「今転而觀我孔子之學說、其審美学上之理論、雖不可得而知、然其教人也、則始於美育、終於美育。」と述べている。

*9 蔡元培「伝略（上）」、高平叔編『蔡元培全集』第三卷（1984年、北京・中華書局、中国近代人物文集叢書）328頁及び333頁。以下、蔡元培の文章の引用は、この高平叔編『蔡元培全集』による。

信仰自由を主張す、故に以て伝教の必要無しと為す。或るひと以て宗教の儀式及び信条は、以て徳性を涵養すべしと為すも、才民これに反対し、以為えらく此れ自ら欺き人を欺くの挙に過ぎず、と。若し涵養徳性を為さんとせば、則ち美育を提倡するに如くは莫し。蓋し人類の惡は、率ね自私自利より起くる。美術に超越性有り、一身の利害を度外に置く。又た普遍性有り、独り楽しむの楽しみは人と楽しむの楽しみに如かず、寡きと楽しむ楽しみは衆と楽しむ楽しみに如かず、是れなり。故に美育を以て宗教に代うるの説を提出し、曾て江蘇省教育会及び北京神州学会においてこれを演説す」と、「美術」の「超越性」と「普遍性」を強調した。この自伝に言及される、1917年4月北京大学校長時の演説、「美育を以て宗教に代うるの説」でも、美の普遍性や現実を超越する特性が繰り返し訴えられている^{*10}。俗世間の旧弊な慣習に囚われず、人間的価値を広く求めるべきだという教育者としての蔡元培の主張がよく読み取れる論説として、広く知られる。この演説は、同年8月に出版された左翼系の有力オピニオン誌『新青年』第3卷第6号にも転載されて、美術教育の意義を世に広く知らしめた。

蔡元培が提唱した「美」の超越性や普遍性に着目する「美育」は、王国維の「美育」と比較してみると、同じ語を用いながらその特徴はより明らかになる。1906年に雑誌『教育世界』に、王国維は「去毒篇」と題する論説を発表していた。この論説はその副題に「アヘンの根本的治療法と将来の教育上の注意」とあるように、現今の社会的病巣を摘出するための方途を訴えるものだが、そこに次のような一節が見られる。

「^{あへん}雅片を禁ずる根本の道は、政治を修明し、教育を大興し、国民の知識及び道徳を養成するを除く外、尤も國民の感情に之の意を加えざるべからず。其の道は安^{いす}く在りや。則ち宗教と美術の二者は是れなり。前者は下流社会に適し、後者は上等社会に適す。前者は國民の希望を鼓^ゆする所^{えん}以、後者は國民の慰藉を供する所以なり。この二者、尤も我が國今日の最も缺乏せし所にして、亦た其の最も需要なる所の者なり」^{*11}。蔡元培の美育の提唱に先立つこと十年、王国維のこの宗教と美術論では、もちろん宗教の含意には蔡の考え方とは違いもあったであろうが、彼の下流と上等とに國民を分断することは、蔡の強調する美術の超越性や普遍性とは全く相容れないものであったというほかない。

1919年12月、新聞『晨報』の副刊に、蔡元培は「文化運動は美育を忘れてはならぬ」と題するコラムを寄せる。そこでも美育の必要を訴えた。

「文化が進歩した國民には、科学教育を実施した上で、美術教育を普及させることがもっとも必要である」と述べ、現状をこう評する。「私たちは今、文字の世界で多少新しい動きがあるほ

*10 美の特質をその超越性と普遍性に見ることは、蔡元培がつとに留学中に確信していた考え方であった。後年の回顧に、ライプチヒ大学留学時、ヴィルヘルム・ヴント（Wilhelm Wundt）の哲学史講義を聽講し、カントの美学では美の超越性と普遍性が重んじられていることを知った、と述べている（1940年「自写年譜」、『蔡元培全集』第七卷、302頁）。また、1937年に雑誌『宇宙風』に載せた「私の教育界における経験（我在教育界的経験）」でも、「提出美育、因為美感是普遍性、可以破我彼此的偏見；美感是超越性、可以破生死利害的顧忌、在教育上特別注重。」と記していた（『蔡元培全集』第七卷、197頁）。

*11 『静庵文集續編』「去毒篇（雅片烟之根本治療法及将来教育上之注意）」45頁。

かに、何があるだろうか。書画は我々の国粹だが、古人を模彷するものばかりだ。古人の書画は、お金持ちが收藏してしまい、奢侈品とされて、人々がともに見るようにはなっていない。建築雕刻は、研究する人がいない。騒がしい劇場では、単純な音楽と、卑俗な戯曲が演じられている。市街を散歩すれば、舞い上がる土ぼこり、縦横に通行する車馬、商店の扉に張り出された退屈な春聯、出店で売り出されているあの俗惡な雑誌、これらを目にするとばかりだ。このような環境下で暮らしを営んでいたのでは、何が活潑高尚な感情を誘引できるだろうか。だから私は文化運動に尽力される諸君に望む、美育を忘れないでほしい、と」*12。

蔡元培の美育とは、我々が今日いう美術すなわち視覚芸術のみならず、建築、音楽や戯曲にまで及ぶ、あらゆる芸術活動を意味していたこと、また、彼の目には伝統「書画」は、模彷に走り過ぎかつは裕福な人々の玩弄物、と映っていることにここで注意しておきたい。こうした伝統「書画」の位置づけ方については、以下に改めて論じるが、ではいったい、蔡元培が構想した美術教育は、この後いかに展開していくことになったのか。本稿では、その展開を具体的に追うとともに、評価を加えてみることにしたい。

2 蔡元培の「美育」と劉海粟の美術学校経営

1912年辛亥革命後、中華民国臨時政府が成立すると、前年にドイツ・ライプチヒから帰国していた蔡元培は、早速、政府の教育部総長に迎えられる。総長就任後の2月、彼は早速、「新しい教育に対する意見書」*13を公にした。そこでも、情操に関わる教育としての美育がすでに言挙げされてはいるが、德育の公民道徳と並ぶ下位分類としての位置づけに止まっており、体育、智育と並ぶ德育ほどには大きな扱いを受けるには至らなかった。周樹人、後の魯迅、も三十一歳を迎えたこの年、友人の許寿裳の斡旋により、蔡元培の下、教育部の社会教育担当科長となっていた。周樹人が担当科からの具申書として、翌13年2月に、北京政府『教育部編纂処月刊』の初号に「美術普及をはかる意見書（擬播布美術意見書）」を公表する。この意見書は、美術という語が英語のart或いはfine artから出るものであることから説き起こし、美術の類別とその目的用途と普及のための施策を内容とする。美術は、絵画、彫塑、建築に止まらず、耳の美術として音楽や文章までを広く包含し、また美育という語は見えないものの、後に美育の名の下に推し進められる施策と重なる内容が唱われていた。周は、前年6月21日、蔡元培が教育総長を辞職した日から、教育部主催の講演会を翌月にわたり「美術略論」と題して担当しているが、それがこの意見書の基となったものであろうと推測される*14。同年8月刊行の『教育部編纂処月刊』第七期には、日本の心理学者である上野陽一の論文「芸術玩賞の教育」を翻訳掲載し、そのはしがきに「近ごろ国人、

*12 『蔡元培全集』第三巻、361-362頁。

*13 「对于新教育之意見」、『蔡元培全集』第二巻、135頁。

*14 1981年版『魯迅全集』第十四巻「日記」7頁。その注釈には、「講稿佚。」とある。

方に美育に為すこと有らんと欲すれば、則ち此の論極めて参考に資す」と記してもいる^{*15}。だが、彼の日記には、この夏期講演会の評判は芳しいものではなかったこと、蔡元培辞職後に開催された臨時教育会議で美育が削除されたことに対する不満が記されている。社会教育関連事業に関わりを持ち、終生にわたって美術普及に関する活動に魯迅は関心を寄せ続けたが、26年までの北京居住期間は主として古典研究や文筆活動に傾注して、美術教育事業からは一旦遠ざかったように見られる。

この時期、蔡元培はフランスから1916年11月に帰国するや、翌年4月に北京大学校長に就任、蔡元培はすぐさま「美育」普及の実際的事業に着手する。その最初の成果が、上述した4月8日に北京神州学会で行われた講演、「美育を以て宗教に代うるの説」であった。この講演で、蔡がいう宗教は、実のところ旧弊な慣習を意味しているに過ぎず、宗教の思想的本質に触れるのを避けていて、宗教の人生において果たす役割にまでは踏み込んでいない憾みがあるけれども、この講演が画期的だった点は、人の感情を涵養ができる美術教育の働きを高く訴えたところであった。

蔡は「感情を激刺する弊に鑑み、専ら感情を陶養する術を尚ぶに、則ち宗教を捨てて易うるに純粹の美育を以てするに如くは莫し。純粹の美育とは、吾人の感情を陶養し、高尚純潔の習慣を有らしめて、人我の見、利己損人の思念をして、以て漸く消沮する所以の者なり。蓋し美を以て普遍性と為し、決して人我差別の見能く其の中に参入すること無きがゆえなり」と述べ^{*16}、美は人々に普遍的に受け入れられるがゆえに、豊かな感受性を涵養できるのだと訴えた。

蔡元培の美の普遍的意義に重点を置いた美術教育普及の主張は、当時の新文化運動の中心的メディアであった雑誌『新青年』にも、すぐさま同年8月1日出版の第3卷第6号に掲載された。この蔡元培の主張に対して、読者の反応が早速寄せられた。『新青年』編集者の陳独秀(1879-1942)は翌18年1月の第6卷第1号に、若い美術愛好家であった呂澂（1896-1989）から寄せられた投書と共に、自らが書いた編集部の応答を、「美術革命」と題して掲載する。呂の投書の方は、明らかに蔡元培の美育の考えを受けて発せられたものだ。彼は今日の美術の衰頽を嘆く、「我が国今日文芸の改革を待つこと、当年の意に似たる有り、而して美術の衰弊は、則ち更にこれより甚だしき者あり。姑く絵画の一端に就いて之れを言わん。昔自り画を習う者、文士に非ざれば即ち画工、雅俗は当を過ぎ、恒に人の所謂る美を知るに由し莫し。近年、西画東に輸され、学校業を肄う。美育の説、漸漸と流伝するも、乃ち俗士利に驚り、微として至らざるは無く、徒らに西画の皮毛を襲うのみにて、一変して艶俗と為り、以て庸衆の好色の心に迎合す。」呂は美育が普及しない現状をこのように記したあとで、さらに、「我が国美術の弊、蓋し今日より甚だしきは莫し、誠に極めて革命を加えざるべからずなり。革命の道何く由り始むるや」と自問し、その方途として、中国固有の美術はいかなるものかを世に知らしめること、当時の美術界の趨勢を世に知らし

*15 『魯迅全集』第十巻「訳文序跋集」416頁。

*16 「以美育代宗教説」、『蔡元培全集』第三巻、33頁。

めること、といった必要性を列挙する^{*17}。

こうした呂の「美術革命」説に対し、陳獨秀は絵画の改良について回答した。陳が中国画改良の手立てとして主張するのは、呂が提起した美育普及策には直接応答することなく、もっぱら、文人画の写意主義からの脱却と写実主義の提唱であった^{*18}。彼には絵画制作の実績は無かったようであるし、その後の履歴にてらしても、画家などよりも政論家の影が濃い。政論家の立場から、陳獨秀は「画家も必ず写実主義を用うべきであって、そうして始めて自己の天才を發揮し、自分の画を書いて、古人の窠臼に落ちずかきゆうにすむ」と、文人画家の仿古主義を徹底して批判し、西洋画の写実主義を推奨した。檜玉に挙がったのは、清初の画家の王翬、字は石谷(1632-1717)であった。陳獨秀は中国画を改良しようというなら、「首先、王画の命を革むるを要す」とさえ述べた。確かに、職業画家として出発した王翬には、陳獨秀が指摘するように「臨」、「摹」、「仿」を画題に冠する水墨画が多数を占める。王翬の絵画の才能を認め、高く賞揚した、清初四王の筆頭・王時敏(1592-1680)は、王翬の高い摹擬の技量を、「唐宋以後、画家の正脈、元季四大家、趙承旨よりほか、吾が吳の沈、文、唐、仇、以て董文敏に暨ぶまで、用筆は各々殊なると雖も、皆な意を刻み古を師とするは、實に鼻孔を同じくして氣を出だせり。乃ち石谷なる者有り、起ちてこれを振るい、凡そ唐宋元の諸名家、摹仿して肖に逼らざるもの無し、偶たま一たび点染するに、卷を展ぶれば即ち古色蒼然、位置蹊徑を論ずる母く、宛然たる古人、而して筆墨神韻は、一一真を奪う、且つは某家を仿えれば則ち全く是は某家なり、一の他筆をも雜じえず。題款非ざらしめば、鑑ること善みなる者と雖も、此を辨する能わず、尤も前に未だ有らざる所、即ち沈、文諸公の亦た及ばざる所の者なり」^{*19}と、王翬を元明清の文人画の系譜に位置づけつつ、沈周(1427-1509)や文徵明(1470-1559)ですらその模擬の才に及ばない、と評する。さらに王時敏は、王翬の絵画が、職業画家の物象描写の巧みさと文人画家の神韻を兼ね備えたものとして、「形の似る者は、神或いは全からず、神具うる者は、形多く未だ肖ず。其の筆墨真に逼り、形神俱に似、古人を尺幅に羅め、衆美を筆下に萃むる者は、五百年來従り未だ之れを見ず、惟だ我が石谷一人なるのみ」^{*20}と述べ、王翬の才を手放して誉め称える。このように王翬の摹擬の才を称えた王時敏自身も、絵画が伝統技法の継承だけでは新たな境地に到達できないことは、もちろん深く理解していた。元末の黃公望の画作について、「子久の画は董・巨に原本して、しかも神明変化し、別に奇思を出だし、其の師法を拘守せず」と、黃公望が五代の董源や巨然を手本としつつ、彼らの手法に拘らなかったことを賞賛した上で、自らが黃公望の画蹟を手本としつつ精進に励んでいることを「余の藏するところに眞迹幾軸か有りて、壯盛より以て白首に迄るまで、日夕臨摹するも、曾て未だ彷彿たること毫髮なるを能くするあたわず、研求すること愈いよ深くすれば、之れを去ること愈いよ遠し、始めて知る、靈妙は出ずること天機よりし、功力の就くべきに決して非ざる

*17 郎紹君、水天中編『二十世紀中国美術文選』(1999年、上海書画出版社) 上巻、26-27頁による。

*18 郎紹君、水天中編前掲書、29-30頁。

*19 王時敏『王奉常書畫題跋』巻上、「題王石谷画」。

*20 王時敏、前掲書巻下、「石谷画卷跋」。

を」^{*21}と述べるところからも明らかである。

陳獨秀が訴えた美術革命論は、伝統文人画の倣古主義への批判に急なあまり、文人画の伝統主義と創作主義との相関関係に理解が無く、性急に王翬の仿古作品を無価値なものとして否定するだけに終わってしまっている。八十年余りの王翬の画家としての一生は、最終的には出発点となった職業画家としての性格を払拭できなかったものの、死の直前まで続けた画家としてのキャリアには、新境地開拓に向けた努力の跡が見られると評される^{*22}。

その後、陳獨秀には美術関連領域での新たな発言は見られないが、美育の提唱者たる北京大学校長・蔡元培は、同時代美術教育の展開に向けて精力的に実務に取り組んだ。1918年2月には、北京大学画法研究会を結成する。同年4月に提示された同研究会の趣意書を、蔡はこう書き起している。「科学、美術は、^{とも}新教育の要綱と為す、而して大学の科を設くるは、学理を偏重し、勢い具体的の技術を編入して、以て専門美術学校の範囲を侵す能わず。然るに性の近き所をして、實際練習の機会無きは、則ち甚だ美育を提倡せし本意に違えり。^{たが}是に於いて教員と学生に由り各々嗜む所を以て特別に之れを組織す。文学会、音楽会、書法研究会等を為すは、既に次第に成立す。而して画法研究会、因りて亦た是を継ぎて発起す」^{*23}。この趣意書の提示から間を置かず、研究会では李毅士、錢稻蓀、貝季美、馮漢叔ら、北京大教員の賛同を得た後、学外の専門家である陳師曾、賀履之、湯定之、徐悲鴻らの指導の下、数次の会議を経て、研究会規定を制定する。ここで注意したいのは、画法は文学、音楽、書法と並ぶ一部門として整理序列化が図られていることだ。前年4月の演説では、美術の普遍性を説くのに急な余り、部門毎の整序には言及がなかった。このことは、画法研究会の発足とほぼ時を同じくして設けられた国立美術学校、その

^{*21} 王時敏、前掲書卷上、「自ら画けし長幅に題し沈伯の為に敍す」。

^{*22} 現代中国の美術史家である薛永年氏は、王翬の絵画作品を年限に沿って慎重に考察した上で、七十歳以前の王翬の画業について、「在七十歳之前王石谷那種古中有我的山水画已經在意境筆墨和丘壑的結合上形成了自家特有的情味與程式、達到了高度成熟。」と述べ、職業画家として芸術的言語の精練には不十分という瑕疵はあるものの、陳獨秀が石谷の芸術を「中国悪画の総決算」と貶めるのは、石谷のエビゴーネンたちの仕業の責をすべて彼に負わせるものであって、正しく明快な見解とは言えない、と評する。(薛永年「王石谷藝術的再認識」、『王翬精品集』(1998年、人民美術出版社)の序言)。

また文人画家のとるべきたてまえ、自由な制作について、つとに次のような見解が示されていた。

「創作を支持することと雅正な伝統を尊重すること、このふたつのたてまえは、前者に伝統否定、後者に創作否定の傾向が強まってくれば、当然矛盾が増大して互に反発し合うようになりかねないのである。もっとも、伝統否定といっても伝統とは無縁の突然変異を作ることではない。中国絵画史の上では、行き詰まった古い形式を否定して、より古いもしくは本来のものとみなされる形式を新しい時代に復活し、それによって中国絵画の伝統を拡充するというやり方をとった場合が多い。つまり伝統を生かすために伝統を否定するのである。それからまた明清時代の文人画には、図中に古人某々の筆法に倣うといった制作上の典拠を記した作例が多いが、だからといって、それらの作品を額面どおり創作否定とみなすのは早計である。そこでは形式が正当であることの保証を得るために、作者はいちおう権威ある名家の形式を借りるわけであるが、それをそのまま鵜呑みにするではなく、自己流に改造するという名目的なものが多いのである。このようにみれば、文人画家の二つのたてまえである創作主義と伝統主義は、必ずしも矛盾対立の関係にあったのではなく、むしろ相対的な兼ね合う関係にあつたといえよう。そうして、この兼ね合いの関係から文人画家のさまざまなタイプや、それに相応する画風の多様性が生まれるのである。」(米澤嘉圃「文人画家のあり方 中国の場合」、『日本の美術』23巻「文人画」(1966年、平凡社) 所収)

中国文人画における伝統と創作との関係は、この文章に明快に述べ尽くされていると考える。それでは、権威有る名家の模倣に長けた王翬の場合は、どのようにこの兼ね合いが図られているのか、その具体的かつ詳細な検証は、依然として今後の課題となっていると言うべきである。

^{*23} 「北大画法研究会旨趣意書」、『蔡元培全集』第三巻、156頁。

18年4月の開学式祝辞でも図画が美術全体に占める位置と、中国と西洋における図画の性格の違いとを、それぞれ次のように説いている。「美術は本と文学、音楽、建築、雕刻、図画等の科を包有す。惟だ文学の一科は、通例文科大学に属し、音楽は則ち各国多く専校を立つ、故に美術学校は、恒に視覚の美術に關係するを以て范围と為す。視覚の美術に關係するには、尚お建築、雕刻等の科有りと雖も、然れども建築の起きるは、本と実用に資し、雕刻の始めは、用いて祈祷に供す。其れ純粹の美感より起きる者は、^を厥れ図画と為す。美学の甚だしくは發達せざる中国なるを以て、建築、雕刻は、^{ひと}均しくは進化せず。而るに図画は独り能く發展す、即ち此れを以ての故なり。図画の中、図案先に起こりて、絵画之れに継ぐ」*24。狭義の美術では、文学と音楽とは領域を異にしており、さらに美術の領域も建築、雕刻、図画に分かれ、図画の成り立ちも図案と絵画では継起の関係にある、と説いている。従来は一括りにされていた美術が、整理序列されているのである。この方針に基づき、この国立美術学校では絵画と図案の二学科が、まず設けられたようだが、そうした学科設置についても、蔡元培は以下のような将来の希望を述べる。「惟だ中国の図画は、書法と縁を為す、故に画を善くする者は常に書を善くす、而して画家は筆力風韻の属に尤も意を注げり。西洋の図画は雕刻と縁を為す、故に画を善くする者は亦た或いは雕刻を善くし、而して画家は体積光影の別に意を注げり。甚だ望む、茲校の経費拡張時においては、書法専科を増設して、以て中国図画の發展を助け、併せて雕刻専科を増設して、以て西洋図画の發展を助けんことを。」

蔡元培のこの言明は、中国と西洋の絵画の性格の違いに言い及ぶに際し、中国の伝統的絵画觀に依拠している。知識人が書と画を併せ嗜むことが藝術的センスの証しであるとは、古くから言表されてきたことであった。古くは、多彩な才能を備えた後漢の張衡（78-139）について、夏侯湛（243-291）は「張平子碑」の中で、「夫れ好学博古なるが若きは、^{こと}謨籍を貫綜し、^{かこう}墳典丘索の流、^{ふんてんきうさく}經礼訓詁の載、百家九流の辯、詩賦雅頌の辭、金匱玉板の奥、^{ほう}識契圖緯の文、音楽書画の藝、^{ほう}方技博奕の巧あり」と記す。夏侯湛は、張衡の数ある才能の一つの現れとして、「書画」を「音楽」併せて指摘するのである*25。画と書を一体の技芸として捉える見方が、蔡元培の学科増設の希望にも潜在しているわけである。これは明治日本の美術教育や美術展覧会のあり方と、明らかな対照をなすことでもある。

だが、蔡元培が構想した美育の普及にとって、新進の西洋画法を取り込むことは不可欠であった。画法研究会結成後二年近くになった1919年10月、彼は研究会の秋季大会での挨拶に、「吾、新旧画法の調和、中西画理の溝通に頗る注意し、博綜究精し、以て美育を發揮せん」と訴えた*26。この時、自身は絵画制作に携わっていない蔡元培にとって、美育の考え方と共に鳴し上海で早く美術学校経営に当たり、かつ西洋絵画に強い関心を持って画業に取り組んでいた若年の劉海粟

*24 「国立美術学校成立及開学式演説詞」、『蔡元培全集』第三卷、147頁。

*25 宋・洪适『隸釋』卷十九。

*26 「在北大画法研究会秋季会議演説詞」、『蔡元培全集』第三卷、347頁。

(1896-1994) の知遇を得たことは、単に蔡元培と劉海粟個人の履歴にとってのみならず、以後の中国絵画界の展開にも非常に大きな意義がある出来事となったといえる。

1912年、劉海粟は弱冠17才のとき烏始光らと上海図画美術院を開設した。開設当時の美術学校に注がれる社会の目については、十年後の1922年、彼は來し方をこう回顧している。「『宣言』(学校開設当初の運営方針三ヵ条のこと) を新聞紙上で公表すると、社会一般は、嘲笑、謾罵する者、図画にまで学校ができたのは笑うべきことだという者があった。だいたい当時の人は、考えが浅く実用を重んじるばかりで、思想を軽んじ、人生の目的は物質的な享受にあって、芸術などは人生と直接の関わりのない遊興と見なし、富貴を謀る可能性も無ければ、研究にも値しないとした。というわけで、美術提唱を聞いただけで、こぞって反対したのである」²⁷。この回顧に先立ち、図画教材として自ら編んだテキストの序文の冒頭には、「美育」の語を折り込みつつ、「余の画学の著述、これを寝饋に形づくるは、已に年有り。此の念の發生、蓋し亦た自るところ有り。辛亥、壬子の間に方り、余、我が國の美育を蔑視するに感じて、遂に泰山蛟負の願いを挾み、力の薄きを揣らず、謬然として図画美術学校を創設すれば、一時に四方の学子、源源として来たり、年ごとに増加する有り」と記している²⁸。この時、劉海粟はわずかに二十四歳、にもかかわらず彼は上海図画美術学校長であった。

「私は私の勇気を奮い立たせて、必ずや万人が快く暮らし、万人が芸術の美を見抜く精神を具え、万人が努めて生きる意義を悟ることができるようにならう」²⁹と述べて、芸術、美術は個人の境遇の違いを問わず、広く大衆に受け入れられる普遍的な価値を持つ事業で、より多くの人々に受容されるよう努力することが美術教育の目的であると考えていた劉海粟にとって、三十歳余り年長の美学者であり、かつ当時の文教政策を牽引していた蔡元培は、極めて重要な精神的支柱にほかならなかった。「芸術の目的は、実在する外界物を写し取ることでも、帝王、貴顕や豪商たちの暇つぶしの玩具を提供することでも決してない。芸術の目的は、大衆が美の陶冶を獲得できるようにすることなのだ」³⁰という劉の主張は、蔡元培の「美育」の考え方そのものであった。

劉海粟は、蔡元培から受けたそうした恩恵を、自ら公に顕彰している。美術学校の機關誌『美術』第二期（1919年7月発行）の表紙題簽の揮毫を蔡元培に依頼するとともに、「中国提倡美育者 蔡子民先生」と記し、蔡元培の肖像を掲載した³¹。

美術教育の実践が不可欠であった蔡元培にとっても、新進の西洋画家にして美術学校校長の劉

*27 劉海粟「上海美專十年回顧」創立時代、もと1922年、『中日美術』1巻3号および『時事新報・学灯』、いま『劉海粟散文精選』（2010年、人民文学出版社）による。

*28 劉海粟「画学真詮自序」、もと1919年、いま『劉海粟芸術隨筆』（2012年、上海文藝出版社）による。

*29 劉海粟「民衆的芸術化」、もと1925年『芸術』第97期、いま『劉海粟芸術隨筆』による。

*30 劉海粟「芸術の革命觀—給青年画家」、もと1936年、『国画』月刊第2号、第3号。

*31 同じページに「上海圖畫美術学校畢業生北京大学畫学研究會導師現由教育部特派赴法國留学美術、徐悲鴻君小影」と記し、併せて徐悲鴻の肖像写真も掲載された。このような措置が徐悲鴻の不興を呼び、後年の劉海粟に対する反発の原因の一つになったであろう、と推察される。

海粟から大いに賛同を得たことは大いなる幸運であった。1921年末、五十五歳の北京大学校長・蔡元培は、二十六歳の上海美術専門学校校長・劉海粟を北京に招き、講演と個展開催の斡旋をした。12月、劉海粟は北京大学画法研究会で「西洋現代絵画の新しい趨勢」と題して講演、翌22年1月には琉璃廠にあった北京高等師範学校の雨天練習場で、三日間の個展を開く。自作の油彩画30点余りが展示されたのに加え、蔡元培が紹介文を『京報』に発表した^{*32}。紹介文は、劉海粟の略歴、その芸術、展覧会の出品目録からなる。紹介文前書きには、「劉海粟君は十数年にわたる努力により、中国芸術界に新たな領域を創出した、これは彼個人の芸術生命の現れではあるが、文化発展から多くの助力を得ている。民国十一年一月十五、十六、十七の三日間、高師の美術研究会と平民教育社などが、彼の個展を挙行した。私がこの文章を書いたのは、ただ劉君を紹介するためだけではなくて、併せて我が國の芸術界に、彼のような勇気ある作者が一人でも多く生まれることを希望するからである」^{*33}とある。蔡元培が熱心に劉海粟を引き立てたのも、自らが志向する「美育」を着実に実現していくためでもあった。さらに五年後の1927年末、当時、大学院（国民政府の教育担当機関）の長に就任していた蔡元培は、それまで欧州留学の経験がなかった劉海粟のために、欧州研修の実現を後押しする。その支援によって、劉は翌1929年2月から1931年秋までの二年半、三十歳代半ばの美術觀確立時期に、待望の欧州歴訪が実現する。欧州派遣が決定した1927年11月に、彼は蔡元培に宛てて次のような札状を送っている。「屡しば我が公の嘉惠提携を蒙り、竊かに以為えらく生平の大幸なりと。嘗て自ら傲りて曰く、生平師無し、惟だ公のみ是れ我が師なり、と。故に敬仰の誠、時に或いは移ること無し。今更に大学院由り欧洲に派赴して研究することを許さる、先生の我を愛すること切なるを見るに足れり、亦た時に或いは易うこと無し」^{*34}。これより十年前の1919年、日本に渡り同時代日本の美術政策や美術展を具に視察する機会は持ったものの、最も惹かれていた西洋美術に直に触れる機会を得たことは、劉海粟のその後に決定的な意味をもった。蔡元培に対する尊崇の念は、おそらく終生変わることはなかった。後年、友人宛ての手紙にこう述べている。「康有為、梁啓超のお二人の外に、私の事業を支持し、私の芸術活動を助け、私の生活に深い影響を与えられた人は、間違いなく蔡元培先生だ。この広い心を持った学者、革命家にして教育家が、中国の文化界、教育界になした貢献は非常に大きかった。彼は美育の提唱に熱意を注ぎ、「美育、宗教に代う」という論文を著し、芸術を熱愛した。さらに、彼は私に終始期待するところがあり、私が学校を運営し、欧州へ美術研究に向かい、それに続いて再度、独、英、オランダ、仏、スイス、チェコに絵画展示にかけられたのも、すべて蔡先生の援引と支持があったおかげだ。」こうして中国二十世紀前半期において、著名な文化人・蔡元培と新進の画家・劉海粟との間には、「美育」の概念を紐帶にして、強い絆が結ばれたのであった。そして二人は、次に全国に美術を普及させるべく、全国規模の美

*32 袁志煌・陳祖恩編『劉海粟年譜』（1992年、上海人民出版社）35頁による。

*33 「紹介画家劉海粟」、『蔡元培全集』第四卷、140-143頁。

*34 『劉海粟年譜』87頁。

術展開催に邁進していくことになる。

3 第一回全国美展

劉海粟は、美術学校の運営が軌道に乗り、人体モデルを使った実技科目に対する世間の批判にひとまず対応し終えることができた1919年9月、汪亞塵ら四人の同行者とともに、日本美術界の現状視察に赴いていた。当時、文部省美術展覧会（文展）に代わり開設された帝国美術院が主宰する帝国美術院第一回展覧会をはじめとし、日本美術院や二科会の展覧会参觀のほか、各種美術学校を訪問し、藤島武二や石井柏亭ら、著名な画家らとの面談などを、ほぼ一ヶ月間かけて精力的にこなした。帰国した翌年、劉海粟は汪亞塵との連名で、上海美術学校の機關誌『美術』第二卷第一号に、帝展の沿革と出品規定、展示された洋画、彫刻、日本画作品解説を内容とする視察報告「日本之帝展」を発表した。この報告書は、「質めて之れを言わば、政府の獎励無くんば、当然にして個人の藝術を研究する精神を鼓勵すること能わず、然るに美術は實に一國文化の基礎、工芸の母為り、美術は以て國家を代表すべし、願わくは國鈞を秉る者、一たび為に注意して之れに及ばんことを、則ち吾が國美術の前途、^{さだ}とくること有るに庶からんか」^{*35}というような居丈高に見えるほどの格式高い語調で、劉は美術が国民文化として定着するためには国家の獎励育成が不可欠であると主張する。しかし一方では、当然のことながら、芸術家個人の創作意欲の發露は、国家の施策次第だとする国家主義的論調には、すぐさま美術学校内部からも批判の意見が挙がった。この報告に附記するかたちで、唐雋(1896-1954)^{*36}はこう反論した。「藝術といふものは、独立したものであつて、“獎励”はそれと無関係、“謗毀”もそれと無関係である。もしも藝術は政府によって提倡されてはじめて、個人に研究する意欲が湧いてくるというのなら、そのような藝術は“獎励”的藝術ではないのか。そのような“精神”は“獎励”的精神ではないのか。そのような藝術は、私は全く価値のないものだと思う、だから藝術は藝術のための藝術であるべきなのだ」^{*37}。この唐の批判を、劉海粟も是認せざるを得なかつた。劉は翌々年の1921年に一書として公刊した『日本新藝術的新印象』では、この唐の言説を引いた上で「藝術が立脚している根本理念とは、個性を引き伸ばし、それぞれの才能をかぎりなく發揮させることである」と書き加えざるを得なかつた^{*38}。それにもかかわらず、劉は依然として政治的立場を保持した。全国規模の美術展の開催を契機として、社会に役立つ芸術家を多く誕生させ、国民文化を發展させることが必要だ、と主張している。劉は日本視察期間に、帝展ばかりでなく、それに反発して結成開催さ

*35 『中国近現代美術期刊集成』第一輯（李超主編、2018年、上海書画出版社）第一冊所収影印の『美術』1919年、第二卷第一号による。

*36 この人物は、後にフランスに留学、美学を修め、帰国後、四川や雲南の大学で教鞭を執る。

*37 『中国近現代美術期刊集成』第一輯第一冊所収影印『美術』第二卷第一号。引用箇所、最後の一文、原文は「所以藝術因是藝術而求藝術。」とある。

*38 劉海粟「日本新藝術の新印象」（抄）、『日中の120年文芸・評論作品選』1「共和の夢 膨張の野望1894-1924」（2016年、岩波書店）所収の翻訳による。

れていた他の美術展、日本美術院や二科会の展覧会も参觀し、それらの団体が結成されたいきさつについてもある程度認知していたと推察されるが、それらの官展とは対立する展覧会についての言及はしていない。劉海粟としては全国統一の美術展の実施がどうしても譲れない事業だったためではないか。

一方、全国美術展の開催の実質的な責任者であった蔡元培は、劉海粟が日本美術界視察に赴いた1919年に、「文化が進歩した国民は、科学教育を行っているほか、美術教育を普及させることを最も必要としている」と述べていた^{*39}し、劉自身も蔡の言と歩調を合わせるかのように、1922年末に「美術展覧会を挙行すれば、暗黒の社会は美術の発達により光明を得る」と世に訴えた^{*40}。中国の美術展覧会は二十世紀10年代の児童芸術展覧会を嚆矢とし、各地で“画賽会”という名称で、先行して開催されていたといわれる^{*41}。劉海粟も1924年3月、江蘇省教育会美術研究会副会長として江蘇省第一届美術展覧会の開催にこぎつけていた^{*42}。美術教育における展覧会の必要性は、蔡元培や劉海粟とは直接の交渉を持たなかった嶺南・広東の画家・高劍父（1879-1951）も強く認知していた。政治的センスが鋭敏であった高は、開催者や出品者が觀衆から受ける評価についても考えを及ぼし、「現代は畢竟現代であって、展覧会制度が出現するようになった、画家の筆墨は、突然に衆目の爛々たる下に置かれて最後の審判を待たねばならず、幾千万もの觀衆に印象を持ち帰らせねばならなくなつた。都市生活においては、山林での隠逸は、もはや大衆の審美対象ではなくなった。彼らが要求するのは彼らの生活の各側面における美醜のもろもろを書ききつたものだ。こうなると、画家は彼ら觀衆のために画を画かねばならず、自分のために画を画くのではないのなら、展覧会を開いたとて何になろうか」^{*43}。高が指摘するような、大衆による展覧会受容について、前時代の気心の知れた文人間の雅な集まりの再現を想定していたのではないにしても、蔡元培や劉海粟はどう考慮していたのであろうか。

中国で最初の全国美術展覧会は、足かけ七年に及ぶ曲折を経^{*44}、ついに1929年4月に、上海で国民政府主催の美術展覧会として三週間にわたって開催された。後年、1931年に蔡元培は「三十五年来中国之新文化」を概括するにあたり、この度の展覧会の内容を、「第一部、書

^{*39} 「文化運動不要忘了美育」もと『晨報副錄』1919年12月1日。『蔡元培全集』第三卷、36頁。

^{*40} 「為什麼要開美術展覽會」。『劉海粟年譜』44頁による。この論説は1923年2月20日に『時事新報・學燈』にも掲載された。後掲する顏娟英「官方美術文化空間的比較」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』2002年）の脚注参照。

^{*41} 水天中「有關美術展覽與美術館事業的斷想」（『中國現代美術理論批評文叢・水天中卷』、2010年、北京・人民美術出版社、所収）による。

^{*42} 『劉海粟年譜』58頁。

^{*43} 高劍父「我的現代国画觀」（『高劍父詩文初編』、1999年、広州・廣東高等教育出版社）248頁。蔡星儀『中国名画家全集・高劍父』（2002年、河北教育出版社）「年表簡編」では、1921年、43歳の作とする。

^{*44} 開催に至る経緯について、蔡元培は展覧会終了後、次のように美術展会報特刊の序文で回顧している。（『全国美術展覧会特刊序』1929年10月。『蔡元培全集』第五卷、336頁）

「…（民国）十七年間、大学院（引用者注：国民政府教育部に代わって設けられた行政部局）は美術教育委員会の請を納れ、全国美術展覧会を挙行することを決定す、籌備未だ畢わらざるに、大学院改組されて教育部となる、則ち教育部に由り繼續して之れを籌備し、十八年四月十日開会、二十日にして会畢われり。開会以前は、経費の支給、内容の複雑なるを以て、幾ど之れを成立せしむること能わざるの慮り有り、幸いに教育部長官、及び其の指定する所の此の事を専辦する職員、及び其の延聘する所の美術家、均しく能く持するに坦白にして奮發する態度を以てし、行うに安詳にして縝密なる手段を以てし、遂に此の空前の大會を使て、進行すること阻無からしむ。…」

画、千二百三十一件；第二部、金石、七十五件；第三部、西画、三百五十四件；第四部、彫刻、五十七件；第五部、建築、三十四件；第六部、工芸美術、二百八十八件；第七部、美術撮影、三百二十七件。又有日本美術家出品、八十件。毎日并有收藏家分別借陳的古書画」と記録している^{*45}。この全国美展の概要と特徴は、同時期に開催され始めた植民地下台湾での「台湾美術展覧会」との比較をも含め、顏娟英氏の論文「官方美術文化空間的比較—1927年台灣美術展覧會與1929年上海全國美術展覽會」^{*46}にすでに詳細に論じられている。本稿では、顏氏の指摘を受けつつ、以降の中国における美術の動向をめぐって、次の三点について注意したい。すなわち、第一に出品区分の雑多と出品数の不均衡、第二に西洋画に関する視点の分岐、第三に木版画作品の黙殺、である。

(1) 区分の雑多と出品の偏り

この美術展は、第一部書画をはじめとする独自の分類に依っており、近代美術の絵画、彫刻、建築といった分類には従っていないことがまず注意される。しかも、伝統書画のみならず、金石をも分類として設けている。さらに、日本人画家（洋画家に限定され、日本画家の作品は展示の対象とはならなかったようである）の作品や古書画の参考展示まで行われ、古今折衷の出品区分が採用された。展覧会の運営は、主に入場料収入に依存していたといわれ、当時の『申報』の記事には^{*47}「…該会、並びに国樂及び演劇等の表演有り、以て雅興を助く。国樂室は西樓の下層に在り。…」などと報じられている。中国の邦楽の演奏や芝居の上演までが実施された。『婦女雑誌』に李寓一が載せた「教育部全国美術展覧会參觀記」には各部にわたる詳細な報告がある^{*48}。それには、会場は、出品作品の展示を行う「陳列部」、楽奏上演が行われる「樂芸部」そして書籍や各種工芸品を販売する「販売部」からなり、会場一階のメインホールは「樂芸部」が占めるのに對し、展覧会本来の主体たる展示部は2から3階に追いやられてしまった、と記される。「陳列部」には絵画、彫刻のほか篆刻、七宝焼きなどの工芸品や写真、さらには寺内万次郎らの同時代日本洋画作品、古画古器の参考展示までがあった。観覧券を購入した人びとの足が、もっぱらどの部門に進んだのか、詳しい実態は明らかではないが、この展覧会の性格を顏娟英氏は「国展雖然名為美術展、卻仍沿襲勸業博覽会的商業銷售或經濟推広性質」と断じる^{*49}。

展覧会運営に関わっていた大学教授・詩人の徐志摩は、「今次美展の性質と規模は、空前のもので、書画、彫刻建築のみならず工芸美術にも及び、国内の美術家のみならず、華僑の美術家も一様に出品し、当代美術のみならず、古代のものや国外の作品も併せて陳列して参考に供された。ゆえに規模の面における創举である。性質についていえば、今次美展は教育部の主催であるため、

^{*45} 「三十五年来中国之新文化」三、学術的演進茲分為科学美術兩類の二・美術（丑）博物院與展覧会。『蔡元培全集』第六卷、88頁。

^{*46} 台北・『中央研究院歴史語言研究所集刊』第七十三本、第四分（2002年12月発行）所収。

^{*47} 前掲顏論文の引用による。638-639頁。

^{*48} 李寓一「教育部全国美術展覧会參觀記」（もと1929年7月、『婦女雑誌』第15巻第7号、いま『海派書画文献匯編』第一輯（2013年、上海辞書出版社）、514-527頁）

^{*49} 前掲顏論文639頁。

これは政府が美術を提唱する初めての正式な表示なのである」と、展覧会が国民政府主催のもと、西洋における芸術民衆化の流れに沿う、包括的な意義を持った事業なのである、とその意義を訴える^{*50}。また徐志摩は、展覧会終了後、歐州歴訪中であった劉海粟に宛てた手紙では「美展已に^{はや}快くも功徳を円満にす、古代の書画の^{あつ}薈むるところの精品、真に一大觀、洵に是れ空前の盛事なり」と記していて^{*51}、展覧の見所が参考展示された古代の書画であったかのような口ぶりである。

事実、出品数では書画部と西洋画部には大きな隔たりがあった。参考展示された古書画まで加えれば見かけ上の差はさらに大きかったであろう。こうした不均衡が生まれてしまったのは、西洋画が社会にまだ広く受容されていなかったことに加え、洋画流派間の感情的摩擦や反発が出品を偏向させてしまったことにも原因があったように推測される。だが、何にもまして影響が大きかったのは、1929年段階の人びとの美術通念は、まず伝統的な書画をイメージしていたことだったのではなかろうか。書画を中心とする諸芸術を、美術の名の下に包括しようとする現実的事業としてまず想起されるのは、上海にあった出版社の神州国光社社主の鄧実（1877-1951）が、1911年から七年をかけて編纂を進めた『美術叢書』の出版であろう。この叢書は「伝統的な書画から近代的な美術への造形藝術の枠組の大転換の先駆をなす」編纂物と今日でも評価されるが^{*52}、鄧実自身も叢書例言の冒頭、これを世に問う意図を「是の書、美術を提倡せんとする起見のため、古今の大美術家の著述を叢集し、一書を勒成して以て人の優尚の思想を引起せんとす。蓋し吾が國開化最も早く、列邦文藝の祖為り。凡そ書画彫刻の類、久しく藝林の寶貴する所と為る。是の書の取むる所、皆な書画彫刻の術を講求する者に係る。良墨にて精印し、以て海内の共賞に供す」と、このように美術を普及するための事業であるとはいうものの、叢書の主体を成すのは書画と彫刻である。実際、鄧実がこの書に附載する自身の読書ノート「談藝錄」は、繪事、書、彫刻、文具、玩具、音楽、金石の七部門に分かって記載するものの、大多数の記事は、画と書に限られている。蔵書家・余紹宋（1883-1949）が編纂した一大書画文献著録『書画書録解題』でも、『美術叢書』を「是の編の輯むる所原と五類に分かつ。一、書画。二、雕刻摹印（文品各品附）。三、磁銅玉石。四、文藝（詞曲傳奇）。五、雜記。而して書画の書独り多く、幾十の七八を占む、其の凡例も亦た書画を以て主と為すと言うなり」と評する^{*53}。このように考えると、全国美展の出品のなかで最も広く受容されたのは、普遍的な価値をもった美術ではなくむしろ伝統書画であった、と推察できる。

(2) 西洋画の評価基準をめぐる不協和

第一回全国美術展覧会で、普遍的価値をもった美術の展示が当初意図されながら、伝統書画の

*50 徐志摩「美展弁言」（もと1929年4月10日、『美展』第一期、いま『海派書画文献匯編』第一輯、503頁）

*51 劉海粟宛徐志摩書簡1929年4月25日付け、韓石山編『徐志摩1896-1931全集』（2005年、天津人民出版社）第六卷書信、23頁。

*52 前掲、小川裕充「『美術叢書』の刊行について」、41頁。この叢書の編纂過程やその後の受容及び増訂経過について詳しい。

*53 『書画書録解題』卷之八、第八類、叢輯、一、叢書。

出品に偏り、西画部の展示が書画部に比べると貧弱な展示に終わる結果になったのには、開催当時の中国社会の西洋画受容が未成熟であったばかりでなく、洋画制作流派間の制作理念に様々な食い違いがあったためではないか、と推測される。

前節で見たように、劉海粟は上海図画美術院発足当時の世の中の受け止め方が冷淡で、軽侮を伴うものであったことを嘆いていた。李寓一「教育部全国美術展覧会參觀記」には、「歐洲後期印象派」なる用語も見えるけれども、現代画家・吳冠中（1919-）の回想によれば、彼が少年の頃、人びとは西洋近代絵画について「遠くで見れば西洋画、近くで見ればお化けのけんか（遠看西洋画、近看鬼打架）」と評されていたのを聞いた、という⁵⁴。

さらにまた、近代西洋絵画に魅惑されて油彩画の制作に従事していくようになった中国の画家たちにとって、どのような西洋近代絵画を範とするかは、その後の彼らの創作のあり方を大きく決定することになる重大事であったはずだ。美術学校開設当時から、セザンヌやゴッホら西洋後期印象派に強い関心を寄せていた劉海粟は、欧洲渡航の機会を得て、自らの創作指針をより確信することになったであろう。一方、劉よりも十年も早く、1919年二十四歳の時、蔡元培の推薦によりフランス留学の機会を得、パリ・フランス国立美術学校などで、新古典主義的アカデミズムに親しむ機会を得ていた徐悲鴻は、全国美術展開催時には南京・中央大学芸術系の教授に就任、デッサン重視をカリキュラムの中核に据えていた。さらにまた、徐悲鴻がフランスに渡ったのと同じ頃、留仏僑学会に参加し1920年にフランス留学の機会を得た林風眠（1900-91）は、1926年二十七歳で帰国すると、直ちに蔡元培によって新設の国立北京芸術専門学校の校長に迎えられ、全国美展の開催準備を蔡元培とともに進めていた。同じように蔡元培との強い関わりを持つつ西洋画受容に勤しんだ三人の間で、西洋画受容に関してどのような考え方の違いがあり、以後の中国の西洋画受容にどう影響したのかは、なお今後の解明が待たれる課題だ。全国美展の西洋画展示についていえば、劉海粟と親しかった徐志摩と徐悲鴻の間で、参考出品とされた西洋近代絵画をめぐって論争があったことはよく知られる。後期印象派の絵画を全く評価しない徐悲鴻は、結局自作の全国美展への出品を取り止めてしまった。徐志摩は、すでに前節で示した劉海粟宛の手紙に「私が悲鴻とやりやった件の文章は、あるいは滯仏中の芸術家諸君の関心を引くかも知れません。もし何か文章ができたら、どしどしお寄せ下さい。私の雑誌の新月には、いつでも掲載可です。悲鴻はこれで、ちょっと困ることになるでしょう。彼は実際やり過ぎです、威張りまくって、天下に人無しと言わんばかりです」とこぼした⁵⁵。林風眠も自作を出品はしたもの、1927年には北京芸専の校長を辞職し、翌年には杭州に新設された国立芸術院（翌29年10月に

⁵⁴ 水天中「印象派絵画在中国」（もと2004年、中国美術館編『印象派珍品展画集』、いま『中国現代美術理論批評文叢・水天中巻』2010年、北京・人民美術出版社、所収による）、水天中はこの吳冠中の回想のことばに関し、さらに吳が劉海粟の絵画展を參觀した時の事實に触れ、「他去參觀劉海粟画展、展覽會上有文字提醒觀者“須離画十一步半”觀賞……這種種說法都反映了當時中國公眾對印象派以及西方現代繪畫的片面印象」と評している（352頁）。

当時の一般鑑賞者には、画面に近接して絵画技法を理解するすべが無かったのであろう。

⁵⁵ 劉海粟宛1929年4月25日付け書簡。原文は「我與悲鴻打架一文、或可引起留法藝術諸君辨論興味。如有文字、盼多多寄來。新月隨時可登。悲鴻經此、恐有些哭笑為難。他其实太過、老氣橫秋、遂謂天下無人也。」

は国立杭州芸術専科学校に改称）の校長に就任しており、上海で開催された全国美展に直接タッチすることはなかった、と推察される。彼自身は全国美展について論評は示さなかったようだが、芸術院の機関誌『亞波羅』29年第七期の前言は、「朝に開いた花を見に行くような気持ちを抱いて教育部の全国美術展覽会を見に行った友人たちよ、二つの中庭と三階建ての建物の十数室のサロンを駆け抜けた後で、その朝の花があなた方に与えた感概は、おそらく二本の足がくたびれたように倦怠と味気なさだったのではないか。物華天宝と自称する中国を憐れむべきである！」という一節で書き起こされている。全国美展への冷ややかな受け止めが透けて見えるだろう^{*56}。

展覽会の洋画部門における意見の齟齬は展覽会開催準備段階から、すでに画派間の思惑が交錯していたことに起因している、という批評も世に出ていた^{*57}。洋画家の間で意見の対立が現れたことは、個人を超えた美の意義や社会における美術の普遍性に基づいて、国民文化の向上を推進すべく、大規模展覽会の実施を主導してきた蔡元培にとって、懸念すべき事象であったに違いない。彼は展覽会終了後の4月28日発行の『美展』第七期に「美術批評的相対性」と題する一文を寄せる。彼はその冒頭にこう記す。「私たちは公認された美術品には、“見れば誰もが賞賛する”といったことばで形容する。しかし実際には決してこのような普遍性はあり得ない。孔子は善惡の批評について、村人がござって好いとするのも、ござって悪いとするのもひとしく良しとできない、村人の善い者が好み、善くない者が悪むというほうがましだ、といった。美醜もそうだ、人々がそろって好いというよりは、くろうとが好いといいしろうとが醜いといって少し頼りになる方がましだ。それが最も普通なのだ。くろうと同士でも、種々の個性や環境の違いで、絶対的なものではなく、相対的たらざるを得ない」^{*58}。蔡元培が全国展を企図したのは、“見れば誰もが賞賛する（有目共賞）”美術作品を多くの人々が受容することで、美術の普及を図り、それを通じて国民文化の形成を目指すことであったはずだ。しかし蔡元培は、受容者ではなく制作者の「立異」に直面し、美術受容があくまでも個人別個の営みであることを知ったのではなかろうか。全

^{*56} 『亞波羅』第七期「第一頁」。『中国近現代美術期刊集成』第一輯（李超主編、2018年、上海書画出版社）第六冊所収の影印による。原文は「抱了像要去看朝花一樣的心情去看教育部全國美術展覽會的朋友們、在跑過兩處院落三層樓房數十個沙龍之後，這朝花所給予你們的感概怕也同兩條直腿一樣那麼酸苦怠倦與悽涼的罷？可憐自稱為物華天寶的中國啊！」

^{*57} 雑誌『上海画報』第455期（1929年4月9日発行）に掲載された記事「美展展期不展」（署名「大偵」）には、次のような一節が記された。

「中国的国画家和洋画家、向来是風馬牛不相及的。在林風眠第一次籌備全国美展時代、林風眠是西画家、当然不注重中国画、結果只收到三十多件作品。西画部分却自身發生了裂痕、張聿光第一個反對、同時在上海發起一個展覽會、結果也只收六七十件。其余徐悲鴻是一派、劉海粟又是一派、都表示不能合作。頃刻之間煙塵四起、無形之間就把会期消滅了。至于中国画方面、他們多少抱着點頭巾氣、自己做他們的画中隱士、任你天翻地覆、也不來過問。所以第一次延期的原因完全是西画部自身破裂、與国画完全無關。」（『海派書画文献匯編』第一輯、502頁）。

ここに記される通り洋画部の出品に至る状況とは異なり、中国画では出品に関する軋轢は生じなかっただかに見える。展覽会開催に参画した国画家・陳小蝶は、展覽会に出品された一千三百余点の国画鑑賞のための手引きとして「從美展作品感覺到現代国画画派」という一文を著し、復古・新進・折衷・美專（上海美術専門学校の略）・南画・文人の七つの流派に区分し、展覽会の機関誌『美展』第四期（1929年4月19日発行）誌上に解説を加えている。しかし、この文章には、各派間の対立差異について、全く言及がないからである（『海派書画文献匯編』第一輯、122～123頁）。

^{*58} 「美術批評的相対性」、『蔡元培全集』第五卷、311頁。

国の美術と呼称しながら、その実態は、従来の同好会的書画会と違わない結果になったことに気づくことになったのではないか。

(3) 木版画作品の排除

美術意識が相対的なものであることは、出品作の受容にだけ現れていたのではなく、そもそも官製展覧会への出品が実現しなかった部類が存在していたことにも明らかである。中国における後年の美術の進展から見れば、全国美展で最も注意されるのは、創作木刻作品への対応であった。

二十世紀二十年代以降の創作木刻を育て上げたのが魯迅であったことは、今では広く知られている。友人の許寿裳が、「魯迅の芸術愛好は、幼い頃からで、芝居を観るのを好み、画を描くのを好んだ。中年には漢代の画像を研究し、晩年には版画を提倡した」と述べた^{*59}ように、魯迅自身は実作には携わらなかったものの、ことに最晩年には若い版画創作者たちの育成支援に力を注いだ。版画家の李樺（1907-?）は、「中国の新興木刻といえば、魯迅先生を想起せねばならない。1929年、魯迅先生は木刻の種を播かれたのだった。一彼は芸苑朝華という名で四冊の画集を発行されたが、その内の二冊は木刻集だった。これ以前には、西洋の木刻が中国に紹介されたことは一度もなかった」と、後に回顧している^{*60}。李樺が言及するように、魯迅は1929年に美術叢刊『芸苑朝華』の第一期四冊を手始めに刊行した。第一輯『近代木刻選集』、第三輯『近代木刻選集』は、ともに英國の木刻画を選んだもので、翌30年には、同時代ソビエトロシアの絵画及び木刻13点を選んだ第五輯『新俄画選』を刊行する。『新俄画選』の前書きで、魯迅は版画を多く掲載した理由を、「中国の製版の技術が、未だ精工でないため、様相を変えるよりは、しばらくこのままの方がよいこと、が一つ。革命の時代には、版画の用途が最も広く、多忙であっても、すぐにできること、が二つである。『芸苑朝華』を創刊した時から、この点には注意した、それで一集から四集までは、すべて白黒の線の図にした、だが芸術界からは見捨てられて、継続するのが難しかった、今まで第五集を世に送るのも、恐らくはすでに時宜を逸した頃になろうが、いく人かの読者にとって多少でも役立つことを願う」と述べた^{*61}。四年後、同時代の若い版画家の作品を取り集めて最初の木版画集『木刻紀程』、すなわち木刻の里程碑というタイトルで出版した時にも、「創作木刻の紹介は朝花社から始まり、そこから出版した『芸苑朝華』四冊は、選択印刷は精巧ではなく、また著名な芸術家たちは歯牙にもかけなかったけれども、青年学徒たちからはかなり注目された」とその前書きに記している^{*62}。魯迅が「竟に芸苑の棄てる所と為る」、また「芸術家の歯せざる所と為る」という言葉が、どのような現実を意識して發せられたものなのかは、具体的には知り得ないけれども、全国美展終了後の美術界でも木刻画は全く注目の対象とならなかったようであ

*59 許寿裳『亡友魯迅印象記』「十一 提倡美術」（もと1947年10月上海・峨嵋出版社、いま1953年人民文学出版社版による）

*60 李樺「中国新興木刻の發生與成長」（もと『抗戰八年木刻選集』1946年、開明書店、いま孔令偉・呂澎主編『中國現当代美術史文献』2012年、中国青年出版社、311頁）

*61 魯迅「『新俄画選』小引」、「魯迅全集」「集外集拾遺」所収。

*62 魯迅「『木刻紀程』小引」、「魯迅全集」「且介亭雜文」所収。

る。もっとも魯迅自身も、全国美展開催時は上海に居住していたにもかかわらず、全国美展に言及することばは、現在伝わる日記をも含め全く見出せない。官展担当者と木刻創作者の両者ともども、お互いに関心を向けることはなかったのであろう。三十年代後半以降になると、木刻社団そのものが当局の取り締まりの対象となり、強制解散されていく^{*63}。

以上、三点にわたって述べてきたように、美意識はすべての人に備わっているという信念のもと、美術教育を普及させ、美術の普遍性が国民文化形成には不可欠な要素であると訴えてきた蔡元培や劉海粟が、力を注いで開催実現にこぎ着けた中国最初の官製美術展は、むしろ中国における潜在的な美術通念の実態と事後の解決されるべき課題とを明るみに出す結果になったといえるかもしれない。

4 第一回全国美展後の動向

第一回全国美展閉会後の三十年代前半の中国では、美術各分野で伝統をどう継承していくかについて、それまで以上に真剣に模索が行われたようには見える。本稿では最後に、その注目すべきと考える言説のいくつかについて概観しておきたい。

まず、伝統的書画領域ではどうであったか。当時、すでに国画家として名のあった黃賓虹は、美展国画部の參觀を複数回終えた後、伝統的書画に共通する筆墨の占める意義を、「流派は変遷すとも、重きは筆墨に在り、師承に法有って、千古も移らず」と再確認したと述べた上で、出品各流派の特色について概観する文章を発表している^{*64}。「書画同源」として筆墨双方の関わりの重要性を説くことは、黃の年来の信念に基づくものであったが、このレポートで注目すべきは、創造と伝統技法との微妙な関わりを彼が指摘しようと試みている点だ。黃はいう、「大凡一代の名作は、其の興るや奇を矯げ異を立て、初めより庸衆と流れを同じくするを欲せず、心に摹し手に追いて、駸駸として古に及べり。蓋し藝術の事、古人を貴ぶ所の者は、旧法を拘守して、不变の固執する者を謂うに非ざるなり。古人の創造の初めも、時宜に合わず、毎に多く世人の訾議する所と為れり。」古來の名画家たちは多く世の無理解を被ってきたとして、南宋の李唐から清初の石濤までの名だたる文人画家の名を列挙して訴える。そして、今回出品が叶わなかった画家たちに対して落選してもめげてはならぬと励ますのである。全国美展後、黃賓虹が次に力を注いだのは、筆墨のあり方を具体的に解説することだった。30年代当時の中国国内では最大規模の中國画愛好者集団となった中国画会が上海で結成される。三年の準備期間を経て、34年11月からは、

*63 李権前掲文には、「中国木刻芸術在萌芽之初、是經過了血和淚的培植的。木鈴社首先在杭州国立芸專被解散了、接著上海的一八芸社也受了摧残。“九一八（訳注：1931年9月18日に発生した軍事的事件。日本では満州事変と呼ばれる）”以後、木刻竟被頑固勢力認作“危險”的玩意兒、展覽会被封閉了、作品被沒收了、作者被囚禁了。」とある。

*64 黃賓虹「美展国画談」（もと1929年『藝觀』第三期、いま王中秀主編『黃賓虹文集全編』書画編上（2019年、北京・榮寶齋出版社による）

会誌『国画月刊』が発行開始された。会誌の刊行の目的は会員相互の親睦と並び「絵画の法度を提倡し、作風を改善すること」とうたわれた。当時、七十歳を迎え、独自の画風を見出しつつあつた黄賓虹は^{*65}、この会の運営に監察委員として深く参画するとともに、『国画月刊』創刊号からさっそく意欲的な中国画論「畫法要旨」を四回にわたって連載する。この画論で黄賓虹は、伝統的絵画を三流派と四つの画格に分けて概述した後、推奨すべき筆法と墨法を分類し、筆墨の複合による絵画の構成法、章法を解説する。「筆墨の功、先ず古人を師とし、又た造化を師とすれば、以て大家と成ること、難からずと為す」と、中国画の大家への道を説く^{*66}。筆と墨の用法を分類解説する手法は、筆墨重視の姿勢から出るものであることは容易に理解されることではあるが、ここで注意したいのは、大家中国画が必ずしも伝統的な文人画と同一視されていない点である。ここにも中国画における継承と創造についての黄賓虹独自の考え方を読み取ることができると思う。黄の考えによれば、文学に詳しい知識人（詞章家）や金石愛好家（金石家）が制作する文人画よりも、明末以来の南北二つの画派を意識した名家画と、師承関係や流派にこだわらない大家画が優位に位置づけられている。大家の画を黄は次のように定義づける。「筆墨の微奥を窮め、博く古今に通じ、法を古人に師い、兼ねて造物に師う、僅かに貌似するのみならずして、変化を尽くし、古人の墜絶せし緒を継ぎ、時俗の頽放せる習いを挽く、是れを神品と為す。此れ大家の画なり。」ゆえに大家の画は、歴史上継続的に出現するものではない。「大家は世ごとにには出らず、名家は或いは数十年にして一たび遇い、或いは百年にして後に遇う。」文人画が「世を歴て久しく遠く、縣縣として絶えざる者」であるのとは異なる、というのである。古来の技法に安住する同時代の絵画とは異質で伝統を継承しつつも新たな展開を実現できる力量を備えた画家こそが、はじめて大家と見なされうる。これは、美展參觀後に述べられた「奇を矯げ異を立て、初めより庸衆と流れを同じくするを欲せず、心に摹し手に追いて、駿駿として古に及べり」ということばと趣旨を同じくするものだ。大家に達するには、筆墨の法を修めることが不可欠だとし、黄は五つの筆法と七つの墨法を分析的に解説する、解説を終えて「筆墨の功ありて、先ず古人に師い、又た造化に師らわば、以て大家と成ること、難からずと為す」^{*67}ということばで、この画論は締めくくられている。黄賓虹の考えによれば、毛筆の揮い方と墨の微細な使い分けに慎重な表現主義的制作法に通じることが、中国画家にとって必須ということになる。黄賓虹がこのような論を展開していた中国画会の雑誌『国画月刊』に、時を同じくして上海の洋画家たちも稿を寄せていることにも、注目させられる。1935年の第一巻四期及び五期には、「中西山水画思想」特集が組まれた。31年秋に欧州歴訪を終えて帰国していた劉海粟も、さっそく同誌六期以降に「倫敦

^{*65} 弟子筋にあたる美術史家の王伯敏は、九十年に及ぶ黄賓虹の画業遍歴について、「黄賓虹的一生、可以分早・中・晚三个時期。早期是五十歳以前、致力于伝統学習；中期是五十歳至七十歳、深入山川、師法造化；晚期是七十歳以後、在藝術上作出了卓越的創造。」と評する。(王伯敏「論黄賓虹晚年的變法」、『朢雲』第64集、2005年、上海書画出版社)。

^{*66} 「畫法要旨」(1934年、『國畫月刊』創刊号、『中国近現代美術期刊集成』第一輯第九冊所収の影印による)

^{*67} 「畫法要旨」(1935年、『國畫月刊』第一巻第五期、『中国近現代美術期刊集成』第一輯第九冊所収の影印による)

通訊」と題して洋行報告を寄せた後、36年からは『国画月刊』後継誌『国画』に、次々と本格的な論考を寄せる。中でも、第四号「石濤特輯」号に掲載された「石濤與後期印象派」と題する論考は、黃賓虹が進めた筆墨論との関わりで注意すべき内容があるよう思う。この論考で劉海粟は、明末清初の独創的文人画家の石濤と、セザンヌやゴッホら後期印象派の画家、これら東と西の画家達の間に、絵画制作志向にかかる共通性があることを主張している。劉は後期印象派の作画態度は、画家自身の主觀と情感を基礎としつつ「選ばれる画題は、作者の内心で真実とするもの、把握されたものであり、それとともに、表現された画像は、いうまでもなくこの真実に向かって突進し、特殊な形式によって書き出されたものである。ゆえにそこに画かれたものは、ひたすら作家個人の独自な見解に依っているだけで、定まった規定はないのである」と述べる^{*68}。画家の情感を基礎とし洗練された形式によって画くことを尊重しようとする、このようないわば表現主義的制作手法は、黃賓虹の筆墨論と通ずるものであるといえよう。

次に全国美展からは排除された創作木刻のその後を見よう。ここでも伝統的技法をいかに見直すべきかという観点から、創作木刻を指導してきた魯迅が中心となって模索を進めていた。彼は中国の新進創作木版画家たちの作品を『木刻紀程』一書にまとめるに先立ち、芸術のための芸術を旨とする絵画思想が大多数の一般大衆とはかけ離れたものであると批判を加える^{*69}一方で、どのような伝統絵画技法なお参考とする可能性が残されているかという問題について、「『旧形式の採用』について」^{*70}という雑文で考えを述べている。この文章は、これに先立ち当該の雑誌に、編集者の聶紹駒が「新形式的探求與旧形式的采用」(1934年4月24日付け)と題した論説を発表、同月19日の魏猛克「采用與模仿」に反論し芸術の大衆化における連環画の新形式をめぐって考えを述べていたのに触発されて著された。魯迅は古来の画類、すなわち唐代仏画、宋代院画、米点山水、写意画（文人画）に順次言及し、これらを現時点で採用するには、新たな変革が不可欠であると述べる。ここで注意したいのは、魯迅がこれらの伝統書画類を「消費の芸術」と呼んでいることである。消費の芸術は「これまでずっと力ある者に寵愛されて、数多く残存してきた」いわば「高等有閑者の芸術」であり、目下必要とされている「生産者の芸術」と対立するものだとする。この文章では、ではどのような芸術が生産者の芸術であるかについては、なお具体的には述べられていないが、そのような芸術は、年画や連環画に代表される一般大衆に受容されすで

*68 劉海粟「石濤與後期印象派」(『國畫』第四号、1936年10月。『中国近現代美術期刊集成』第一輯第九冊所収の影印による。)

*69 1930年2月21日、魯迅は上海の中華芸術大学で、「絵画雑論」と題して講演を行った。李何林主編：魯迅博物館魯迅研究室編『魯迅年譜』増訂本（2000年、北京・人民文学出版社）によれば、同大学で西洋画科教員を勤めていた西洋画家でもある許幸之の懲罰を受けて行われた。中華芸術大学は革命学生運動が盛んな学校であった。完全な講演稿は残されていないが、劉汝醴による前半部分の筆録が伝わる。筆録中に「中国には欧米や日本での留学を終えて帰国した画家がいる、彼らの創作タイトル（創作命題）は抽象的で、少女像ならタイトルを「希望」、「思想」とするような類だ。タイトルで群衆を欺いたり、色彩で読者を惑わす偽物の画家が中国には少なくない、他人が作品の内容を云々すると、彼は君は芸術が分からぬのだといって笑う。それで少数の人しか観賞しないものであればあるほど、その値打ちは高いのだ、というような論調が現れる。果ては、画家自身ですら解釈しようのない作品が、最高の芸術ということになる」と述べる一節が見える。いま、孔令偉・呂澎主編『中国現当代美術史文献』（2012年、中国青年出版社）140ページによる。

*70 もと1934年5月4日上海「中華日報・動向」、のち『且介亭雑文』に収録。

に広く流行している形態のものだ、と考えられているのは明らかだ。だから魯迅は、「大衆のために、できる限り分かりやすく（力求易懂）することが、進歩的な芸術家の正しい努力なのだ」と、この文章を結ぶ。翌週、同じく上海『中華日報』動向欄に掲載された「連環図画頃談」^{*71}でも、魯迅は、大衆にとって真に切実な問題に触れることができれば広く流行する、という同時代左翼の思想家・艾思奇の述べたことばを引いた上で、大衆にとって切実な問題に触れるためには、享受者である大衆が“わかる（懂）”ことが最も重要なのだ、と魯迅は繰り返し強調する。魯迅が訴える芸術大衆化論は、これより十五年前に発表されていた蔡元培の論説「文化運動は美育を忘れてはならぬ」の趣旨を想起させる。蔡元培もまた「書画は我々の国粹だが、古人を模倣するものばかりだ。古人の書画は、お金持ちが收藏してしまい、奢侈品とされて、人々がともに見るようにはなっていない」と述べていた。大衆に広く受け入れられる美術、つまり美育が本来目指していた普遍性を実現する一つの手立ては、美術の大衆化を進めることにはかならなかったのである。

29年1月、魯迅は欧州の木刻画を紹介するため、イギリスで出版された画集から12幅を選んで『近代木刻選集』を出版した。その前書きの中で、創作木刻とは「模倣せず、復刻もしない、作者が刀を握って木に向かい、直ちに刻み進んでいく」ものであると述べている。創作の意味するところは、彫り手が自らの感興に基づいて、一心に彫り進めた結果形づくられるもの、というわけだ。そうすると、こうした創作者の感興を源とする創作論は、劉海粟が欧州後期印象派の創作が主觀と情感を基盤として生み出されるものと述べた考え方と重なってしまうことになる。魯迅が劉海粟と異なるのは、木版画の彫り手が正確な描写の技術を備えた上で、社会現実を深く観察することが最も重要である考えたところだろう。彼は若い木版画創作者たちに逝去の直前まで次のように訴えていた。「木刻をするのに最も大切なことは素描の基礎を身につけることだ。作者は日々戸外や室内でスケッチの練習をしなければならない、そうしてはじめて進歩がある、戸外にスケッチにいくことが、最も有益だ、どんな題材でも、ぶつかったらすぐ画く、対象がもとの姿態を変えたときには筆をすぐ止める。今の中国の木刻家は、大多数が人物を素描する基礎が足りない。それは、容易に見て取れる。今後は皆がここに一層の努力を注いでほしい。また作者の社会閱歴が深くなく、観察が足りないと、優れた芸術品を創造するすべはない。それと芸術は真実でなければならない。作者が意をもって対象を歪めることはなすべきでない。だから、どのような事物であっても、観察が正確で透徹していて、はじめて筆を動かす必要が生まれる、農民とは純朴なものだ、彼らに満面の血の汚れを塗りつけてしまおうとするなら、それは作りものめいた造作であって、事実には符合しない」^{*72}。中国新興創作木刻の第一里程碑とすべく魯迅が完成させた『木刻紀程』は、結局その続編は彼の生前には完成しなかったけれども、彼の死後、30年

^{*71} もと1934年5月11日上海「中華日報・動向」、のち『且介亭雑文』に収録。

^{*72} 1936年10月8日開催の第二回全国木刻聯合流動展覽会での談話とされる。この十日後に、魯迅は没する。(もと木刻家・陳烟橋(1912-70)著『魯迅與木刻』(1949年10月)に出る、いま孔令偉・呂澎主編『中国現当代美術史文献』(2012年、中国青年出版社) 213ページ)。

代後半以降、混乱と戦争の時代に美術普及ための重要な表現手段として、左翼創作者陣営を中心として受け継がれていくことになる。

5 まとめ

30年代後半以降、二十世紀前半期の中国大陸では、激しい戦乱の時期が続き、絵画を含む芸術活動はさまざまな制約を受けた。しかし、10年代から30年代前半にかけての期間に、日本で造語された「美術」は、それ以前の「書画」に替わる芸術観念として、中国大陆で流通し始めた。だが、「書画」が依然として「美術」の主体をなしているのだという現実が、1929年に開催された中国で最初の全国美術展で、国民文化の確立を目指していた大規模展覧会であったにもかかわらず、皮肉にも明らかになってしまった。美術が個人を超越して、中国人びとに普遍的に受け入れられるべきものだ、という蔡元培が「美育」という事業に込めた信念は、一旦は挫折してしまったかに見える。だが、全国美展の経験から、これから絵画はいかにるべきかという問い直しが始められるようになった。日本との戦争が本格化するまでのわずかな期間ではあったけれども、伝統書画に携わっていた画家からは、自らの思念を表現するための技法のあり方に注目する表現主義的検討が始まられた。一方、美術を享受者である人びとに着目する立場の創作木刻に従事する人からは、表現主義的手法とは真逆の大衆化への道が模索し始めたのである。

二十世紀30年代前半では、新しい視覚芸術の道の模索は開始し始めたばかりで、それ以降は戦乱や政変によって後退、停滞する結果になってしまう。しかし、二十世紀80年代以降になって、かつて開始されていた模索が、中国大陆のみならず中国文化圏における広い展開を招来し、絵画創作者と享受者との様々な緊張関係をも包含しつつ、新たな美術のあり方を誘引していくように見受けられる。そうした20世紀後半以降の中国文化圏における、美術と美術批評の転変については、今後引き続き考察を進めねばならない課題である。

(附記) 本稿は、令和元年度から補助を受けた、基盤研究(C)(一般)「二十世紀中国画家の継承と創造に関する言説の文学的考察」による研究成果の一部である。

迂回曲折的“美术” —关于第一届全国美术展览会前后的美术评论

西 上 胜

本文要讨论中国二十世纪初到二十年代末之间的美术评论。

美术这一词是在日本明治初年从欧洲语翻译过来的。如周树人说那样“美术为词，中国古所不道”的。经过王国维（1877-1927）、蔡元培（1868-1940）等人所发表的评论，美术这词渐渐以学术用语通用起来了。特别是蔡元培所提倡的“美育”这个概念，对以后的美术活动发挥了很大的意义。美育的意思是美术教育，蔡元培1911年从欧洲回国后，就任教育总长、北京大学校长等教育部门重要职位。他积极推动了美术教育工作。

蔡元培主张了美的超越性和普遍性。他认为用美可以提高国民文化水平。20年代下半以后，他得到了刘海粟（1896-1994）、徐悲鸿（1895-1953）、林风眠（1900-91）等油画家的协助，要筹备全国规模的美术展览会了。

1929年4月，第一届全国美术展览会，终于由国民政府教育部主办在上海举办了。举办全国展览会的目的原来是追究美术的普遍性。可是结果真是讽刺。展览的主体部分还是传统书画，而且创造木刻画被排除了。看到了这次展览会的结果，中国画家和木刻家都要摸索了新的出路。

論 文

「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」

——糸山衣洲の清国体験をめぐって*

許 時 嘉

1 はじめに

本稿は明治後期に台湾と清国で活躍していた日本漢詩人・記者・翻訳家である糸山衣洲（1855-1919）の清国滞在体験を対象に、明治期海外進出の流れにおける彼の文筆活動の実態と詩文意識の特徴を究明する。

1880年代から、日本帝国主義のアジア進出に伴う海外雄飛思想の影響下で、漢詩文素養という前近代の知を基盤とする知識人たちはアジア進出の一翼を担い、海を渡って漢詩文共同体を形成した。志賀重昂『南洋時事』『大役小志』に散見する漢詩をはじめ、日清・日露戦争期の戦争関連詩集、日中・日台の詩文活動などは海外膨張とともに新たに誕生したものである。その中には、志の発露として漢詩を詠じた例があり、海外征服の利器として漢詩文の再興を目指そうとする創作活動もあった¹。齋藤希史は漢詩本来の二重のエトス構造が近代日本の「文学」概念の再編に影響を与えたと指摘している²。それは「仕=政治=士人的エトス」と「隠=文学=文人的エトス」とが並立し、かつ対立してもいるという構造である。では、この漢詩文のエトス構造の二重性と明治期の政治的な海外進出とはどのような連関を帶びているのか。海外進出に伴う漢詩文活動において、政経イデオロギーでは解釈し尽くせない花鳥風月的な側面、言い換えれば、詩文著述と琴碁書画の世界に生まれた、出仕や政治とは無縁な文人趣味とその審美性はどのように現われているのか。

それに対して、筆者はかつて糸山衣洲の滯台期間中の詩文に反映された思想の分析を試みて、児玉源太郎の知遇を得て台湾で活躍できた時も冷遇されるに至つてからも、糸山の詩文がなす意識は、植民地統治初期の帝国「協力」者としての行動に親和性を示す「士人としての自己実現」である一方で、時には政治的現実とは無縁の、「詩人としての自己実現」につながる部分もある

* 本稿は日本台湾学会第17回学術大会（2015年5月23日於東北大学）で口頭発表した原稿に基づき、大幅に加筆したものである。

1 許時嘉『明治日本の文明言説とその変容』（日本経済評論社、2014年）の第七章「近代文化の形成における「伝統的」文体の変容」を参照。

2 齋藤希史『漢文脈と近代日本——もう一つのことばの世界』（日本放送出版協会、2007年）、125-131頁。

ことが分かった³。この詩人的性格のために、衣洲が自分の「無用な漢詩文」を自嘲して「戯れ」の修辞表現を極めようとすればするほど、既成政権への無批判、政治協力への無頓着がさらに顕著になってくるのである⁴。

本稿は上記の問題意識と知見に基づき、さらに糸山衣洲の離台後から清国渡航期間中の日記と詩文作品（大阪府立中之島図書館収蔵）を研究対象にし、これまで学界で注目されていない清国滞在体験の特徴を考察する。『台湾日日新報』漢文部主任に勤めていた糸山衣洲は1904年帰国後、日本の膨張政策と軌を一にするかのように、1905年に清国に渡り、1906年に保定陸軍軍官学堂に赴任した。以下では糸山の離台後の日記と詩文作品を分析しながら、明治後期の海外進出における一漢詩人の心境について検討する。

2 日記に見る離台後の糸山衣洲

台湾滞在時代（1898年～1904年）の糸山衣洲（以下、衣洲と略す）についてはある程度研究されているが⁵、1904年離台後の足跡はまだ知られていない。まず大阪府立中之島図書館収蔵の糸山衣洲肉筆の日記：①澄心廬日記（1904年4月23日～12月30日）、②落木菴日記（1905年1月1日～8月31日）、③北游日記（1906年1月1日～11月25日）、④氷壺軒日記（1907年1月1日～12月31日）に基づいて1904年4月台湾を離れた後の衣洲について概略を紹介しよう。

衣洲は1904年4月10日に友人に見送られて台湾の基隆から乗船し、東京に戻った。4月23日から和歌山県・箕島にある喜多貞吉の宅に客居し、台湾の友人たちとの通信を続けている。6月頃、児玉源太郎は黄葉秋造、中村桜溪を経由して衣洲の近状を知り、失意なら近くに呼び寄せようという意を示したが、日露戦争勃発後、児玉の満州出征の際に、その妾の朝田時子を通して総督随行を望んだにもかかわらず、衣洲の希望は何故か叶わなかった⁶。その後、渡清の話は9月に一時的に復活したように見え、易に精通する衣洲はこれまでにない頻度で繰り返し前途について占い⁷、牛荘に行くことにした⁸。妻のたまを故郷に帰らせ、一人で小田原に移転し、東京に頻繁に足を運んだ。しかし、牛荘の黒澤禮吉とのやり取りの中で渡清の企図は日記からまた消えた。その

3 糸山衣洲の漢詩文の無用論に関する分析は、許時嘉「漢詩人の越境と帝国への「協力」——糸山衣洲の台湾体験を例として」（杉原達編『戦後日本の〈帝国〉体験——断裂し重なり合う歴史と対峙する』、青弓社、2018年、69-93頁）を参照。

4 「漢詩人の越境と帝国への「協力」——糸山衣洲の台湾体験を例として」、89頁。

5 台湾滞在時代の糸山衣洲について、日本側に島田謹二、齋藤希史、橋本恭子、台湾側に廖振富、黃美娥、白佳琳、蕭惠文、薛建蓉、許時嘉による研究がある。先行研究の検討は許時嘉「〈糸山衣洲日記〉初探：日治初期在臺日本人社会與日臺交流（1898-1904）」（『臺灣史研究』20-4、中央研究院臺灣史研究所、2013年12月、179-204頁）を参照。また、糸山衣洲研究の一次資料について、『在臺日人漢詩文集』（廖振富・張明權（選注）、臺灣文学館、2013年）及び『糸山衣洲在臺日記1898-1904』（許時嘉・朴澤好美編訳、中央研究院臺灣史研究所、2016年）を参照。

6 『澄心廬日記』、1904年7月1日。くずし字の翻刻にあたって、元・半田市立博物館学芸員朴澤好美氏の多大なる協力を得ている。この場を借りて御礼を申し上げたい。

7 『澄心廬日記』1904年の9月1日、9月7日、9月9日、9月10日、9月12日、9月15日、9月17日、9月24日、9月26日、10月8日、10月11日、11月17日、11月20日、11月26日、12月1日、12月6日

8 『澄心廬日記』、1904年9月12日。

後、東華俱楽部と東斌学堂の設立に携わった。1904年11月23日以降、友人の林古松より東斌学堂の話を聞いた。彼は旧友の盧子銘を介して東斌学校と清国公使館との条約を締結し⁹、翌年1月に学堂趣意書を執筆し¹⁰、学堂校主を依頼する世話役として忙殺された¹¹。同時期に旧友の永井禾原から、加藤高明の東京日日新聞へ入社を勧められ、「今年こそは如何志を達するの端緒を得んか」と日記に記し、前途が一時的に明るく見えていた¹²。

衣洲は東斌学堂の設立に関して清国公使館と陸軍省との交渉役を担当し、1905年2月13日に東京の東斌学堂に正式に移転した。東斌学堂は寺尾亭の手によって軍人志望の清国留学生の準備教育を目的として設立されたもので、校舎は芝公園内にあってもっぱら武の教育を施した¹³。それまでは1903年成立の東京振武学校が軍人養成学校として清国留学生の受け皿となっており、唐繼堯、閻錫山、李烈鈞などの卒業生を出していた¹⁴。しかし、留学者数が年々増加し、清国公使館にとって新しい受け入れ先が必要となっていたので、東斌学堂の設立には好機であった。1905年3月12日、清国公使楊枢が学堂を視察し、翌月7日、衣洲は日記に「公使館と參謀本部の間に交渉あり為に東奔西走す」と記している。のちに清国公使館は東斌学堂兵学科の入学者が振武学校と同様の条件で、「一年六か月を以て卒業させ、その後は直ちに聯隊に送入し、順次士官学校に入学」させることについて外務省を経由して陸軍省に照会することになった¹⁵。留学生受け入れ関係の打診において衣洲の活躍があったと推測できる。

東斌学堂は5月5日に開校。校務に携わるほか、衣洲は同時期に「如雲綿」の事業を起こしたが、その内容と関与の程度については明らかになっていない。ところが、校務と事業は共にうまく行かず、衣洲を悩ませたようで、日記に「心裡燒亂」¹⁶と書いている。この頃の記述は散漫で、定期的に記録されていないので、衣洲の心労が窺える。8月24日に林古松から「(寺尾亭が) 東斌に資金を投するに付ては一切の旧関係者を放逐」する旨を知り、「呆然、為す所を知らず」という心境を綴った。29日、寺尾亭が学校引継ぎの事について協議しに来て、「是日始めて予にも引退せん旨」を言い渡した。日記は8月末を以て終止符を打ち、年末までの内容が見当たらない。

次の日記は1906年元旦からである。衣洲はもう天津にいた。1905年7月頃、校務に悩み続けた末、また児玉に手紙を出して満州に赴くことを願った¹⁷。さらに、1905年8月26日日記に、林古松と北京渡航について談合したとの記録があるが、同年年末までの日記が残されていないので、その後北京ではなく、天津に職を得た経緯が不明である。天津で仕事を開始して間もなく、1906年3

9 『澄心廬日記』、1904年12月19日。

10 『落木菴日記』、1905年1月9日。

11 『落木菴日記』、1905年1月24日、30日。

12 『落木菴日記』、1905年1月1日。

13 松本亀次郎「中華留学生教育小史」、『中華五十日游記』(東亞書房、1931年)、16頁。

14 「中華留学生教育小史」、14頁。

15 「明治38年／3) 東斌学堂設立ニ関シ清国公使ヨリ照会ノ件 三月」、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B12081872700、学校関係雑件 第三卷 (B3-10-2-1-003) (外務省外交史料館)。

16 『落木菴日記』、1905年5月28日～6月10日。

17 『落木菴日記』、1905年7月6日、7月10日。

「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」——糸山衣洲の清国体験をめぐって—許時嘉

月30日、坂西利八郎と寺西秀武の推薦により、新設の陸軍大学堂の翻訳官を引き受け、4月7日天津から保定に赴任した。日記に次の内容を記している。

三十日……速水氏社に來り保定によき口あり坂西氏に逢ふて面議すべき旨を告らる。

三十一日、甲戌晴塵立つ。早起。坂西少佐を訪ひ、保定の件を談ず。保定にて陸軍大學堂創立に付寺西秀武より翻譯によきもの一名入用との事にて予を推薦せらるといふ。依て此聘に應する事に決す。薪水百両なり。午後速水氏を領事館に訪ひ、保定行決定の旨を告ぐ。¹⁸

保定陸軍軍官学堂は当時直隸總督・北洋大臣である袁世凱が日本の軍事教育に倣って設立した軍事教育学校である¹⁹。日本人顧問坂西利八郎の主導により、北洋軍当時歩兵少佐の寺西秀武が総教習を担当し、大量の日本人軍人を教員として起用した。坂西利八郎を始めとするこの日本人軍事顧問団の活動により、教育・訓練・演習など広い範囲に亘って北洋陸軍の土台が築かれたといわれている²⁰。当時は、中村正一（工兵大尉）、間村直義（砲兵大尉）、桜井文雄（歩兵大尉）、守永弥惣次（歩兵大尉）、納富四郎（陸軍特務曹長）、多薫多大治郎（砲兵大尉）、樋崎一郎（騎兵軍曹）、井山謙吉（工兵大尉）、渡辺辰（工兵大尉）、宮内英熊（騎兵大尉）、雨森良意（三等軍医）が軍事教育に携わっていた²¹。教科書や訓練方法などは日本に学ぼうとしていたので、漢文に優れた日本人翻訳官を多く起用しなければならない。そのような状況にあって、漢詩文能力の評価が高く、台湾時代から翻訳の仕事を多く経験し、かつて東賦学堂で中国人留学生教育に携わった経験を持つ糸山衣洲は相応しい人選であった。衣洲のほかに、中島比多吉、田風正樹、西田竜太、平山武清、山根虎次郎も翻訳・通訳として採用された。

1910年10月19日の辞任まで保定に滞在した衣洲は、「任衣洲」の名で多くの日本語の軍事教科書を漢文に翻訳していた（文末資料参照）²²。公務の傍ら、漢詩文創作も絶えることなく、保定滞在期間中の中国見聞を「冰壺軒筆記」と題して日本人同郷会の機関誌『保定俱楽誌』に寄稿し²³、また1909年には漢詩集『燕雲集』を上梓している。台湾滞在時代には金錢問題を抱え、日本に戻った直後は、将来に不安の気持ちを隠さなかったのに対し、1906年1月から1907年にかけての天津・保定滞在初期の記述は日常茶飯事を中心に淡々としている。時に腸炎の持病に煩わされているが、翻訳官平山武清の人事案において衣洲が主導権を持ったことや²⁴、学堂の権力者・寺西

18 『北游日記』（大阪府立中之島図書館収蔵）、1906年3月30日、3月31日。

19 保定陸軍軍官学校について張力云「從北洋武備學堂到保定陸軍軍官學校」（河北省政協文史資料研究委員会保定市政協文史資料研究委員会編『保定陸軍軍官学校』、人民出版社、1987年）参照。

20 楊典鋐『近代中国における日本人軍事顧問・教官並びに特務機関の研究（1898～1945）』、（東京大学大学院人文社会系研究科博士論文、2008年）を参照。

21 李宗一『袁世凱傳』（中華書局、1980年）、114頁。

22 辞任の時間について当時の保定日本人会に記録が残っている。「会報 明治四十三年自八月至十一月保定日本人会記事」、『保定俱楽誌』32号、1910年12月。

23 『保定俱楽誌』（国会図書館収蔵、1910～1917年）が現在1910年分しか見つからない。

24 『北游日記』、1906年8月12日、8月13日、8月19日、8月30日、9月8日、9月10日、9月12日。

秀武に政論文章の翻訳を頼まれ、家族ぐるみの付き合いをしてきたことなどから伺えるように²⁵、天津・保定初期の日記の文字も比較的穏やかに見える。職場がある程度安定しているのかのように、骨董を収集し、花草の趣を嗜む余裕もあった。

3 詩人としての自意識——『燕雲集』（1909年）を中心に

一方、長い海外生活について衣洲はどのような思いを抱えていたのか。日記に見えない感情と心境が彼の詩集『燕雲集』から窺える。

『燕雲集』に収録されているのは、1906年から1909年にかけて天津、保定で書かれた作品である。生計のために、異郷の地に転々し奔走し続ける運命を振り返る内容が多い。例えば「天津客中次山左汪東渠見贈原韻」には、「北來幽燕年又改、困苦塩車鬢作翁（北のかた幽燕に来たりて年又た改まる、塩車に困苦して鬢は翁と作る）」²⁶とある。好きな仕事ではないにもかかわらず、生計を立てるために異郷の職に就かざるを得ず、無駄に年を食ってしまう、という悲嘆が窺える。中の「塩車」は『戦国策』の「驥服塩車（驥、塩車に服す）」の典故を想起させ、優れた才能を持つ者が低い地位に置かれてつまらない仕事をさせられるという譬えである。

また、「歳晚感懷」には「飛騰驚暮景、旅食鬚毛殘。七閱南荒暑、三逢北地寒。都非百年計、僅得一枝安。經盡崎嶇後、始知行路難（飛騰して暮景に驚き、旅食して鬚毛残す。七たび閲す南荒の暑、三たび逢う北地の寒。都て百年の計に非ずして、僅かに得たり一枝の安。經尽くす崎嶇の後、始めて知る行路の難きを）」²⁷とある。1908年末の作である。1898年台湾に渡ってから異郷に流転して10年もの歳月が経ったが、いずれも一時の安らぎに過ぎず、百年の計とはいえない。「行路難し」の結びから長い旅食に苦しむ彼の様子が窺えるだろう。

不遇な生涯を語る一方、詩人と自負する意識もしばしば現れている。「津沽雜詩 原十首錄四」の「未脱狐裘不是春、狂飄捲雪潞河濱。相逢欲問有詩否、風雪橋邊策蹇人（未だ狐裘を脱せず是れ春ならず。狂飄雪を捲く潞河の浜。相い違うもの問わんと欲す詩ありや否やと、風雪橋辺策蹇の人に）」²⁸は、北地の厳しい冬の中に詩人たちが詩句を吟じ続ける姿を浮き彫りにする。「策蹇人」を未刊行の手稿に照らし合わせると、初稿では「驢背人」と書かれていたことが分かる²⁹。典故は「灞橋驢上（詩思は灞橋風雪の中、驢子の上に在り）」で、唐代の相国鄭綮が友人に新しい詩作について聞かれた時の回答である。鄭は、「詩の構想を練ることができるのは灞橋風雪の中、驢子の背上にあるときである」といい、今のように俗事にかかわっているうちはよい詩はできな

25 『北游日記』、1906年9月20日、10月22日。

26 『燕雲集』（雷啓中、1909年）、5葉。

27 『燕雲集』、18葉。

28 『燕雲集』、6葉。

29 『[朝山衣洲遺書] [49] 航北詩草』（大阪府立中之島図書館蔵）。衣洲は執筆に際して燕雲集の題名を何度も変えた。手稿の自己添削からみると、次の流れを推測できる。最初は中国に渡る途中の詩作も入れて「航北詩草」としていたが、中国現地での詩作に限定することにした後で、「游燕詩草」と変更し、最後に「燕雲集」に定めた。

いと自嘲している。本来、「灞橋風雪」は唐代詩人王維が驢馬に乗って苦吟する友人孟浩然の姿をモチーフにして作られた作品だが、鄭繁はこれを用いて詩興をもつ詩人が身をおくべき理想的創作環境を呈示した。それ以来、詩人が大雪の中で詩句を練るのは詩趣に富む行為と見なされ、中国絵画に有名な画題にもなった。衣洲は詩人としての自分を常に確かめようとするかのように、天津の風雪を背景にして詩興をそそられる自分自身の姿を詩句に当てはめようとしている³⁰。

このような作詩の場面をモチーフとする詩句は少なくない。「新春漫興」には、「半空紅似暮雲燒、戸戸龍燈五色綃。獨有詩人狂傲世、苦吟擁被過元宵（半空 紅いにして暮雲の焼くるに似たり、戸戸の龍燈 五色の綃あり。独り世に狂傲するもの詩人有り、苦吟 被を擁いて元宵を過ごす）」³¹という句が見いだせる。前半は旧正月期間中に街の至る所が赤く飾り付けされ、元宵節に提灯に明かりを点す風景を描いている。後半には、多彩な提灯を灯し、お祝いの雰囲気が盛り上がる中、独り孤高を保って世に流されず、布団の中で詩句を求めて静かに元宵節を過ごした詩人の姿が浮かび上がる。一方、この詩を書いていたる衣洲は現実には一体何をしていたのか。1907年2月27日の日記には、「晴。風沙満空。今日上元に当るを以て放學。湯目北水、范寬の画幅を携へ来る」³²。賑やかな街を離れて友人と范寬の絵画を楽しむ様子が窺える。それにもかかわらず、衣洲は詩文を綴る場面においては、伝統的漢「詩人」のトポスを積極的に生かそうとしている。俗世に关心を持たない詩人に相応しい立場を強調することで、俗世の風俗慣習に捉われない祝日の過ごし方、周りの目を気にせず、世俗に流されない孤高の詩人の価値観、の正当性を裏付けようとしている。

また、「東闕夜帰」には「寒食東風柳未黃、帝畿春色尚荒涼。將傾缺月西山上、坐使詩人索句忙（寒食の東風 柳未だ黄ならず。帝畿の春色 尚お荒涼なり。将に缺けたる月の傾かんとす西山の上、坐に詩人をして句を索すこと忙しきす）」³³とある。寒食節の春風が吹いているが、京城近郊では春がまだ浅い、それにもかかわらず、日が暮れて下弦の月が出来る頃の景色は春景以上魅力に富み、詩人の詩心を動かす、という。一句目の「寒食東風柳未黃」は中唐・韓翃の「春城無處不飛花、寒食東風御柳斜（春城、處として花を飛ばさざるはなく、寒食、東風、御柳斜めなり）」をパロディーするかのように、春の気配が薄く、予想に反する寂しい大地の景色が浮かび上がってくる。そして「柳未黃」（時期に合わない様子）と「荒涼」（恵まれない境遇）、「缺月」（欠けていく月）が創り上げる寥々たる風景は詩人の共感を誘い、詩情を触発したように見える。しかし、この詩句が示す、寂寥たる景色を眺めて感動する詩人、という構図は、あくまで人為的なものである。詩人の自意識が働いた結果として、これらの景色が成立するのである。どのような風景であっても、詩人はそれなりの感受性と詩興をそそられ、詩を綴ることができるからであ

30 「驢背人」をモチーフにした詩句はいくつもある。例として「客中立秋」（12葉）「秋懷四首」（13葉）「幼軒和至。疊韻卻贈此日微雪」（18葉）が挙げられる。

31 『燕雲集』、11葉。

32 『冰壺軒日記』、1907年2月27日。

33 『燕雲集』、11葉。

る。衣洲が編集に当たって、この詩句の上に友人が書いた「詩癖ある者は必ず仙心を有す」という評を残しているのは同様の理由によるのだろう。

詩人の自意識に駆り立てられて、作品は常に詩文著述の志が報われるか否かをめぐる喜びや焦燥感に伴われている。『燕雲集』最後の3番目の詩に「采風訪俗心還苦、身後誰刊一卷詩（風を採り俗を訪うも心は還た苦しむ、身後誰か一巻の詩を刊せんや）」³⁴と記し、以前台湾で書いた『台湾風俗詩』の上梓が実現できない苦悶を表している。一方、異郷で詩文の友を得ることは、詩文への渴望が報われる喜びとなり、長きにわたる離郷の不満を少しは慰める。「異域幸逢同調士、学他韓孟日賡酬（異域 幸いに逢う同調の士、他の韓孟に学いて日々賡酬す）」³⁵のように、異郷で言語相通の友人に巡り合い、終生親交を結んだ韓愈・孟郊に倣って、詩歌をよみかわし、切磋琢磨しようとする。また、「忽得知己從異土、汝陽汪君交誼古。贈我新篇愾以慷、挽瀾直欲繼韓杜（忽ちに得る知己は異土従りす、汝陽の汪君 誼みを交うこと古し。我に贈る新編 慨して以て慷慨、瀾を挽きて直ちに韓杜を継がんと欲す）」³⁶の如く、異土に得た知己と詩文を交わし、韓愈、杜甫という文章の大家に迫るものもまだ遅くないという樂観的な口調を示しもする。清國の友人たちを宴席に招いて詩文を応酬する際に、衣洲は「春風滿座同心在、暫忘身生似断蓬（春風座に満つるは同心在ればなり、暫く忘る身生の断蓬に似たるを）」³⁷と詠っており、友人と詩文を応酬する喜びが根無しのような行方定めぬ旅人に多少の慰めをもたらしたことが窺える。

衣洲の中国滞在時の作品には、現実世界の不遇と衣食のための職への不満でどうしようもない気持ちもあれば、世俗にとらわれたくないという心情もある。異郷で詩文を通して自己実現できる達成感もあれば、忘却された台湾風俗詩のように誰も重視してくれないことへの現実的な理解もある。これらの様々な心境は矛盾し合いつつ、共存してもいる。1907年、親友の西村天囚が北京を訪れ、衣洲を北京に誘ったが、職場にとらわれて離れられない自分の境遇について「久倚人籬下、物累四縛繞。我心已飛越、我驅難自專（久しく倚る人籬の下、物の累い四もに縛繞す。我が心は已に飛越して、我が躯自ら専らにし難し）」³⁸と述べている。我が心はすでに飛び越えているが、我が身は自分の意思で決められるものではない、という。また、「此身類飛蓬、此心淡如水（此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し）」³⁹のごとく、我が身は根無しで行方がわからないものの、我が心は清い水のように物事にとらわれずに淡々としている。あるいは「身跡難挺塵網外、詩思常在白雲中（身跡 嘘網の外に挺し難し、詩想 常に白雲の中に在り）」⁴⁰のように、現実を諦め、詩文の世界に没頭しようとする。このような身体と心の相違の表現が『燕雲

34 「偶檢筐中。獲台灣風俗詩手稿一本。追想往事、走筆書一絕於卷尾」、『燕雲集』、20-21葉。

35 「初冬述懷寄金子乾」、『燕雲集』、17葉。

36 「天津客中次山左汪東渠見贈原韻」、『燕雲集』、5葉。

37 「一月初五冰壘軒朝同廖少游雷素安曹憶萱李靈蠻諸君酒間率賦」、『燕雲集』、11葉。

38 「西村天囚抵燕京寄書促游 詩以答之」、『燕雲集』、12葉。

39 「言懷」、『燕雲集』、21葉。

40 「天津客中次山左汪東渠見贈原韻」、『燕雲集』、5葉。

「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」——賴山衣洲の清国体験をめぐって—許時嘉集』に頻繁に表れている⁴¹。

4 詩人の目に映る故郷の風景——「雙鑑浦 観日出歌」(1909年)をめぐって

『燕雲集』刊行後、衣洲は一時帰国した。1909年7月12日に天津を発し、船で大阪に着き、京都、奈良、三重を歴遊し、故郷愛知尾張に戻った。同時期の日記が見当たらないので、帰国中の行動は詩集「帰展詩草」(未刊行、大阪中之島図書館収蔵)にのみ窺える。滞在期間は不明だが、「帰展詩草」において8月16日に上谷を訪れたとあるから、一ヶ月以上の長い休暇と推測できる。「帰展詩草」は全13首、旧友と再会した喜びや懐かしい郷土風景への愛着を描きながら、人事変遷の感慨と紆余曲折の生涯に慨嘆する内容を盛り込んでいる⁴²。

三年間の海外生活を経て再び故郷の景色を目にした衣洲はそれをどのように描いているのか。衣洲は大阪で西村天囚、大江敬香らの親友と旧交を温めた後、7月25日に汽車で東の故郷へと赴き、夕方に三重県伊勢市二見浦の旅館に宿泊した。翌日旅館で日の出の壯觀を見て感極まり、「雙鑑浦 観日出歌」と題して詩を詠んだ。伊勢志摩海岸の二見浦は古来日の出の名所で、夫婦巖と呼ばれる立石と利尻石の間から日が昇る光景は江戸時代からしばしば浮世絵の主題となっている⁴³。夏至の頃の天気が良い日には夫婦巖の間に富士の姿が見え、双岩の間に浮かんだ富士山の後ろから日光がさしている景色は定評があった。

ところが、「雙鑑浦 観日出歌」という衣洲の詩の題名は、実は江戸時代に賴山陽が二見浦を訪れた時に創作した詩題に拠っている。雙鑑浦は二見浦の別称である。1829年3月29日、50歳の賴山陽は母に侍して伊勢神宮に詣でた後、舟で二見浦に至り、旅館に泊まった。日の出を楽しんだ彼は「雙鑑浦 観日出歌」と題して次の詩を詠んだ。

金鳥新浴大東洋、帶濕朱輪未吐芒。參山遠山猶宿霧、海濤漸作赤金光。三萬六千中一日、來此始見全日出。瞬息飛升難正視、乃信催吾白鬢髮。今日春盡欲呼觥、傳語羲和且徐行⁴⁴。

日が水面に表れ、朦朧とした水蒸気に包まれてしまう。前景の岩と遠景の山がぼんやりとしている中、日は空の中央に一気に昇り、赤熱な光が波浪を照らし輝いている。日の出の壮大な光景を描写する賴山陽の詩は、のちに現地の日の神信仰に利用された⁴⁵。

41 この身体と心の対立表現は、台湾時代の作品群にあまり見かけない。

42 「帰展詩草」にはかつて雑誌で発表されたものがある。例えば、後述の「雙鑑浦 観日出歌」は中国保定の日本人会同人誌である『保定俱楽誌』第26号(1910年1月1日、10頁)に掲載されている。

43 歌川国貞と歌川広重とも二見浦の夫婦岩を作品としている。

44 「賴山陽詩集 卷二十〔文政十二年〕」、「賴山陽全書 詩集」(賴山陽先生遺蹟顕彰会、1932年)、656-657頁。

45 現地の二見興玉神社は1910年に猿田彦大神を祀る興玉社と宇迦御魂大神を祀る三宮神社を合祀したもので、その際に現社名となった。ネット上で公開した私家蔵の昭和14年刊行の『二見興玉神社参拝のしをり』に「御日の

一方、「御日の神の拝所」の二見浦の景色が衣洲の筆では次のように展開されている。

曉霧捲散千里風、雙岩屹立驚濤中。一岩較大一岩小、莫是雄龍與雌龍。群客爭先倚爽壇、須臾紅日上東海。雙龍爭珠勢飛騰、波浪碎發黃金彩。僉夫跪拜書生嗤、此中是非都不知。無端詩思從天落、我與鷗侶俱忘機⁴⁶。

（曉霧　巻き散らす　千里の風、双岩　屹立す驚濤の中。一岩較大にして一岩小なり、是れ雄龍と雌龍ならずや。群客　先を争いて爽壇に倚り、須臾にして紅日東海より上はれり。雙龍珠を争いて勢い飛騰し、波浪　碎けて黄金の彩を発す。僉夫　跪拝すれば書生嗤うも、此の中の是非都て知らず。詩思　端無くも天より落つ、我と鷗侶俱に機を忘る。）

前半は夫婦岩に挟まれた日の出を「双竜奪珠」に喻え、波浪に反射し、キラキラ輝くさまを描いている。「双竜奪珠」は中国のめでたいシンボルで、絵画、建築、民芸によく使われるモチーフであり、衣洲の中国滞在経験を生かした描写といえよう。

興味深いことに、後半は「御日の神」を参拝する粗野な田舎者（「僉夫」）とその様子を嗤う学生（「書生」）を呈示し、「此の中の道理我知らず。端無くも詩思が天から降り来り、我は鷗侶と共に機心を忘れる」と締めくくった。国を離れて世の中の出来事や世論の流れを知らない自分は世の中と争わず、世事にとらわれずに詩作に没頭したい、という。衣洲は「鷗鷺忘機」の典故を使い、「御日の神」の参拝の是非に関与せず、世俗と距離を置こうとする詩人の心境を吐露している。「鷗鷺忘機」は『列子』の「海上狎鷗」⁴⁷の話を想起させるだろう。海鳥たちと仲良くしてきた漁師が一変してその仲の良さを利用して海鳥を捕まえようとしたところ、海鳥たちは彼の心変わりを見透かすかのように、遠くに去って、もう二度と彼の周りには近づかなかった。名利に淡泊な態度を比喩する名句である。

一方、衣洲が描いている風景は、中国の古琴曲「鷗鷺忘機」のイメージと高度的に一致していることも注目されたい。『五知齋琴譜』（清・周魯編、1721年刊行）における「鷗鷺忘機」のイメージは、「海日朝暉、滄江夕照、群飛衆和、翱翔自得」⁴⁸で、海に朝日が輝き、滄江に夕日が照るなかで群れ飛ぶ鳥たちと和し自在に生きる様子である。衣洲は鷗鷺の説話を使って詩人の淡泊で静かな態度を示しながら、「海に朝日が輝く」という視覚的な場面を同時に連想させている。史料の制限によって『五知齋琴譜』と糸山衣洲との関わりはこれ以上考察できないが、「鷗鷺忘機」の重層的な意味合いを活用した衣洲は、頼山陽の詩作を意識している一方、視覚的画面を目の前

「神拝所の事」の項に頼山陽の詩が挙げられている。出典：<http://doutaku.saloon.jp/kodainonazo/siori5.html> (2021/1/07閲覧)

46 「雙鑑浦　觀日出歌　七月念五日遊浪華乘火車抵山田薄暮頭二見浦旅社一日早起觀日出極為壯觀因做此歌」、『[糸山衣洲遺書] [49] 婦展詩草』（大阪府立中之島図書館収蔵）。

47 『列子集訣』、卷二、「黃帝篇」67。

48 『五知齋琴譜』、卷2、「鷗鷺忘機」項目、石四。

「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」——糸山衣洲の清国体験をめぐって—許時嘉

の景色に読み替え、神道参拝——のちに国家色濃厚なものとなったが——の価値判断に足を踏み入れず、世事と一線を画している。時局のイデオロギー判断に捉われない姿勢、価値観を入れずに目の前の風景を吟味しようとする一詩人としてのスタンスを前面に打ち出している。

5 ま と め

本稿は糸山衣洲の清国滞在時の経歴及び詩文作品について初步的な分析を試みた。従来の糸山衣洲研究が台湾総督府と台湾人伝統知識人とのパイプとして児玉総督に重用されていた彼の台湾滞在時代に集中しているのに対し、本稿はこれまで注目されていない彼の清国滞在時の日記と詩作の『燕雲集』および「帰展詩草」に焦点を合わせて、日本帝国の版図拡大に伴って越境し続けた一詩人糸山衣洲の姿を浮き彫りにしている。彼の清国滞在中の詩文を見ると、現実の不遇と詩人の自負との衝突に置かれた彼は、作詩の行為とその評価を常に強く意識している。それと相まって、詩人としての自意識が文字表現に溢れて、場合によって必要以上盛り込まれてもいることが明らかになった。また、衣洲は「鷗鷺忘機」の典故を使い、「御日の神」の参拝の是非に関与せず、世俗と距離を置こうとする詩人の心境を吐露して、価値観を入れずに目の前の風景を吟味しようとする一詩人としてのスタンスを強調している。

親友の西村天囚が衣洲の生涯を振り返って次のように評している。文章を命とする衣洲は好古のため不遇になったが、不遇だからこそ文章に集中し、後世に不朽の作品を残すことができた、と⁴⁹。衣洲の清国滞在期の作品を見ると、天囚の言う「文章」とは、抒情性の強い詩文創作を意味するだろう。一方、国家膨張主義による海外進出の中、衣洲は抒情的なものにもっぱら託し、詩人としての自意識を強調し、時に過剰なほど自己弁護する姿勢は興味深い。例えば、『燕雲集』の「題氷壺軒壁」には、詩文唱和を時代遅れと見なす周りの眼差しに対して、衣洲は次のように反論している。英雄人物の事跡や典故を多く使って詩を綴るのは、単に感慨激昂の言葉を好むのではない、それに合致する心境と出来事が実在しているので、決して無病呻吟ではない、と⁵⁰。

最後、今後の研究展望を提示して筆を擱きたい。衣洲の交友関係から分かるように、当時職場の関係者には大陸浪人やアジア主義の論者が多かったが、衣洲本人はアジア主義者ではなく、アジア主義支持者であることさえ言い難い。例えば、保定時代に家族ぐるみの付き合いで衣洲と親交を続けた寺西秀武が陸軍出身でシナ通として有名だった⁵¹。寺西は20年代から中国の時局や日

49 『碩園先生文集』、巻三、22葉。原文：「季才以文章為命。……季才好古是以不遇、唯其不遇故得發憤肆力於文章、窮年矻矻不息……而其所作文章益工庶乎、足以傳不朽。」

50 「題氷壺軒壁」、『燕雲集』、8葉。

51 寺西秀武の略歴について、『続対支回顧録 下』(原書房、1973年)の「列伝 寺西秀武」と杉村邦彦「楊守敬「与寺西秀武書」の釈文と寺西秀武の略伝」(『書学論纂』、知泉書館、2018年、477-478頁)を参考にして次の通りまとめ。寺西秀武は石川県の人。『続対支回顧録 下』によると、明治3年12月生まれ(杉村邦彦の説は1869年生まれ)という。家は代々旧金沢藩の八家老の一で、禄7千石を領した。明治維新後、家運が衰え、父が早世し、母信子の手で育てられた。明治10年上京し、本郷本富士小学校、陸軍幼年学校を経て、明治24年に陸軍歩兵少尉に任じ、歩兵第二十一聯隊に補せられた。日清戦争時に京城、成歎、平壤から満洲各地へ転戦した。31年に歩兵大尉に進み、同

本政府の対中政策に対して幾度も政論を日本で発表し、日中貿易の死活問題や中国通である大陸浪人の重要性を政府側に促す姿勢に終始している⁵²。陸軍を離脱した後、北京で日本人を対象とする中国語学校である恢弘塾の塾長を担い、日本の官公庁だけでなく、三井物産など中国に進出した大企業の社員を依託生として受け入れていた⁵³。一方、寺西との交友関係が親密だったものの、衣洲の日記や著作、遺稿集を読んでいる限り、衣洲には黒龍会関係者に共通する「志士」的な言説は一切見られておらず、むしろ政治イデオロギーと一線を画し、文学者としての顔が際立っているのが興味深い。その特徴は遺稿集の「氷壺軒筆記」で強く見受けられる。「氷壺軒筆記」は1910年から保定の日本人会機関誌である『保定俱楽誌』に連載された風俗誌的なコラムで、保定周辺や中国北方の独特な風土人情や歴史典故を主題として漢文で綴られたものである。中には清朝皇室の退廃を批判する内容がある一方⁵⁴、その内容はあくまでも事実報道のレベルにとどまっており、同時代黒龍会の浪人志士のようにすぐさま大陸経営の積極的な対策建言や抱負心と結びついてはいない⁵⁵。衣洲の事例は清末中国で活躍している日本人団体内部の多様性と「個」の存在を示唆しているが、衣洲と黒龍会関係者との思想的な運動／交差／断絶について研究進捗の関係で今後の研究に譲りたい。

※本稿は科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）若手研究（B）（課題番号26870069、平成26～28年度）と若手研究（B）（課題番号17K13341、平成29～31年度）による成果の一部である。

年12月陸軍大学に入学した。在学中、義和團事変が起きると出征して軍功を立て、翌年陸軍大学を卒業した。明治36年6月、清国直隸総督袁世凱の招きに応じて軍事教育のため一家を連れて保定府に赴任し、明治39年に保定に陸軍行営軍官学校を開設し、その教育に当たった。明治42年5月に湖廣陸軍の招聘を受けて武昌に赴き、その顧問になった。辛亥革命勃発際に黎元洪を助けて革命軍に参与し、その後、黎元洪、段祺瑞の軍事顧問として中国で活躍していた。大正5年、顧問の職を辞して、翌年6月住友合資会社の嘱託となったが、中国と日本に往来し、民国期の軍閥割拠の中に政治と軍事の場で活躍を続けていた。

52 寺西秀武『最近の支那政情と対支方策私見』（霞山会館、1937年）を参照。

53 寺西と恢弘塾との関係について、岸陽子「人と学問 中国文学を志して：私の原点」（『中国：社会と文化』29号、中国社会文化学会、2014年）及び北京恢弘塾塾友会編『寺西秀武と北京恢弘塾』（私家版、北京恢弘塾塾友会、2005年）を参照。

54 「端郡王」、「初山衣洲遺書」[25] 氷壺軒筆記（大阪府立中之島図書館収蔵）。

55 衣洲の淡々とする筆触は同時代黒龍会機関紙『東亜月報』（内田良平文書研究会編『黒龍会関係資料集』、柏書房、1992年）の積極的な大陸進出論と対照的である。

「此の身は飛蓬に類し、此の心は淡きこと水の如し」——糸山衣洲の清国体験をめぐって—許時嘉

●参考資料：糸山衣洲の海外活動の概要(大阪府立中之島図書館収蔵の糸山遺稿に基づき、筆者作成)

| | 活動概要 | 日記（●）、著作（○）、翻訳（○） |
|------|---|---|
| 1898 | 11月19日 東京から渡台、『台湾日日新報』漢文部主任に着任。 | ●『常總日記』：1897年3月18日、1898年11月19日－1899年6月23日（4月18日至4月26日欠） |
| 1899 | 1月18日、饗老典編集を担当。 4月、児玉総督と彰化に饗老典を参加。その内容は台湾日日新報に「隨輶記程」として掲載。 7月18～28日、一時帰国。 8月、児玉総督の別荘南菜園に移転。 10月21日至11月17日、児玉と台湾に饗老典を参加。その内容は台湾日日新報に「航南日記」として掲載。 | ●『懷耿堂日記』：1899年8月15日－1899年12月29日（11月18日至11月27日欠） |
| 1900 | 3月、揚文会に出席。 | ●『澄心廬日記』：1900年1月1日－1904年4月10日（1903年5月17日－7月6日欠） ○詩集『南菜園唱和集』（出版地不明、1900） ○詩集『穆如吟社集』（台灣日日新報社） |
| 1901 | 9月24日～10月5日、鄭拱辰事件に巻き込まれる。 | |
| 1902 | 1月、古亭莊の内地人禿村事件に悩む。 8月、赤痢に罹り、のちに持病となる。 1902～1903年間、『台灣風俗詩』執筆を開始。 11月17日～翌年1月14日、一時帰国。九州大分で休養。 | ●『游豐日記』：1902年11月17日－1903年1月14日 |
| 1903 | 1月14日、帰台。 4月13日、台灣日日新報を辞任。 5月17日～7月6日本に一時帰国。 7月16日、總督府学務課に就職。 | ○詩集『台灣風俗詩』（未刊行） |
| 1904 | 4月、總督府学務課離台を辞任。離台。 4月23日、和歌山に客居。 7月1日、總督の満州出征に随行を要望。 10月6日、小田原に移転。 11月、東賦学堂の設置に携わる。 | ●『澄心廬日記』：（1904年4月10日から続）1904年4月23日－12月30日 |
| 1905 | 2月13日、東賦学堂に移転。 5月、「如雲綿」事業に携わる。 7月6日、満州行を児玉に申し出る。 8月26日、林古松と北京渡航を談合。 | ●『落木菴日記』：1905年1月1日－9月20日 |
| 1906 | 1月、前年から天津にいる。『北洋日報』記者を担当。 4月7日、保定に移転。陸軍軍官学堂翻訳官を担当。『燕雲集』を執筆。 8月～9月、平山武清の人事をあっせん。 10月25日～11月13日、持病再発。 | ●『北游日記』：1906年1月1日－11月25日 ○翻訳『夜戰通法』（伍士修編、雷啓中修、第五鎮工程營出版、1906）、『支隊戰術講義錄（二卷）』（壽永康編、王景茀修、第五鎮工程營出版、1906） |
| 1907 | 6月26日、持病再発。 | ●『冰壺軒日記』：1907年1月1日－12月31日 ○翻訳『混成協戰術（二卷）』（壽永康編、雷啓中修、第五鎮工程營出版、1907）、『兵站勤務附圖』（出版地不明、1907） |
| 1908 | | ○翻訳『戰略學』（應雄圖編、出版地不明、1908） |
| 1909 | 7月12日～8月16日以降、一時帰国。「歸展詩草」執筆。 | ○詩集『燕雲集』（雷啟中、1909） ○詩集『歸展詩草』（未刊行） |
| 1910 | 10月19日、保定学堂を辞任、帰国。 | ○翻訳『軍官學堂教科書軍制學』（應雄圖、壽永康共編、雷啓元修、出版地不明、1910）、『馬隊戰術教戰書』（宮英編、出版地不明、1910） ※その他（出版年不明）：『改編軍械精蘊』（簡直義編、雷啓中修）、『改編射擊精理』（簡直義編、雷啓中修）、『氣球學教程』（杜泰辰編）、『應用高等帥兵術』（壽永康編） |
| 1911 | | ○衣洲口授、近藤吉太郎筆記『支那商業尺牘講習錄』（全四卷。大阪：崇文會、1911） |
| 1912 | | ●『苟然屋日記』：1912年8月1月－12月17日 |
| 1913 | | ○『支那骨董叢說』（崇文會、1913） |
| 1914 | 3月7日～5月28日、再び来台。 | ○『書畫落款式』（崇文會、1914） |
| 1919 | 死去 | ○『支那陶器詳說』（崇文會、1919） |

「此身類飛蓬，此心淡如水」 ——關於糸山衣洲的清國滯在體驗

許時嘉

1898年糸山衣洲（1855–1919）以台灣日新報漢文部主編身份來台，深受台灣總督兒玉源太郎重用，活躍於台灣總督府與台灣傳統知識分子之間，後來不受後藤新平賞識，於1904年4月黯然離台。過去學界對衣洲的研究，多集中其台灣活動期間，離台後的研究卻付之闕如。有鑑於此，本文分析過去甚少被學界注意之衣洲旅居清國期間的日記與詩文手稿，企圖刻劃在日本帝國版圖擴張的大時代背景下、為了尋求生計而隨之向外越境移動的漢詩人身影。

從本文對衣洲保定時期的詩文分析可發現，外在現實的不遇與詩人內在的自負，讓他格外意識到「作詩」這項行為與隨之而來的外在評價，使得衣洲在字裡行間，處處（有時甚至是過度地）流露出作為詩人的自我認識。另一方面，詩人抒情描物的執著，也反映在他的詩作思想上。例如「雙鑑浦 觀日出歌」對眼前日出之景的詠嘆，原本容易直接連結至對天皇象徵的崇敬，但他透過「鷗鷺忘機」的典故，跳脫世人對御日之神認知的是非判斷，透露出刻意與世俗保持距離的詩人心境，強調詩人不受既有的價值觀控制、專注於體會眼前一景一物的立場。再者，衣洲於公於私與活躍於中國的亞洲主義者（如寺西秀武）往來密切，但其政治理念卻不見普遍存在於當時亞洲主義者之間的一統中國或整個東亞之雄心壯志。衣洲這種人物的存在，有助我們進一步深思日本國權主義氛圍下日人活動的個別性與多樣性。

論 文

E・H・ゴンブリッチの画像表象論：『芸術と幻影』を中心

清 塚 邦 彦

画像表象¹の本性をめぐる現代英語圏における哲学的考察の展開は、ゴンブリッチの貢献を抜きにしては語れない。ゴンブリッチ自身は美術史家であり、哲学の専門的研究者ではないが、その理論上の主著『芸術と幻影』（1960年、以下引用の際には*A&I*と略記する）は、画像表象の本性を考える手掛かりとなる理論的着想と興味深い事例紹介に富んでおり、その後の美学の展開に非常に大きな影響を与えた。英米哲学における画像表象の問題圏は、ゴンブリッチの著作によってはじめて形成されたとさえ言えそうに思われる。

しかし、こうした大きな影響力を持ちながら、ゴンブリッチの理論的業績は、その後の議論の中で必ずしも正当に評価されてこなかった。後ほど見るように、よく取り上げられる一部の論点は誤解を受け、また他の論点は注目を集めることができなかった。本稿では、ゴンブリッチが提示した一連の論点を元々の文脈に即して再確認するとともに、それらが、画像表象をめぐるその後の多様な理論的見解の多くを萌芽の形で内蔵していることを明らかにする。それはゴンブリッチの議論を発掘する作業であると同時に、それに照らしてその後の理論的な状況全体を改めて見直すうえでも有益だ、というのが本稿を導くモチーフである。

本稿では、ゴンブリッチの立場の基本線を、画像表象の本性を、そこに目を向ける私たちの知覚経験に基づいて理解しようとする立場として捉えた上で、さらに、通常の知覚経験との違いを特徴付けるために、「幻影」経験に関して踏み込んだ検討を試みた著作、として捉えておきたい。以下では、この軸に沿って、ゴンブリッチの多様な論点にできる限り目配りを利かせた解説を試みる。

以下、第1節では、『芸術と幻影』の中でも特によく取り上げられる「序論」に即して、ゴンブリッチの画像表象論についての予備的な特徴づけを紹介する。第2節では、ゴンブリッチの予備的な特徴づけに寄せられた従来の代表的な論評のいくつかを取り上げ、批判的に検討する。第3節では、今度は『芸術と幻影』の本論に即して、画像表象に関するゴンブリッチの重要な論点を四点に整理し、解説する。最後の第4節では、ゴンブリッチの議論が切り開いた展望について明らかにする。

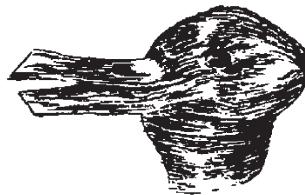
1 “pictorial representation”ないし “depiction”を本稿ではこのように訳する。ゴンブリッチは “pictorial”との形容を省いて端的に “representation”と言う場合も多い。単に「絵」と言い換えてよいが、ゴンブリッチの場合も含め、この概念をめぐる哲学的論議の中では、平面的な絵ばかりでなく、レリーフや彫刻のたぐいも含め具象的な造形作品全般が問題とされる。

幻影概念をめぐるゴンブリッチの浩瀚な考察の中から、まずは、『芸術と幻影』の序論に出てくる予備的な特徴づけについて内容確認を行っておきたい。そこでの議論は、ゴンブリッチの「幻影説」について論評する人々の間で典拠とされてきたからである。

ゴンブリッチの予備的な特徴づけの糸口となるのは、哲学の世界では何よりウイトゲンシュタイン『哲学探究』の第2部に登場することで有名な反転図形に関する考察である。ゴンブリッチはそれを初出時の形で引用している（図1）。ご覧の通り、この図のポイントは、向かって左側に伸びた二本の突起を嘴と解すればアヒルの頭部のように見えるが、それらを耳と解すると今度はウサギの姿が浮かび上がってくるという多義性にあり、ゴンブリッチは、「ウサギかアヒルか」の図と題している²。この図をめぐるゴンブリッチの考察はしばしば彼の理論の中心論点のように扱われる。実際の論述はなかなか複雑なのだが、ここでは、それを大別して4点に整理して紹介しておきたい。

第一の論点は、この図の基本特性と見なされる反転性にかかる。すわなち、この図の知覚に際して、ウサギを見る経験とアヒルを見る経験が反転関係にあり、両者が共存する場面は経験しないという論点である。ゴンブリッチは、次のような言い方をしている。

たしかに、一つの読みから他の読みへの移行を次第に速くすることはできる。また、アヒルを見ている時にウサギを「思い出す」ようにもなるだろう。しかし、自分自身をよく観察すればするほど、代替的な読み方を同時的には経験しえないことがよりはっきりと知られるだろう³。



こうした事情を要約して、ゴンブリッチは度々「多義性それ自体を見ることはできない」と述べている。「ひとつの読み 図1 ウサギかアヒルか, A&I, p.5 方から別の読み方への切り替えを体験し、どの解釈も等しくそ のイメージに適合すると実感することで、私たちは初めて多義性に気づく」⁴というのである。

これは、経験的な事実としては追認できる論点であるように思われるし、ゴンブリッチをめぐる議論の中でもこの点への異論は見当たらない。しかし、次の第二の論点はより論争的である。それは、いましがた反転図形に関して指摘した特徴を、画像表象すべてに一般化しようとするものである。ゴンブリッチは、この論点を際立たせる具体例として、美術批評家ケネス・クラーク

2 A&I, p.5 [邦訳書28頁].

3 A&I, p.5 [邦訳書28頁].

4 A&I, p.249 [邦訳書338-339頁]. Cf. A&I, p.236 [邦訳書320頁], p.259 [邦訳書352頁].

の回顧談に言及している。

〔ベラスケスの〕『侍女たち』を見る人は、だれもがじきに、この絵がどんなふうに描かれたのかを知りたくなる。……私はよく、幻影が完成された姿を呈するかぎり最も近い位置から出発して、しだいに眼を画面に近づけてゆき、ついに突然、それまでは手やリボンやビロードの布であったものが、美しい筆致の集積へと溶け去ってゆくのを体験した。こうした変形が起こる瞬間を捉えることができたら何かを学ぶことができるのではないか、と私は考えただが、それは目覚めと眠りのはざまの瞬間と同じくらいに捉えどころのないものであることがわかった⁵。

ここでは、鋭敏な批評眼で知られるクラークの観察として、ベラスケスを見る経験が、一方では「美しい筆致の集積」を見る経験、またもう一方では、「手やリボンやビロードの布」を見る経験に区分されている。しかし、クラークの観察では、その二つは共存はせず、交代することしかできない。しかも、その交代の瞬間をはっきりと捕まえることもできない、というのが上記のクラークの所見である。こうした事情は、先ほど「ウサギかアヒルか」の図に関して指摘されていた事情と類比的だ、とゴンブリッチは主張する。どちらの場合にも、両方の知覚が共存することはありえず、つねに一方の姿しか見ることができない。第二の論点は、こうした考察を画像表象全般に一般化するものである。すなわち、「ウサギかアヒルか」の図が私たちに反転的な二つの視覚経験を提示しているのと同じように、画像表象一般は、私たちに、画布の平らな表面の形状を見るか、それとも絵のモチーフに当たる多様な事物の姿を見るかの二通りの可能性を提示しており、かつ、それら二通りの視覚経験の間には「ウサギかアヒルか」の図の場合と同様な反転関係が成り立つというのである。絵を学ぶ者は、「『ウサギかアヒルか』のゲームを演ずる代わりに、『画布か自然か』のゲームを発明しなければならなかった」のであり、そのゲームは、「少なくとも離れたところから見れば幻影をもたらすような、色絵具の配置を使って行われるのだ」⁶、とゴンブリッチは述べている。

ここまで紹介を次のように整理しておこう。

（1）反転性の論点：

「ウサギかアヒルか」の図のもとにアヒルを見る経験と、ウサギを見る経験とは、その都度どちらか一方が成り立つだけであり、両者が同時的に共存する場面を観察することはできない。

5 Clark (1960), pp.36–37.

6 A&I, p.29 [邦訳書61–62頁].

(2) 画像全般への一般化：

「ウサギかアヒルか」の図において二通りの解釈が反転関係にあるのと同様に、画像表象一般においては、一方ではそこに描き出された事物の姿を見る経験と、他方では、平らな表面それ自体を見る経験とが、反転関係にある。

一般にゴンブリッチの見解とされてきたのは、論点（1）が指摘している反転性を、論点（2）のように、画像表象に関する知覚経験一般の特質として位置づけるような見解である。つづめと言えば、画像表象の知覚とは、そこにおいて平面の知覚と像の知覚とが交互に入れ替わるような経験に他ならない、というわけである⁷。こうした見解の是非については多くの批判的論評が行われてきた。が、それらをめぐる応酬を見る前に、ゴンブリッチの見解を正確に理解する上で欠かせないさらに二、三の論点に触れておかなければならぬ。

一つは、「幻影 (illusion)」という言葉の用法の揺れについてである。ここでは網羅的な用例分類は控えるが、ゴンブリッチにおいてこの語が担う少なくとも二通りの意味合いの区別には、注意しておく必要がある。一つの用例では、「幻影」とは、知覚経験における判断の誤りを含意する言葉である。その典型例は、「ウサギかアヒルか」の図の紹介部分に出てくる次のような発言である。

この絵はウサギにもアヒルにも見える。どちらの解釈も簡単に見つかる。しかし、一方の解釈から他方の解釈へと移る際に起こる事柄を記述するのはさほど簡単ではない。明らかに、自分の面前に「本物の」アヒルやウサギがいるという幻影を持つ人はいない。紙の上の形はどちらの動物にもあまりよく似ていない。だがそれでいて、アヒルの嘴がウサギの耳となり、それまでは見逃されていた場所がウサギの口として浮びあがってくると、紙の上の形は確かにある微妙な仕方で変形する (transforms) のである。……⁸

ここで第三センテンスに出てくる「幻影」は、「誤った判断」と言い換えても大きく文意を損ねることがないように思われる。具体的には、絵をその描写対象と取り違えるような判断の錯誤が、この意味での「幻影」の実質である。

しかし、この論述全体で論じられているのは、そうした誤った判断とは別に、「ウサギかアヒルか」の図を見る際には、それぞれウサギとアヒルにかかわる二通りの視覚経験が交代するという事実である。それらはどちらも、単に平面上の線の模様を見ることには還元できない「変形」

7 ウォルハイムの表現では、「ゴンブリッチにとって、何かをある対象の絵として見ることは、それを時には絵として、時にはその対象として見ることである。何かを対象の良い絵、または写実的な絵として称賛することは、これらの2つの異なる見方の間を移動できる速度または機能について何かを語ることである」(Wollheim (1974b), p.278)。

8 A&I, p.5 [邦訳書28頁]。

の産物とされている。

同じような変形のわかりやすい例として、ゴンブリッチは、子供の「お絵描き歌」とでも呼ぶべき事例にも触れている（図2）。円を描くところから出発し、歌の文句に従って図形を描き加えてゆき、最後に尻尾を描き加えると、最

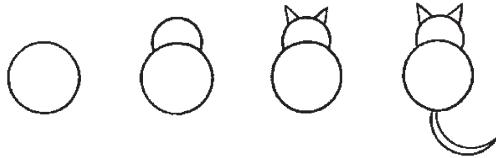


図2 猫の描き方, *A&I*, p.7より

初はパン⁹のように見えたものが、次いで手提げバッグ、さらにはがま口のように見え、最後には突然猫の姿に切り替わる、というのがこの絵遊びのポイントなのだという。ゴンブリッチが注目するのはその際の「変形の力（the power of metamorphosis）」である。彼によれば、私たちは、こうした変形が生じることはよく分かるが、なぜ切り替えが起こるのか、そのメカニズムまではわからない。

先ほどのクラークの事例で問題となっていたのも、この同じ「変形」の力を捉えようとする試みだった。これについて、ゴンブリッチ自身の記述はこんな具合である。

内観の巨匠であるケネス・クラークは、近著で、幻影に「忍び寄ろう」とした時に、彼ほどの人でも失敗に終ったいきさつを実に見事に描き出している。彼は、大画家ベラスケスの作品を見ながら、画面から離れるにつれ、画布の筆致や絵具の色斑が一転して現実のヴィジョンに変形される時に一体どんな変化が生じるかを観察しようとしたのである。しかし、画面から後退したり接近したり、何回も繰返し試みたものの、ついに彼は同時に二つのヴィジョンを捉えることができず、かくして、切替りがどのようにして起こるかという問題は彼には解決困難に思われたのである¹⁰。

ここで第一センテンスの「幻影」が指しているのは、具体的には、絵のもとにマルガリータ王女や侍女たちの様子を見ているかのような経験である。クラークは、それが現れる瞬間を捉えようと、絵の表面を見る経験と、そこに浮かび上がる像を見る経験の間に反転の瞬間に目を凝らすわけだが、ついにその瞬間を捉えることはできなかった。しかし、その告白が告げているのは決して、クラークが、目の前にマルガリータ王女がいるという「誤った判断」にたどり着けなかったということではない。むしろ、ここでの幻影の実質は、「誤った判断」というよりもむしろ「目の欺き」の経験、つまり、自分が目を向けているものが現実には画布の表面であることを承知しているながら、なおかつそこに宮廷風景を見ているかのような経験を持つという事態である。クラークが探していたのは、平面上の形状の知覚が突然に一定の事物の相貌を呈するにいたる「変形」の瞬間である。いったんそのような変形が起こると、私たちは、眼前の情景が事実ではないとわかっていない

9 ゴンブリッチは、ウィーン風の食パンは円形であることを付記している。

10 *A&I*, p.6 [邦訳書29-30頁]。

がら、なおかつその有様をありありと見ているかのような経験を持たずにいられないものである。

以上を整理すれば次のようになる。

(3) 「幻影」の多義性：

ゴンブリッヂにおいて「幻影」は、「誤った判断」を意味することもあれば、「目の欺き」の経験を意味することもある。

後述するように、従来多くの論者は、ゴンブリッヂの「幻影」を「判断の誤り」の意味に解してきた¹¹。しかし、実際に判断の誤りを誘発する可能性のある絵は極めて少数に限られること、そしてまた、ゴンブリッヂが画像表象の分析に際して参照している画像の殆どは、その出発点とされている「ウサギかアヒルか」の図をはじめ、実物と取り違えられる可能性が皆無なものであることを考へるならば、『芸術と幻影』というタイトルのもとで探究された「幻影」の実質的な内訳がむしろ「目の欺き」の事例にあることは、間違いないと思われる。実際また、ゴンブリッヂは後に、『英国美学雑誌 British Journal of Aesthetics』に、自らの「幻影」が「欺瞞」の同義語ではない旨の書信を寄せている¹²。さらに、1973年に発表された論文「幻影と芸術」でも、再度次のように述べられている。

絵を前にした私たちの「信念」を問題にする人たちは明らかに問い合わせを立て間違えている。幻影は、間違った信念の原因になることはあっても、間違った信念ではない¹³。

ともあれ、目の欺きの事例が判断の誤りの事例とまったく無関係だと断じる必要はない。判断の誤りの事例は、それが目の欺きの結果として生じている限り、画像表象の本性とも密接な繋がりを持つと考えられる。さらに、現実には判断の誤りを誘発せず、その見込みもないような事例においても、より緩い意味において、判断の誤りの事例との繋がりを想定できる可能性もある。ゴンブリッヂは一つの興味深い例を挙げている。彼は、犬の大理石像をつい撫でてみたくなったという自らの体験談を披露した上で、さらにこうコメントしている。

私たちは、[犬の] 像が本物だとは考えなかった。しかし、どこかでそう思わなかつたならば、

11 新しいところで言えば、例えばNewall (2011)において、ゴンブリッヂの「幻影説」は次のように解説され批判されている。「この『幻影説』によれば、絵がその主題対象を描写するのは、絵が見る人による視覚経験を生み出し、その視覚経験が、然るべき条件下では、見る人を、主題対象が現実にそこにあると思うように騙すからなのだという。この理論の難点は、絵がこのように私たちを騙せるという主張である。多くの絵はいかなる条件下でも主題対象に関する幻影経験を促せない」(p.24)。ここでは、「幻影」を「欺瞞」と同義と見なす解釈が前提されているが、その解釈は当たっていないというのが本稿の理解である。

12 Gombrich (1973b), p.99. See also Woodfield (1988).

13 Gombrich (1973a), p.240.

あのような反応「撫でたくなる」は起こらなかつたはずである¹⁴。

こうした事情を整理して、ゴンブリッチは、「人間の心には多くの層があり、両立しがたい態度が平和共存しているのだ」¹⁵と言う。目下の事例でいえば、私たちは顕在的な意識のレベルではいかなる判断の誤りも犯しておらず、その可能性もないが、しかし意識下では、判断の誤りが侵されている場合と類似の認知過程が生じている、ということになるだろう。そして、ゴンブリッチ自身は詳しく展開していないが、次のような見通しを立てることは、彼の所説に照らして決して不自然ではないと思われる。つまり、顕在的な意識のレベルで先に「目の欺き」と呼んだ現象が生じているような事例とは、意識下においてこの種の認知過程が生じている事例に他ならないのであり、現実に判断の誤りが侵されるような事例とは、その種の事例の一部の極端な事例に該当する、というふうに。そのように意識下の認知過程を視野に入れて考えるならば、ゴンブリッチが「幻影」と「欺瞞」を区別しながら、なおかつ「判断の誤り」と「目の欺き」を共に無造作に「幻影」と呼んでいる事情も自然に理解できるように思われる。

こうした意識下での認知過程に根差した幻影経験に関して、もう一つゴンブリッチの基本論点として確認しておかなければならないのは、その「分析困難性」¹⁶とでも言うべき事情である。これはつい先ほどの引用箇所でも強調されていた点である。先のベラスケスの例では、クラークは、幻影経験を鮮明に抱いていながら、それがどんな仕組みで生じてくるのかを光明な観察によって見通すことはできなかった。また、「ウサギかアヒルか」の図の場合でも、そこにウサギやアヒルの姿を見るのは容易だが、そのような見え方が生じてくる仕組みや、両者が切り替わる経緯について、観察を通じて真相を突き詰めるのは困難とされている。幻影を経験するとき、私たちは、それが事実に反することは認識していくながら、一定の事物の姿がそこには見える。しかし、絵の表面の形状がなぜそのような見え方を生じさせ、また時にそれが別の事物の姿へと変形する経緯や理由について、私たちは正確な理解を持っていない。それは、私たちの知的な制御を外れた意識下の認知過程に関わっている。

こうした事情を次のように整理しておこう。

（4）幻影の分析困難性：

目の欺きを生じさせる幻影のメカニズムについては、当事者の自己観察によっては正確な理解を持つことができない。

幻影のメカニズムが理解困難であることを主張するこの（4）と対をなす論点として、ゴンブ

14 A&I, p.114 [邦訳書169頁]. 引用文中の〔 〕内は筆者による補足。

15 A&I, p.113 [邦訳書168頁]

16 A&I, p.5 [邦訳書28頁]：「幻影は……記述や分析が困難である」。

リッチは、『芸術と幻影』の随所で、事物の姿を描き出す画家の技術が、ある意味で、幻影を生み出す「変形の力」の解明であることを主張している。ただし、それは、理論的な解明というより、より実践的な解明であり、問題の事物とは異なる媒体を用いて、問題の事物を見る場合と「類似した反応」¹⁷を作り出して見せることにかかわっている。ゴンブリッチは、そうした技術の探求を科学研究になぞらえたコンスタブルの言葉を好んで引用している。曰く、「絵画は一つの科学であり、自然法則の探求として携わるべきである。してみれば、風景画は自然哲学の一部門であり、絵画はその実験に他ならないと見なすこともできよう」¹⁸。

この点に関してゴンブリッチが好むもう一つの比喩は、画家の多様な描写技法の一つ一つを、「私たちの感官の神秘の錠を開く鍵」になぞらえるものである。彼はこう述べている。

それはかなり複雑な錠であって、最初にいろいろなネジを準備しておいてからいくつかのボルトを同時に動かさないと開かない。金庫破りをしようとする泥棒と同じように、芸術家はその内部機構を直接に知ることはできない。芸術家は、何か手がかりがあったときに鍵や針金をいろいろと試し調整しながら、敏感な指で方法を感じとるしかない。もちろん、いったんドアが開き、鍵の形が決まれば、同じことを繰り返すのは簡単である。後続者には何も特別な洞察はいらない。先行者の親鍵をコピーするだけでいいのである¹⁹。

さて解説がやや先走ったようである。

話を「序論」に戻すと、ゴンブリッチは、「序論」での画像表象の予備的特徴づけの結びとして、プラトン『ソピステス』の一節（266c）を引用している。

私たち人間は、建築の技術で家を作り、絵画の技術で別の種類の家、つまり目覚めている人々のための一種の人工的な夢の家を作る、と言うべきではないだろうか²⁰。

画像表象は、ゴンブリッチの位置づけでは、「目覚めている人々のための一種の人工的な夢の家」なのであり、その基盤となっているのが、「形、線、影、色などを駆使して、いわゆる絵という視覚的現実の不思議な幻を作り出してしまう人間の能力」²¹なのである。これが、先ほど触れた「変形の力」の言い換えであることは言うまでもない。

17 *A&I*, p.110 [邦訳書164頁].

18 *A&I*, p.33 [邦訳書68頁].

19 *A&I*, p.359-360 [邦訳書482頁].

20 *A&I*, p.8 [邦訳書32頁].

21 *A&I*, p.8 [邦訳書32頁].

2

前節で紹介した一連の論点の中で、分析美学における画像表象論の中で特に注目を集め、（多くは批判的に）論評されてきたのは、論点（1）～（2）である。本節では、これらに関するいくつかの代表的な論評について取り上げ、それらに対してゴンブリッチの立場を弁護しておきたい。それらは、今日一般的なゴンブリッチ理解に大きな影響を与えていているのに加え、その是非を簡単に吟味しておくことは、ゴンブリッチ理解を深める上でも大変重要だからである。

(I)

最初に、「ウサギかアヒルか」の図と画像一般との間の類比の妥当性に向けられた批判のいくつかに触れておこう。

「ウサギかアヒルか」の図は、画像表象の一例であるとともに、ウサギの像とアヒルの像のどちらをも呈することのできる特殊な画像表象である。そこで問題になる反転関係は、絵が持つ二通りの内容の間の反転関係である。他方、ベラスケスの絵の場合の「美しい筆致の集積」を見る経験と「手やリボンやビロードの布」を見る経験の間の反転関係は、絵の物理的形状とその内容との間の反転関係である。というわけで、同じ反転関係と言っても、両者の間には大きな性格の違いがある。ゲイジャーは、こうした不釣り合いを捉えて、ゴンブリッチの議論は「不当な類比」によるものだと批判している²²。

この批判は、ゴンブリッチの類比がやや強引な性格を持つことを指摘するものとしては適切である。しかし、それが類比の不当性を示せているとは思われない。ゴンブリッチの類比が内容の多義性と平面／内容の落差の双方にまたがっているという指摘だけでは、ゴンブリッチへの批判にはならない。問題の類比は、仮に強引だとしても、やはり成り立つのかもしれない。それが成り立つかどうは別途検討が必要である。

この点との関連で、ゲイジャーは続けて、反転图形に見られる反転関係が、画像表象一般にみられる平面／内容の間の関係とは異質なものだと述べ、さらにゴンブリッチを批判している²³。反転图形の場合には、反転関係にあるウサギを見る経験とアヒルを見る経験は互いに両立しないが、平面を見る経験と内容を見る経験の間にはそのような両立不可能性は見られない、というのである。それゆえ、絵画の平らな表面を見る経験と、描かれた内容を見る経験は、反転图形の場合の一方の内容を見る経験と他方の内容を見る経験の場合とは違い、共存することができる。実際、両者は現に共存しているのではないか——。

これと同様な指摘はつとにウォルハイムが行っており²⁴、最近でも多くの論者がそれを追認し

22 Geiger (2008), pp.49–50. 類似の指摘を行ったものとして、Cf. Lopes (1996), p.41.

23 Geiger (2008), p.50.

24 Wollheim (1974b), p.280.

ている。カルヴィッキの言い方では、確かにウサギを見る経験とアヒルを見る経験は互いに両立しえないが、それらの経験はどちらも、問題の図を単に線の集積として見る経験とは両立するのだという²⁵。

しかし、本当にそう簡単に言えるのだろうか。私見では、事情は批判者らが言うほど明瞭ではない。この点については、項目を改めよう。

(Ⅱ)

いましがたの問題について考えるとき、先のゲイジャーやカルヴィッキも含め、今日多くの論者が準拠するのは、ゴンブリッチに対するウォルハイムの批判的コメントである。それは、図式的に整理すれば次のようになる。

ウォルハイムの理解では、ゴンブリッチは、画像経験の実質を、平らな表面を見る経験と像を見る経験の交代現象として分析した。「ゴンブリッチにとって、何かをある対象の絵として見ることは、それを時には絵として、時にはその対象として見ることである。何かを対象の良い絵、または写実的な絵として称賛することは、これらの二つの異なる見方の間を移動できる速度または機能について何かを語ることである」²⁶。他方、ウォルハイムはむしろ、画像経験においてはそれら二種類の経験が共存することを力説した。そのような共存関係が成り立つ点にこそ、通常の事物を見る経験と比較した場合の、画像経験の特質がある、というのがウォルハイムの見解である。こうした事情を言い表して、ウォルハイムは、絵画経験の「二重性 (twofoldness)」という言い方をしている。こうした二重性が成り立つからこそ、私たちは、画像経験を通じて、単に絵の主題を認識するだけでなく、それが平らな表面の形状を通じていかに提示されているかという点についても理解を持つことができるのだ、そこに絵を見るということの意味があるというのが、ウォルハイムの見方である。

こうした対立は、言葉の字面だけを見れば、単純な選択の問題のようにも見える。つまり、「反転」と「共存」のどちらを選ぶのか、と。しかし、設問の趣旨を掘り下げていくと、対立関係はそう単純ではない。

まず思い出しておかなければならぬが、前節で確認したように、ゴンブリッチは、反転图形におけるウサギやアヒルの幻影経験を、単純な〈判断の誤り〉とは考えていない。それらはむしろ〈目の欺き〉とでも言うべき事例であって、当事者は、自分が目を向けているものが実は平面上の線の模様であることを認識している。だがそうすると、ゴンブリッチの立場においても、絵を見る経験においては、幻影経験と、平面性の認識が、共存している。反転性は、事実判断の交代を意味するものではないのである。その限りでは、ゴンブリッチも、絵を見る経験の二重性を認めていると言える。そして、もしもウォルハイムの言う二重性がこうした緩やかな意味での二

25 Kulwicki (2014), p.15.

26 Wollheim (1974b), p.278. Cf. Wollheim (1980), pp.213-214.

重性であるならば、ゴンブリッチとウォルハイムの間には何ら対立はない。

だがそれにもかかわらず、ウォルハイムは、自らの立場をゴンブリッチと対立的に理解している。そのことは、彼の考える「二重性」が、いましがた述べた像の知覚と事実認識の共存ということにはとどまらない内容を持つことを示唆する。しかしそれはどんな内容なのか。おそらくそれは、絵のもとに、そこに描かれた多様な事物の姿を「見る」経験と、その絵の表面を単に表面として「見る」経験（決して単に、それが絵の平らな表面であることを知っているということではなく、さらに、それを、像を度外視した平らな形状として見る経験）とが、同時的に併存するという意味での二重性である²⁷。

しかし、はたしてそのような二重性が成り立つかどうか。先に挙げたゲイジャーやカルヴィッキをはじめ、多くの論者はこの点でウォルハイムに従ってきた²⁸。しかし、それがゴンブリッチの論旨を正確に理解した上で批判だったかどうかは、私見では極めて疑わしい。ゴンブリッチは、描写内容に関する知覚的な意識と絵の表面それ自体に関する知覚的な意識とが共存する可能性を明確に否定しているが、それには十分な説得力があると私には思われる。彼は、戦馬をモチーフにした絵を例にとりながら、こんな風に述べている。

しかし、平たい表面と戦馬とを同時に「見る」ことが果して可能だろうか。これまでの論述が正しければ、そのような要求は無理筋である。戦馬を理解することは、しばし平たい表面を無視することである。両方を行ふことはできない²⁹。

改めて言うまでもないであろうが、ここで、「平たい平面を無視する」と言われている事柄は、決して、自分が見ているものが物体の平らな表面であるという事実認識を放棄するということではない。放棄されるのはそれを単なる平らな表面として像を度外視して「見る」ような知覚経験である。もしも絵が、こうした単なる表面として見られている限り、像の知覚は成り立たない。逆に、像の知覚が成り立っているときには、単なる平面としての知覚は成り立たない。排除されているのは二種類の知覚経験の共存である。

この論点がいちばん分かりやすいのは先ほどのベラスケスの事例である。それは至近距離から荒い筆致の集積に見えるが、一定の距離を置いて見ると写実的な事物の姿に見える。そのさい、二通りの視覚経験が、交代はできても共存できないことは、クラークの所見のとおりである。しかし、こうした事情はベラスケスの事例に限られたものではないと思われる。例えば、ゴッホや

27 「二重性」に関するウォルハイムの特徴づけには変動があるが、ゴンブリッチを批判していた当時における理解では、「私は二重性を二つの同時的知覚と同一視していた。つまり、絵の表面に関する知覚と、絵が表象するものに関する知覚である」と言われる（Wollheim (2001), p.20）。

28 ロペスも、「二重性」を「絵の内容と図柄との同時的な意識」(Lopes 1996), p.42) として捉えたうえで、「二重性は事実である」(ibid.) と主張している。

29 A&I, p.279 [邦訳書379頁]。

セザンヌ、あるいはマチスやピカソのような絵の場合、私たちは、そこに描かれた人物や事物の姿を見て取る一方で、絵の表面の絵具や筆致の物理的な形状に注意を凝らすこともしやすい。しかし、両者に同時的に注意を凝らすのは困難である。この場合、絵のもとに見える人物や事物の姿は写実的な写実からは程遠いが、しかし、それらを見ることは、たんに平面上の絵具の形状を見ることとは、異なっている。それらを見る時に私たちが目を向けているのは確かに絵具の形状に他ならないのだが、しかし、像に注意を向けている限り、絵具の形状を見る経験は背景に退いてしまう。逆に、後者に注意が向いたとたん、今度は像の知覚が背景化する。そして、双方に同時に注意を向けるのは困難だという意味で、ここではゴンブリッチが指摘した反転関係が成り立っていると思われる。

この点の指摘をもってウォルハイムの批判を退けたことになるかどうかについては、慎重を期する必要がある。たしかに、絵画知覚の経験を平面の知覚と事物の知覚の共存と解する立場に立脚したウォルハイムの批判が単純には受け入れがたいことは、以上の考察によって十分に明らかになったと思われる。しかし、ウォルハイムの言う「二重性」の意味については、より踏み込んだ検討が必要である。その点については、別途ウォルハイム論として検討しなければならない。ここでは、ゴンブリッチの見解が容易に受けがたい説得力を持つことを確認したことで満足しておこう。

(Ⅲ)

前項目では、ゴンブリッチとウォルハイムの対立関係に触れたうえで、ゴンブリッチの弁護を行った。しかし、同時に触れたように、この対立関係を単純な二分法（反転か共存か）として受け取っていいかどうかは疑問である。そのことについては後程改めて論ずるが、ここでは、ゴンブリッチについての補説という観点から、ドミニック・ロペスが行っている提案に触れておきたい。

ロペスが提案するのは、ゴンブリッチとウォルハイムの中間に位置するような折衷的な立場である。

ゴンブリッチは、絵画知覚の経験を、絵画表面の物理的形状を見る経験と、書き出された事物の姿を見る経験とが反転するような経験、として特徴づけた。そして、それは写実的な絵画に限らず、絵画全般の共通特性だというのが、ゴンブリッチの見解だった。ロペスは、こうしたゴンブリッチ流の特徴づけが、いわゆる「騙し絵（*trompe l'oeil*）」に代表される一部の高度に写実的な絵画には確かに当てはまると認める。それは知覚条件次第では実物との見間違えを誘発するような事例群である。騙し絵に騙された後で騙されたことに気づくような時には、私たちは確かに、事物の知覚から平面の知覚への反転を経験する。それゆえ、その種の事例に関しては、画像表象を幻影として捉えるゴンブリッチが正しく、ウォルハイムは間違っている、とロペスは考える。

こうした論を展開するにあたり、ロペスが「幻影」の定義として想定しているのは、ゴンブリッチの幻影概念に関する次のような解釈である。

幻影的な経験をすることは、適切な条件下でならば、絵の主題がそこにあると人に信じさせかねないような経験をすることである³⁰。

つまり、ロペスは、幻影が必ずしも判断の誤りを伴わない場合があることを認めながらも、やはり、幻影と誤った判断の可能性の間には本質的なつながりがある、と考えているわけである。

しかし、こうした誤った判断とのつながりが希薄になり、問題の絵が騙し絵的な意味での写実性から遠ざかれば遠ざかるほど、ロペスの理解では、絵を見る経験は「幻影」経験からは遠ざかる。そこでロペスは、もう一つの論点として、上記のような反転性が一部の絵画にしか当てはまらないことを強調する。例えば、ゴッホもセザンヌも、マチスもピカソも、实物を取り違えられる見込みは皆無に等しい。人々を間違った判断に導くような写実性を持たないすべての絵については、反転性は成り立たず、むしろウォルハイム流の共存が成り立つ。かくして、ロペスは、画像全般を上記の幻影の定義に叶うグループと、そうではない（あまり写実的でない）絵のグループとに分ける。そして、前者に関しては、それを見る経験においてゴンブリッヂ的な反転関係が成立するが、後者に関しては、むしろウォルハイム的な共存が成り立つのだと主張する。

こうした状況認識を踏まえて、ロペスは、ウォルハイム流の共存の立場を二通りに分派させる提案を行う。ロペスは、画像表象のすべての事例においてウォルハイム流の共存が成り立つとする立場のことを、「強い二重性」と呼び、他方、一部の事例では共存は成り立たず、ゴンブリッヂ流の反転しか成り立たないことを認める立場を、「弱い二重性」と呼ぶ³¹。すでに明らかなように、ロペスは、「弱い二重性」を弁護している。換言すれば、ロペスは画像表象すべてに当てはまる一般的特徴づけを断念し、ある場合にはゴンブリッヂ流の反転関係が成り立つが、別の場合にはウォルハイム流の共存関係が成り立つ、とするわけである³²。

こうしたロペスの議論は、二つの有力見解を巧妙に宥和させる提案としてたいへん興味深い。しかし、画像表象の分析としても、またゴンブリッヂ理解という観点から見ても、ロペスの議論は大きな問題を孕んでいるように思われる。画像表象の分析としての観点から何より気になるのは、ロペスの議論が、事实上、画像表象という概念を二つに分断し、全体に共通する特徴の探求を放棄していることである。果たして、それは安易に過ぎる譲歩ではないのかどうか。しかし、ここではむしろ、ゴンブリッヂ理解の観点から、二つの大きな問題点を確認しておきたい。それは、すでにここまでとところで解説した重要事項を、やや別の角度から再確認するものもある。

第一は「幻影」概念の理解にかかる。

ロペスは、最前の引用に示したように、幻影概念と判断の誤りとの間に本質的なつながりを想

30 Lopes (1996), p.40.

31 Lopes (1996), p.47:「二重性が絵画経験にとって本質的だとする立場のことを『強い二重性』と呼び、他方、二重性がたんに絵画経験と両立するとする立場のことを『弱い二重性』と呼ぼう」。傍点は原著のイタリック体を示す。

32 Lopes (1996), pp.50–51.

定する。しかし、そうした理解は、先に（3）として確認したように、ゴンブリッチが実際に展開した議論とは符合しない。ゴンブリッチが幻影について論じる際に念頭に置いている事例は決して「騙し絵」のような判断の誤りを促す事例ばかりではない。ゴンブリッチが「幻影」を生み出す「変形の力」と呼んでいるものは、「ウサギかアヒルか」の図やお絵描き歌の事例のような、騙し絵とは程遠い事例にも共通したものと考えられている。「幻影説にとっては、絵画経験の模範事例ないし理想は騙し絵である」³³、というロペスの認識はゴンブリッチには該当しない。³⁴

ロペスは、幻影と判断の誤りとの間の本質的なつながりを否定する以上のような批判に対して、さらなる反論として、次のような反語的コメントを向けている。つまり、ゴンブリッチの「幻影」を判断の誤りから引き離してしまうと、その意味内容は希薄になりすぎ、不要な概念になってしまふ、と³⁵。しかし、これに対しては、先ほど第1節の（3）～（4）の項目で紹介した「変形の力」に関する考察が、ゴンブリッチの立場からする予備的な返答に該当する。そして、それをさらに実質化しようとするのが、後ほど紹介する『芸術と幻影』の本論における考察である。さらに言えば、先ほど本節（I）の項目で述べたように、「判断の誤り」と「目の欺き」の間には、より緩やかな繋がりもありうる。つまり、「目の欺き」の事例においては、現実的な判断の誤りの可能性はないにもかかわらず、現実的な判断の誤りが犯された場合と似た反応が生じうる、というつながりである。この点と関連するゴンブリッチ自身の考察については後ほど触れる。

ロペスの提案の第二の問題点は、平面の知覚と（描写）対象の知覚との反転関係ということの理解にかかるものであり、先ほどウォルハイムからの批判に即して論じた点の再確認である（先の（II）を参照）。

ロペスは、ゴンブリッチが主張した反転関係が、騙し絵に代表される高度に写実的な描写の場合に限定されるのだと理解している。しかし、先ほど確認したように、ゴンブリッチ流の反転関係は、だまし絵とは縁遠いものも含めた画像全般に見いだされる。ゴッホやピカソの絵を見るとときでも、私たちは、そこに像を見ているときには、それを同時に、像を捨象した純粹に平面的な形状として見ることは難しい。二つの知覚経験は両立しない。もちろん、私たちは、そこに像を見ているときでも、自分が目を向けているものが画布の平らな表面だという事実認識は持っている。それゆえ、像の知覚は、平面に関する事実認識とは両立している。その限りでは、ある意味での二重性が成り立っていると言ってもよい。しかし、ある絵を像として見る経験と、それを単に平面的な形状として見る経験は、ゴッホやピカソの場合であっても、やはり両立しないのである。

33 Lopes (1996), pp.50-51.

34 本稿第1節の項目（3）を参照。

35 Lopes (1996), p.39 :「しかし、こんな風に譲歩してしまうと、幻影説は実質がなくなる。ある対象についての幻影的な経験を持つとは、もしも、その対象が起こしたかもしれない経験を持つということではないとすると、いったいどんなことだというのか。」

3

ここで再びゴンブリッチのテキストに戻り、幻影概念をめぐるより実質的な特徴づけに話を進めよう。この浩瀚な著作の全貌をもれなく紹介することはできないが、本節では、画像表象の本性に関してゴンブリッチが『芸術と幻影』の本論で展開している重要な論点を、四点に整理して解説する。ただしあらかじめ二点ほど断り書きが必要である。

第一に、ゴンブリッチの論述は、全体として、絵を「自然の模倣」とするギリシア以来の伝統への批判的考察という性格を持っている。とりわけ批判的となるのは、絵による描写を、すでに出来上がった形で与えられている事物の姿のコピー、引き写しとして捉えるような考え方である。絵を描くとは、先立って心の中に形成されている事物の像（いわば心の中の絵）を、画布の上にコピーすることなのであり、そのコピーが忠実に行われれば行われるほど絵は写実的な、優れた絵になる、——大雑把に特徴づければそうした理解がゴンブリッチの標的である。以下ではそれを画像表象に関する「コピー理論」と呼んでおきたい。ゴンブリッチの議論の多くの部分は、コピー理論を構成している幾つかの基本的論点への批判に当てられている。

こうした議論を展開するにあたり、第二の注意点として、ゴンブリッチの議論はしばしば特有の二面性を帯びる。ゴンブリッチが展開する議論は、画像表象の基本特性にかかわる一般的な議論であるかのように見える文脈もあれば、同時に、その中でも特に写実的な画像表象だけを問題にした限定的な議論、いわば写実論であるかのように見える文脈もあり、正確なところどちらなのか、読者は判断に迷う。多くの場合、こうした事情は、評者からは批判的とされてきた。つまり、ゴンブリッチは、画像表象一般を論じていながら、写実的な表象に偏った一面的な分析をしているのだ、と³⁶。しかし、これは、ゴンブリッチが標的としている考え方、つまり絵を実物の似姿として捉える考え方自体が持っている二面性に由来するという点に、注意しておくべきである。絵が事物の似姿であるという主張は、絵全般の基本特性の指摘（画像表象一般の分析）として行われると同時に、優れた絵の基準（規範）の確認としても行われる（実物とよく似た絵こそがよい絵なのだという価値観）。ゴンブリッチが批判の対象としているのはこうした二面性を持った通念なのである。

以上の二点を念頭に置いたうえで、次に具体的な分析の実質に話を進めよう。

(A) 「無垢なる目 (the innocent eye) は神話である」³⁷

最初の論点は、上記の「コピー理論」において前提されている「事物の見え方」についての考え方方に向けられた批判である。

³⁶ 例えばGeiger (2004), p.45:「彼のいわゆる描写の『幻影説』は、画家が知覚のメカニズムを活性化させることで実在の説得的「幻影」を作り出すような写実的芸術作品をもっぱらの主題としている」。Lopes (1996) の第2章におけるゴンブリッチ批判も同じ線に沿うものである。

³⁷ A&I, p.298 [邦訳書402頁]。

見出しに掲げた「無垢なる目」という言い方は、19世紀イギリスの思想家ジョン・ラスキンに由来する。それは、認識論の分野で「センスデータ論」と呼ばれてきた考え方³⁸の美学版とでも言うべき知覚観と関連している。ゴンブリッチはその根幹をなす考え方を、「『見ること』と『知ること』の区別」³⁹に求めている。この考え方は関連し合った幾つかの論点から構成されている。第一は、私たちの知覚経験が、純粹に感覚に由来する部分と、私たちがすでに身に着けている「概念的習慣（conceptual habits）」⁴⁰に由来する部分とに分かれるという論点である。第二は、生活を送っていくうえでの実用的な目的のためには、「概念的な習慣」の適用が不可欠だという論点である。しかし、第三に、物の真の見え方を発見するためには、先入見を排して（つまりは「概念的な慣習」を廃して）虚心坦懐に物を見なければならぬ、とも考えられている。つまり、「概念的習慣」は、ありのままの世界の姿を歪め、覆い隠すものだと考えられているわけである。それに対して、第四点として、画家の本来の任務は、真のものの見え方を発見し、それを絵によって示すことがある、とされる。要するに、感覚的な所与を、概念的な解釈を排して、与えられるがままに受け止めるのが本来の知覚であり、そこにおいてこそ世界の真の見え方が示される。そして、芸術家が目指すべきなのは、そうした世界の真の姿の解明だ⁴¹、——おおよそそのような考え方が、ゴンブリッチが想定している標的である。

しかし、では先入観を排して物を見たときに見えてくる光景とは、より具体的にはどんなものなのだろうか。ラスキンによれば、それは、平面的な広がりと解された視野の中に、多様な色感覚がモザイク状に配されているような光景である⁴²。ラスキンはそれを次のように表現している。

◆◆◆

……私たちに見えるのはただ平面上の色だけである。黒や灰色の染みが立体的な物体の陰の側面を示していることや、薄い色合いがその物が遠くにあることを示していることなどは、一連の実験を経てはじめてわかることなのだ。絵画の技術力はひとえに目の無垢性 innocence of the eye とでも呼ぶべきものを取り戻すことにかかっている。それは言い換えれば、これらの平面的な色の染みを単にそれとして、つまり——ちょうど、盲人が突然視力を取戻して見た場合のように——それが意味するものを意識することなく知覚するような、一種の子供じみた知覚のことである⁴³。

ラスキンは、こうした発想を同時代のターナーの絵を弁護する文脈で援用している。ゴンブリッチの解説に従うと、「ラスキンによれば、私たちは本当は第三次元など見ていないのであり、本

38 ゴンブリッチはその源をバークリに求めている。Cf. *A&I*, p.297 [邦訳書400頁].

39 *A&I*, p.292 [邦訳書395頁].

40 *A&I*, p.298 [邦訳書401頁].

41 これとよく似た知覚論＝芸術論は、Whitehead (1927) にも見られる。

42 ウォルハイムも同様の解釈をしている。Wollheim (1974b), p.268.

43 *A&I*, p.296 [邦訳書399-400頁]. 傍点は原著のイタリック体を示す。

本当に見えているのは、ターナーが描いているような色斑の寄せ集めに過ぎない」⁴⁴。この枠組みでは、私たちの視野の実質と考えられている平面上の色感覚のモザイクがすべての絵画のいわば原画であり、それを画布その他の物体の平らな表面にコピーするのが絵画制作だ、と考えられているわけである。

これと類似の見解を共有する論客として、ゴンブリッチは20世紀初頭のイギリスの美術批評家ロジャー・フライにも言及している。フライの場合には、ラスキン流の知覚論が、印象派の弁護に用いられる。

一つの観点からすれば、美術史の全体はものの見え方（appearances）の段階的発見の歴史として要約することができる。……ジョットの時代以後のヨーロッパ美術はおおむね連続的にこの方向へ向かって前進してきたのであり、線遠近法の発見はその重要な段階を印すものである。しかし、大気の色や色彩遠近法が探究し尽されるにはフランス印象派の作品を待たねばならなかつた⁴⁵。

こうしたラスキン＝フライ流の知覚論＝美術史論に対して、ゴンブリッチが支持する見解は対極に位置する。ロジャー・フライは、私たちの知覚経験がそれに先立つ概念的な習慣に縛られている次第を説明して、「生活に欠かせない概念的なものの考え方の習慣は、偏見のない目に物が一体どのように見えるかの発見を極めて困難にしている」⁴⁶のだ、と述べている。これは物の真の見え方への障害を指弾する方向性での発言だが、ゴンブリッチは、同じ事情を追認しながら、それとは逆方向に議論を進める。つまり、概念的習慣を排することが困難だという事情は、それを排する努力を促すべき理由ではなく、むしろ排除の努力が見当違いだと考えるべき理由として受け止めるべきなのだ、と。そして、知覚における概念的な要素の不可欠性をめぐる考察は、ゴンブリッチでは同時に、見ることの能動性の強調とも連動している。曰く、

……視覚印象を受け取るたびに、私たちはそれに反応して、何らかの仕方で分類札を付け、区分けし、分類する。それは問題の印象がたんにインクの染みや指紋のようなものである場合も同様である。……そのような〔概念的〕習慣が生活に不可欠ならば、偏見のない目の存在要請は、不可能事を要求するものである。……無垢なる目は神話である。……見ることは決して自動的な記録ではない⁴⁷。

ゴンブリッチからすれば、事物の知覚は、センスデータ論者が想定するような理論中立的なセン

44 *A&I*, p.296 [邦訳書399頁].

45 *A&I*, p.292 [邦訳書394頁].

46 *A&I*, p.292 [邦訳書394頁].

47 *A&I*, pp.297-8 [邦訳書401-402頁].

スデータから出発し、そこに様々な解釈を施すことで成立するのではない。むしろ、物を見る活動は最初から様々な先行知識や関心に導かれ、絶えず動的に変動している。知覚は常に解釈に浸透されているのであって、それを取り去った無垢な目は存在しない……。

こうした批判は、絵のコピー理論において無造作に前提されているような、「ものの見え方 (appearance)」に関する固定観念を疑問視するものである。コピー理論では、ものの見え方は、コピーに先立ってすでに固定的に与えられている。そして、その実質は、ラスキンやフライの理解では、平面上の色モザイクのような感覚の配列である。コピーとしての絵を制作するとは、そうした内なる視覚平面上の配列を画布の上に引き移すことなのだと見なされる。しかし、ゴンブリッチの「無垢な目」批判は、コピー理論のこの前提を覆す。後にグッドマンは、このあたりのゴンブリッチの議論を要約して、「描写のコピー理論は、コピーされるものが何かを特定できないために最初から足止めをくらう」と述べている⁴⁸。コピーにお詫え向きの「真の姿」など、どこにも存在していないということである。

ゴンブリッチは、こうした議論の関連で、画家の制作した絵が、そのモチーフに当たる風景や静物の写真と比較されるような場面に触れている。例えばセザンヌの風景画をそのいわば現物に当たるエクス・アン・プロヴァンスの風景写真と比較するとき、私たちは漠然と、セザンヌの絵よりも写真の方が事物の見え方をより忠実に反映しているかのように考えがちである。その際、私たちは、事物の真の見え方の実質として、網膜イメージとの相関関係を思い描く。しかし、実際には、物を見るときの私たちの眼球は、私たちの知識や関心の状況とも運動しつつ絶えず運動しているから、問題の事物に関する特権的な单一の静止画像のようなものを網膜に求めて、該当するものは得られない。そもそも、私たちは網膜像と絵を見比べることなどできない。

画家の網膜上のイメージを考えてみよう。それはいかにも科学的に聞こえるが、実際には、写真や絵との比較対象として選び出すことのできる单一の心的イメージなど、存在しなかつた。存在していたのは、画家が眼前的風景に目を走らせる時の無数のイメージからなる際限のない連続であり、これらのイメージは視神経を通して画家の脳に刺激の複合パターンを送る。当の画家ですらこれらの事の成行きについて何も知らなかったであり、私たちがそれ以上のことを知るわけもない。画家の心中で形成された絵がどれくらい写真と一致しているか、離れているかを問題にするのは、なおのこと無益である。……⁴⁹

(B) コピー／翻訳

先ほどの論点（A）が、コピー理論においてコピー元として想定されている《ものの見え方》にかかわっていたのに対して、続く論点（B）～（D）は、「コピー」とみなされている過程の本

48 Goodman, p.9 [邦訳書12頁].

49 A&I, p.66 [邦訳書106頁].

性に関わっている。そこで強調されるのは、画像の制作が決して、すでに出来上がっているものをトレースするだけの受動的、非創造的なプロセスではなく、能動的で創造性を持った活動だという点である。

その中で、(B)として取り上げたいのは、画像の媒体からくる制約に関する論点である。それは、最も簡潔に表現すれば次のようになる。

画家は……目に見えるものを転写（transcribe）することはできない。画家にはそれを自分の媒体に合わせて翻訳（translate）することができるだけである…⁵⁰。

例えば、ある風景をモチーフにした風景画を考えてみよう。その風景を晴天下で見た場合の最も明るい部分の明度と最も暗い日陰の明度の間の落差は、室内で見る画布の上で実現できる明度の幅よりもはるかに大きい。風景のもとに見いだされる明度の差をそのまま画布上にコピーするのは不可能である。しかし、画家は、そうした物理的な限界を承知の上で、手持ちの画材の許す範囲内で、室外の風景から得られる明暗のコントラストと似た反応を鑑賞者にもたらすような画像を画布の上に描き出す。それは単純な物理的コピーではなく、描画媒体に立脚した翻訳作業の産物である。その辺の事情を、ゴンブリッヂは次のように言い表している。

画家は、日の当たった芝生をコピーすることはできないが、それを示唆することならばできる⁵¹。

画家が探求しているのは、物理的世界の本性ではなく、それに対する私たちの反応の本性である。画家の関心の的は原因でなく、一定の効果のメカニズムである。画家の課題は心理学的である。つまり、画布の色合いがどれ一ついわゆる「実在」とは一致していないにもかかわらず、説得力あるイメージを現出させるという課題である⁵²。

この課題は見ようによつては逆説的である。一方では世界と絵の非類似性を主張しながら、同時に、絵が世界のように見えることを主張するのであるから。ゴンブリッヂはこうした事情を捉えて、ある所では、やや挑発的に⁵³、「世界が絵に似ることはないが、絵は世界に似ることができる」⁵⁴と述べている。

50 *A&I*, p.36 [邦訳書72頁].

51 *A&I*, p.38 [邦訳書73–74頁].

52 *A&I*, p.49 [邦訳書84頁].

53 「挑発的」というのは、論理学的には、類似関係は対称的であつて、AがBに似ているならばBはAに似ていなければならぬからである。Cf. Goodman (1976), p.4 [邦訳書8頁].

54 Rudner & Scheffler (1972), p.138. Cf. *A&I*, p.329 [邦訳書447頁]: 「……世界が本当に平らな絵のように見えるからではなく、一部の絵が本当に世界に似ているから……」。

ともあれ、絵による描写が常にこうした制約の下での翻訳であることは、多くの場合には言わざもがなの常識でもある。ゴンブリッチが挙げている例でいえば、私たちは、いわゆる「胸像」を見ても、胸部だけを切り取られた人体の描写だとは思わないし、白黒写真や大理石像を見るときにも、そこに色がないことに戸惑ったり、対象が無彩色だと思つたりすることもない⁵⁵。これらの場合に、画像と描かれた事物の間には単純な一致は成り立たないが、にもかかわらず、前者に触れる私たちには、一定の制約内で、後者を見る場合と類似の反応が生じる。

こうした制約の存在は、彩色画の場合にはかえって見えにくくなる、とゴンブリッチは見ている。色という要素が加われば、木炭画や白黒写真の場合の制約が除去され、無制約の描写を実現しやすいのではないか、とつい考えたくなるからである⁵⁶。しかし、それが誤解であることをゴンブリッチは指摘する。この関連で、ゴンブリッチは、対象の固有色の描写と、対象に注がれる光の描写との間の折り合いをどうつけるかという問題に言及している。仮に、対象の固有色に見合う適當な顔料が見つかったとしても、事物の姿をただそれらの絵具で塗りつぶすだけでは、事物に注がれる光から生じる明暗が取り逃がされてしまう。しかし、事物のもとに見いだされる光と影のコントラストを描くために明色や暗色を施そうとする場合、描かれた事物の固有色が分かりにくくなるばかりか、例えば白いハンカチや衣装の場合ならば、そこにもっと明るい色を施すことがどうすればできるのか。また、白い事物に限らず、先ほども触れたように、そもそも風景のもとに見いだされる明暗の落差と、画布上で実現できる明暗の落差の間には大きな違いがある。こうした事情の折り合いをつけて、絵を見る側に事物を見る場合と似た反応を促すにはどうすればいいかは、結局は画家の創意に委ねられている。ゴンブリッチによれば、そうした「合わせることなどおよそ不可能な媒体の枠内」⁵⁷で生み出されてきたのが多様な描画技法なのである。⁵⁸

(C) 「コピーという作業は、図式と修正の規則的反復をつうじて進められる……」⁵⁹。

C－1 図式の習得

先に取り上げた「コピー理論」からすれば、ある事物の描写とは、事物に虚心坦懐に目を向けることで与えられるありのままの「ものの見え方」を受け止めたうえで、それを画布の上に写し取る作業だと解されている。しかし、ゴンブリッチによれば、実態はそれとは対照的である。すなわち、描画法の習得は、事物との対面を通じて行われるのではなく、むしろお手本の模倣を重ねることで行われるというのである。彼の言い方では、「画家は、視覚的印象ではなく自分が抱

55 A&I, p.60 [邦訳書98頁].

56 A&I, pp.37-38 [邦訳書72頁].

57 A&I, p.48 [邦訳書85頁].

58 ゴンブリッチは、こうした一連の技法の総覧は示していないが、一つのキーワードにはたびたび触れている。それは、「相互関係 (relationships)」である。例えば A&I, p.49 [邦訳書88頁] :「個別の要素よりもむしろ相互関係を記録する私たちの心の能力」。

59 A&I, p.74 [邦訳書116頁].

く考えや概念で絵を描き始める」⁶⁰のであり、「私たちは、何らかの出発点、何らかの初期図式がなければ、経験の流れを捉えることができない」⁶¹。もちろん、画家が事物と向き合って絵を描くという場面は現実に存在する。しかしゴンブリッチからすれば、それはすでにお手本を習得した後の段階で初めてできる事柄である。そして、「画家が自然を忠実に再現したいと望んでいるときですら、様式が支配している」⁶²。絵画制作は、基本的には、すでに固定的な形で与えられた物の見え方を引き写す作業ではなく、一定の慣習に従って作成された図式を適用する作業なのである。

『芸術と幻影』には、こうした論点の傍証として豊富な関連事例が示されており、それらは、同書の最も精彩に富む部分でもあるが、特に重要なのは大別して二つのグループの事例である。

一つは、絵の学習が事実、多様なお手本の複製作業を通じて行われてきた事情を指摘するものである。その関連事例が紹介されている第5章「公式と経験」の冒頭には、ビクトリア朝時代の英国における絵塾の様子を写した印象的な写真が示されている。そこでは、教室内の子どもたちが、教壇付近に提示された板に示された葉の輪郭をなぞった図形を熱心に書き写している様子が記録されている⁶³。

続けてゴンブリッチは、東洋並びに西洋における多くの描画教本について紹介論評している。東洋の例として言及されるのは中国の『芥子園画伝』である⁶⁴。そこには描写対象の種類ごとに、複雑性の度合いに応じたさまざまなバリエーションの作例が示され、単純なものから順次学べるようになっている。それぞれの作例は、一定の描写内容を持つと同時に、それ自体としては、一定の濃淡を帯びた一定の墨跡である。学習者は、ひたすらその墨跡を書き写す訓練を重ねることで、結果的に多様な対象を描き出せるようになる。絵画制作の技能の基本的な実質は、一定の幻影を生じさせる一定の筆の運びをお手本とし、その筆の運びそのものの模倣を重ねるという作業に求められるのである。

西洋の場合、ゴンブリッチが紹介しているお手本集の多くは、描かれるべき事物の形を単純化された幾何学的な図形に置き換える置き換えパターンの例示の形で示されている。ここではしかし、その委細は省き、代わりに、ゴンブリッチが、図式化された描画慣習の反復を絵画制作の基本であることを示す事例として引き合いに出しているハルトマン・シェデル著『ニュルンベルク年代記』(1493年)の挿絵の事例に触れておこう⁶⁵。それらはデューラーの師ヴァルゲムートの手になるものとされる。引用されているのはダマスカスとマントバの挿絵である。事例のポイントは、それぞれが別々の都市の挿絵でありながら、図柄は同じである点である。この事例の教訓と

60 A&I, p.73 [邦訳書115頁].

61 A&I, p.88 [邦訳書135頁].

62 A&I, p.65 [邦訳書104頁].

63 A&I, p.148 [邦訳書216頁].

64 A&I, p.149 [邦訳書217頁].

65 A&I, pp.68–69 [邦訳書110頁].

してゴンブリッチが引き出すのは、何かの画像を制作するという行為が、まずは何より、その対象の描写に関するお決まりの手順にしたがうことだ、ということである。問題の挿絵画家にとって、都市を描くということは、何より都市に関する手持ちの図式の適用に他ならなかったというわけである。

ゴンブリッチが図式の不可欠性のもう一つの傍証とするのは、彼のいわゆる「(画像) 表象の病理 (pathology of representation)」⁶⁶に関する考察である。これについては項目を改めよう。

C－2 「表象の病理」

絵画制作が図式の習得を不可欠とするとする論点からの系として、適切な図式を身に着けていないようなモチーフに関しては、私たちは適切な描写ができないことになる。ゴンブリッチは、「画家が描ける (render) のは、彼の使う道具と媒体で描けるものだけである。画家の技法は選択の自由を制限する」⁶⁷、と言い、さらに、「大芸術家になればなるほど、それだけ的確に、自分の熟練が通用しない課題を本能的に避けるのだ」⁶⁸と述べている。そして、それを避け損ねた結果として生じる一連の奇妙な事例を、ゴンブリッチは「表象の病理」という言い方で括り紹介している。

ゴンブリッチがこの関連で挙げている多くの事例はどれもなかなかに興味深いのだが、ここでは二点だけに絞っておこう。

一つはライオン他を描いたゴシック建築家ヴィヤール・ドンスクールの手による素描である(図3)。ここに描かれた動物はどちらもあまり写実的な姿には見えないのだが、しかし、添えられた言葉には、「実物から直接に描かれたという点に留意せよ」とある。この事例において、作者は写実的な絵を描いたつもりでいるが、私たちにはそうは見えない。ゴンブリッチの理解では、その落差は、作者が描写対象にふさわしい先行図式を十分に身に着けていなかったことに由来する⁶⁹。

もう一つの事例は鯨を描いた一対の銅版画である。一方の版画は1601年の作品で、同年にアンコナに打ち上げられた鯨を描いている。キャプションには「実物から正確に描かれた」と記されている。しかし、その触れ込みは、並べて示されている1598年の版画（こちらは同年のオランダの海岸での事案に取材している）と比べると、信ぴょう性が疑わしい。第一には、ほとんど引き移しともいえる図柄（ただし左右が入れ替わっている）を見れば、それが本当に実

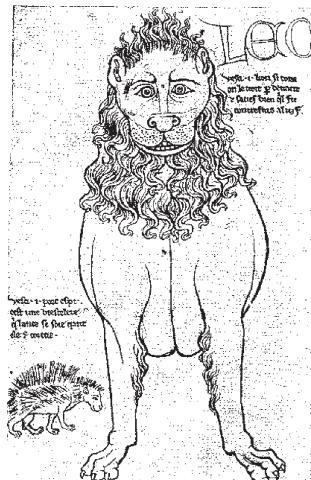


図3 ライオンとヤマアラシ、
1235年頃、パリ国立図書館蔵

66 A&I, p.77 [邦訳書121頁].

67 A&I, p.65 [邦訳書104頁].

68 A&I, p.86 [邦訳書132頁].

69 A&I, pp.78 [邦訳書122-123頁].

物に即しているかどうかが疑われる。第二には、（これはどちらの作例にも共通だが、）これらに描かれた鯨には、現実の鯨にはないはずの馬のような耳がついている。そこから推測されるのは、1601年の版画が1598年の版画に見られる図式の転用に基づくことであり、さらには、どちらもが、突き出た耳のある他の種類の動物のための図式の転用に基づいていることである⁷⁰。

ゴンブリッチの理解では、これらの事例は、描写が何より手持ちの図式の適用であるという事情の表れであることに加え、描写されるべき事物について、まだふさわしい描写図式が開発されていないような事例であり、賢明な画家ならば巧妙に回避したであろう事例である。しかし、もちろん、この種の対象は未来永劫正確に描かれえないというわけではない。いざれば、それらを描く図式も開発されるだろう。そのための一つの筋道としてゴンブリッチが力説するのが、既存の図式の修正のプロセスである。

C – 3 図式の修正とその行く先

以上に紹介した図式に関する考察への補完として、ゴンブリッチは『芸術と幻影』の随所で、「図式と修正の規則的反復」⁷¹という言い回しを繰り返している。ゴンブリッチによれば、画家の行う仕事は、図式を習得し適用することに加えて、さらに必要に応じてそこに様々な修正を施すことなのであり、ゴンブリッチの視点からは、美術の歴史とは、そうした図式が次々と累積され、また修正されていくプロセスに他ならない。こうした考え方は、ゴンブリッチが引用している心理学者 F. C. エイヤーの記述によく整理されている。

習練を積んだ素描家は多くの図式を習得しており、これによって彼は、紙の上に素早く動物や花や家の図式を書き出すことができる。これが記憶のイメージを再現する拠り所となり、その図式が、素描家が表現したいものと一致するまで徐々に変更されていくのである。多くの素描家は、図式の蓄えが不十分のために、他の素描はうまく素描できても、対象から描くことはできない⁷²。

修正を促す必要性には宗教的・社会的な様々な要素が関連してくる。が、背景はどうあれ、『芸術と幻影』の中でゴンブリッチが特に注目しているのは、図式的な描写を実物と見比べてより写実的な描写へと修正しようとする動きである。ゴンブリッチによれば、そのような動きが優勢となつた時代が、美術史の中には二つあった。一つは古代ギリシアの美術であり、もう一つは、ルネサンスから印象派に至るヨーロッパ美術である。それぞれには『芸術と幻影』の第4章と第5章が解説に当てられている。

70 A&I, pp.80–81 [邦訳書125–6頁].

71 A&I, p.74 [邦訳書116頁]ほか。

72 A&I, pp.146–147 [邦訳書214頁].

この限定された時期の内部に限って言えば、絵画には、一定の目的に向けての進歩が見られる、とゴンブリッチは考えた。例えば近代西洋の美術の中では、写実(naturalism)という目標に向けて、線遠近法に基づく輪郭の決定に加えて、陰影を付けることで立体感を出す技法、遠くのものをぼかす「空気遠近法」、遠くのものを青で表現する色彩遠近法、光の煌きを再現するためのハイライトの使用、外光の鮮やかさをだすための色彩分割(点描法)、等々、様々な技法が累積されていった。

こうした事情についてのゴンブリッチの説明には、一つ曖昧な部分が残されている。写実の技法に関して進歩があるのだとした場合、後の時代の技法は前の時代に比べて、事物の姿を描写するより客観的に正しい技法だということになるのだろうか。また、進歩が続ければ、やがて完璧な写実的技法に到達するということもありうるのだろうか。

こうした疑問についてのゴンブリッチの対応は、アンビバレントである。

一方で彼は、特定の伝統の内部においてあれ、写実的な描写の方法に関しては進歩が現に成り立つことを力説しており、そのかぎりでは、事物の姿の再現・描写に関して客観的に正しい(より正しい)方法というものがあるとする立場に加担しているように見える⁷³。しかしその一方で、先に見てきた「コピー理論」への批判は、一定の描写法が特別な写実性を持つという主張とは相いれないようと思われる。写実的な描写と称されるものも、ゴンブリッチの説明では一種の「翻訳」なのであり、翻訳するものとされるもののあいだに単純な見かけの類似関係は成り立たない。

ここに厄介な問題があることにはゴンブリッチも気づいている。彼は、写実的な絵画の模範的事例として『芸術の幻影』でたびたび言及されているコンスタブルの風景画《ワイヴェンホー・パーク》に触れて、次のように述べている。

すでに第一章で明らかにしようと試みたように、ワイヴェンホー・パークを描いたコンスタブルの絵は、自然の單なる引き写し(transcript)ではなく、光から絵具への転換物(transposition)だった。しかし、この絵がやはり、子供の絵と比べてモチーフに一段と近い絵になっていることは間違いない⁷⁴。

しかし、こうした主張を行う際に、写実性の度合いを測る基準はどんな風に考えられているのだろうか。この点に関するゴンブリッチの説明は、要約的に整理すれば次のようなものである。すなわち、ある絵が写実的だと言えるのは、その絵が従っている描写技法に従ってその絵を解釈した場合に、その絵がそのモチーフである対象に関して多くの正しい情報を提供し、また少なくとも間違った情報を提供しない場合である——。奥歯に物の挟まったような言い方だが、先にゴンブリッチ自身が批判していたような、網膜イメージとの比較だと、事物の客観的な見え方との

73 これについては『芸術と幻影』第4章、第5章を参照。

74 A&I, p.299 [邦訳書403頁]。

比較だとかという観念を持ち込まずに写実性を特徴づけるとすれば、これがぎりぎりの線だというのがゴンブリッチの見解である⁷⁵。

(D) 表象の起源

D－1 概念の拡張、あるいは投射

絵画における図式の役割を論じた前項目の議論には、まだもう一つの大きな空白部分がある。描画法を学ぶことが先立つ図式を習得することなのだとした場合、では先立つ図式はどのようにして用意されるのか、という点である。言い換えれば、そもそも画像表象はいかにして成立したのか。画像表象の起源はどこにあるのか。こうした問への答えとして、ゴンブリッチは次のようなアルベルティの発言を肯定的に引用している。

自然の創造物の模倣を目標とする美術は次のようにして発生したのだと思う。すなわち、樹木の幹、土の塊などの中に、ある日偶然なことから、ほんのわずか手を加えるだけで、何かの自然の対象によく似た格好になるような外形が発見されたのである。このことに気付いた人々は、それを申し分のない似姿（likeness）にするには何を補えばいいかを考えてみた。こうして、対象そのものが求めているやり方で輪郭や面を適応させ移動させることで、人々は望み通りのものに仕上げたのである。その日以来、人間のイメージ創造の能力は急速に伸展し、素材に手がかりとなるほんやりとした輪郭がない場合でも、何なりと似姿を創り出せる域に到達したのである⁷⁶。

一見、この説明は、絵を「自然の創造物の模倣」、「似姿」として捉える通念に沿った起源の推定である。しかし、ゴンブリッチの位置づけはそれとは異なっている。ゴンブリッチによれば、アルベルティの説明は、「美術の根源を投射（projection）、つまり私たちの心の分類システムのメカニズムに見出すことができるという考え方」⁷⁷の最初の表明例である。『芸術と幻影』にはこの「投射」ないし「概念（クラス）の拡張」の解説として多彩な類例が出てくるが、身近な所では、例えばロールシャッハテストにおいて、インクの染みの模様の上に様々な事物の姿が重ね合わされ

75 *Ibid.* : 「……こうした言明 [コンスタブルの絵はそれを模写した子どもの稚拙な絵よりも写実的だ] が意味しているのは、コンスタブルの絵画が、目に見えうる世界に基づいて解釈されうるし、またほとんどそのように解釈されざるを得ないということである。問題の絵画がワイヴェンホー・パークを表象しているとする表題が真実だと認めるなら、私たちは、その解釈が1816年における問題の村莊について、仮に制作中のコンスタブルの傍に立つたとすれば収集できたであろう非常に多くの事実を教えてくれるだろうことを、確信することができる。もちろん、彼コンスタブルも私たち観照者も、絵具の符牒に翻訳できるよりもずっと多くのものを見たことだろう。だが、絵は、このコードを読める人々には、少なくとも何ら間違った情報を提供しないだろう。このような言い方はよそよそしく、もったいぶった言い方に聞こえるかも知れないが、一つの長所がある。上記の説明には、『コンスタブルの網膜上のイメージ』は出てこないし、また、美学に多大な幻想をもたらした見え方（appearances）なる考え方もまったく出てこない」。Cf. Gombrich (1972).

76 *A&I*, pp.105–106 [邦訳書157–158頁].

77 *A&I*, p.105 [邦訳書157頁].

たり⁷⁸、星座の場合に、夜空の星の配置状況に、神々や様々な事物の姿が重ね合わされる⁷⁹などの事例を考えるのが分かりやすい。自然界の事物の形が、偶然、それとは別の事物の形と重ね合わされ、その別の事物の名前で呼ばれる、——そういったいわば自然的なイメージの事例の中から、人間による加工に適したもののが自然的な「図式」として利用され、その修正を重ねることで絵画制作の技術が発展した、というのがゴンブリッチの見通しである。

それにしても、こうした見通しの拠り所となっている「投射」あるいは「概念の拡張」と呼ばれている心の働きは、より正確にはどのような本性をもっているのだろうか。哲学の立場から最も気になるのはその点である。この点について、ゴンブリッチの叙述はいささか錯綜しているよう見受けられるのだが、ここでは、特に重要な二、三の事項を取り出しておきたい。

D－2 概念的な指示／代理の提示

ゴンブリッチの理解では、画像表象の基本的な働きは、言葉のように一定の概念を指示したり、個体を指示したりすることではなく、むしろそれ自体が一定の概念の一事例を体現したり、特定の個体の代理の役目を果たしたりする点にある。その点が最も明瞭に表明されているのは、『芸術と幻影』に先立って発表された論文「棒馬考」においてである。棒馬とは、子どもの玩具として用いられる棒であり、場合によってその端に馬の頭部のような装飾が施され、子供たちはその棒にまたがって乗馬遊びを演じる。「棒馬考」はその種の事例に画像表象の原型を求めようとした野心的労作である。そこでの考察は、画像表象の本性に関するジョシュア・レノルズの次のような発言への批判から出発している。

歴史画家は人間一般を描く。肖像画家は個別の人間を、つまりは欠点のあるモデルを描く⁸⁰。

このさりげない発言に関してゴンブリッチが批判するのは、絵が言葉と同様に、絵それ自体とは区別された概念や個体を指示することが無造作に前提されている点である。普通名詞が一般概念を表したり、固有名詞が特定個体を指示したりするのと同じように、絵も、例えば歴史画ならば一般的な人の概念を指示し、肖像画ならば特定の個体を指示するのだというふうに。しかし、ゴンブリッチはそれを批判して次のように言う。

この議論には人を欺く単純さがあるが、それは少なくとも一つの不当な仮定を立てている。つまり、この種のすべての画像が、個体であれクラスであれ、画像自体の外にある何かを必ず指示するという仮定である。私たちがある画像を指さして「これは人だ」と言う時、この

78 *A&I*, p.105 [邦訳書157頁]。

79 *A&I*, pp.106-7 [邦訳書158-9頁]。

80 Reynolds (1997), p.70.

種の仮定を念頭に置く必要はまったくない。厳密に言えば、この言明は、画像自体が「人」というクラスの一員だという意味に解することができる⁸¹。

ここでゴンブリッヂが指摘しているのは、画像が、言葉のように概念や個体を表示するのではなく、むしろ、一定の概念の一事例、あるいは一定の個体の代理の役目を果たすという事情である。たとえば、「犬」という言葉はその言葉とは区別されたある動物を指示するが、犬の絵の方は、それ自体が「犬だ！」という発言の主題となり、「かわいい」「吠えている」「太っている」等々のコメントの対象となり、ことによれば愛称を与えられたりもするというふうにである。

『芸術と幻影』では、類似の考察が雪だるま（snowman）を例に展開されている。雪だるまを作る人は、あらかじめ頭の中にある雪だるまの概念に合わせて、それを表示するために雪を固めるのではない。そうではなくて、「実際のところはむしろ、私たちが雪いじりをしたくなつて、あれこれこね回した挙句に、そこに人間を見るようになる」というのが事の真相である。雪の堆積が最初の図式となり、そこに修正を加えることで「[人間の] 最小限の定義を満たすようなものができるのだ」⁸²。この場合にも、雪の塊が、概念や個体を指示するのではなく、むしろそれ自身が人の一例と見なされ、さらには「人」と呼ばれうるようになるという事情が、画像表象の起源と見なされるわけである。

もちろんこれは、絵の基本機能について述べているのであって、派生的には、絵は、言葉と同じように、物に貼られるラベルの役目を果たしうる。しかし、ゴンブリッヂが指摘するのは、そうした「画像自体の外にある何かを必ず指示する」という仮定をすべての絵に求めるのは不当だという点である。ゴンブリッヂの言い方では、

指示という観念、つまり雪だるまが誰かを表すという考え方を抱けるようになるのは、もっぱら〔雪だるまをもう一人の人として受け止めるようになった〕後になってからのことである。私たちは、その雪だるまを肖像や戯画に見立てることもできるし、誰かとの類似性を見出し、〔もっと似るように〕手直しをすることもできる。しかしつねに、私の主張では、制作が適合に先立ち、創造が指示に先立つのである⁸³。

D－3 見かけの類似性／反応の類似性

しかし、それでは、絵がみずから一定の概念の実例を提示したり、特定個体の代理となったりすることを可能にしているのは、どのような事情なのだろうか。

こうした問い合わせに対した誰もがまず思い浮かべるのは、類似性に訴える応答であろう。つまり、

81 Gombrich (1963), p.2 [邦訳書11頁]。傍点は筆者による補足。

82 *A&I*, p.100 [邦訳書150-151頁]。

83 *A&I*, p.99 [邦訳書150頁]。〔 〕内は筆者による補足。

絵がある事物の名前で呼ばれるのは、それが問題の事物に類似しているからだ、と。先ほどのアルベルティからの引用でも「似姿 (likeness)」という言い方がなされていた。しかし、ゴンブリッチは、画像表象が事物の見かけの姿を模倣しうることは認めているが、しかし、それが画像表象を成立させる基本条件だとは考えなかった。ゴンブリッチ自身の言い方では、画像表象を成り立たせているのは、類似性は類似性でも、見かけの姿の類似性ではなく、むしろ、「反応の類似性」とでも呼ぶべき事情である。『芸術と幻影』によれば、

[画像]表象は写し (replica) ではない。それはモチーフに類似している必要はない。……だが、ある文脈では、一方が他方を表象できる。それらが同じクラスに属するのは、それらが類似した反応を解発するからである⁸⁴。

しかし、では具体的に「類似した反応」とはどういうことなのか。また、それを解発する「文脈」とは、どんなものなのか。こうした疑問に対して、ゴンブリッチの著作には二通りの回答の道筋が見いだされる。

その一つにおいては、表象を取り巻く社会的な文脈、具体的には子供のごっこ遊びに淵源する共同的な想像の活動に考察の焦点が向けられる。そして、その中で表象作品が、現実の対象に接する際に生じるのに似た疑似体験をもたらすという事情が、上記の「類似した反応」の実質と解されることになる。論文「棒馬考」では、こうした反応を引き出す上で重要なのは、「『外形 (external form)』ではなくて機能である」と言われる⁸⁵。つまり、表象が成立するために重要なのは、それが本物の馬と似た形をしていることではなく（実際、棒馬は馬にあまり似ていない）、また、「馬」の一般概念や特定の馬を記号として表示することでもなく、むしろ、馬の代わりとして役立つという機能を果たすことなのだ、と。

子供が棒を見て馬だと言うとき、…その棒は概念としての馬を意味している記号でもなければ、ある個別的な馬の肖像でもない。その棒は、「代理 (substitute)」として役立つ性能によってそれ自身独自の馬になったのであり、「オウマさん」の部類に属し、それどころか独自の固有名を付されるのにふさわしいかも知れない⁸⁶。

この場合に、棒馬が馬の代理として役立つということの実質は、生活上の実用的な目的に適うというより、むしろ棒馬を馬に見立てたごっこ遊びの中で、一本の棒が馬の役割を演じ、棒にまた

84 A&I, p.110 [邦訳書163-164頁]. []内は筆者の補足。さらに、その13年後に発表された論文「幻影と芸術」でもこう言われる。「絵が窓から見た遠景の姿になるのは、両者が実物とその複製のように識別不可能だという事実によるのではない。重要なのは、両者が引き起こす心的活動の類似性である」(Gombrich (1973a), p.240)。

85 Gombrich (1963), p.4 [邦訳書14頁].

86 Gombrich (1963), p.2 [邦訳書11頁].

がった子供に、現実の馬に乗った場合に生じると類似した（と少なくとも当事者には感じられるような）興奮を生じさせる、といった事情だと考えられる。また、雪だるまが人の代理として機能するということも、そうしたごっこ遊び的な文脈の中で、雪の塊とのかかわりによって現実の人に接する場合と類似した反応が生じるという事情が考えられる。ゴンブリッヂはその辺の事情を次のように記述している。

雪だるまを作っているとき、私たちは人間の幻を作っているのだとは感じない。ただ雪の人を作っているだけなのである。「煙草をのんでいる人を再現しようか」とは言わずに、「パイプをくわえさせようか」と言うのである⁸⁷。

しかし第二に、ゴンブリッヂは、こうしたごっこ遊び理論的な説明と並行して、むしろ知覚的な認知のメカニズムに根差した視覚的反応に焦点を置いた考察も展開している。実際、「目の欺き」としての幻影を主題とした『芸術と幻影』の中心的考察の中では、現実にはそこにはないことが分かっている事物の姿をそこに見るように感じる認知的反応が何より重要になるはずである。一定の図形がウサギやアヒルのように見えるとか、画布の上の「美しい筆跡の集積」が「手やリボンやビロードの布」に見えるといった反応は、どちらもこの種の認知的な反応に属するものである。

その種の認知的な反応の原始的な形態として、ゴンブリッヂは動物行動学者ティンベルヘンの議論を紹介している。それはトゲウオの反応の分析にかかるものである（図4）。ティンベルヘンは、オスのトゲウオの反応を調べるためにトゲウオの模造品を作つて反応を調べるのだが、そのさい、「写実的な模造品でも、下方が赤く塗られていなければ魚に強い印象を与えないが、べつたりと赤塗りした漫画風の模造品は激しい反応を呼んだ」⁸⁸とされる。ティンベルヘンの理解では、トゲウオの反応は一定の「解発因（releaser）」によって規定されているのであり、私たちから見て写実的な模造品よりも、オスの反応を誘発する因子を含んだいわば誇張的な模造品のほうが、「本物よりも反応が顕著なことがあった」のだとされている。「ティンベルヘンのトゲウオは、窓外の少し離れた所を赤い郵便局のトラックが通り過ぎると、決まって養魚槽の中で身構えたという。彼らの頭脳には赤は危険や対抗を表わすものだからである」⁸⁹。

このトゲウオの事例では、事物のクラスの拡張が事実誤認に直

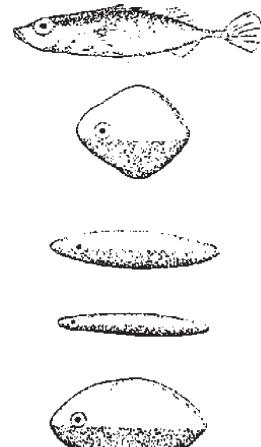


図4 トゲウオの模型,
N.Tinbergen, *The Study of Instinct* (London, 1951), fig.20
より

87 *A&I*, p.99 [邦訳書149-150頁]. 引用中の〔〕内は筆者による補足。

88 *A&I*, p.101 [邦訳書153頁].

89 *A&I*, pp.101-102 [邦訳書153頁].

結しているが、人間が扱う画像表象のほとんどは、先にも確認したように、そのような事実誤認を伴わない。しかし、目の欺きとでも呼ぶべき事例においても、その反応が一定の解発因に支配されているという点は共通である。そして、大括りに言えば、先に第1節（4）の関連で引用した「私たちの感官の神秘の錠」の喻えにも示されているように、画家の仕事は、描きたい事物を見た場合に生じると類似の反応を生じさせるような、画像媒体の形状を探ることにある。それは多くの点では実物と似ていないが、にもかかわらず、実物を見る場合と類似した認知的反応を引き起こすのである。こうした事情を、ゴンブリッチは次のように要約している。

事物のクラスを合理的な集団を越えて広げる傾向がなかったならば、ということはつまり、私たちが最小限のイメージに反応しなかったならば、シンボルないしイメージの創造は起こりえなかつたのである⁹⁰。

ここで「最小限のイメージ」と呼ばれているのは、トゲウオの例で言えば先の「解発因」に当たる。そして、人間の手になる画像表象の場合には、人間が自然的な「図式」から出発し、その「修正」を通じて習得してきた多様な描写技法の一つ一つが、そうした解発因と関連していることになるだろう。

4

以上、画像表象の本性に関わるゴンブリッチの基本的な論点を辿ってきた。論点の一つ一つの是非についてはいずれも慎重な検討が必要だが、その多くは別の機会に譲る。ここでは、ゴンブリッチの議論がどのような点でその後の分析美学における論議の展開と関係しているのかを確認することで、今回の考察の結びとしたい。

幻影説

ゴンブリッチの見解はしばしば「幻影説」として括られる。たしかに、ゴンブリッチの主著は『芸術と幻影』と題され、そこでの議論には、描写の問題との関連で「幻影」という語が頻出するから、「幻影説」という呼び名は無理のないものである。しかし、多くの場合、ゴンブリッチの見解を「幻影説」と呼ぶ人々は、「幻影」を「欺瞞」の意味に解し、画像表象を見る経験を、画像を実物と取り違える経験として説明するのがゴンブリッチの立場だと見なしてきた。見てきたように、それは曲解である。しかし、では「幻影」とは正確にはどんなことなのか。大まかに言えば、それは、現実には眼前にない事物をあたかも見ているかのような経験ということになる。しかし、その解

90 A&I, pp.101-102 [邦訳書153頁].

明を試みる中でゴンブリッチが提示した論点は、見てきたように、多岐にわたっている。それらは、画像表象概念に関する明示的な定義の形に整理しうるような完結した理論というより、一連の論点を通じて画像表象の本性についておおよその輪郭を描き出そうとする試みとして受け取るのが有益である。当然ながら、その細部については多くの曖昧で不確定的な部分も残されており、それらは画像表象をめぐるその後の理論的展開ともにらみ合せつつ再検討が必要である。

知覚説

ゴンブリッチの考察は、終始、絵を見る知覚経験の特質へと向けられている点が大きな特色であり、画像表象の本性の解明が、絵を見る知覚経験の解明と不可分だとする姿勢が貫かれている。こうした姿勢は、その後、「知覚説」という名称とも結び付けられ、分析美学において主流的な立場となった。ゴンブリッチの主著は、その先鞭をつけた業績として位置づけることができる。

同じく知覚説の代表格と見なされることが多いウォルハイムについては本稿でも度々触れた。本稿では、画像知覚において主題対象と絵画表面とが同時的な注意の対象となることはないとするゴンブリッチを支持し、対象を見る経験と平面を見る経験が共存するとする初期のウォルハイムの主張は退けた。しかし、では画像知覚における主題対象を見る経験の実質がどのようなものであるかについては、なお踏み込んだ検討が必要である。例えばセザンヌの絵を見る時、私たちの注意が絵の表面の絵の具の模様でなく主題対象の側に向けられているかぎり、そこには人物なりその他の事物なりの姿を見る経験が成り立っている。しかし、それは生身の人物やその他の事物を見る経験とは、随分と性格が異なっている。先述のように、ゴンブリッチはそうした事情を踏まえて、「世界が絵に類似することはないが、絵は世界に類似する」のだ、とややレトリカルな発言を繰り返している。しかし、世界と類似していない絵が世界に類似するとはどういうことなのか。ここでゴンブリッチが言わんとしている実質を、論理的矛盾をきたさない言葉で敷衍する仕事は、なお大きな課題として残されている⁹¹。そして、その作業は、主題を見ることと平面を見ることとを单一の特異な知覚経験の二つの側面として捉え直そうとした後期のウォルハイムの見解⁹²の検討とも密接に関連していくことが予想される。この点は今後の重要な検討課題の一つである。

認知説とメイクビリーブ（ごっこ遊び）説

画像知覚の際に生じる幻影経験について、『芸術と幻影』のゴンブリッチは、先に見たように、「投射」あるいは「概念の拡張」という観点からの考察を展開した。しかし、その種の心的操縦を可能にしている背景事情について、ゴンブリッチの見解は些か錯綜しているように思われた。彼が

91 絵の見え方をどのように捉えるかについては Hopkins (1998) 他を参照しつつ清塚 (2015) において検討したことがある。しかし、ゴンブリッチとウォルハイムの間の論争をも視野に入れた形でのより包括的な検討はまだこれまでからの課題である。

92 Cf. Wollheim (1987), (2001), (2003).

援用するのは、一方では、子供のごっこ遊びを原型とする特殊な社会的文脈についての考察であり、もう一方では、おおむね人間の意識下で生じる認知過程についての考察である。しかし、それらのあいだの相互関係や、相対的な重要度について、ゴンブリッチは明確な言質を与えていない。

分析美学におけるその後の研究においては、前者のごっこ遊び的な文脈についての考察は、その後、ウォルトンのマイクビリーブ説において詳細な展開を見ることとなった⁹³。それはゴンブリッチが特に論文「棒馬考」で力説していた着想を、表象の一般理論として発展的に整備したものだと言える。他方、後者の、知覚的な認知過程に関する考察の方は、シアーやロペスらが展開した認知説の議論の中でより明確な表現を得ることになった⁹⁴。大まかに言えば、絵がある対象を描写するということを、その絵を見る経験において当該対象を見る際に働く認知過程と関連付けて理解しようとするのが認知説の立場である。それは、絵が実物を見る場合と「類似した反応」を生じさせることを力説するゴンブリッチの議論と多くの点で重なるものである。

ゴンブリッチにおいては、これら二通りの潮流が共存しているわけだが、そのことの意味をどう受けとめるかという点は、これもまたゴンブリッチが残した大きな宿題である。それは、本来ならば相容れないはずの見解が、十分に検討されないまま一緒にされていただけなのか、それとも、二つの道筋は相補関係を持って連携できる、あるいはすべきものなのか。ゴンブリッチのテキストを尊重するならば、まずは尊重すべきなのは後者の可能性である。しかし、その場合の相補関係がどのような形で可能なのかという点の検討もまた、本稿に残された大きな宿題である。

類似説

画像表象の本質を絵と対象の類似関係に求める考え方を、慣例に従って大まかに類似説と呼んでおこう。類似説は画像表象の本性に関する通念の一部とも言えるポピュラーな見解であり、先に「コピー理論」の名で批判した考え方も、その一つのバリエーションである。先に紹介したゴンブリッチのコピー理論批判は、その後、グッドマンらによって継承・補強され、分析哲学の伝統の中では、60年代から80年代にさしかかるころまで、類似説はもっぱら批判の対象として扱われる時代が長らく続くことになった⁹⁵。

とはいえ、ゴンブリッチの立場と類似説のあいだには、単なる対立にとどまらない複雑な関連がある。特に二点に注意が必要である。

第一に、先に認知説との関連でも触れたが、ゴンブリッチは、いくつかの重要な個所で、反応の類似性という事実の重要性を力説してもいる。この場合の反応とは、事物を見た場合の反応と、絵を見た場合の反応である。この点に着目すれば、同書は、見かけの類似説ならぬ、反応の類似

93 Walton (1990), (2008).

94 Schier (1986), Lopes (1996).

95 現代英語圏における画像表象論に関する最初のサーベイの試みとも言える Shier (1986) においても、類似説への評価は依然として厳しいものがある。

説を弁護した本とも言える。

しかしながら、第二に、ゴンブリッヂは、見かけの類似性には否定的な言辞を弄しながらも、同時に、場合によって両者の見かけが類似するという事実にも強い関心を寄せていた。そして、彼によれば、こうした「修正」のプロセスにおいて実物との見かけの類似が達成目標として重視された特異な文化圏として、古代ギリシアと近代西洋に注目し、そこで起こった写実の技法の進歩という事実の検討に多くの紙幅を割いている。こうした事情もあって、ゴンブリッヂは、見かけの類似ではなく反応の類似、という単純な定式には一定の制限を付している。

……イメージの証は、それが実物とそっくりである（lifelikeness）度合いによってではなく、行動の文脈におけるその効能にある。イメージは、実物とそっくりであることがその効果に貢献すると考えられる場合には、そっくりであることもありうるが、しかし、他の文脈では、イメージは、現物のもつ効力を維持している限り、最小限の図式でも事足りる。それは実物並み、あるいはそれ以上の働きをするのである⁹⁶。

ここでは、画像表象全般の基本特性を、見る側に最小限の目の欺き（実物を見る場合と類似した反応）を生じさせる効能に求める一方で、場合によって、絵と対象の間の見掛けの類似性がこうした効能を担う可能性があることが、断り書きとして付け加えられている。各種の写実の技法は、こうした特殊な場面で力を発揮するものとして位置づけられる。

こうした写実の技法の位置づけの問題は、次に取り上げる慣習説へのゴンブリッヂのスタンスとも連動している。

慣習説

先に第3節の項目Cにおいて紹介したとおり、ゴンブリッヂは、絵画制作の過程で先立つ慣習的な図式の習得が不可欠の役割を演ずることを多くの事例を通じて印象的に論じ、同時に、これらの図式が多様な方向に向けて修正されることについても、多彩な実例を通じて論じている。これらの議論は、画像表象を慣習的な記号体系として捉える後のグッドマンらの記号論的な見解に大きな影響を与えた⁹⁷。ただし、各種の写実の技法の位置づけについて、グッドマンは相対主義の立場を貫くのに対して、ゴンブリッヂは、それを特定の伝統に相対化することには抵抗を示しており、その点でグッドマン流の徹底した慣習説とは距離を取っている⁹⁸。特に、線遠近法の身分をめぐる両者の間のやりとりの帰趨の見極めは、ゴンブリッヂをめぐる重要な懸案事項の一つである。その点はまた、類似説の復権を目指した一連の論客の議論とも関連してくる可能性がある⁹⁹。

96 *A&I*, pp.110–111 [邦訳書164頁].

97 Cf. Goodman (1972), (1976).

98 Gombrich (1972).

99 Cf. Peacocke (1987), Hopkins (1998), Hyman (2006).

*

以上、ゴンブリッチの著作に見られる多様な展開の可能性について、その後の論争状況に照らして確認を行ってきた。後知恵をもって振り返れば、分析美学において今日検討されている画像表象論の多くは、すでにゴンブリッチにおいて萌芽的には先取りされていたとも言える。しかし、そのことも踏まえて最後に考えておかなければならぬのは、こうした多様な方向性がゴンブリッチにおいて共存しているということの意義についてである。

多様な方向性の一つ一つは、時に対立的に捉えられ、最終的には一者に収斂するとの見通しの下に見られがちである。しかし、ゴンブリッチの議論に即して考えるならば、一連の見解（幻影説、知覚説、類似説、慣習説、認知説、マイクビリーブ説）は（あるいはその萌芽的議論は）内的な連関をもって唱えられたものであり、相互対立の色合いは薄い。

画像表象論における近年の著作において、ニューアルは、「混合説（mixed theory）」という考え方を提示している。それは、上記のような多様な説明モデルに関して、どれか一つを採択して他を排するのではなく、「上記の説明モデルのもつ様々な側面を組み合わせる」¹⁰⁰ものであり、近年、多くの論者が採用しはじめているものである。私の考えでは、ゴンブリッチの理論はそうした方向性をいち早く体現したものだったと言える。

とはいっても、ゴンブリッチ理論において共存している多様な視点が正確な所相互にどのように関連し、さらにその後の研究者らの議論とどのように関係するのかという点の見極めは、なお今後の課題に属する。

文献一覧

- Clark, K., 1960, *Looking at Pictures*, London: John Murray.
- Gaiger, Jason., 2008, *Aesthetics and Painting*, London & New York : Continuum.
- Gombrich, E.H., 1960, *Art and Illusion*, London : Phaidon. [瀬戸慶久訳, 1979年, 『芸術と幻影』, 岩崎美術社.] (引用に際しては Princeton University Press から2000年に刊行された12刷の頁付けに準拠する。)
- , 1963, *Meditations on a Hobby Horse and Other Essays*, London: Phaidon Press. [二見史郎・谷川渥・横山勝彦訳, 1988年, 『棒馬考』, 勁草書房.]
- , 1972, "The 'What' and the 'How': Perspective Representation and the Phenomenal World", in Rudner & Scheffler (1972), pp.129-149.

100 Newall (2011), p.2.

- , 1973a, "Illusion and Art", in Gregory and Gombrich (1973), pp.193–243.
- , 1973b, "Correspondence", *British Journal of Aesthetics* Vol.13, p.99.
- Goodman, N., 1972a, "Review of Gombrich's *Art and Illusion*", in Goodman (1972b), pp.141–146.
- , 1972b, *Problems and Projects*, Indianapolis and New York: Bobbs-Merrill.
- , 1976, *Languages of Art*, Indianapolis: Hackett. [戸澤義夫・松永伸司訳, 2017年, 『芸術の言語』, 慶應義塾大学出版会.]
- Gregory, R.L. and Gombrich, E.H., 1973, *Illusion in Nature and Art*, London: Duckworth.
- Hecht, H. et al (eds), 2003, *Looking Into Pictures*, The MIT Press.
- Hopkins, G., 1998, *Picture, Image, and Experience*, Cambridge University Press.
- Hyman, J., 2006, *The Objective Eye*, The University of Chicago Press.
- 清塚邦彦, 2015, 「絵の中に見えるもの:見えるものと描かれたもの」, 小熊・清塚(2015)所収, 74–98頁.
- Kulvicki, J.V., 2014, *Images*, London and New York: Routledge.
- Lopes, D., 1996, *Understanding Pictures*, Oxford: Clarendon Press.
- Newall, M., 2011, *What is a Picture?*, Palgrave Macmillan.
- 小熊正久・清塚邦彦 (編), 2015, 『画像と知覚の哲学』, 東信堂
- Peacocke, C., 1987, "Depiction", *The Philosophical Review*, Vol.96, No.3, pp.383–410.
- Reynolds, Sir Joshua., 1997, *Discourses on Art*, Yale University Press. (originally published in 1797.)
- Rudner, R. and Scheffler, I. (eds.), 1972, *Logic and Art*, Indianapolis: Bobbs Merrill.
- Schier, F., 1986, *Deeper into Pictures*, Cambridge University Press
- Van Gerwen, Rob. (ed.), 2001, *Richard Wollheim on the Art of Painting*, Cambridge University Press.
- Walton, K.L., 1990, *Mimesis as Make-Believe: On the Foundations of the Representational Arts*, Harvard University Press.
- , 2007a, "Pictures and Hobby Horses: Make-Believe beyond Childhood", in Walton (2007b)
- , 2007b, *Marvelous Images on Values and the Arts*, Oxford University Press.
- Whitehead, A.N., 1927, *Symbolism: Its Meaning and Effect*, London. [市井三郎訳, 1980, 『象徴作用他』河出書房新社]
- Wollheim, R., 1974a, *On Art and the Mind*, Harvard University Press.
- , 1974b, "Reflections on Art and Illusion", in Wollheim (1974a), pp.261–289.
- , 1980, *Art and Its Object*, 2nd ed., Cambridge University Press. [松尾大訳, 2020年, 『芸術とその対象』, 慶應義塾大学出版会.]
- , 1987, *Painting as an Art*, Princeton University Press.
- , 2001, "On Pictorial Representation", in Van Gerwen (2001), pp.13–27.
- , 2003, "In Defense of Seeing-In", in Hecht et al (2003), pp.3–15.

Gombrich on Pictorial Representation

Kunihiko KIYOZUKA

In this paper, I will examine E.H.Gombrich's theory of pictorial representation, which is presented in his main theoretical book, *Art and Illusion* (1960). Although Gombrich is an art historian and not a philosopher, the book is full of philosophically illuminating ideas that provide clues to the nature of pictorial representation. It had a great influence on the subsequent development of Anglo-American aesthetics. With regard to the problem of depiction, it seems that the formation of the problem area itself owes much to Gombrich's book.

According to Gombrich, the key to understanding the notion of pictorial representation lies in the experiences of seeing pictures, and the important characteristic of these consists in the fact that they are experiences of seeing illusions. But Gombrich has not given any explicit definition of illusion, nor of pictorial representation. Instead, he gave a series of rough but illuminating observations on pictorial representation, as well as instructive examples of it. These were important contributions to representation theory but unfortunately many of them have been ignored, or misunderstood, in aesthetics literature.

In this paper, I shall enumerate them and elucidate their significance. I also confirm that Gombrich's observations anticipate many of the viewpoints which were proposed in later developments of analytic aesthetics.

Section one is the preliminary characterization of Gombrich's theory, which is based on the "Introduction" of *Art and Illusion*. The second section takes up and critically examines some of the representative commentaries on Gombrich's preliminary characterization. In the third section, I shall list and explain Gombrich's important theoretical points regarding pictorial representation which are found in the main text of *Art and Illusion*. In the final section, we shall clarify the prospects opened up by Gombrich's discussion.

論 文

断片的な物語

—Julie Otsuka の小説—

佐 藤 清 人

I

日系アメリカ人の歴史の中には、文学や映画など芸術作品でしばしば取り上げられる2つのテーマがある。ひとつは写真花嫁であり、もうひとつは強制収容である。写真花嫁は日系人がアメリカに移民をした初期の時代に、結婚前に直接顔を合わせることなく、写真を交換するだけで結婚し、アメリカに渡った女性たちのことである。そのなかには、結婚相手の男性の写真がまったく別人の写真であったり、本人のものであっても、若い頃の写真であったために、いざ花嫁がアメリカに渡って花婿本人に面会すると、まるで父親ほど年齢差のある男性と出くわすようなことが頻繁に起こった。写真花嫁は騙されて結婚をした悲劇の女性を表す代名詞となったのである。一方、強制収容は太平洋戦争時、アメリカ合衆国の敵国日本にルーツを持つ理由で、日系アメリカ人が味わうことになった過酷な出来事であり、その説明には多言を要さないであろう。

写真花嫁のテーマは、日系アメリカ人二世の作家によって自分の親の世代の悲劇として小説や映画のテーマとして取り上げられてきたが、強制収容のテーマは自分自身の経験として取り上げられた。二世が収容所で生活していた頃は、人によって年齢に違いはあったものの、多くは十代から二十代であった。多感な時期に強制収容を経験した彼らは、その体験を、ある者は自伝という形で、またある者は小説という形で表現した。一方、日系アメリカ人三世のほとんどは戦後生まれであり、直接的に強制収容の経験を持つものはいない。ましてや写真花嫁は言うにおよばない。しかし、それにもかかわらず、三世の作家もまた、自分の作品中で折りに触れ写真花嫁や強制収容に言及し、またそれらをテーマとして小説を書いてきたのである。

世代を超えて写真花嫁と強制収容というテーマが日系アメリカ文学の中心にあり続けたということは、原爆が広島、長崎の人々にとってそうであるように、写真花嫁と強制収容は日系アメリカ人にとって繰り返してはならない悪夢、語り継がねばならない歴史となっているからであろう。しかしながら、ここでいくつかの疑問が湧き上がってくる。つまり、歴史として写真花嫁と強制収容は語り継ぐ必要があるとしても、文学のテーマとして語り継ぐ必要があるのだろうか。また、日系アメリカ人作家は強制収容以外の問題を文学で取り上げてはいけないのでしょうか。とりわけ、こうした疑問は強制収容を直接に経験していない三世以降の作家が抱く疑問である。事実、

Cynthia Kadohata は作家としての初期の時代には、日系アメリカ人を作品の主人公としたものの、強制収容の問題は避け、日系アメリカ人の現在を描いた。また、日系三世の詩人・エッセイストである David Mura も、主として日系アメリカ人としてのアイデンティティやセクシュアリティの問題をテーマとして詩やエッセイを書いてきた。

しかしながら、Kadohata はその後 *Weedflower* という強制収容の時代を描いた小説を書き、また Mura は、時代は戦後となっているが、強制収容の時代に忠誠登録でアメリカ合衆国への忠誠を拒否して「ノー・ノー・ボーイ」と呼ばれた人々にまつわる話題を *Famous Suicides of the Japanese Empire* で取り上げている。さらに Julie Otsuka は、最初の小説 *When the Emperor Was Divine* では強制収容時代の、ある日系アメリカ人家族の姿を真正面から描き、二番目の小説 *The Buddha in the Attic* では写真花嫁を取り上げた。

このように、作家としての出発点において強制収容に無関心、あるいはあえてそうしたテーマを回避した作家も後に強制収容のテーマへ回帰する結果となっている。Julie Otsuka が作家として活動する当初から強制収容と写真花嫁の問題に取り組んだのは、回避することが不可能ならば、むしろそうしたテーマに真っ向から取り組み、問題を深化させるべきとの意図があったのかもしれない。いずれにしても、日系アメリカ人作家にとって、写真花嫁や強制収容は、必ず扱わねばならない通過儀礼のようなテーマなのである。

本稿では Julie Otsuka の *When the Emperor Was Divine* と *The Buddha in the Attic* を取り上げ、内容と形式（とりわけ語りの手法）の両面から Otsuka の作品の特徴を明らかにし、また、その作品を批判的に考察したい。なぜなら、この二作品はさまざまな文学賞を受賞し、数多くの言語に翻訳されるなど、一方で高く評価されてきたにもかかわらず、実のところ、なぜ高評価を得たのか、その理由が不明であり、むしろ凡庸な作品、あるいは、きわめて未熟な作品ともいえるからだ。すでに述べたように、写真花嫁と強制収容のテーマは今後も書かれ続けて行くにちがいないが、それらを経験して作品化した二世の作家の作品と経験していない Otsuka のような作家では、作品の完成度に大きな隔たりがある。Otsuka の作品と二世の作家の作品を比較し、今後新しい世代の作家が写真花嫁や強制収容をテーマとする小説を書くための課題と指針を提示したいと思う。

II

まず *When the Emperor Was Divine* を見てみよう。この作品で最も際立つのはその語りの手法である。*When the Emperor Was Divine* は 5 つのパートから構成され、最初のパート ‘Evacuation Order No. 19’ は “the woman” と記されたある日系アメリカ人一家の母親、2 番目のパート ‘Train’ は “the girl” と記されたその娘、3 番目のパート ‘When the Emperor Was Divine’ は “the boy” と呼ばれるその息子あるいは弟を中心にして物語は語られる。一方、4 番目のパート ‘In a Stranger’s Backyard’ は 一人称複数の “we” で始まるが、それはやがて前のパートの中心人物であった息子

であることがわかる。そして最後のパートは 一人称単数の ‘T’ で語られるが、それはこれまで物語の中心であった家族の中の誰かではなく、家族とは無関係な他の収容所体験者である。しかも、‘T’ と名乗る人物は、登場するたびに人物が入れ替わり、特定されることがない。

一方、小説の内容に目を転じると、‘Evacuation Order No. 19’ は、1942年4月にバークリーの街の至るところに日系アメリカ人の立ち退きを命令する張り紙が貼られ、物語の中心となる女性が立ち退きの準備をするところから始まる。彼女の夫は前年の12月に逮捕され、それ以来一度も家には戻らず、その間、モンタナ州のフォート・ミズーラに送られ、さらにテキサス州のフォート・サム・ヒューストンに移送されたのだった。やがて彼女は娘と息子を伴って我が家を離れる。

次の ‘Train’ では、物語の中心は娘に移動し、彼女は1942年9月ユタ州へと向かう列車に乗っている。そこに到着する前に、彼女たちはサンフランシスコの南にあるタンフォラン競馬場の集結センターで過ごしたのだが、そこからユタ州の砂漠にある収容所へと移動する途中だったのである。その後は目的地に着くまでの車中の様子が描かれる。

小説のタイトルと同じ3番目の ‘When the Emperor Was Divine’ では、物語の中心は娘からその弟へと移行する。1942年の晩夏、少年とその家族はユタ州の砂漠に建てられたバラックの建物のなかに部屋を充てがわれ、そこで生活を始める。その後の物語では、少年を中心に収容所での生活や他の収容者との交わり、父親に関する少年の思い出、とりわけ父親がFBIに連行されたときの様子などが語られる。翌年の2月には、アメリカ合衆国への忠誠と徴兵の応召を問う「忠誠アンケート」が配られるが、少年の母は「イエス」と答えて、一家はトペーズに留まる。一方、少年は父親が自分たちのもとに帰って来る日を待ちわびている。

ここまで物語には中心となる人物はいるものの、語り手はそうした人物本人ではなく、第三者であった。しかし、‘In a Stranger’s Backyard’ では、語り手は一人称単数であり、しかもそれは一家の息子である。戦争が終わり、母や姉とともに少年は、収容所に送られる前に住んでいた家に戻って来る。その家には、彼らが収容所に送られている間、数多くの見知らぬ人々が入れ替わり立ち替わり住み込んだが、彼らは賃料をもらうこともできず、家屋は汚れ、荒らされていた。やがて父もようやく家族のもとに帰って来るが、淫刺としていたかつての面影はなく、容姿もすっかり変わり、老人のようであった。父は仕事に就くこともせず、穏やかながら虚ろな日々を過ごしていた。

最後の ‘Confession’ も一人称単数で語られるが、物語の中心人物であった日系アメリカ人一家の誰でもなければ、特定の人物ですらない。家族の父親のように、政府当局に連行された人々である。その職業は、花屋、食料品屋、ポーター、ウェイターなど多岐にわたる。彼らは強要されて、貯水池に毒を入れたり、野菜にヒ素を混ぜたり、線路の脇にダイナマイトを埋めたり、油田に放火するなど、さまざまな破壊活動に手を染めたことを告白するのである。

このように *When the Emperor Was Divine* はパートが進行するたびに物語の中心人物が変わり、また後半のパートでは、語り手が変わるという複雑な手法が採られている。したがって読者は、

誰を中心としてこの物語の展開をたどればよいのか分からぬのである。Michiko Kakutani は次のように述べている。“By declining to give these people names — they are referred to only as the woman, the girl, the boy — Ms. Otsuka seems to want to make them into representative figures, but she manages to redeem what sounds like a coy, highly contrived narrative strategy by grounding their stories in myriad tiny, specific memories.”

Kakutani の後半の評言はある程度妥当な評価と見なされようが、前半の言葉には疑問の余地がある。母とその娘と息子の三人は、はたして何を代表しているというのだろう。太平洋戦争時、アメリカ合衆国に住んでいた約12万の日系アメリカ人は、ほとんどすべての人が等しく仮の転住センターを経て収容所に送られ、やがてそこで、17歳以上の男女は忠誠登録アンケートに回答させられるという体験をしている。しかし、だからといって、ある一家族の軌跡をたどることで日系アメリカ人家族の全体像を代表させることには無理がある。一様に見えるかもしれない太平洋戦争時の日系アメリカ人の生活は、むしろ仔細に眺めれば、家族ごとに、または個々人で、多種多様であった。それは、Yoshiko Uchida, Monica Sone, Jeanne Wakatsuki Houston など二世作家たちの自伝作品を読み比べてみれば、一目瞭然である。共通な体験をしながらも、多様な生き方、考え方をしてきた日系アメリカ人の姿をより深く掘り下げて描くことに重点がおかれるべきであろう。

When the Emperor Was Divine の語りの手法はきわめて特異なものだが、物語の内容に関しては、これまで語られてきた多数の強制収容物語と異なる要素は少ない。本の末尾には Otsuka が参照した日系アメリカ人関連の文献が記載されている。この小説の内容のすべてがこれらの文献に依拠しているわけではないが、小説に記述されているさまざまな挿話や出来事のなかには、従来の強制収容物語で書かれることがなかったような目新しいものはほとんどなく、強制収容物語を多数読んできた読者であれば、いささか退屈してしまいかねないような、どちらかといえば、ありふれた物語である。

Julie Otsuka の *When the Emperor Was Divine* という小説は内容的に見て、他の強制収容物語と何が違うのだろうか。何が面白いのか。何が斬新なのか。こうした問いに答えることは容易ではない。しかしながら、逆に、なぜこの小説は面白味や斬新さに欠けるのかという問いを発するならば、その問にはいくつかの回答が可能である。強制収容を直接体験したことがない Otsuka のような作家が強制収容物語を書くとなれば、必然的にそれに関する文献を調査しなければならない。小説の末尾に挙げられている参考文献はまさに Otsuka がそうした調査を行った証しだある。こうした参考文献は Otsuka が強制収容という歴史的事実に対して彼女ができるだけ忠実であろうとしたことを示すものだが、それは逆に彼女が小説を創作する足枷ともなっている。強制収容は今から約75年以上も前の歴史的な事件だが、今もなおそれを体験として知っている人が多数生存している。強制収容をテーマとした物語を書く場合には、いくら小説とはいえ、根も葉もない荒唐無稽な物語を書いてしまっては、強制収容を体験した人々に対する不敬として批判を浴

びる怖れがある。強制収容の体験がない Otsuka にとって、小説として強制収容物語を書くことは、ある意味で、困難かつ危険な行為だったとも言える。

When the Emperor Was Divine という小説は、小説でありながら、現実にあった強制収容という事実から大きく逸脱することは許されない。そうした制約のなかで生まれたこの作品が、その内容において新鮮味を欠いたとしても、それは必ずしも作者に責めを負わせることはできないかもしれない。こうした制約のなかで、物語の中心人物を移動させたり、語り手を変更する手法は、斬新な試みだったとも言える。ただし、それは残念なことに、風変わりなだけで、効果的な力を発揮することができなかった。

III

次に Julie Otsuka の第二作 *The Buddha in the Attic* を考察してみよう。この小説は写真花嫁をテーマにした作品である。写真花嫁は強制収容と並んで日系アメリカ人の歴史の中で特筆すべき悲劇的な事件であり、文学作品や映画のテーマとしてしばしば取り上げられてきた。写真花嫁が多数アメリカに渡ったのは、日本人のアメリカ合衆国への移民が完全に禁止される1924年以前のことであり、強制収容からさらに20年以上遡る時代の出来事である。強制収容は太平洋戦争中にはほぼすべての日系アメリカ人が味わうことになった苦難であるが、写真花嫁として悲劇的な人生を送った女性は、日系アメリカ人女性の一部にとどまる。しかしながら、この種の悲劇は欧米では珍しく、また、恋愛至上主義的なアメリカ人から批判され、日系アメリカ人の歴史のなかでは際立つ出来事のひとつとなった。したがって、Otsuka が強制収容の次に写真花嫁を小説のテーマに取り上げたのも、きわめて自然なことであった。

When the Emperor Was Divine がその内容よりも語りの手法に特徴があったように、*The Buddha in the Attic* もその内容よりも形式、語りの手法に新奇さがある。この物語の主人公は写真花嫁であり、物語を語るのも写真花嫁の女性である。語り手はひとりではなく、“we”，一人称複数で表現され、数え切れないほど多数の女性を含んでいる。ちなみに、いささか煩瑣ではあるが、小説のなかに登場する写真花嫁の名前を以下に列挙してみよう。

Kazuko Chiyo Fusayo Akiko Ai Midori Kisayo Mikiko Hagino Nogiku Urako Chizuko Hitomi Mitsuko
Chiyomi Eiko Yuriko Hatsumi Masumi Mineko Takeko Mitsue Omiyo Hanayo [Chizuko] Yumiko
Fusako Kanuko Kyoko Nobuko Satoko Teruko Fumino Kuniko Ruriko Chieko Fubuki Teiko Umeko
Takiko Kiko Hruyo Hisako Isino Yoshiye [Mitsuko] Natsuko Naomi Asayo Yasuko Masayo Hanako
Matsuko Toshiko Siki Mitsuyo Nobuye Tora Sachiko Futaye Atsuko Miyoshi Satsuyo Tsugino Kiyono
Setsuko Chiye Suteko Shizue Katsuno Fumiko Misuyo Chiyoko Iyo Haruko Takako Misayo Roku
Matsuyo Sumiko Chiyuno Ayumi Nagako Emi

総勢84名である。Chizuyo と Mitsuko という名前は2度出てくるが、それが同一人物かどうかは分からぬ。同じ名前が出てくる箇所の記述を並べてみても、両者が同一人物であることを示すようなつながりはない。同じ名前を持つ別人と考えることもできるが、いずれにしても、写真花嫁一人ひとりに与えた Otsuka の名前はきわめて恣意的であり、事実上、無意味であると解釈することができる。80名を超える写真花嫁の一人ひとりを Otsuka が識別し、個別のアイデンティティを持たせていたとは考えにくい。また、仮に区別していたとしても、読者にはほとんど分からないだろう。

さらにここで気をつけなければならないことがある。それはこうした写真花嫁の名前が告げられるとき、それは三人称の語り手の口を通してだということである。たとえば、Kazuko という名前が言及されるとき、それは Kazuko 自身が語るのではない。Kazuko 以外の他の第三者がその名前を発するである。しかし、その第三者はいったい誰なのだろうか。“we”の中に含まれる、他の写真花嫁であろうか。あるいは写真花嫁ではない、完全な第三者なのだろうか。残念ながら、この疑問を解明する手がかりはなく、謎である。

ところで、*The Buddha in the Attic* でも *When the Emperor Was Divine* と同様に語りの手法は特異なものだが、物語の内容と展開に目を転じると、やはり凡庸感は否めない。写真のみで結婚の約束をした日本在住の女性が、いざアメリカに渡って相手の男性と面会を果たすと、写真と実物との相違に愕然とするが、帰国も叶わず、そのまま彼の地で不本意な結婚生活を続け、やがて子供を産み、子供が成長するうちに太平洋戦争が勃発し、収容所生活を余儀なくされる、といったお定まりの物語がこの小説でも展開されている。

最初のパート ‘Come, Japanese’ ではアメリカに向かう船中の様子が描かれる。2番目のパート ‘First Night’ ではアメリカに着いて初めて夫と夜を過ごすときの様子が描かれるが、すべての妻が夫に陵辱されたかのごとく描写される。全体的には平凡な内容の小説で、数少ない衝撃的な場面の一節を引用してみよう。

... They took us by the elbows and said quietly, “It's time.” They took us before we were ready and the bleeding did not stop for three days. They took us with our white silk kimonos twisted up high over our heads and we were sure we were about to die. *I thought I was being smothered.* They took us greedily, as though they had been waiting to take us greedily for a thousand and one years. ... They took us violently, with their fists, whenever we tried to resist. They took us even though we bit them. ... (19–21)

この記述だけを見れば衝撃的だが、「私たち」が特定されず、また、その後の出来事とのつながりも見えないため、その衝撃は一過性で終わってしまうのである。

3番目のパートの‘Whites’では、花嫁たちが接する白人たちとの関わりが描かれる。4番目のパート‘Babies’では出産の苦しみが記述される。5番目のパート‘The Children’では、子育ての様子が語られる。6番目のパート‘Traitors’になると、時代は太平洋戦争へと移り、夫たちが危険分子と見なされて次から次へどこかへ連行されていく。7番目のパート‘Last Day’では、いよいよ収容所へ向かうために今まで住んできた場所を去らねばならなくなつた様子が語られる。そして最後のパート‘A Disappearance’だが、語り手はそれまでのパートと同じ一人称複数“we”なのだが、その「私たち」とはそれまでの写真花嫁たちではなく、日系アメリカ人が立ち退いた後の様子を語る白人である。彼らは日系人たちがいなくなった後の街の様子や、日系人が立ち退く以前の思い出、さらに日系人たちが今どこにいるのか推測する。

最後のパートで語り手がそれまでの語り手と入れ替わってしまうのは、*When the Emperor Was Divine* の最終パートにおける語り手の入れ替わりを想起させるものだが、はたしてこの手法はどのような意味や効果をもつのであろう。Alida Becker は最後のパートまでの一人称複数の語りについて、“Otsuka’s chorus of narrators allows us to see the variety as well as the similarity of these women’s attempts to negotiate the maze of immigrant life”と述べ、一定の評価を与える一方、最後のセクションでの語り手の入れ替わりについては、次のように酷評している。

Otsuka’s novel is filled with evocative descriptive sketches (farm women with their children sleeping “like puppies, on wooden boards covered with hay”) and hesitantly revelatory confessions (domestic servants who “felt, for once, like ourselves” when “the whole house was empty. Quiet. Ours.”), so it’s disappointing suddenly to lose that connection — to find, at the close, that the narrative “we” has shifted to the Americans, who remark on the wartime “disappearance” of Japanese neighbors and employees. Disingenuous (“the Japanese have left unwillingly, we are told, and without rancor”), even platitudinous (“after a while we notice ourselves speaking of them more and more in the past tense”), this complacent voice presumably meant to provide a stark contrast with the vigilant, uneasy perceptions that have preceded it. But Otsuka has succeeded too well in drawing us into the precarious lives of her Japanese wives and mothers. We have no patience with these smug, anonymous overloads.

Becker のこうした非難に対して、桧原は、「白人を中心とした、いわゆるアメリカ人が日本人の立ち退きをどのように見てきたかを“A Disappearance”ほど多様に、多岐にわたって描き出した作品はこれまでになかった。」(桧原2014, 27) と述べ、語り手の交替を擁護している。

桧原が指摘するように、日系人以外のアメリカ人の視点から日系人の移民や立ち退きを描いた小説や記述は少ない。しかしながら、物語の初めからずっと写真花嫁たちが自分たちの物語を語ってきたその最後に、アメリカ人が日系人の立ち退きについて語るのは、あまりにも唐突すぎるの

ではあるまいか。アメリカ人の視点から日系人の立ち退きを描くことに意義を持たせようとするならば、首尾一貫してアメリカ人の視点から描くか、もしくは日系人の視点とアメリカ人の視点を交差させながら描く方がより効果的であろう。

無論、好意的に評価する可能性が無いわけではない。写真花嫁や強制収容の悲劇的な物語は一般的のアメリカ人にはあまり知られていない事実である。こうした出来事はアメリカ人の目には入らない事柄なのである。日系人が街からいなくなったように、写真花嫁や強制収容の悲劇的な物語もアメリカ人の前からすっかりその姿を消してしまい、知られることはない。アメリカ人の視点から語られる最後のセクションは、そのようなアイロニーを含んでいるのかもしれない。しかし、こうした穿った見方の後に残るものは何であろうか。

ところで、筆者は *The Buddha in the Attic* の物語と展開は凡庸であると前に述べた。When the Emperor Was Divine についても、その物語が強制収容にまつわる現実的な出来事から逸脱するような事は何も生起しないことを指摘したが、*The Buddha in the Attic* でも同様である。これは筆者だけの個人的な見解ではない。*The Buddha in the Attic* の作品紹介文を書いた前田も次のように述べている。「写真花嫁や強制収容言説に通じている読者には、その衝撃度は低く，“twice – told tale”に思えるかもしれない。ひとつだけ批判的な私見を述べれば、本書の最大の特徴たる集団的経験の語りは、ページをめくるに従ってその新鮮味が薄れ、終始一貫して事実と経験を羅列的に語られることに、読者は次第に退屈を覚えるようになるかもしれない。」（前田 82）

When the Emperor Was Divine の場合には、強制収容の体験を持つ人々がまだ多数生存しており、そうした体験者の気持ちを慮って、突飛なフィクションを避けたと考えられるが、写真花嫁に関しては、今の時代に写真花嫁としてアメリカに渡った本人が生きているということはほとんどありえない。作者がもっと想像力をたくましくして、波瀾万丈な写真花嫁の物語を創作する可能性はあったはずである。しかし、Otsuka はそうしなかった。When the Emperor Was Divine の場合と同じように、*The Buddha in the Attic* でも Otsuka は本の末尾に参考文献を挙げている。Otsuka が、想像力や虚構よりもむしろ事実や現実を重視しようとした姿勢が読み取れるが、そうした多数の参考文献のなかでとりわけ注目されるのが、Eileen Sunada Sarasohn が編集した *The Issei* と *Issei Women* である。この 2 冊の本は一世の人々が口述したもの書き起こしたものであり、そこには写真花嫁に関する証言が多数含まれている。

Otsuka は決してこれらの本に記述された逸話をそのまま利用したわけではないが、そこから大きく逸脱するような虚構の物語を作り出してもいい。むしろ Otsuka がこれらの本から影響を受けたのは、その語りの手法かもしれない。一世の人々の聞き書きは多様ではあるが、断片的で、個々の逸話につながりはない。それは正に Otsuka が *The Buddha in the Attic* で使用した語りの手法に他ならない。一世の口述の物語は断片的な逸話、挿話の連続であり、それらがつながって一貫した物語を生み出すことはない。Otsuka が意図的に一世の口述物語を模倣して彼女の小説を作り上げたとするならば、そもそも Otsuka はこの小説で物語が進展、展開することを拒み、

逸話を無数に積み上げることこそ Otsuka が意図したことだったのかもしれない。しかし、それならば、Otsuka の小説と一世の口述記録とは何が違うのだろう。一世の口述記録を超えるどんな新しさや意義があるというのだろうか。

N

これまで Julie Otsuka の *When the Emperor Was Divine* と *The Buddha in the Attic* の 2 つの小説について、その内容と語りの形式について見てきたが、要するに、Otsuka の小説は語りの手法については斬新かつ特異な手法を用いているが、内容については、写真花嫁と強制収容に関する既存の物語を何ひとつ発展させてはいないと言える。しかも、語りの手法は新奇なものだが、それがどのような効果を有するのかは不明確であり、むしろ読者を混乱させかねない。いずれにしても、Otsuka の小説は二世作家の写真花嫁や強制収容の物語に新たな展開をもたらしたとは言い難い。ここでは、Otsuka の小説と写真花嫁と強制収容をテーマにした二世作家の作品を比較し、両者の違い、とりわけ Otsuka の作品が二世作家の作品に及ばなかった点を探ることにしよう。

写真花嫁のテーマでは、文字通り *Picture Bride* と題する小説が Yoshiko Uchida によって書かれている。Uchida の小説では、主人公の Hana が Taro と写真結婚するが、彼は写真よりも年老けており、容貌においては期待外れの夫であった。しかし、Taro は人柄もよく、二人は幸せな結婚生活を送る。そうこうするうちに、やがて太平洋戦争が始まり、彼らは収容所送りとなる。とはいっても、物語は決して単純かつトントン拍子に進むわけではない。Hana と Kiyoshi Yamaka という青年との不倫（未遂に終わる）、Hana と Taro の娘 Mary のイタリア人男性との結婚、強制収容所での Taro の射殺など大事件が随所に散りばめられている。しかも、小説の終わりでは、こうした困難を乗り越えつつ、たくましく生きていこうとする Hana の姿が描かれている。

こうした発展的な内容を持つ Uchida の小説に比べると、Julie Otsuka の *The Buddha in the Attic* には写真花嫁たちが妻として、また母として味わった数多くの苦難、苦労は描かれるのだが、すべての出来事が記述されるだけで終わり、その後、そうした出来事がどのように展開していくのか述べられることはなく、すべての出来事が作品の随所に断片として置き去りにされているのである。Otsuka はこの小説を通して読者に何を伝えたかったのだろうか。この作品で分かることは、写真花嫁たちがきわめて過酷な体験をして人生を送ったということだけである。

次に強制収容をテーマにした John Okada の小説 *No-No Boy* と比較してみよう。強制収容はそれ自体が大事件であるが、さらにそのなかでも忠誠登録アンケートは決定的な出来事であった。それによって日系アメリカ人社会は忠誠組と反忠誠組に分裂し、共同体が分断されることになった。Okada の小説は反忠誠組のひとりである主人公 Ichiro を中心とした物語であり、それは深刻なテーマを読者に突きつけている。一方、Otsuka の *When the Emperor Was Divine* はすでに見たように、物語の中心人物がセクション毎に入れ替わる。それは、言い換えれば、中心人物がいない

ということである。読者は強制収容を経験したある4人家族の一人ひとりに起きた出来事を断片的に聞かされるが、それらの出来事も相互につながることはない。

Otsuka の小説は写真花嫁や強制収容という日系アメリカ人の歴史のなかできわめて重大なテーマを扱いながら、その出来事を断片的に記述するのみで、そうした出来事の何が問題だったのかを問うことがなく、テーマを深化させるということもない。さらに、Otsuka の語りの斬新なテクニックは、むしろこうしたテーマの深化を阻んでいるといつてもよいであろう。なぜこのような手法をとったのか、それ自体意味不明である。

Otsuka の小説がなぜこのように凡庸かつ未熟さを露呈する結果となってしまったのか、その理由を考察してみよう。Otsuka の語りの手法がその一因であることはすでに指摘したとおりだが、それ以外の要因としては、歴史調査の不足ということが挙げられよう。写真花嫁や強制収容という出来事について、戦後生まれの Otsuka は、二世作家のように自分の体験をもとに書くことができなかった。このことは、二世作家に比べて、そもそも Otsuka は不利な立場にあったといえるが、必ずしも一概にそうとは言えない。いささか唐突と思われるかもしれないが、山崎豊子の『二つの祖国』を思い浮かべれば良い。山崎は Otsuka よりも遙かに年配であり、日系二世とほぼ同年齢である。しかし、日系アメリカ人ではない山崎は、むろん強制収容を経験してはいない。それでも強制収容の時代に生きていたという点では、山崎の方にいくらか利があるかもしれない。しかし、それよりも山崎が『二つの祖国』を日系アメリカ人が書く作品以上に強制収容の問題を深化させ、作品に重厚さをもたらすことに成功したのは、山崎が強制収容に関する資料を徹底的に調べ上げたことが大きな要因である。

山崎の小説にも Otsuka の小説と同じように、その巻末に参考資料が列挙されているが、それはまるで研究書の参考文献かと見紛うばかりである。むろん資料が多ければ優れた作品が書けるというものではない。むしろ作家が取り上げるテーマについて、どれだけ深い問題意識を持っているかということが関わるであろう。Otsuka が写真花嫁や強制収容に関心を持っていることは疑いようがないとしても、どれほどの関心、どれほどの問題意識があったかは曖昧である。

Kakutani は Otsuka の作品の叙情性を賛美し、この作品を詩になぞらえた。たしかに、*When the Emperor Was Divine* における、内省的と思われる語りのなかには、叙情的な部分がある。しかし、仮にそれが作品の美点だとしても、この作品の中核をなすものではない。一方、もし叙情性が評価されるのだとすれば、ユーモアも評価されるべきだが、Otsuka の作品にはユーモアのかけらもない。一般に、日系アメリカ人の著作のなかにユーモアを見つけ出すのは難しい。日系アメリカ人の歴史は苦労、苦難の歴史であり、その歴史とユーモアや笑いは相入れないものとみなす向きもあるだろう。しかし、それは必ずしも正しくはない。二世の作家 Monica Sone の書いた自伝 *Nisei Daughter* はユーモアに溢れた傑作である。Sone は自伝のなかで、戦前の彼女が幼い頃の出来事から戦時中の強制収容の時代の出来事までを描いているが、彼女の筆致はどの時代でもユーモアを忘れることがない。詳細に触れる余裕はないが、収容所に持っていく持ち物をめぐる混

乱、収容所で兄の結婚式を行ったときのドタバタなどユーモラスな場面は枚挙にいとまがないのである。日系アメリカ人がアメリカでさまざまな辛い経験をしてきたことは間違いないが、常に眉間にシワを寄せながら、苦痛に耐え忍んで来たというわけではない。Sone は日系人の行動を客観的に観察し、頻繁にそのバカバカしさを暴き立てている。しかしそれは、日系人を嘲ったり、茶化そうというのではなく、辛く苦しい日々のなかでも、日系人が七転八倒しながら、たくましく生きようとしている姿を描き出そうとした試みのように見える。繰り返しになるが、Otsuka の作品のなかに Sone のようなユーモアを見出すことはできない。Otsuka は写真花嫁はもとより、日系人すべてが笑いやユーモアとは無縁の、苦しみに打ちひしがれた哀れな人々と見なしているようにさえ思われる。Otsuka はこうした偏見に満ちた日系人のイメージに囚われているのかもしれない。

VII

これまで写真花嫁と強制収容をテーマにした Julie Otsuka の二つの作品の特徴を考察し、さらに同じテーマを扱った二世作家の作品と比較することによって今後新たにこうしたテーマを扱う場合の課題と指針を提示した。写真花嫁と強制収容のテーマはその認知度が人によって差異が大きいように思われる。アメリカ人でも日系やアジア系のアメリカ人ならば、知っている人は多いであろうが、アフリカ系やヒスピニックなど、それ以外のアメリカ人の場合には、認知度がはるかに低くなるであろう。この 2 作品が多数の言語に翻訳されたのは、それらの言語圏では、日系アメリカ人の苦難の歴史が未知の事柄であったことがその理由ではないかと推測される。一方、こうしたテーマに通暁する読者には、もはや同じ物語を繰り返す必要はない。問題の深化や新しい問題の掘り起こしが必要であり、新たな写真花嫁物語と強制収容物語の誕生が期待される。

〔謝辞〕

本研究は、JSPS 科研費 JP20K00382（研究題目：日系アメリカ人三世が描く「強制収容」物語）の助成を受けたものである。

参考文献

- Becker, Alida. "Coming to America, Lured by a Photo." "Sunday Book Review." *New York Times*. 25 Aug. 2011. Web. 28 Aug. 2013.
- Houston, Jeanne Wakatsuki and James Houston. *Farewell to Manzanar*. Boston: Houghton, 1973. Print.
- Kadohata, Cynthia. *Weedflower*. New York: Simon & Schuster, 2006. Print.

- Kakutani, Michio. "Books of the Times: War's Outcasts Dream of Small Pleasures." "Arts." *New York Times*. 10 Sep. 2002. Web. 3 Jul. 2013.
- Mura, David. *Famous Suicides of the Japanese Empire*. Minneapolis: Coffee House Press, 2008. Print.
- Okada, Johan. 1957. *No – No Boy*. Seattle: U of Washington P, 1979, Print.
- Otsuka, Julie. *When the Emperor Was Divine*. New York: Knopf, 2002. Print.
- Otsuka, Julie. *The Buddha in the Attic*. London: Penguin Books, 2013. Print.
- Sarasohn, Eileen Sunada, ed. *The Issei: Portrait of a Pioneer*. Palo Alto: Pacific Books, 1983. Print.
- Sarasohn, Eileen Sunada, ed. *Issei Women: Echoes from Another Frontier*. Palo Alto: Pacific Books, 1998. Print.
- Sone, Monica. 1953. *Nisei Daughter*. Seattle: U of Washington P, 1979. Print.
- Uchida, Yoshiko. 1971. *Journey to Topaz*. Berkley: Creative Arts Book Company, 1985. Print.
- Uchida, Yoshiko. 1987. *Picture Bride*. Seattle: U of Washington P, 1997. Print.
- 佐藤清人「『写真花嫁』と『写真花嫁』—事実と虚構の間で」『山形大学紀要』第15巻第2号, 2003: 123-136.
- 佐藤清人「太平洋戦争後の日系アメリカ人社会—ジョン・オカダの『ノー・ノー・ボーイ』」『IVY』, 第45巻, 2012: 37-54.
- 桧原美恵「Julie Otsuka の描く「私たち」の物語—*When the Emperor Was Divine* と *The Buddha in the Attic*—」*The Journal of cultural Sciences* 634, 2014: 747-759.
- 桧原美恵「アイコンとしての日系人取容—取容体験をもたない日系人作家の描く取容物語を巡って」*AALA Journal* 14, 2009: 10-18.
- 前田一平「文献解題 Julie Otsuka: *The Buddha in the Attic*」*AALA Journal* 18, 2012: 79-82.
- 山崎豊子『二つの祖国』新潮文庫, 1986年。

Fragmentary Stories - The Novels of Julie Otsuka -

Kiyoto SATO

Abstract

There are two memorable events in Japanese-American history. One is the picture bride at the onset of emigration and the other is the internment camp for the duration of the Pacific War. These have given Japanese-American authors numerous opportunities for putting pen to paper. Julie Otsuka, a Japanese-American sansei (third generation) novelist, wrote in *When the Emperor Was Divine* of a family that was relocated to Topaz internment camp in Utah. In her second novel, *The Buddha in the Attic*, she considered the issue of picture brides. The two novels have been awarded many literary prizes and translated into many languages.

While Otsuka's novels have been highly acclaimed by some critics, not a few readers may have been puzzled by her narrative technique. In *When the Emperor Was Divine*, the central figure alters in each part. It is difficult for the reader to find a real hero or heroine. In *The Buddha in the Attic*, the story is narrated by picture brides. Although their first names are listed in the novel, the narrator is unidentifiable. The aim of this paper is to investigate the effects of Otsuka's narrative techniques.

論 文

東ロンドン再生を巡る中央政府とロンドン特別区の
協調体制の考察

源 島 穂（山形大学人文社会科学部）

川 島 佑 介（茨城大学人文社会科学部）

1、はじめに

2、先行研究の整理と本稿の位置づけ

3、主要アクターとその権限

3－1 中央政府

3－2 広域自治体（大ロンドン市）

3－3 基礎自治体（特別区）

3－4 五輪提供庁

3－5 ロンドン五輪組織委員会

3－6 ロンドンレガシー開発公社

3－7 その他

4、協調を表す主な取り組み

4－1 現場における意思決定の仕組み

4－2 特別区の再生計画

4－3 特別区の個別プログラム

5、中央－地方それぞれの動機

5－1 中央政府の動機

5－2 地方政府の動機

5－3 中央－地方の「同床異夢」

6、おわりに

1、はじめに

2012年の五輪開催地選定にあたり、候補都市は、地域へのレガシー（長期的・持続的な影響）

の記載が求められた¹。大ロンドン市（Greater London Authority）は、東ロンドン再生をレガシーに掲げた。東ロンドンは、土壤汚染が深刻であり、経済的にも社会的にも貧困に苦しむ地域であり、以前から再生の必要性が指摘されていた²。東ロンドンの民族的多様性を維持しつつ、五輪を通じて大規模な再生を行う計画は国際五輪委員会（International Olympic Committee）に好意的に受け止められ、ロンドンは第30回五輪開催地に選ばれた³。ロンドン五輪は、スポーツの世界的イベントであるというだけではなく、地域経済や人々の生活に大きな影響を与える国家的事業となつた。そのため、多くの専門的行政組織が設立され、既存の組織も巻き込んでいきながら、多元的かつ協調的な体制が作られていった。

政治学・行政学は、こうした多元的かつ協調的な体制を「ガバナンス」と呼ぶ（Rhodes 1997）。エバ・ソレンソン（Eva Sørensen）とジェイコブ・トルフィング（Jacob Torfing）は、ガバナンスを以下の五点によって定義する（Sørensen & Torfing 2007: 9）。

- ① 相互依存的だが、機能的には自律している諸アクターの比較的安定的な結合
- ② このアクターたちは、交渉を通じて相互行為を行っている
- ③ 相互行為は、規制的・規範的・認識的・想像的フレームワークの中で行われている
- ④ このフレームワークは、外部のエージェンシーによって設定された制約の内部で自己調整的である
- ⑤ これは、公的目標の達成に貢献するものである

この定義から、現在のガバナンス論には二つの課題が存在していることを指摘しうる。第一に、この定義に明確に現れている通り、ガバナンスとは、その状態が成り立っていることを指す言葉である。他方で、ガバナンスの成立・展開については議論が不十分である（Sørensen & Torfing 2007: 14-15）。第二に、この定義からは、組織間の協調的関係が想定されているが、多元的な組織間関係において、協調的関係が成立するのは自明ではない。利益や理念の衝突、権限の奪い合い、責任の押し付け合いが発生することも想定されるからである。

本稿は、ガバナンス論のこの二つの課題を念頭におきつつ、ロンドン五輪期の東ロンドン再生における、ガバナンス成立の潜在的要因を明らかにすることを目的とする。「潜在的要因」という禁欲的表現を用いている理由は以下の通りである。ガバナンス成立の詳細な分析には、官民間関係・多機関間関係について、法制度や交渉過程、実態など解明すべき点が多くある。本稿は、この研究プロジェクトの一歩となることを企図している。すなわち本稿は、まず現場のロンドン

1 候補都市間の競争が過熱し、大会の規模が過大になり、都市財政が苦しくなってしまう事例が出たことへの対応だと指摘されている（Long 2016: 105）。

2 一般的に、再開発（redevelopment）とは物理的な更新活動を指し、再生（regeneration）とは、物理面だけではなく、所得や治安、さらには教育や精神面での改善計画も含んでいる。東ロンドンでは、後者のように広い意味での再生が目指されたため、本稿では「東ロンドン再生」の言葉を用いる。

3 ロンドンが五輪開催地に立候補し、勝利を収めた過程については、（Masterman 2013; Sumray 2016）が詳しい。

特別区（Boroughs）を取り上げ、特別区が中央政府と協調関係を作り上げていった諸制度とその背景にある動機を解明することを目指している。

本稿は、ロンドン五輪と東ロンドン再生のガバナンス成立という單一事例を扱うものの、政治学・行政学一般に対する理論的深化も企図している。ガバナンスの成立の条件や展開を明らかにすることは、ガバナンスの動的把握に貢献するものであり、ガバナンス論の深化に貢献しうる。また、複雑化した現代社会において、政府機関間の連携も重要性を増している現象である（伊藤編 2019）。本稿は、多機関連携が成立する事例分析も提供している。

本稿の構成は以下の通りである。第二章では、ロンドン五輪と東ロンドン再生に関する先行研究を整理する。先行研究は、再生の帰結の分析や評価に偏っており、また個々の問題点の指摘はあるものの概して肯定的な評価を下している傾向にある。その一方で、多元的な実施体制についての分析は未着手となっている。第三章では、主要アクターとその権限について明らかにする。まず、中央政府－大ロンドン市－特別区という三層の政府がそれぞれ有する権限を確認する。次に、主な専門的行政組織の権限についても、本稿の行論上必要な限りにおいて言及する。第四章と第五章は、本稿の中核的位置づけとなる。第四章では、特別区と中央政府の協調関係を制度面から捉える。現場での意思決定のあり方を概観したのち、特別区の都市再生プログラムを分析する。第五章では、特別区と中央政府それぞれが、ロンドン五輪と東ロンドン再生に関与していく動機を明らかにする。両者の動機は微妙に異なっていたとはいえ、協調関係が成立する素地があったことが示される。

2. 先行研究の整理と本稿の位置づけ

バレリー・ビーホフ（Valerie Viehoff）は、東ロンドン再生研究におけるトレンドとして三点を挙げている。レガシーの定義・測定・分析・評価、五輪やレガシーの意味の把握、ロンドン五輪の評価である（Viehoff 2016: 336–338）。まずは、東ロンドン再生の帰結に関するこれらの先行研究を確認しておこう。

ロンドン五輪を通じた東ロンドン再生は、インナーシティ問題に悩む東ロンドンを大きく変えたという評価が通説的見解である。そのうえで、変化の方向性も肯定的に評価する傾向が強い。もちろん、否定的な側面の指摘も存在しないわけではない。否定的な側面に注目する研究の中で最も多い議論が、格差の観点からの評価である。つまり、開催やインフラ整備の原資は税金であり、国民に負担をもたらすし、社会的再生はジェントリフィケーションをもたらしているというわけである。ガイ・オズボーン（Guy Osborn）とアンドリュー・スマス（Andrew Smith）は、街が商品化されており、「持たざる市民」は排除されていることを指摘している（Osborn & Smith 2016）。同様の指摘は他にも存在する。ピーター・プラコス（Peter Vlachos）は、インタビュー調査によって、小規模事業者が利益を得ていないことを明らかにしており（Vlachos 2016）、また、

強制土地収用令（Compulsory Purchase Order）による移転補償が十分ではないなどの理由により、小規模事業者の事業継続が困難になっているという指摘や（Pohlisch 2016）、民族的マイノリティには雇用は行き渡らず、コミュニティの崩壊すら招いたという指摘もある（Hylton & Morprth 2012）。セキュリティ研究においても、行き過ぎた安全の確保が、排除や分断を招き（Fussey *et al.* 2012）、権力の集中や不安の扇動を招くという研究が提示されている（Bolye & Haggerty 2012）。

再生の帰結を肯定的に評価する研究としては、まずヤン・リー（Yang Li）による定量的研究が挙げられる。彼は、国際五輪委員会の評価指標に則り、環境については12項目、社会・文化については24項目、経済については22項目の評価指標を定め、それについて評価を行った。その結果、地域の変化についての良い／悪いという価値判断には若干の議論の余地があるものの、変化の大きさと、それが五輪の影響によるものという点については明らかであると論じられている（Li 2016）。また、五輪会場近辺の複合的剥奪指標（Index of Multiple Deprivation Score）が改善していることに鑑みて、社会経済状況の改善を挙げている研究もある（Davies 2012）。質的研究として、ギャビン・ポインター（Gavin Poynter）は、五輪後25億ポンドの投資と31000の雇用創出に成功しており、レガシー戦略は軌道に乗っていると論じる（Poynter 2016: 157）。住宅供給や経済的多様性が達成されたという評価もあるし（Ward 2016）、文化振興やボランティアの活性化、自尊心の回復という精神面での改善を歓迎する研究もある（Garcia 2016; Wilks 2016; Black 2016）。

日本では、ロンドン五輪を通じた東ロンドン再生の帰結はさらに肯定的に理解されている（川島 2020）。すなわち、①誘致成功、②スポーツ振興、③経済の活性化、④社会的再生、⑤サステナビリティへの配慮の五点において、東ロンドン再生は肯定的に理解されている。

東ロンドン再生の帰結に対して否定的な評価と肯定的な評価を総合すると、社会的弱者のなかには排除された者もいるし、今後も注視する必要があるが、総合的に見れば、社会・経済・精神の各面で改善がみられるということになるだろう。

では、なぜ肯定的な帰結を生み出すことができたのだろうか。先行研究は、その理由として、莫大な公的資金と緻密な計画を指摘してきた（川島 2020）。93億ポンドもの公金が五輪と東ロンドン再生に投入されたことで環境は大きく改善されたし（Girginov 2013）、公的セクターのリスクを共有していることが歓迎され、不景気の時代においても民間から投資先として東ロンドンが選ばれたと指摘されている（Poynter 2016）。あるいは、レガシー計画が策定され、レガシー計画の内容も妥当なものであり、レガシー計画に則ってロンドン五輪が開催され、実際にレガシーが整備されたので、ロンドン五輪と東ロンドン再生はうまくいったのだという説明もある（Bulley & Cardwell 2015）。

しかし、公金の投入は多ければ良いというわけではない。多すぎる公的資金は、納税者に負担を強いるものである。とりわけ、公的資金が、特定の地域や集団に与えられる場合には、公平性

の点から特に慎重に検討される必要がある。ジェントリフィケーションを通じて、既存住民の追い出しにつながるという批判もありうる。また、計画はそれぞれの都市固有の文脈から切り離せないことを想起すれば、計画が立案・策定されたプロセスや、計画が実行に移されていったプロセスにおいて、その適切さを検討する必要がある。したがって、東ロンドン再生研究にとって求められているのは、資金や計画と、帰結のあいだに存在する実施体制の分析である（川島 2020）。

東ロンドン再生の実施体制については、様々な観点から論評が出されている。第一に、多くの組織が設立され、関与していく多元的な実施体制が出来上がっていったが、それは役割分担が明確であるうえ、協調的であったとして高い評価を与える研究である。これは特に日本の研究に多く見られる（川島 2020; 根田 2015; 増田 2014; 村木 2015）。しかしながら、これら日本の研究は、五輪提供庁（Olympic Delivery Authority）など主催者による公的報告書における自己評価に強く依拠しているという問題点も抱えている。つまり、中立性や客觀性を欠いているのは否めない。

第二に、多元的な実施体制を指摘したうえで、これを問題視する研究が挙げられる。これは、イギリス本国の研究に多くみられる。すなわち、各組織がレガシーに異なる定義を与えるため、その意味が混乱しているうえに、どの組織もレガシーの提供に責任を負おうとしない（Bloyce & Lovett 2012）、組織が多元的であるゆえに、取組も断片化されており、全体的視野が欠如している（Davies 2012）、多くの専門的行政組織や民間企業と契約を締結して進めるやり方は、情報公開や民主的統制の観点から問題がある（Desiderio 2016）という各指摘がある。文化政策やサステナビリティという個別領域からも、複雑さや政策の一貫性の欠如という理由に基づいた批判が出ている（Garcia 2016; Hoolachon 2016）⁴。

確かに、組織の多元性は遠心化をもたらすと考えられる。新しい組織の設立は、既存組織の権限を奪うことになり、緊張関係を生み出す可能性も高いだろう。また、歴史的に考えても、例えばロンドン五輪の会場に近接するドックランズ地区の再生（1970-1990年代）では、組織が多元的であることによって、組織間の対立が見られた時期もあった（川島 2017: 第三章・第四章）。

しかし、東ロンドン再生においては、深刻な対立は観察されないし、大きな対立やデッドロックが発生しなかったからこそ、評価は分かれるとはいえ、大きく東ロンドンを変えることに成功したと言える。多元的な組織間で協調的関係が成立した要因について、五輪開催という明確な期限があったことを指摘する研究もあるが（Lock 2016）、実証的研究はまだ行われていない。

以上のとおり、先行研究が残してきた課題は、多元的な実施体制において、どのように協調的な実施体制が成立・展開したかである。本稿は、その一歩として、ロンドン特別区に特に焦点をあてて、協調的関係の実態と背景を探っていく。

4 なお、組織の多元性からもたらされるメリットとしては、五輪開催に集中できたことや、柔軟に計画を変更できること、五輪会場よりも広域の計画を立案できたことが挙げられている（Ward 2016: 120）。

3、主要アクターとその権限

本章では、多元的な実施体制について、各アクターの役割や権限に注目しながら確認していく。本章前半では、中央政府－大ロンドン市－特別区という三層の政府についてみていく。本章後半では、主な専門的行政組織について扱う。

3-1 中央政府

五輪ほどの大規模イベントには、中央政府の支援は不可欠である。2012年ロンドン五輪では、文化メディアスポーツ省 (Department for Culture, Media, and Sport) が五輪支援を所管した。ロンドンが開催地に選出された時の大臣は、労働党政権のテッサ・ジョーウェル (Tessa Jowell) であり、2010年の政権交代を挟み、ロンドン五輪が開催された時の大臣は、保守党政権のジェレミー・ハント (Jeremy Hunt) である。

文化メディアスポーツ省の内部に政府五輪執行部が設立された。この執行部が、政府を代表してロンドン五輪プロジェクトを監督した。その際には、五輪準備が期限・予算の範囲内で行われ、五輪のコストパフォーマンスを確保し、イギリス全体に五輪の恩恵がいきわたることを求めていた (Girginov 2013: 3)。

3-2 広域自治体（大ロンドン市）

五輪を招致するのは、都市政府である。ロンドン五輪では、広域自治体である大ロンドン市が相当する。大ロンドン市は、1986年に廃止された大ロンドン議会 (Greater London Council) の後継であり、住民投票によって2000年に設立された。もっとも、大ロンドン議会が巨大な官僚組織を抱えていたのに対して、大ロンドン市は、交通や警察、消防といった広域行政にとって必要最小限な機能に止められている (馬場 2012: 第三章)。

大ロンドン市長は直接選挙によって選出されており、ロンドンが開催地に選出された時の市長は、労働党のケン・リビングストン (Ken Livingstone) であり、2008年に選出された保守党のボリス・ジョンソン (Boris Johnson) が、開催時の市長であった。

大ロンドン市は、大ロンドン市長を中心に、ロンドン五輪のレガシーをロンドンに届け、ロンドン全域の人々が利益を享受できるように努めた (Girginov 2013: 3)。

3-3 基礎自治体（特別区）

大ロンドン市には、シティ (City of London) を含め33の基礎自治体が、特別区として設置されている。このうち、ロンドン五輪に深くかかわったのは、タワーハムレツ区 (Tower Hamlets)、ニューハム区 (Newham)、グリニッジ区 (Greenwich)、ウォルサムフォレスト区 (Waltham Forest)、ハックニー区 (Hackney)、バーキング&ダゲンハム区 (Barking & Dagenham) である。こ

れら 6 つの区は開催区（Host Boroughs）と呼ばれた⁵。

6 区に共通する点は、社会的にも経済的にも深刻な貧困に襲われていることである。例えば、所得や犯罪、環境などを合算して各地区をランク分けした複合的剥奪指標を見ると、6 つの区は、ドックランズ再開発によって大きく様変わりしたカナリーウォーフ（Canary Wharf）地区などを除いて、ロンドンの中でも最低クラスである。所得や犯罪、環境など項目ごとに見ても、どの項目においても、6 つの区は劣位にある⁶。それは、ロンドン五輪後の2015年においても変わっていない。もっとも、2004年からの変化を見比べると、ウォルサムフォレスト区とバーキング＆ダゲンハム区以外は順位を大きく上げている。政治的には、全体としては労働党が圧倒的な強さを誇っている。

ロンドン特別区は、五輪開催について、決定的な役割を果たしたとは言えない。とはいっても、日常的な対住民サービスの提供を通じて、五輪やレガシーとしての東ロンドン再生に重要な地位を占めていたことは間違いない。なお、ニューハム区、ハクニー区、バーキング＆ダゲンハム区の五輪への姿勢を通時的に分析したナディア・グラブニック（Nadia Grubnic）は、3 つの区では、当初は、置かれていた状況や五輪への対応に差が見られるものの、その差は収斂していったこと、また、五輪やレガシーのために3 つの区が協調するように国から指導が入ったこと、特別区間・中央地方間・組織間対立は生じなかったこと、3 つの区は意思決定から排除されず、決定に参加していたことを指摘している（Grubnic 2016）。

3-4 五輪提供庁

東ロンドン再生では、特定の役割と権限を与えられた専門的行政組織が多数設立された。東ロンドン再生で最も重要な役割を果たしたと言えるのが、インフラ整備を行った五輪提供庁である。五輪提供庁は、2006年4月に設立され、文化メディアスポーツ省に責任を負っている。合議制の機関であり、内部に様々な委員会と事務局が設置されている。

五輪提供庁は、予算規模も大きかった。2007年には、ロンドン五輪に関して、総額93億2500万ポンドの予算が計上されたが、そのうち、五輪提供庁には80億9900万ポンドが配分された（ODA 2014a: 8）。その内訳は、中央政府からの補助金が52億2600万ポンド、国営宝くじ（National Lottery）からが18億ポンド、大ロンドン市とロンドン開発庁（London Development Agency）からが10億2200万ポンド、スポーツイングランド（Sport England、草の根レベルのスポーツ振興を担当する）からが5100万ポンドと予定されていた（ODA 2014a: 9）。2010年6月には、リーマンショックの影響によって、総額92億9800万ポンド、五輪提供庁へは73億2100万ポンドとそれぞ

5 初はニューハム区、タワーハムレッズ区、ハクニー区、ウォルサムフォレスト区、グリニッジ区の5つの区だったが、後にバーキング＆ダゲンハム区も加わった（Edizel 2014: 129）。

6 イングランドにおける地方政府の剥奪状況が順位づけられており、五輪を招致した時点の開催区の順位は以下のとおりである（ODPM 2004: 114-115）。ハクニー区（1位）、タワーハムレッズ区（2位）、ニューハム区（6位）、バーキング＆ダゲンハム区（21位）、グリニッジ区（23位）、ウォルサムフォレスト区（25位）。

れ減額され(ODA 2013a: 6)、五輪提供庁の実際の使用額も67億3900万ポンドに抑制された(ODA 2014a: 8)。その内訳は、中央政府からの補助金が43億3700万ポンド、国営宝くじからが17億400万ポンド、大ロンドン市とロンドン開発庁からが6億5800万ポンド、スポーツイングランドからが4000万ポンドとなった(ODA 2014a: 9)。

五輪提供庁は、2006年9月に地方計画庁となった(ODA 2013a: 58)。これは、地方政府にかわって、都市計画を策定し、開発申請に対して許可を下す権限を与えられたことを意味する(Ward 2016: 117-118; Lock 2016: 72)⁷。五輪提供庁は、この権限を用いて、競技用新施設を8つ建設し、五輪公園を整備していった(ODA 2013a: 18)。五輪提供庁は、インフラ整備をはじめとする物理的開発を担い、新規の恒久的な建造物に責任を負ったのである(Davies 2012: 323-325; Bulley 2015: 89-90)⁸。

五輪提供庁は五輪公園の整備以外にも、3億5500万ポンドを支出してメディアセンターの建設を支援し、脱法取引や無許可商売を取り締まり(ODA 2013a: 46)、選手村を改造し住宅街(イーストビレッジ(East Village)という)として販売も行うなど、幅広く活動した。さらに五輪提供庁は、選手村の建設も直接行うことになった。もともと選手村を建設するはずであったレンドリース社(Lend Lease)が、リーマンショックのために経営が悪化し、建設を断念すると、五輪提供庁は20億ポンドの予備費から10億9500万ポンドを支出し、建設を主導した(増田 2014: 35)。五輪提供庁の支出のうち75%が地域の長期的な再生に使われたと言われており(ODA 2013a: 50)、五輪提供庁は、地域に広範かつ大きな影響を与えた。

3-5 ロンドン五輪組織委員会

インフラ整備を担ったのが五輪提供庁であったのに対し、大会運営そのものを担ったのがロンドン五輪組織委員会(The London Organising Committee of the Olympic and Paralympic Games)であった。ロンドン五輪組織委員会は大ロンドン市に責任を負う組織であり、そのメンバーは、中央政府、大ロンドン市長部局、イギリス五輪協会(Britain Olympic / Paralympic Association)、国際五輪委員会のイギリス委員、元五輪選手、特別区区長らからなる(Lock 2016: 72)。五輪提供庁とはオフィス場所を共有し、スタッフを交換し、濃密な関係を形成していた(ODA 2013a: 19)。

大会運営そのものに責任を負うというのは、具体的には、五輪会場の全体構想を提示するほか、一時的建築物や一時的追加客席の整備にも責任を負っていることを指す(Bulley 2015: 89-90)。

3-6 ロンドンレガシー開発公社

東ロンドン再生において重要な位置づけを占めているのが、ロンドンレガシー開発公社

7 ただし、地元の特別区4区のメンバーが計画委員会に入っている(Lock 2016: 72)。

8 イギリスでは、典型的にはニュータウン建設に見られるように、大規模開発は地方政府ではなく中央政府が行うという伝統がある(Chandler 1991: 50; 高寄 1995: 217-218)。ロンドン五輪においても、五輪提供庁という中央政府に責任を負う組織がインフラ整備を行ったのは、こうした伝統に基づくと考えられる。

(London Legacy Development Corporation) である。ロンドンレガシー開発公社は、その名の通り、ロンドン五輪のレガシーを担当する専門組織である。2012年に設立され、大ロンドン市長に責任を負う (ODA 2014a: 5)。ロンドンレガシー開発公社は、二つの系譜を引いた組織である。一方では、ロンドンドックランズ開発公社 (London Docklands Development Corporation) から、イングリッシュパートナーシップ(English Partnership)、ロンドンテムズゲートウェイ開発公社(London Tames Gateway Development Corporation)、ロンドン開発庁、五輪公園レガシー社 (Olympic Park Legacy Company) と引き継がれてきた、東ロンドンの開発を担う諸組織の一つである (Sumray 2016: 30-31; 馬場 2012: 123–125; Lock 2016: 70)。他方では、五輪提供庁から人員と財産を継承しており、五輪の玄関口であったストラットフォード中心部にオフィスを構えている。

権限においても、ロンドンレガシー開発公社は二つの系譜を引き継いでいる。一方では、五輪提供庁が有していた都市計画策定権と土地所有権を引きついでおり、他方では、土地整備や雇用支援も担い、東ロンドン再生を総合的に進めている (村木 2015: 603; Lock 2016: 73)。

3-7 その他

その他にも多くの組織が東ロンドン再生にかかわった。主要と思われるものを三つ挙げておく。

一つ目は、先述の五輪公園レガシー社である。同社は、2009年に大ロンドン市と中央政府により、五輪公園のレガシーを実現するために設立された非営利法人である。すなわち、五輪公園と五輪開催後の設備に関する長期的な計画、開発、管理、メンテナンスを担当した。2012年にロンドンレガシー開発公社に引き継がれ、五輪公園レガシー社は解散した (Girginov 2012: 3; 根田 2017: 164)。同社は、五輪公園に関連する再生事業を監督するために四半期ごとに会合を開き、東ロンドンレガシー委員会 (East London Legacy Board) を監督した。この東ロンドンレガシー委員会は、31の地方、地域、国の機関が結集した組織であり、東ロンドン再生を支援した (Greater London Authority 2010: para.1)。

二つ目は、ストラットフォードビレッジ開発パートナーシップ (Stratford Village Development Partnership Ltd) である。これは、選手村を改造したイーストビレッジの保有会社であり、2008年に五輪提供庁によって設立された。2011年にイーストビレッジをカタールディア&デランシー社 (Qatari Diar and Delancey) に売却するため、ストラットフォードビレッジ開発パートナーシップは同社に売却された (ODA 2014a: 7, 10)。ストラットフォードビレッジ開発パートナーシップは、イーストビレッジ管理会社 (East Village Management Limited) の一部となっている (ODA 2014b: 10, 79; ODA 2013a: 11)。

三つ目は、CLM 連合である。これは、五輪提供庁がプロジェクト管理のために契約したCH2M社 (CH2M Hill)、レーイングオローク社 (Laing O'Rourke)、メイス社 (Mace) の三社からなる連合組織である。2006年から2013年まで存続し、プログラムとインフラ提供の側面から五輪提供庁を支援した (ODA 2014a: 1, 3, 8; ODA 2014b: 10, 37; ODA 2013a: 12, 19)。

本章で見てきたように、多くの組織が東ロンドン再生に関与していった。権限や人員が複雑に絡みあっており、また五輪提供庁をはじめとする専門的行政組織は地方政府の権限を「剥奪」するものでもあった。こうした難しい状況下において、開催区に特に焦点をあてて、協調的な体制がいかに機能していたのかを次章で明らかにする。

4. 協調を表す主な取り組み

本節では、五輪開催に際して、中央政府と地方政府（開催区）がどのような協調関係を築いていたのか、いくつか具体的な取り組みを述べる。

4-1 現場における意思決定の仕組み

開催区では、以下の形で意思決定が行われた。

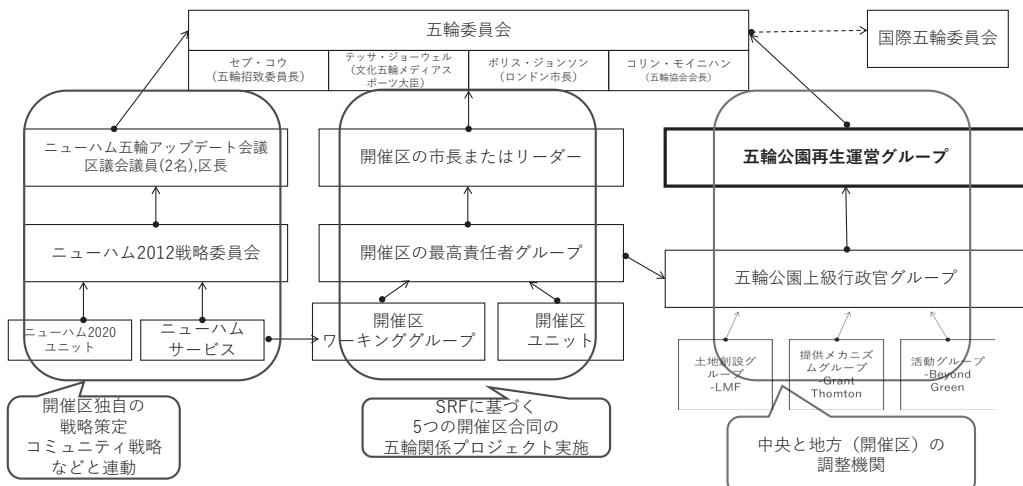


図1 中央-地方の次元における意思決定（ニューハム区の場合）

出所：LB Newham 2007を加筆修正。

ロンドン五輪開催をめぐっては多様な組織が多次元で複雑に連携しており、全ての次元による意思決定を図式化するのは困難である。図1は、中央政府と地方政府（開催区）の次元での意思決定に限定したものである。また、この図は開催区のうちニューハム区の場合を表しているが、

左側の群を除けば開催区共通の組織が関与しているので、他の開催区にとってもほぼ同様であったと考えられる。図中の3つの群（開催区ごとの戦略策定、開催区共同の戦略策定、中央政府－開催区の調整）を大まかに説明した後、中央－地方の協調関係構築において重要な役割を果たした「五輪公園再生運営グループ」を説明する。

左側の群は、開催区ごとの戦略策定を表している。区が独自に定めた既存の地域再生計画である「コミュニティ戦略⁹」などと連動しながら、ロンドン五輪における区の活動指針を定める。戦略委員会で各種サービスに関する活動指針を定めた後、市長を含む「五輪アップデート会議」で取りまとめ、五輪委員会に提出されたことが分かる。五輪委員会は、セブ・コウ（Seb Coe, 五輪招致委員長）、ジョーウェル（文化五輪メディアスポーツ大臣¹⁰）、ジョンソン大ロンドン市長、コリン・モイニハン（Colin Moynihan, 五輪協会会长）を中心とする、五輪の首脳が揃う五輪のトップ組織である。

中央の群は、開催区が共同で策定した、地域再生計画の戦略的再生フレームワーク（Single Regeneration Framework, 以下 SRF）に基づく五輪関係プロジェクトの策定および実施を表している。図のとおり、最終的に開催区での決定事項が最高責任者→区長またはリーダー¹¹→五輪委員会へと提出される。開催区共同の取り組みおよび SRF については次項で説明する。

右側の群は、中央と地方（開催区）の調整を表している。図にある「五輪公園再生運営グループ」は、名称にある五輪公園に関連する活動だけにとどまらず、中央と地方の調整の役割を担っていた。中央と地方が足並みをそろえて五輪を開催するためには、両者の調整が不可欠になる。そのため、五輪公園再生運営グループでの調整が中央－地方の協調関係を構築するうえで重要になった。五輪公園再生運営グループでの協議を経たのち、その協議事項が五輪委員会へ提出された。

以上が、中央－地方の次元における意思決定の群ごとの説明である。いずれも意思決定の経路（矢印）がボトムアップであることが、最も大きな特徴である。五輪開催に関連する戦略や事業をボトムアップで策定・運営することで、開催区の裁量が確保された。言い換えば、中央政府によるトップダウン的な意思決定が行われたわけではないことを表している。加えて、五輪公園再生運営グループが設置されることで、中央－地方の調整が円滑に行われるよう企図されたことも理解できる。

4-1-1 五輪公園再生運営グループ（Olympic Park Regeneration Steering Group）

9 コミュニティ戦略とは、各区に設置されている地域再生事業の意思決定機関である「地域戦略パートナーシップ」によって策定される地域再生戦略である。どのような事業を実施し、地域再生を成し遂げるのかについての計画であり、中央政府への提出が義務づけられている（DETR 1999: 2-3）。地域戦略パートナーシップについては後述する。

10 五輪大会誘致の決定以降、文化メディアスポーツ省が五輪関連の行政を管轄してきたが、2010年5月以降、同省の大蔵の肩書きは文化五輪メディアスポーツ大臣（Secretary of State for Culture, Olympics, Media and Sport）とされた。省の名称は変更されなかった。

11 特別区によって行政の長は区長（Mayor）とリーダーに分かれる。

五輪公園再生運営グループは、前述のように中央政府と開催区の調整を主な目的に設置された。メンバーは大ロンドン市長（議長）、コミュニティおよび地方大臣（Secretary of State for Communities and Local Government）、開催区の区長またはリーダー、文化五輪メディアスポーツ大臣、五輪公園レガシー社の議長で構成された（Greater London Authority 2010: para.1.5; Edizel 2014: 127）。このメンバーの役割で主要なものを挙げると、大ロンドン市長は議長を務め、五輪公園レガシー社を共同所有した。ロンドン開発庁の作業の指示、五輪レガシー戦略計画ガイダンス作成の役割も担った。コミュニティおよび地方大臣は、五輪公園再生運営グループの代表、五輪公園レガシー社の共同所有、ロンドンテムズゲートウェイ開発公社の監督を担った。

開催区は SRF の作成の他に、開催区の開発の総合的管理、五輪公園レガシー社の代表委員、ロンドンテムズゲートウェイ開発公社の理事会への参加、リーバレー地域公園公団（Lee Valley Regeneration Park Authority）へ代表派遣などを担った（Greater London Authority 2010: para.1）。計 6 つの区が開催区ユニット（Host Borough Unit）や合同委員会（Joint Committee）を組織し、再生事業に携わった。五輪公園再生運営グループのメンバーではないが、東ロンドンレガシー委員会や五輪提供庁も間接的に関与した。

五輪公園再生運営グループの主な活動内容は、東ロンドン再生に関する各種管理である。より具体的には SRF の承認、「レガシー計画 Legacy Plan」の進捗状況確認である（Greater London Authority 2010: para.1.5; Edizel 2014: 106）。五輪公園再生運営グループは、東ロンドンの全体的な再生を主導し（Edizel 2014: 160）、そこでの協議も、開催区を尊重したボトムアップな協議が重視されていた（Edizel 2014: 132）。中央政府を交えた五輪開催に関する取り組みの調整は、五輪公園再生運営グループにて行われるが、それは、開催区の意向の承認を基本としていたのである。

このように、五輪公園再生運営グループに中央政府（コミュニティおよび地方大臣、文化五輪メディアスポーツ大臣）と地方政府（開催区の区長またはリーダー）が集結して東ロンドン再生に関する活動を調整した。その進め方はボトムアップであった。こうした中央－地方の調整によって開催区は裁量を確保でき、特別区内の再生の内容を主体的に策定・実行できたのである。

4-2 特別区の再生計画

ここでは、開催区の五輪開催に関する主な動きを述べる。5 章でも述べるが、開催区は一貫して自らの再生を目的に五輪を開催した。この点は、以下で述べる開催区の動きの 3 点に強く表れている。

4-2-1 戰略的再生フレームワーク

開催区は共同で、2009 年に戦略的再生フレームワーク（SRF）を制定した。SRF とは、五輪開催を契機に東ロンドン再生を実行するためのフレームワークである。SRF は、開催区、グレターロンドン、中央政府、その他地域のパートナーが合同で策定した（5 Host Boroughs 2009a:

15)。その後、SRFは五輪公園再生運営グループによって承認された (Joint Committee 2010a: para.1)。SRFに関する事業を実施する際は、実施に関与する組織が以下に述べる SRFの中心的な理念である「収斂」を事業の計画と戦略に取り入れるのを要請した (5 Host Boroughs 2009b: 48)。

SRFについてまとめた文書『収斂：戦略的再生フレームワーク』では、SRF策定の意図を次のように表明している (5 Host Boroughs 2009b: 4)。

ロンドンは、すべての住民の便益のためにコミュニティ全体を再生するという約束で、五輪を主催する権利を獲得した。これは、五輪のビジョンの実現に関わる多くの機関にとって、基本的な組織化の原則となっている。(中略) 我々のロンドン小地域 (sub region) が経験している貧困と剥奪の規模は、恥ずかしいことにしばしば隠されるが、我々の国の首都の現実である。東ロンドンの五輪世代に生まれた人々が同時期に経済的危機に苦しんでいるなら、それは国の永遠の恥である。

従来、放置されてきた開催区における貧困や剥奪の放置を「国の永遠の恥」と表現するなど、東ロンドン再生の意義を強く主張し、それを五輪開催の目的に位置づけていることが明らかである。

また、SRFでは五輪開催を通じた東ロンドン再生の中心的な理念に「収斂 (Convergence)」を掲げている。「収斂」とは、SRFの主題にもなっているが、高い複合的剥奪指数が示されるなど、恵まれない環境で生活を送る開催区の住民が、大ロンドン市内の恵まれた他地域と同等の社会経済状況を享受できるように、再生を通じた変革を目指す理念である (5 Host Boroughs 2009b: 6)。 「収斂」理念の実現のために、教育や雇用の向上を掲げた具体的目標も設定された¹²。

こうして、開催区は SRFによって五輪開催を通じた東ロンドン再生という目的を表明した。その SRFの中心的理念が「収斂」であった。SRFは開催区が策定したもの、五輪公園再生運営グループでの承認を経ていることから、中央政府も関与している。

ただし、SRFはあくまで開催区による東ロンドン再生の理念型を示した文書の性格が強く、法定文書ではない (5 Host Borough 2009a: 48)。そのため、SRFを具体化する事業実施の法的拘束力を持たない。その事業実施の際には別途予算を獲得する必要がある。予算を獲得すればその管理も必要になる。こうした具体的な事業実施を担う実行組織は別に設置された。具体的には、次に説明する合同委員会ないし開催区ユニットである (Greater London Authority 2010: para.1.9)。

12 具体的には、次の7つの目標が設定された (5 Host Boroughs 2009b: 14)。

(1)キーステージ4（義務教育修了時）に課せられる試験GCSEの成績向上、(2)キーステージ2（11歳）での結果の改善、(3)雇用率の増加、(4)所得の下位5分の2の平均所得の増加、(5)給付を受ける家族の数を減らす、(6)暴力犯罪の割合を減らす、(7)平均寿命の伸長。

4-2-2 SRF の実行組織：合同委員会および開催区ユニット

SRF の実行組織として、合同委員会と開催区ユニットが設置された。合同委員会は、SRF 実施にかかる意思決定機関の性格を持ち、6つの開催区によって設置された (Joint Committee 2011a: para.1)。設置の法的根拠は1972年および2000年地方自治法、2000年地方政府規則である (Joint Committee 2011a: para.1)。

合同委員会は6つの開催区に代わり、次の執行機能を担った。①合同委員会で決定するプロジェクトなどの年間予算の管理②年間予算以外の外部資金の管理③年間事業計画の承認④SRF およびマルチエリア合意 (Multi Area Agreement) の開発、交渉、合意⑤合同再生政策とそのプログラムの開発、交渉、実施⑥五輪後のレガシーに関する開催区合同のアプローチ開発、交渉、合意⑦合同レガシー戦略の開発、交渉、実施⑧外部資金の入札、受け入れ、配分に関する取り決めの開発、交渉、実施 (Joint Committee 2011b: para.2)。

開催区ユニットは、SRF 実施の実働組織 (Edizel 2014: 109-110) の性格を持ち、合同委員会の下部組織に位置づけられる。活動資金は、6つの開催区とコミュニティおよび地方省が拠出した¹³。五輪提供庁も開催区ユニットの実施するプロジェクトの一部に拠出した。2011年度は27万2784ポンドを拠出している (Joint Committee 2011b: para.11)。開催区ユニットは次節で説明する各種事業の実行役を担った¹⁴。

このように、合同委員会は法的根拠があるため、その下部組織である開催区ユニットに予算がついたと考えられる。予算は前述のように開催区の「自腹」に加えて、コミュニティおよび地方省や、五輪提供庁も一部拠出している。SRF の事業はその目的から開催区の再生という性格が非常に強い。言い換えれば、スポーツ振興や観光振興といった中央政府の掲げる五輪開催の目的に沿った事業は実施されなかったことを意味するが、それでも中央政府系の組織は予算を拠出したのである。

4-3 特別区の個別プログラム

開催区ユニットが中心になり実施された具体的な再生事業について、本節では3つの主要な事業を紹介する。これらは SRF を具体化する事業として実施された。

4-3-1 公的領域資本改善プログラム

公的領域資本改善プログラム (Public Realm Capital Improvement Programme) は、5つの開催

13 パーキング＆ダゲンハム区を除く5つの特別区が毎年50万ポンド拠出した。パーキング＆ダゲンハム区は8万5000ポンド程度を毎年拠出した (Joint Committee 2011b: para.9.3.)。同区が他の特別区より拠出額が少ないのは、同特別区が開催区として参加するのが遅れたためだと考えられる。コミュニティおよび地方省は毎年1万5000ポンド程度を拠出した (Joint Committee 2011b: para.11)。

14 開催区ユニットによって開催区が合同で事業を実施する場合とは別に、各特別区が SRF に基づいて事業を実施する場合もあった。その場合は、各特別区に設置されている地域再生事業の意思決定機関の「地域戦略パートナーシップ」を中心に実施された (5 Host Boroughs 2009b: 15)。

区¹⁵で実施されたインフラ整備事業である。競技場建設など五輪開催に直接関係する事業とは別の事業である。2009年から事業が開始され、2009～2011年の3年間で総額1億9000万ポンド（公的領域資本改善助成金 Public Realm Capital Improvement Grant）が交付された。大会開催の2012年度以降に2億7400万ポンドが交付された（Joint Committee 2009a）。公的領域資本改善助成金は、コミュニティおよび地方省、ロンドン開発庁、ロンドン交通局（Transport for London）、ロンドン・システムズ・ゲートウェイ開発公社によって構成される資金調達タスクフォースによって交付され、5つの特別区におおよそ均等に配分された（Joint Committee 2009a）¹⁶。公的領域資本改善助成金のガバナンス体制は図2のとおりである（Joint Committee 2009a）。

このガバナンス体制における主要組織とその役割について述べる。運営委員会は、予算の運用、プロジェクトの実施状況について合同法定委員会（Joint Statutory Committee）および最高責任者会議（Chief Executives Board）への進捗報告を行う。合同法定委員会へ月に6回報告するのが定められた。運営委員会には開催区ユニットも加わり、議長はウォルサムフォレスト区の行政官が務めた。合同法定委員会は、各特別区で行われる事業の責任者を指名承認することで、事業実施を委ねる役割を担った。開催区内の事業全体とその目的、成果、原則も監督した。最高責任者委員会は、事業実施状況の確認、補助金の説明責任を運営グループに要求した（Joint Committee 2009a）。

スポンサー委員会は、独立した執行権限を持たない外部理事会の位置づけだった。しかし、コミュニティおよび地方省やロンドン交通局といった予算を交付したアクターや、五輪提供庁など五輪開催の主要中央政府系アクターがメンバーに連ねているため、予算のガバナンスをめぐり重要な位置にあった。スポンサー委員会の主な役割は予算が適切に使用されるための監督である。具体的には四半期報告書と年次報告書を上記で説明した各委員会に提出させた。これらの報告書は運営委員会、合同法定委員会、最高責任者委員会を経て最終的にスポンサー委員会に提出された（Joint Committee 2009a）。

15 具体的にはニューハム区、タワーハムレッズ区、ハクニー区、ウォルサムフォレスト区、グリニッジ区である（Joint Committee 2009a）。

16 全ての年度の特別区ごとの配分額は不明だが、2012年以降は特別区ごとに5000万ポンド程度配分された（Joint Committee 2009a）。

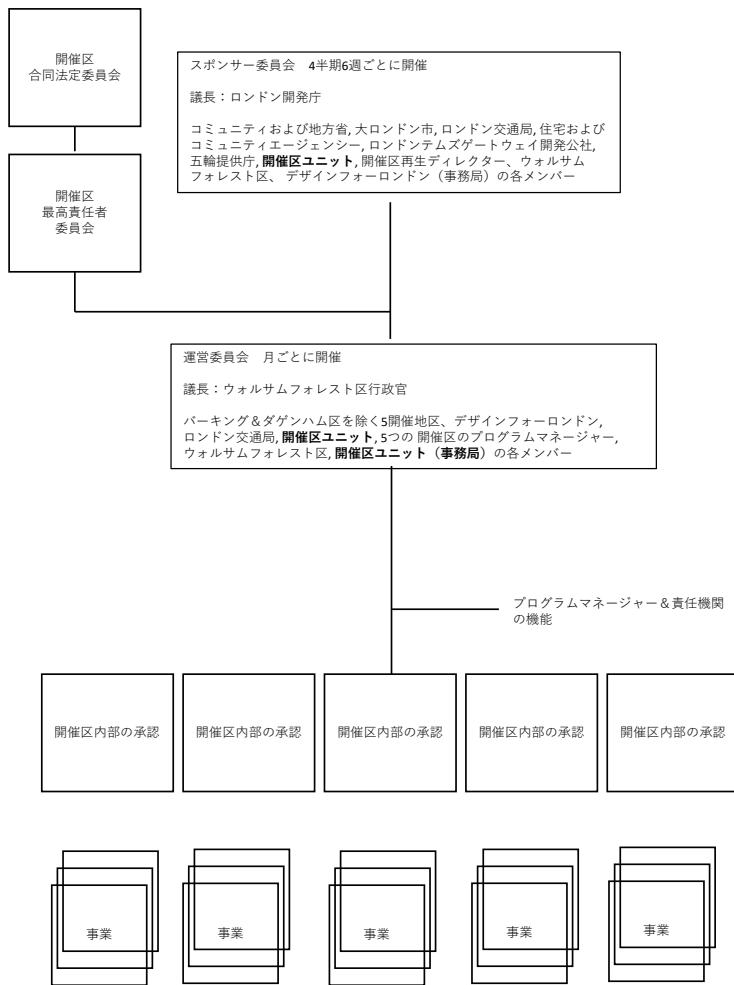


図2 公的領域資本改善助成金のガバナンス体制

出所：Joint Committee 2009a

このガバナンス体制の下で、開催区内外へのアクセス向上、事業への対内投資の拡大、観光による経済振興、雇用と職業訓練への接続性の向上、治安の向上、犯罪の脅威の削減、居住者満足度の向上、気候変動への取り組みと持続可能性の向上といった事業が各特別区で実施された (Joint Committee 2009a)。「観光による経済振興」など、五輪のさらなる活性化を目的とする内容も含まれるが、「雇用と職業訓練への接続性の向上」、「治安の向上」など、どちらかというと開催区の再生を目的としている事業が多く実施されたことが分かる。より具体的な事業例を紹介すると、ニューハム区では、37万ポンドの予算でセントラルパーク（既存の五輪会場）の修繕、街路灯交換による犯罪リスク削減、反社会的行動の機会の減少といった事業が実施された (Joint

Committee 2010b: 15)。ウォルサムフォレスト区では、200万ポンドの予算で街並みの大幅な改善として歩道幅の拡大や駐車場の改良などが行われた。改善された物理的環境を通じて、新しい就労機会の拡大が目指された (Joint Committee 2010b: 19)。

このような具体的な事業内容の策定および実施は開催区に委ねられた。開催区では、「地域戦略パートナーシップ」が中心となり、それぞれの抱えている社会経済的问题に対応するための事業を策定し、実施したと考えられる。地域戦略パートナーシップは、2000年にイングランドの306の自治体に設置された組織である。主なメンバーは自治体や政府系出先機関、ボランタリー団体、住民団体などであり、理事会を開いて地域再生に関する事業内容を決定する (永田 2011: 75)。

事業内容は開催区で決定されるため、区内で義務づけられた承認事項は予算の使途のみとされた (Joint Committee 2009a)。ただし、この事業の予算の出資元であるスポンサー委員会に中央政府系の五輪提供庁が連ねていることから分かるように、事業の予算はあくまで五輪開催を理由に交付された。五輪開催にかこつけて、必ずしも五輪開催と直接関係しない事業も実施できたとも言える。

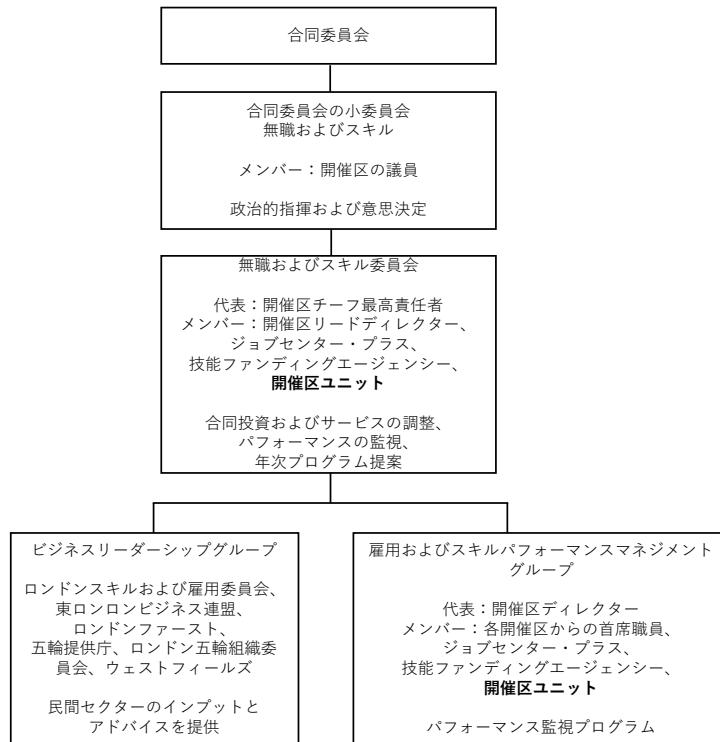
このように、公的領域資本改善プログラムでは、開催区ユニットをはじめ開催区が事業内容の決定および実施の主導権を握っていた。一方で、コミュニティおよび地方省や五輪提供庁といった中央政府系アクターはスポンサー委員会のメンバーであったため、主に予算面で関与したと言える。中央政府が予算面の権限を握り、地方政府が予算の使途内容を実態に応じて決定し、運用するという特徴は、ブレア政権期からイギリスのローカルガバナンスにおいて定着している (源島 2017)。このガバナンス体制は政権交代後も継続していたと言えるだろう。

4-3-2 無職およびスキルに関する事業 (Worklessness and Skills Commission)

無職およびスキルに関する事業は、開催区¹⁷ (パーキング&ダゲンハム区以外) における無職と子供の貧困を削減し、SRF で設定されている集約目標を実現することとされた (Joint Committee 2009b: para.6.2.)。同事業は図 3 の体制で実施された (Joint Committee 2009b: para.11.)。

図 3 のように、実施体制の頂点に合同委員会が存在する。その小委員会では開催区の議員がメンバーとなり、事業に関する意思決定を行う。とはいっても、より具体的な実務はその下部組織である無職およびスキル委員会が担っていたと推測される。なぜなら同委員会では、開催区の上級行政官 (チーフ最高責任者など) に加えて、開催区ユニットがメンバー入りし、サービスの調整、パフォーマンスの監視、年次プログラムの提案などを行っていたからである。

17 パーキング&ダゲンハム区をのぞく 5 つの特別区が対象とされた (Joint Committee 2009b: para.6.2.)。



出所：Joint Committee 2009b を加筆修正。

さらにビジネスリーダーシップグループにはビジネス団体が参加し、民間セクターによるアドバイス提供が行われた。五輪提供庁、ロンドン五輪組織委員会など中央政府が関与するアクターも加わった。雇用およびスキルパフォーマンスマネジメントグループでは、開催区の上級行政官、ジョブセンタープラス、技能ファンディングエージェンシー（中央政府の職業訓練プログラムを所管するクワング）、開催区ユニットによってパフォーマンス監視プログラムが実行された（Joint Committee 2009b: para.11.1.）。

予算は、雇用・年金省（Department for Work and Pensions）から貧困地域基金、準地域 LDA 欧州社会基金の拠出を得ることで3900万ポンドであった（Joint Committee 2009b: para.11.2.）。

公的領域資本改善プログラムと同様、開催区が中心に事業内容を決定および実施したと考えられる。一方で中央政府系アクターは基本的に予算面の権限のみ握っていたことも公的領域資本改善プログラムと同様である。五輪開催の主要中央政府系アクターである五輪提供庁は予算を拠出していないが、委員には名を連ねており（ビジネスリーダーシップグループ）、一定の役割を担っていたと言える。

4-3-3 クリエイトプログラム (CREATE Programme)

クリエイトプログラムとは、SRFに基づいて実施される開催区の文化祭典である。地域の芸術団体および全国の芸術パートナーと協力して実施された。五輪開催前の2008年から実施されており (Joint Committee 2012)、2010年開催時には100万人近くの聴衆が訪れ、54000人が当日のイベントに参加した (Joint Committee 2011c: para.1.)。

クリエイトプログラムは、単なる芸術祭ではなく、あくまで SRFに基づいたプログラムであることが強調されている。生活の質、仕事、スキル、学習、健康、インフラストラクチャーなどを考慮し、SRFの「収斂」理念に貢献するためにクリエイトフェスティバル開催の手順が企図された (Joint Committee 2012)。クリエイトプログラム開催をめぐり、合同委員会では文化祭典という性格上、開催区ユニットから一定の自律性を確保するのが望ましいと判断された¹⁸。そのためクリエイトプログラム実施の権限を、開催区ユニットからハクニー区へ移管した (LB Tower Hamlets 2010)。開催区ユニットは SRF開催の実働組織であるため、予算などに影響を強く与えることが懸念されたと考えられる。もちろんハクニー区も開催区の1つである。しかし、ハクニー区はクリエイトプログラムの予算執行に直接関与していないことから、クリエイトプログラム開催に関して世話人の役割を担ったと考えられる。したがって、他の2つのプログラムと異なり、開催区ユニットはクリエイトプログラムに関与していない。とはいっても開催区で実施された SRFに基づくプログラムであることに変わりはない。

予算は、年度によってバラつきがあるが、2010年度は72万1446ポンドを計上した。多くは民間団体による拠出だが、中央政府系アクターのロンドン五輪組織委員会も20万ポンドを拠出している (Joint Committee 2011c: para.9.5.)。五輪開催後の3カ年度は毎年100万ポンド台を計上した¹⁹。この3年度において中央政府の関与するロンドン五輪組織委員会は1万ポンドしか拠出しなかつたが、五輪公園レガシー社は35万ポンド拠出した (Joint Committee 2011d)。五輪公園レガシー社が比較的多く拠出していることからも、クリエイトプログラムは開催区による再生事業のなかでも五輪開催後のレガシーを意識したプログラムという位置づけであることが分かる。

中央政府系アクターの関与を考察すると、五輪提供庁は関与していない。文化祭典というプログラムの性格上、当然とも言える。代わりにロンドン五輪組織委員会が予算拠出という形で関与した。やはりここでも中央政府系アクターは予算面でのみ関与し、具体的な事業内容の決定および実施は開催区に委ねられていたことが分かる。

以上、本節では中央政府と地方政府の協調を表す主な取り組みを検討してきた。中央-地方の調整の場である五輪公園再生運営グループにおいて、中央政府は地方政府の策定した SRFの承認を行った。SRFには、「収斂」理念を中心に東ロンドン再生が地方政府にとっての五輪開催の

18 この考えはアームスレンジス原則と呼ばれる。

19 2012年度107万5000ポンド、2013年度111万ポンド、2014年度141万5000ポンドであった (Joint Committee 2011d)。

目的であることが表明された。中央政府は SRF の承認の他に、予算面での権限を握ることで最終的な事業実施のガバナンスの管理役を担った。地方政府は、東ロンドン再生という目的を達成するために SRF の策定およびその実行組織（合同委員会および開催区ユニット）を設置した。地方政府はその実行組織を中心として事業を実施した。概して、地方政府は予算面で中央政府の関与を受けたものの、必ずしも五輪開催と直接合致しない目的を掲げ、その目的に沿った事業を実際に実施できた。こうした中央政府の関与および地方政府の裁量が、両者の協調関係の構築に寄与したと理解できる。

5、中央一地方それぞれの動機

前章では、中央政府と地方政府が協調的な関係を構築していることを制度や事業内容から論じてきた。本章では、協調関係の背景にある中央政府と地方政府の五輪開催をめぐる動機を検討したい。本章の結論を先取りすると、両者の動機は異なるものの、ロンドン五輪は両者を満足させるものと考えられたため、中央政府も地方政府も、ロンドン五輪を通じた東ロンドン再生に関与していったのである。

5-1 中央政府の動機

中央政府は、イギリス全土から徴税を行っているため、東ロンドンという特定の地域だけではなく、イギリス全土の利益の確保という立場をとっていた。

具体的には、キャメロン政権が重視していた観光産業の振興の一環として、ロンドン五輪は位置付けられた。つまり、五輪開催を通じて、イギリス全体の知名度とイメージを向上させることによって、訪英旅行者を増加させ、これら訪英旅行者が旺盛な消費活動を行うことによって、イギリス全体の経済成長を達成させようという狙いである（新井 2015）。もう一つ、ナショナルブランドの発揚も重視された。五輪を成功させることによって、さらには、五輪でイギリス選手団が好成績を収めることによって、イギリス国民の自尊心を向上させ、イギリスの活気を取り戻すことが目指された（金子 2014）。

「イギリス全体の利益に資するロンドン五輪」という位置づけは、中央政府によって設立された五輪提供庁にも看取できる。それは、収斂理論の扱いと、「コミュニティ」の定義の二点において、特に明瞭に現れている。一点目の収斂理論については、五輪提供庁の年次報告書に一度も登場しない。そもそも、収斂理論は、東ロンドン特別区と他のロンドンとの相対的な議論であり、極めて地域的な論点である。中央政府に責任を負う五輪提供庁にとって、目標とはなりえない。

二点目の「コミュニティ」の定義の論点とは、"community" という単語が用いられるとしても、それは、貧困に苦しむと同時に、多様なアイデンティティを抱えた東ロンドンのコミュニティという固有名詞として使われるのか、それとも近隣の人々からなる一つのコミュニティという一般

名詞として使われるのか、という問題である。前者であれば、東ロンドンという固有性に配慮した特別な配慮が求められるであろう。しかし、後者であれば、特別な配慮が必要とは限らない。

五輪提供庁は後者の意味で「コミュニティ」を用いていた。例えば、五輪提供庁の最後の年次報告書における「12の成果」においても、コミュニティは、「あくまでも五輪公園を近場の人に使ってもらう」という意味で用いられている（ODA 2014a: 1-6）。また、ジェリー・マーフィ（Gerry Murphy）事務局長は、五輪提供庁は「新しいコミュニティを作った」と主張するが、それは、イーストビレッジの建設、チョブハムアカデミー（Chobham Academy）の設置、ルートビッヒゲットマン卿健康福祉センター（Sir Ludwig Guttmann Health and Wellbeing Centre）の設置を指すものである（ODA 2013b）。これらは、東ロンドンの伝統を守り発展させるという意味ではなく、新しい施設を設置するという一般的な意味である。

五輪提供庁は、“納税者に対する価値最大化（value for money for taxpayers）”という言葉を使う（ODA 2013b）。五輪提供庁は、あくまでも国の税金を使う以上、国全体の利益に奉仕しなければならないという考え方を看取できる。

5－2 地方政府の動機

地方政府はどのような五輪開催の動機を抱いていたのだろうか。

2章でも説明したように、開催区は長年、地域荒廃に悩み、複合的剥奪指数は高い数値を示してきた。歴代の中央政府は何ら対策を取らなかったわけではなかった。例えばブレア政権期に実施された「近隣地域再生政策」は、荒廃地区の住民の就労支援を目的として実施された（源島 2017）。しかし、荒廃の深刻度と比べたときの予算の少なさや抜本的な雇用改善などが課題であった²⁰。

すなわち、長期的な荒廃に悩んできた東ロンドンの開催区にとって、抜本的な地域再生は悲願であった。より具体的には、開催区は住民の雇用増加および地域経済発展による再生を求めていた。それゆえ、SRF にて東ロンドン再生が五輪開催の目的であると表明したのである。言い換えれば、開催区にとって東ロンドン再生こそが「目的」であり、五輪開催それ自体はあくまで「手段」だったと言える。五輪開催は東ロンドン再生に必要な大規模予算獲得の機会と捉えられていた（London Office 2004; LB Tower Hamlets 2007; 5HB 2009b; LB Newham 2010a: 17; LB Newham 2010b: 20）。

同様のことは、資料以外からも伺える。2017年8月にニューハム区議員2人へ行ったインタビューでは、2人とも五輪開催によるニューハム区の再生や、「レガシー」としての五輪関連施

20 近隣地域再生政策は、7年間の実施期間で総額29億ポンドの予算が交付された（自治体国際化協会 2007: 3-6）。この予算額はブレア政権期に実施された同様の地域再生政策よりは大きいが、荒廃の深刻化した区にとっては不十分だった。そのため、例えば五輪開催区のタワーハムレッズ区では、他の補助金と組み合わせて再生事業を実施するなどした（源島 2018: 172-177）。就労支援の成果も、就労率は向上したが、就職先の多くは低賃金や不安定就労であり、短期間で失職してしまうパターンが見受けられるなどの課題を残した（今井 2011）。

設の利活用などを評価した。課題としては、五輪関連施設が地区内に整備されたにもかかわらず住民の健康増進には役立っていないことなどを挙げた。観光業振興などは当初から五輪開催のメリットとして考えていなかったようである²¹。

以上より、五輪開催前の開催区の属する東ロンドンは大変厳しい荒廃状況にあり、従来の再生政策の効果も限定的であった。それゆえ、五輪開催は東ロンドン再生の起爆剤に相当したのである。こうした事情より、開催区にとって五輪開催の動機は一貫して東ロンドン再生であったと言えるだろう。

5-3 中央-地方の「同床異夢」

両者はともに五輪開催を望むものの、その動機は異なっていたことを論じてきた。一方で中央政府は、東ロンドンに限定することなくイギリス全土の利益の確保という立場から五輪を開催しようとしていた。それゆえ、観光業振興やナショナルプライドの発揚が中央政府にとっての五輪開催の動機となった。中央政府は特に、観光産業の国際競争力が他国より相対的に「弱い」と認識していた (DCMS 2011: 16-18) ²²。

ただし、それらを実現するには、五輪開催の「現場」である地方政府（特に開催区）の協力が不可欠である。地方政府は会場施設を建設する土地、既存の輸送インフラ、ボランティアスタッフ管理のマンパワーなど、五輪を成功に導くのに不可欠なリソースを有しているからである。まして、2012年7月開催というタイムリミットも明確に定まった状況では、開催までのあらゆる準備をスケジュール通りに実行する必要があり、地方政府からの協力を確実にする必要があった。

五輪がナショナルプライドにかかる国際イベントである以上、対外的評価がつきまと (Grix *et al.* 2017)。そのため、仮に地方政府との対立が原因で五輪が失敗に終わったとしても、その責任を地方政府に負わせるのは対外的に無意味になる。対外的関係から見て、中央政府にとって五輪の失敗は許されなかつたのである。かといって五輪開催の動機の異なる地方政府が最初から協力的なわけではなかった。地方政府の協力を得るには、彼らの要求を一定程度「飲む」しかない。そこでボトムアップ型の意思決定体制を用意し、実際に地方政府の望んだ、必ずしも五輪開催の目的と直結しない東ロンドン再生に関する事業にも予算を配分したのである。ただし限なく地方政府の要求を叶えるのも困難なので、予算の権限を握るなど、一定のコントロールもかけたと考えられる。

他方、地方政府（開催区）は、東ロンドン再生の動機によって五輪開催に駆られていった。東

21 2017年8月に実施したニューハム区議会のリチャード・クロウフォード (Richard Crawford) 議員、ジェームズ・ベッケルス (James Backles) 議員へのインタビューより。両氏はともに労働党所属である。

22 2011年に文化メディアスポーツ省が発表した『イギリス政府観光政策』によれば、観光目的地の2009年時点の世界ランキングでイギリスは11位であり、1位のスイスをはじめ、オーストリアやフランスなど他のヨーロッパ諸国に後れをとっていると述べており、また、観光地のマーケティング活動のほとんどが公的資金に依存していることも問題視していた (DCMS 2011: 16-18)。

ロンドン再生には大規模予算の獲得が必要であり、五輪はその機会であった。そのため、地方政府は中央政府と協調することに合理性を見出したと考えられる。こうして、開催区が土地や輸送インフラ、マンパワーを提供し、中央政府が東ロンドン再生に必要な予算を配分するという、リソースの交換関係が成立した。

このリソースの交換を通じて、地方政府は五輪会場整備など大規模開発による地元経済の好転や住民の雇用増加を得られただけでなく、SRFに関連した事業などより東ロンドン再生に特化した事業の予算も得ることができた。さらに各種事業の意思決定プロセスもボトムアップであり、既存の地域再生の戦略（コミュニティ戦略など）を応用できた。中央政府と地方政府は、異なる夢を見ながらも、五輪という床を同じくしたのである。

6. おわりに

以上、本稿ではロンドン五輪開催をめぐる多元的な実施体制において、どのように協調的な実施体制が成立・展開したのかを分析してきた。最後に得られた知見を述べたい。

はじめに、先行研究を検討し、ロンドン五輪の実施体制の分析が不足していることを述べた。次に、主要アクターの権限を検討し、特に五輪実施の最終的な監督を担っていた中央政府と、五輪の「現場」である開催区の協調がはかられていたことを示した。その上で五輪開催をめぐる中央－地方関係を分析し、特に五輪公園再生運営グループが両者の協調関係を構築するうえで重要な役割を担っていたことを明らかにした。五輪公園再生運営グループでは開催区の意向を尊重する協議が行われることで、中央政府との協調が導かれた。最後に、そのような中央－地方の協調関係が成立した要因を考察した。中央政府は観光による経済振興やナショナルプライド発揚、地方政府は東ロンドン再生をそれぞれ五輪開催の目的としていた。これらの異なる目的を実現するためには両者がリソース交換するのが合理的であったため、協調に至ったことを示した。

このように、ロンドン五輪は中央－地方の異なる目的を実現する「手段」であり、両者の政治的思惑の帰結として実施された。五輪開催のメリットは多岐にわたる。そうであるがゆえ、アクター間の利害対立が激しくなる可能性を抱え、成功が自ずと保証されているわけではない。本稿の分析を通じて明らかになったのは、イギリスの中央政府が予算など主要な決定に関与しつつ、地方政府の意向をできるだけ尊重するという協調的な実施体制である。このボトムアップな調整が、中央－地方の利害対立を抑えたと考えられる。一般化して言えば、プロジェクトに参加する諸アクターの利害が相互に理解されたうえで、利害調整を制度的に担保することが、ガバナンス成立の条件である。ガバナンスの成立・展開に対して、こうした利害の相互理解と利害調整の制度の重要性を提示することが、本稿の理論的な貢献である。

以上、本稿はガバナンス研究やロンドン五輪研究において理論的・経験的知見を提供できたが、不十分な点もある。第一に、今回は制度的側面から分析したため、具体的な利害調整の過程など、

アクターの行動に着目した分析は不十分であった。第二に、ガバナンス体制の総合的理解のためには、専門的行政組織や民間企業にも分析が加えられるべきである。今後の課題としたい。

参考文献

- 新井俊一（2015）「2012年ロンドン・オリンピック大会開催後のキャメロン政権の観光政策」、『ホスピタリティ・マネジメント』6 (1)。
- 伊藤正次編（2019）『多機関連携の行政学：事例研究によるアプローチ』有斐閣。
- 今井貴子（2011）「包摶のゆくえ：政権交代後のイギリスにかんする一考察」『生活協同組合研究』431。
- 金子史弥（2014）「2012年ロンドン・オリンピックが創った新たなレガシー——スポーツ・マネジメント論／スポーツ社会学の視点から」、『AD STUDIES』50。
- 川島佑介（2017）『都市再開発から世界都市建設へ：ロンドン・ドックランズ再開発史研究』吉田書店。
- 川島佑介（2020）「「ロンドン五輪と東ロンドン再開発」に関する日本の研究動向の整理と批判的検討」、『茨城大学人文社会科学部紀要社会科学論集』6。
- 源島穰（2017）「相互作用ガバナンスとしての社会的包摶：イギリスの近隣地域再生政策を事例に」『比較政治研究』3。
- 源島穰（2018）『イギリスの「社会的包摶」をめぐる政治過程：アイディア生成・共有・政策実施』筑波大学大学院人文社会科学研究科博士論文。
- 自治体国際化協会（2007）「パートナーシップを活用した地方自治体と政府の新たな関係」『クレア・レポート』308。
- 高寄昇三（1995）『現代イギリスの地方財政』勁草書房。
- 根田克彦（2015）「イーストロンドンにおける都市再生手段としてのオリンピック」、『歴史と地理 地理の研究』688。
- 根田克彦（2017）「イーストロンドンの都市再生と立候補ファイルにおけるオリンピックレガシープロジェクト」、『日本都市計画学会 都市計画報告集』16。
- 永田祐（2011）『ローカル・ガバナンスと参加：イギリスにおける市民主体の地域再生』中央法規。
- 馬場健（2012）『英国の大都市行政と都市政策 1945-2000』敬文堂。
- 増田久人（2014）「ロンドンオリンピックを成功に導いた大規模プログラムのマネジメント」、『知的財産創造』2014年5月号。
- 村木美貴（2015）「ロンドン・オリンピック・パークの土地利用における主体間と計画間連携に関する一考察」、『日本都市計画学会都市計画論文集』50 (3)。
- Black, Jack (2016) "Portraying Britain's Past: English National Newspaper Coverage of the 2012

- London Olympic Ceremonies”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Bloyce, Daniel and Emily Lovett (2012) “Planning for the London 2012 Olympic and Paralympic Legacy”, *International Journal of Sport Policy and Politics* 4 (3) .
- Boyle, Philip and Kevin D. Haggerty (2012) “Planning for the Worst: Risk, Uncertainty and the Olympic Games”, *The British Journal of Sociology* 63 (2) .
- Bulley, James and Steve Cardwell (2015) “London 2012 Legacy: A Sustainable Model for Delivering Large Sports Events”, *Civil Engineering* 168.
- Chandler, J. A. (1991) *Local Government Today*, Manchester University Press.
- Davies, Lasissa E. (2012) “Beyond the Games: Regeneration Legacies and London 2012”, *Leisure Studies* 31 (3) .
- Desiderio, Antonio (2016) “The Olympic Regeneration of East London in the Official Discourse: Preconditions for the Construal of Public Space”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Edizel, Hayriye Özlem (2014) *Governance of Sustainable Event-Led Regeneration: The Case of London 2012 Olympics*.
- Fussey, Pete, Jon Coaffee, Gary Armstrong and Dick Hobbs (2012) “The Regeneration Games: Purity and Security in the Olympic City”, *The British Journal of Sociology* 63 (2) .
- Garcia, Beatriz (2016) “Placing Culture at the Heart of the Games: Achievements and Challenges within the London 2012 Cultural Olympiad”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Girginov, Vassil (2013) “Social, Political, Economic and Operational Context of the 2012 London Olympic and Paralympic Games: An Introduction”, Vassil Girginov ed. *Handbook of the London 2012 Olympic and Paralympic Games: Volume One: Making the Games*, Routledge.
- Grix, J., Brannagan, P.M., Wood, H. and Wynne, C. (2017) “State Strategies for Leveraging Sports Mega-Events: Unpacking the Concept of ‘Legacy’,” *International Journal of Sport Policy and Politics*, 9 (2) : 203-218.
- Grubnic, Nadia (2016) “The Olympic Host Boroughs: Local Authority Responses to the London 2012 Games”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Hoolachan, Andrew (2016) “Localism and a Sustainable Olympic Legacy?”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Hylton, Kevin and Nigel D. Morpeth (2012) “London 2012: ‘Race’ Matters and the East End”,

International Journal of Sport Policy and Politics 4 (3) .

- Li, Yang (2016) "Measuring and Assessing the Impacts of London 2012", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Lock, John (2016) "Governance: Lessons from London 2012", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Long, Judith Grant (2016) "The Olympic Games and Urban Development Impacts", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Masterman, Guy (2013) "Preparing and Winning the London Bid", Vassil Girginov ed. *Handbook of the London 2012 Olympic and Paralympic Games: Volume One: Making the Games*, Routledge.
- Osborn, Guy and Andrew Smith (2016) "Olympic Brandscapes: London 2012 and the Seeing Commercialisation of Public Space", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Pohlisch, Oliver (2016) "Edgelands and London 2012: The Case of the Lower Lea Valley", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Poynter, Gavin (2016) "Olympics-Inspired inward Investment: Transforming East London?", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Rhodes, Roderick A. W. (1997) *Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity, and Accountability*, Open University Press.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2007) "Introduction: Governance Network Research: Towards a Second Generation", Eva Sørensen and Jacob Torfing ed. *Theories of Democratic Network Governance*, Palgrave.
- Sumray, Richard (2016) "East or West?: The Story of the London 2012 Bid", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Viehoff, Valerie (2016) "Conclusion: A London Model?", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Vlachos, Peter (2016) "The 2012 Olympics and Small Local Business: A 5-year Longitudinal Study of South-east London", Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.
- Ward, Ralph (2016) "Barriers and Borders: London's Legacy Development Ambitions and Outcomes",

Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.

Wilks, Linda (2016) “A ‘Big’ Society?: Evaluating Volunteers’ Experiences of London 2012 and Beyond”, Gavin Poynter, Valerie Viehoff and Yang Li ed. *The London Olympics and Urban Development: The Mega-Event City*, Routledge.

参考資料

5 Host Boroughs (2009a) *Executive Summary: the Strategic Regeneration Framework*.

5 Host Boroughs (2009b) *Convergence: Strategic Regeneration Framework*.

Department of Culture Media and Sport (DCMS) (2011) *Government Tourism Policy*.

Department of the Environment, Transport and the Regions (DETR) (1999) *Preparing Community Strategies: Government Guidance to Local Authorities*.

Greater London Authority (2010) *Legacy Limited?: A Review of the Olympic Park Legacy Company’s Role*.

Joint Committee (2009a) *Establishing Governance Arrangements for the Public Realm Capital Improvement Grant*.

Joint Committee (2009b) *Establishing Governance Arrangements for Worklessness and Skills*.

Joint Committee (2010a) *Formal Endorsement of the Strategic Regeneration Framework Part 1*.

Joint Committee (2010b) *Olympic Host Boroughs Public Realm Capital Programme Protocol*.

Joint Committee (2011a) *Joint Committee of the London 2012 Olympic and Paralympic Host Boroughs: Procedure Rules*.

Joint Committee (2011b) *Host Boroughs Unit Financial Management*.

Joint Committee (2011c) *CREATE: Arrangement for the Future*.

Joint Committee (2011d) *CREATE Business Plan: Draft November 2011*.

Joint Committee (2012) *Create Business Plan*.

London Borough of Newham (LB Newham) (2007) Making Newham an Olympic and Paralympic Winner.

London Borough of Newham (LB Newham) (2010a) Olympic Legacy Lessons.

London Borough of Newham (LB Newham) (2010b) London 2012: Newham Community Impact Study.

London Borough of Tower Hamlets (LB Tower Hamlets) (2007) London 2012 Olympic and Paralympic Games Legacy Strategy and Programme London Borough of Tower Hamlets.

London Borough of Tower Hamlets (LB Tower Hamlets) (2010) Agenda and Minutes, 24th September.

London Office (2004) London 2012: Planning for a Legacy.

Office of the Deputy Prime Minister(ODPM) (2004) *The English Indices of Deprivation 2004 (revised)*.

Olympic Delivery Authority (ODA) (2013a) *A Summer to Remember: Olympic Delivery Authority Annual Report and Accounts 2012-13*.

Olympic Delivery Authority (ODA) (2013b) *ODA Reports on 2012 and Task Ahead in Final Year*.

Olympic Delivery Authority (ODA) (2014a) *Final Report and Accounts for the Period from 1 April to 2 December 2014*.

Olympic Delivery Authority (ODA) (2014b) *Leaving a Legacy: Olympic Delivery Authority Annual Report and Accounts 2013-14*.

※本研究は、日東学術振興財団による助成を受けたものです。2016年度海外派遣助成、受領者：川島佑介、研究課題名：2012年ロンドン五輪を契機とした、ロンドン地方行政の多言語対応過程の解明。記して感謝申し上げます。

Discussion on the Governance in the Regeneration of East London.

Yutaka GENJIMA, Yusuke KAWASHIMA

The London 2012 Olympics brought about economic growth and urban regeneration of the host boroughs. One of the reasons for the success of the 2012 Olympics was the coordination between organisations which participated in the Olympics, especially between central and local governments. However, this inter-organisational cooperation has not been sufficiently analysed. Therefore, this paper clarifies how the coordination between central and local governments was established and developed with regard to the London Olympics.

In this paper, it was revealed that the British central government was involved in making major decisions about the budget, while at the same time accommodating the demands of local governments as much as possible. Based on this consultative decision-making system, the local governments implemented its own projects, utilising the budget from the central government. Although some of the projects were not necessarily related to the Olympics, the central government approved them as well.

Factors contributing to the success of the implementation regime were also considered from the perspective of both the central government and the local governments. The Olympic Games provided an opportunity for the central government to promote economic development and boost national pride. For decision-making local governments, it was an opportunity to regenerate East London. Thus, the central government and local governments worked together to realise their different goals.

研究ノート

文化的財の空間経済モデルー文化的財の二国間貿易

田 北 俊 昭

1. はじめに

本研究では、文化的財の流通による空間経済モデルを開発することが目的である。各国で生産される文化的財の二国間貿易メカニズムを明らかにするために、自国と外国に対して同様な文化的な嗜好をもつ、対称性のある大国と小国の貿易構造および産業集積についての議論を展開する。

各民族の歴史文化によって、食、音楽、文学、工芸など様々な文化的財が生みだされている。そこで、各国の国民は、自国文化に根ざした文化的バラエティ財と他国文化に基づく文化的バラエティ財を消費する。国家間の文化的影響を受けながら、多様性のある各国の文化的財に対しての文化的嗜好が形成されている。交易の当初は自国の民族文化による文化的財を消費するであろうが、文化的交流を進めることにより、多数の国々の文化に基づく文化的財を消費する。このとき、各国の文化的財の消費行動については、自らの文化消費を重視する郷土愛に基づく Patriot effect が働く。これは一般に空間経済学の分野では自国バイアス効果 (home-biased effect) (Brulhart and Trionfetti (2009) や Eriksson (2011) を参照のこと) として知られている。この郷土愛の形成のためには、各国の自然や歴史文化に基づいた文化的財の国家ブランディング (National brandings) が必要である。本研究ではこの考え方を拡張して、国家ブランディングの影響が国民に対して働く Patriot 効果と外国に働く Anti-Patriot 効果の双方を定義して議論する。各国の文化的財としては、日本文化と韓国文化に基づく文化的財としての J-Pop と K-Pop などがある。これら文化的財の国際貿易については、かつての韓流ドラマブームや Japonism の影響を受けた近代フランスにおける浮世絵ブームなど、短期的ないし一時的には、海外への関心から自国ブランド重視から海外ブランド偏向になる場合もある。また、高付加価値の文化的高級ブランド財の場合は、特産地や発祥地等の生産地からの单方向貿易である場合、またはブランド力の高い国の方からの輸入量が超過するような非対称性な貿易が生じている。このような文化消費の特性については、国内においても、関西文化と関東文化（たとえばうなぎの蒲焼調理方法の多様性）、都会と地方文化との間でもみられる。このように、国家間においても地域間においても、消費者がもつ文化的嗜好の違いは、様々な文化的財の消費に大きく影響を与えていることがわかる。今回のモデルは、静学モデルのために人口移動を分析対象としないが、国家間や地域間の人口移動の契機となる状況を表現できる。

国際貿易モデルとして、Armington (1969) は輸出国の違いを考慮した国際貿易モデルを構築し

ているが、産業内貿易について、貿易量がゼロであるケースを説明できないモデル上の制約がある。Krugman (1980) は、差別化された工業財の産業内貿易によって大国に自国市場効果が生じること、および完全集積が生じるメカニズムをはじめて説明した。その枠組みの中で工業品において自国の消費バイアスが生じることを Brulhart and Trionfetti (2009) が明らかにした。このように空間経済学の基礎をなす代表的な枠組みの新貿易理論により、大国において産業集積が生じることが明らかにされ、自国バイアス効果はさらに産業集積が進むことが明らかになっている。農業経済の分野では、農產品の外国貿易に対しては、Alfnes and Rickerssen (2003) や Alfnes (2004) などがある。Alfnes and Rickerssen (2003) は欧州の消費者の米国産牛肉に対する支払い意思額を計測している。Alfnes (2004) は国内牛肉に対して輸入牛肉に対しての選択について多項ロジットモデルを用いて説明している。そのような中で、Eriksson (2011) は、リカード型の国際貿易モデルの枠組みより、開放型の国際貿易モデルを用いて説明した。消費者の自国ブランドに対する補助金および関税政策について議論をしている。ただこのモデルは、個々の消費者が自国農產品または外国農產品を選択する完全代替型の比較優位のモデルであり従来の貿易理論の枠組みである。Takita and Zeng (2017) は開放型経済モデルの枠組みで、国家ブランドとしての消费者的Patriot 効果を高める自然・歴史文化に基づく国家ブランド形成による社会厚生最大化を行い内生的に貿易量を決定している。ブランディングによる消費者の国内ブランドの消費嗜好形成プロセスを内生化している。

今回の分析対象となる文化経済学の分野でも、Krugman (1980) の考え方を拡張した研究がいくつかみられるようになった（包括的には田中 (2016) を参照）。理論研究の先駆的な論文として Maystre, Olivier, Thoenig and Verdier (2014) があげられる。この研究の特色としては、2つの文化圏に対して文化的財の交易を扱っているが、国家間の多様性指標を考慮していない。世代間の文化伝承 (Bisin and Verdier (2001)) を導入し人口移動の動学分析を行っている。文化的財貿易についての実証分析としては Disdier, Tai, Fontangne and Mayer (2010) があげられ、言語や宗主国と植民地の関係などが説明されているが、国家ブランドの形成などの要素は含まれない。文化的財の貿易の実証分析としては、Takara (2018) は、新・新貿易理論として知られる企業の異質性を考慮した Melitz (2003) のモデルを用い、音楽財の国際貿易モデルの実証研究を行い、両国の関係や公用言語が与える影響を考察している。Wang (2020) は欧米と中国の文化的財貿易の研究を整理し、文化的財の異質性を導入した理論研究の重要性を述べている。

本研究では、空間経済学現象を説明する上で、物理的な空間費用ではなく、民俗伝統文化に根ざした消費者心理に基づく文化的距離の影響を分析対象にすることに本研究の特色がある。Krugman (1980) 以来、空間費用の存在から大国への工業財の産業集積を明らかにするのが空間経済学の枠組みの基礎となっている。従来研究の違いを鮮明にするために空間費用がまったく働かないケースを考えて、国際的な文化への理解が、大国や小国そして世界にどのように影響をおよぼすかを明らかにする。本研究では、対称性のある大国と小国に対して、心理的要素として自

国文化を嗜好する Patriot 効果と外国文化を嗜好する Anti-Patriot 効果だけを導入して、大国または小国に発生する産業集積と自国市場効果を説明する。

2. モデル

本研究では、異なる2つの文化圏の国家の人口について、大国の人口を $q (> 1/2)$ 、小国の人口を $1 - q (< 1/2)$ とおく。このとき全体の人口は 1 となり基準化される。お互いの国は、文化的財による文化的影響を常に受けあっている。国家によって異なる文化的嗜好および文化の多様性が文化的財の地域間交易および国家形成にどのように影響を与えるかを議論する。

2. 1 仮定

モデルの構築にあたり以下のように仮定する。

- (1) 隣接する2つの文化圏があり、文化の消費において対称的な大国と小国が形成されており、各国の代表的な消費者は、所得制約のもと、両国の文化に基づく文化的財を消費して効用最大化行動を行う。
- (2) 文化的財の貿易費用は無視できるほど小さいものとする。情報社会を反映させたものとする。
- (3) 各国の各企業は、独占的競争のもと、自国の自然や歴史文化に基づく文化的財 (Cultural goods) を生産して利潤最大化行動を行う。
- (4) 2つの国の各企業の文化的財の生産技術は、収穫に対して遞増であり同一である。
- (5) 生産要素としては労働のみとし、文化的財を生産する上で、2つの国の労働は同質であり同一賃金とする。
- (6) 各国の消費者は2つの文化国家によって生産される文化的財とともに消費するが、自国ブランドを重視する Patriot 効果と他国文化を重視する Anti-Patriot 効果のいずれかが働く

2. 2 消費者行動

まずは、隣接する2つの国について、国1を大国、国2を小国とおき、各国の代表的な消費者の行動について記述する。

- (1) 国1（大国）の代表的消費

国1（大国）の代表的消費者は、国1（大国）の企業 $n_1 \in [0, N_1]$ と国2（小国）の企業 $n_2 \in [0, N_2]$ によって生産される文化的パラエティを $c_{11}(n_1)$ および $c_{21}(n_2)$ だけ消費する。それぞれ、国1、国2から国1へ文化的財が輸送ないし配信されることを示している。今回は、空間経済における文化的財の性質を明らかにするのが重要であるため、輸送・配信費をほとんど無視できるものとする。国1および国2の文化的財の価格 $p_1(n_1)$ および $p_2(n_2)$ に応じて、消費効用が最大となる消費量の組合せ $(c_{11}(n_1)^*, c_{21}(n_2)^*)$ を決定する。

国1の代表的消費者の効用最大化問題は以下の式(1)および(2)のようになる。文化的要素を表現するために、国家間の文化的嗜好を示す Patriot 係数 $\beta (>0)$ を導入する。ここで、自国文化を好む Patriot 効果が働く場合は $\beta > 1$ となる。 $\beta = 1$ のときは両国の文化に対しての嗜好が働く場合となる。さらに外国の文化を自国文化より好む Anti-patriot 効果が働く場合 $\beta < 1$ もある。大国と小国があるときに、文化的な関係が国際貿易にどのように影響を与えるか、人口分布と産業集積にどう影響を与えるかを議論することが重要となる。ここでは文化的財消費の多様性指標 $\rho (0 < \rho < 1)$ を導入する。

$$\max_{c_{11}(n_1), c_{21}(n_2)} u_1 = \log((\beta C_{11})^\rho + C_{21})^{\frac{1}{\rho}} \quad (1)$$

$$C_{11} = \left(\int_0^{N_1} c_{11}(n_1)^\rho dn_1 \right)^{\frac{1}{\rho}} \quad \text{および} \quad C_{21} = \left(\int_0^{N_2} c_{21}(n_2)^\rho dn_2 \right)^{\frac{1}{\rho}}$$

$$\text{制約条件: } \int_0^{N_1} p_1(n_1) c_{11}(n_1) dn_1 + \int_0^{N_2} p_2(n_2) c_{21}(n_2) dn_2 = w \quad (2)$$

ここで、 w は所得である。国1の代表的消費者について国1および国2の文化的合成財消費量を C_{11} , C_{21} とする。式(2)のうち文化的バラエティの支出額は $\int_0^{N_1} p_1 c_{11}(n_1) dn_1 \equiv P_1 C_{11}$, $\int_0^{N_2} p_2 c_{21}(n_2) dn_2 \equiv P_2 C_{21}$ と表現できる。ここで P_1 および P_2 は国1および国2の文化的合成財の価格である。なお、文化的財消費の多様性指標 ρ に対して $\sigma \equiv 1/(1-\rho)$ と定義すれば、 σ は文化的財のバラエティ間の代替の弾力性を示す。

上記の効用最大化問題(1)(2)の定式化にあたり、関係論文との関係と新規性について整理する。Home-biased effect および文化消費を取り扱っている Maystre et al. (2014) では、2つの文化的財の消費構造についてはコブダグラス型関数を採用しているため、各国ごとの国内および外国文化による文化的財の消費額は一定となり、同じ国の文化的バラエティ間のみの多様性を議論しているにしかすぎない。Home-biased effect を扱う Eriksson (2011) については、両国の農業財の消費に対して様々なタイプの消費者が存在するもの、個々の消費者は比較優位により国内または輸入農産物を選択する完全代替型モデルになっている。このモデルでは、様々な国々の産地特有の味わいの農産物を楽しむことは表現できない。

今回のモデルは、国内及び外国の異文化間における文化的財の多様性を表現するために、CES-CES型効用関数を導入する。式(1)および式(2)で示される親問題を解くためには、以下の2段階の子問題、((a)文化的合成財の効用最大化問題および(b)文化的バラエティの費用最小化問題)に分けて解く必要がある。

(a) 文化的合成財の効用最大化問題（第1段階）

国1の代表的消費者は、所得 w のもと、地域1および2の文化的合成財 C_{11} および C_{21} を消費して効用 u_1 の最大化を行う。

$$\max_{C_{11}, C_{21}} u_1 = \log\left(\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho\right)^{\frac{1}{\rho}} \quad (3)$$

$$\text{s.t. } P_1 C_{11} + P_2 C_{21} = w \quad (4)$$

1) グランジエ関数 Ψ_{11}

式(3)および(4)から以下のようなラグランジエ関数 Ψ_{11} の最大化問題を定式化できる。

$$\Psi_{11} = \log\left(\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho\right)^{\frac{1}{\rho}} + \lambda_{11}(w - P_1 C_{11} - P_2 C_{21}) \quad (5)$$

なお、 λ_{11} はラグランジエ乗数である。

2) 1階の条件

式(5)について C_{11} , C_{21} , λ_{11} で偏微分すると、以下のような1階の条件式が導き出される。

$$\begin{cases} \frac{\partial \Psi_{11}}{\partial C_{11}} = \frac{\beta^\rho C_{11}^{\rho-1}}{\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho} - \lambda_{11} P_1 = 0 \\ \frac{\partial \Psi_{11}}{\partial C_{21}} = \frac{C_{21}^{\rho-1}}{\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho} - \lambda_{11} P_2 = 0 \\ \frac{\partial \Psi_{11}}{\partial \lambda_{11}} = w - P_1 C_{11} - P_2 C_{21} = 0 \end{cases} \quad (6)$$

$$\text{式(6)から、 } \lambda_{11} = \frac{\frac{\beta^\rho C_{11}^{\rho-1}}{\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho}}{P_1} = \frac{\frac{C_{21}^{\rho-1}}{\left(\beta C_{11}\right)^\rho + C_{21}^\rho}}{P_2} \text{ より}$$

$$\frac{C_{21}^{\rho-1}}{\beta^\rho C_{11}^{\rho-1}} = \frac{P_2}{P_1} \quad (7)$$

となる。これは、国1および国2の文化的合成財間の限界代替率が相対価格に等しいことを示している。

3) 国1の代表的消費者の文化的合成財消費量

式(7)および $w - P_1 C_{11} - P_2 C_{21} = 0$ (式(6)の最後の式) から、国1の代表的消費者の国1および国2の文化的合成財消費量は以下のようになる。

$$C_{11}^* = P_1^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + (\beta P_2)^{1-\sigma} \right)^{-1} w = \beta^{-1} \left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{-\sigma} \left(\left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \quad (8)$$

$$C_{21}^* = \beta^{1-\sigma} P_2^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + (\beta P_2)^{1-\sigma} \right)^{-1} w = P_2^{-\sigma} \left(\left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \quad (9)$$

郷土愛に基づく自国ブランドに対する Patriot 効果 β が働くと、自国の文化的合成財の価格 P_1 が低下する場合と同じ効果があり、自国の文化的合成財の消費量が増加し他国の文化的合成財の消費量が減少する。なお、 P_1 および P_2 は、後述の文化的バラエティの費用最小化問題（第2段階）を解くことにより導出される（式(19)を参照）。

文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を導入すると

$$\begin{cases} C_{11}^* = P_1^{-\sigma} (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} w \\ C_{21}^* = P_2^{-\sigma} (\phi_\beta^{-1} P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma})^{-1} w \end{cases} \quad (10)$$

と表現できる。

自国文化のみ愛好する Patriot 効果 ($\beta \rightarrow \infty$) が働く場合 ($\phi_\beta = 0$)、文化的財消費量は $((C_{11}^*, C_{21}^*) = (P_1^{-1} w, 0))$ となる。音楽財では、日本では JPOP、または演歌しか興味がなく洋楽を聞かない場合である。今回は簡単化のために対称性を議論するので、他国においても日本の音楽財を興味がない場合となる。両国とも自国・他国文化への文化的嗜好が同じ ($\beta = 1$) となったとき、国1と国2の文化的合成財の消費額は同じ ($P_1 C_{11}^* = P_2 C_{21}^* = \frac{w}{2}$) になる。外国の文化を重視する場合 ($0 \leq \beta < 1, \phi_\beta > 1$) の例では、日本と韓国の音楽財の生産に対し、日本では韓流ブーム、韓国では J-POP ブームがあった。究極的には自国の文化を愛好しない Anti-Patriot 効果 ($\beta = 0$) が働く場合 ($\phi_\beta \rightarrow \infty$)、他地域の文化的財のみの消費 $((C_{11}^*, C_{21}^*) = (0, P_2^{-1} w))$ となる。文化的消費財として JPOP や邦楽に興味がなく、洋楽しか興味がない場合である。他国文化に関心がある場合は他国への移住を含む視点が生じるが、今回の論文ではあくまでも人口変化は世代を超えたものとして短期的には変化しないものとして別論文に委ねる

(b) 文化的バラエティの費用最小化問題（第2段階）

式(1)(2)を解くためには、第一段階として、これまで扱っていた文化的合成財の効用最大化問題（式(3)(4)）に続き、第二段階として、国1の代表的消費者の文化的バラエティ $c_1(n_1)$ の消費支出額の最小化問題を解く必要がある。これは以下のように示される。国1の文化的合成財の消費量を C_{11} とする。

$$\min_{c_{11}(n_1)} I_{11} = \int_0^{N_1} p_1(n_1) c_{11}(n_1) dn_1 \quad (11)$$

$$\text{s.t. } \left(\int_0^{N_1} c_{11}(n_1)^\rho dn_1 \right)^{\frac{1}{\rho}} = C_{11} \quad (12)$$

式(11)および(12)から以下のようなラグランジエ関数 Ψ_{12} の最大化問題を定式化できる。

$$\Psi_{12} = \int_0^{N_1} p_1(n_1) c_{11}(n_1) dn_1 + \lambda_{12} \left(C_{11} - \left(\int_0^{N_1} c_{11}(i)^{\rho} di \right)^{\frac{1}{\rho}} \right) \quad (13)$$

1) 1階の条件

式(13)の最大化問題を解くために、国1の文化的財の2つの生産企業 $n_1 \in [0, N_1]$ および $n_1' \in [0, N_1]$ の文化的財の消費量を $c_{11}(n_1)$ および $c_{11}(n_1')(n \neq n')$ とおいたうえで、式(13)について $c_{11}(n_1)$, $c_{11}(n_1')$, λ_{12} で偏微分すると、以下のような1階の条件式が導き出される。

$$\begin{cases} \frac{\partial \Psi_{12}}{\partial C_{11}(n_1)} = p_1(n_1) - \lambda_{12} \frac{1}{\rho} C_{11}(n_1)^{\rho-1} = 0 \\ \frac{\partial \Psi_{12}}{\partial C_{11}(n_1')} = p_1(n_1') - \lambda_{12} \frac{1}{\rho} C_{11}(n_1')^{\rho-1} = 0 \\ \frac{\partial \Psi_{12}}{\partial \lambda_{12}} = C_{11} - \left(\int_0^{N_1} C_{11}(n_i)^{\rho} dn_i \right)^{\frac{1}{\rho}} = 0 \end{cases} \quad (14)$$

式(14)から、 $\lambda_{12} = \frac{p_1(n_1)}{\frac{1}{\rho} C_{11}(n_1)^{\rho-1}} = \frac{p_1(n_1')}{\frac{1}{\rho} C_{11}(n_1')^{\rho-1}}$ から、

$$\frac{c_{11}(n_1')^{\rho-1}}{c_{11}(n_1)^{\rho-1}} = \frac{p_{11}(n_1')}{p_{11}(n_1)} \quad (15)$$

となる。国1および国2の文化的バラエティ間の限界代替率が相対価格に等しいことを示している。式(15)および $C_{11} - \left(\int_0^{N_1} C_{11}(n_i)^{\rho} dn_i \right)^{\frac{1}{\rho}} = 0$ (式(14)の最後の式) より、国1の代表的消費者による国1の企業 n_1 による文化的バラエティ財の消費量は $c_{11}(n_1) = \left(\frac{p_1(n_1)}{P_1} \right)^{-\sigma} C_{11}$ となる。上記のプロセスを同様に行うことにより、国2の企業 n_2 による文化的バラエティ財の消費量は $c_{21}(n_2) = \left(\frac{p_2(n_2)}{P_2} \right)^{-\sigma} C_{21}$ となる。

2) 需要関数

国1の代表的消費者による企業 n_1 と n_2 の文化的バラエティの消費量は以下のように整理される。

$$\begin{aligned} c_{11}(n_1) &= \left(\frac{p_1(n_1)}{P_1} \right)^{-\sigma} C_{11} = p_1(n_1)^{-\sigma} (P_1^{1-\sigma} + (\beta P_2)^{1-\sigma})^{-1} w \\ &= \beta^{-1} \left(\frac{p_1(n_1)}{\beta} \right)^{-\sigma} \left(\left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \end{aligned} \quad (16)$$

$$\begin{aligned}
c_{21}(n_2) &= \left(\frac{p_2(n_2)}{P_2} \right)^{-\sigma} C_{21} = \beta^{1-\sigma} p_2(n_2)^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + (\beta P_2)^{1-\sigma} \right)^{-1} w \\
&= p_2(n_2)^{-\sigma} \left(\left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w
\end{aligned} \tag{17}$$

文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を用いて

$$\begin{cases} C_{11}(n_1)^* = p_1(n_1)^{-\sigma} (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} w \\ C_{21}(n_2)^* = p_2(n_2)^{-\sigma} (\phi_\beta^{-1} P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma})^{-1} w \end{cases} \tag{18}$$

となり、国1および国2の文化的合成財の価格（文化的バラエティの価格指数）は、

$$P_1 = \left(\int_0^{N_1} p_1(n_1)^{1-\sigma} dn_1 \right)^{\frac{1}{1-\sigma}} \quad P_2 = \left(\int_0^{N_2} p_2(n_2)^{1-\sigma} dn_2 \right)^{\frac{1}{1-\sigma}} \tag{19}$$

となる。

3) 間接効用

国1の代表的消費者の間接効用関数は

$$v_1(P_1, P_2) = \log \beta \left(P_1^{1-\sigma} + (\beta P_2)^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w = \log \left(\left(\frac{P_1}{\beta} \right)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w \tag{20}$$

となり、文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を導入すると

$$v_1(P_1, P_2) = \log \phi_\beta \left(P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w = \log (\phi_\beta^{-1} P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma})^{\frac{1}{\sigma-1}} w \tag{21}$$

となる。 $0 \leq \phi_\beta < 1$ は国内の文化的財の嗜好が高い Patriot 効果 ($\beta > 1$) が働いていること、 $\phi_\beta > 1$ は国外の文化的財への嗜好が高い Anti-Patriot 効果 ($\beta < 1$) が働くことを示す。

(2) 国2（小国）の代表的消費者

国1とは対称的な文化的嗜好をもつ国2を考慮する。両国の違いは、国1が大国であり、国2が小国であることだけである。国2の代表的消費者も、国1の企業 $n_1 \in [0, N_1]$ と国2企業 $n_2 \in [0, N_2]$ によって生産される文化的バラエティ $c_{12}(n_1)$ および $c_{22}(n_1)$ を消費する。価格 $p_1(n_1)$ および $p_2(n_2)$ のもと、消費効用が最大となる消費量の組合せ $(c_{12}(n_1)^*, c_{22}(n_2)^*)$ を決定する。国2の代表的消费者的効用最大化問題は以下のようになる。

$$\max_{c_{12}(n_1), c_{22}(n_2)} u_2 = \log \left(C_{12}^\rho + (\beta C_{22})^\rho \right)^{\frac{1}{\rho}} \tag{22}$$

$$C_{12} = \left(\int_0^{N_1} c_{12}(n_1)^\rho dn_1 \right)^{\frac{1}{\rho}} \quad \text{および} \quad C_{22} = \left(\int_0^{N_2} c_{22}(n_2)^\rho dn_2 \right)^{\frac{1}{\rho}}$$

$$\text{s.t. } \int_0^{N_1} p_1(n_1) c_{12}(n_1) dn_1 + \int_0^{N_2} p_2 c_{22}(n_2) dn_2 = w \quad (23)$$

以前と同様に計算して、以下の需要関数が求まる。

$$C_{12}^* = \beta^{1-\sigma} P_1^{-\sigma} \left((\beta P_1)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} = P_1^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + \left(\frac{P_2}{\beta} \right)^{1-\sigma} \right)^{-1} w \quad (24)$$

$$C_{22}^* = P_2^{-\sigma} \left((\beta P_1)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w = P_2^{-\sigma} \left(P_2^{1-\sigma} + \left(\frac{P_2}{\beta} \right)^{1-\sigma} \right)^{-1} w \quad (25)$$

文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を用いると、文化的合成財の需要量 C_{12}^* および C_{22}^* は

$$\begin{cases} C_{12}^* = P_1^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta^{-1} P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \\ C_{22}^* = P_2^{-\sigma} \left(\phi_\beta P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \end{cases} \quad (26)$$

となる。

さらに、文化的バラエティの需要量は

$$\begin{aligned} c_{12}(n_1) &= \left(\frac{p_1(n_1)}{P_1} \right)^{-\sigma} C_{12} = \beta^{1-\sigma} p_1(n_1)^{-\sigma} \left((\beta P_1)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \\ &= p_1(n_1)^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + \left(\frac{P_2}{\beta} \right)^{1-\sigma} \right)^{-1} w \end{aligned} \quad (27)$$

$$\begin{aligned} c_{22}(n_2) &= \left(\frac{p_2(n_2)}{P_2} \right)^{-\sigma} C_{22} = p_2(n_2)^{-\sigma} \left((\beta P_1)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \\ &= \beta^{-1} \left(\frac{p_2(n_2)}{\beta} \right)^{-\sigma} \left(P_2^{1-\sigma} + \left(\frac{P_2}{\beta} \right)^{1-\sigma} \right)^{-1} w \end{aligned} \quad (28)$$

となる。文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を用いて

$$\begin{cases} C_{12}(n_1)^* = p_1(n_1)^{-\sigma} \left(P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta^{-1} P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \\ C_{22}(n_2)^* = p_2(n_2)^{-\sigma} \left(\phi_\beta P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{-1} w \end{cases} \quad (29)$$

となる。間接効用関数は以下のようになる。

$$v_2(P_1, P_2) = \log \beta \left((\beta P_1)^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w = \log \left(P_1^{1-\sigma} + \left(\frac{P_2}{\beta} \right)^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w \quad (30)$$

文化的自由度指標 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ を用いると

$$v_2(P_1, P_2) = \log \phi_\beta \left(\phi_\beta P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w = \log \left(P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta^{-1} P_2^{1-\sigma} \right)^{\frac{1}{\sigma-1}} w \quad (31)$$

となる。

2. 3 文化的財産業の行動

各国にある企業は、歴史文化に基づいて、食、音楽、文学、工芸など様々な文化的財を生産する。衣食住に関わる国家や地域文化に基づく様々な多様性のある文化的バラエティ財が生産されている。

(1) 国1の文化的財産業

国1の文化に基づいた文化的財の生産企業 $n_1 \in [0, N_1]$ は、独占的競争下で、利潤 $\pi(n_1)$ を最大にするような最適価格 $p_1(n_1)$ を決定する。労働者数は $l_1(n_1) = f + mx_1(n_1)$ で表される。最小限必要な労働者数を f 、単位量生産するための限界労働者数を m とする。生産技術は収穫に対して遞増となる。

$$\max_{p_1(n_1)} \pi_1(n_1) = p_1(n_1)x_1(n_1) - wl_1(n_1) \quad (32)$$

(a) 1階の条件

1階の条件式は以下のようになる。

$$\frac{d\pi(n_1)}{dp_1(n_1)} = x_1(n_1) + (p_1(n_1) - w) \frac{dx_1(n_1)}{dp_1(n_1)} = 0 \quad (33)$$

自由参入 ($\pi_1(n_1) = 0$) できるために、企業 $n_1 \in [0, N_1]$ の利潤は以下を満たす。

$$\pi_1(n_1) = p_1(n_1)x_1(n_1) - wl_1(n_1) = 0 \quad (34)$$

企業 $n_1 \in [0, N_1]$ の総需要は国1および国2の人口を q および $1-q$ とすると

$$\begin{aligned} (c_1(n_1)) &\equiv c_{11}(n_1)q + c_{12}(n_1)(1-q) \\ &= p_1(n_1)^{-\sigma} [(P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} q + (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta^{-1} P_2^{1-\sigma})^{-1} (1-q)]w \end{aligned} \quad (35)$$

市場均衡 ($c_1(n_1) = x_1(n_1)$) および式(35)から

$$\frac{dx_1(n_1)}{dp_1(n_1)} = -\sigma p_1(n_1)^{-1} x_1(n_1) \quad (36)$$

が得られる。

(b) 最適価格、生産量、労働者数

式(36)を式(33)に代入して、利潤を最大化する文化的バラエティの最適価格

$$p_1(n_1) = \frac{\sigma}{\sigma-1} mw (\equiv p_1) \quad (37)$$

を得る。式(33)から地域1企業 $n_1 \in [0, N_1]$ の文化的バラエティの生産量は

$$x_1(n_1) = \frac{fw}{p_1(n_1) - mw} = \frac{f(\sigma-1)}{m} (\equiv x_1) \quad (38)$$

企業の労働者数は

$$l_1(n_1) = f + mx_1(n_1) = f\sigma (\equiv l_1) \quad (39)$$

となる。このように独占的な競争下で国内各企業は同一の価格および生産量となる。両国の賃金や限界労働力に差異がないので国内外で同じとなる。

(c) 国1の企業数

国1の企業数 N_1 は、文化的自由度 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ (ないし Patriot 効果 β)、現世代の国1と国2の人口 q および $1-q$ 、ブランド構築のために最小限必要な労働者数 f 、文化的バラエティ間の代替の弾力性 σ の影響を受ける。後述する文化的バラエティ財市場均衡式(49)から導き出される。後ほど議論する。

(2) 国2の企業

国2の伝統文化に基づいた文化的財の生産企業 $n_2 \in [0, N_2]$ は、独占的競争下で、利潤 $\pi_2(n_2)$ を最大にするような最適価格 $p_2(n_2)$ を決定する。労働者数は $l_2(n_2) = f + mx_2(n_2)$ で表される。最小限必要な労働者数を f 、単位量生産するための限界労働者数を m とする。生産技術においては国1と同一である。異なるのは文化的バラエティが国2の伝統文化様式に則るものである点だけである。国2の文化的財の生産企業の利潤は以下のように示される。

$$\pi_2(n_2) = p_2(n_2)x_2(n_2) - wl_2(n_2) \quad (40)$$

(a) 1階の条件

1階の条件式は以下のようになる。

$$\frac{d\pi_2(n_2)}{dp_2(n_2)} = x_2(n_2) + (p_2(n_2) - wm) \frac{dx_2(n_2)}{dp_2(n_2)} = 0 \quad (41)$$

自由参入 ($\pi_2(n_2) = 0$) できるために、企業 $n_2 \in [0, N_2]$ の利潤は

$$\pi_2(n_2) = p_2(n_2)x_2(n_2) - wl_2(n_2) = 0 \quad (42)$$

企業 $n_2 \in [0, N_2]$ の総需要は国1および国2の人口を q および $1-q$ とすると

$$\begin{aligned} (c_2(n_2)) &= c_{21}(n_2)q + c_{22}(n_2)(1-q) \\ &= p_2(n_2)^{-\sigma^{-1}} \phi_\beta (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} wq + p_2(n_2)^{-\sigma} (\phi_\beta P_1^{1-\sigma} + P_2^{1-\sigma})^{-1} w(1-q) \end{aligned}$$

となり、市場均衡 ($c_2(n_2) = x_2(n_2)$) から

$$\frac{dx_2(n_2)}{dp_2(n_2)} = \frac{1}{\rho-1} p_2(n_2)^{-1} x_2(n_2) \quad (43)$$

が得られる。

(b) 最適価格、生産量、労働者数

式(43)を式(41)に代入して、文化的バラエティの価格は

$$p_2(n_2) = \frac{\sigma}{\sigma-1} mw (\equiv p_2) \quad (44)$$

を得る。式(42)から地域2の企業 $n_1 \in [0, N_1]$ の文化的バラエティ財の生産量は

$$x_2(n_2) = \frac{fw}{p_2(n_2) - mw} = \frac{f(\sigma-1)}{m} (\equiv x_2) \quad (46)$$

企業の労働者数は

$$l_2(n_2) = f + mx_2(n_2) = f\sigma (\equiv l_2) \quad (47)$$

となる。

(c) 国2の企業数

国2の企業数 N_2 は、文化的自由度 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ (ないし Patriot 効果 β)、現世代の国1と国2の人口 q および $1-q$ 、ブランド構築のために最小限必要な労働者数 f 、代替の弾力性 σ の影響を受ける。後述する文化的バラエティ財の市場均衡式(49)から導き出される。

2. 4 市場均衡

(1) 労働市場

国1および国2の労働サービスの需要と世界の家計からの供給の関係を示す。

$$\int_0^{N_1} l_1(n_1) dn_1 + \int_0^{N_2} l_2(n_2) dn_2 = 1$$

つまり $N_1 + N_2 = (f\sigma)^{-1}$ (48)

(2) 文化的バラエティ財市場

国1の企業 $n_1 \in [0, N_1]$ と国2企業 $n_2 \in [0, N_2]$ によって生産される文化的バラエティ $c_{12}(n_1)$ および $c_{22}(n_1)$ の市場均衡式は、以下のように示される。

$$\begin{aligned} c_{11}(n_1)q + c_{12}(n_1)(1-q) &= x_1(n_1) \\ c_{21}(n_2)q + c_{22}(n_2)(1-q) &= x_2(n_2) \end{aligned} \quad (49)$$

(3) 国際収支バランス

国1と国2の文化的バラエティの輸出入額は以下のような国際収支バランスとなる。

$$(1-q) \int_0^{N_1} p_1(n_1) c_{12}(n_1) dn_1 \geq q \int_0^{N_2} p_2(n_2) c_{21}(n_2) dn_2 \quad (50)$$

3. 政策インプリケーション

文化的財の流通を考慮した空間経済モデルから Patriot 効果と Anti-Patriot 効果による、大国・小国の産業立地に対しての影響を考察する。

3. 1 文化的財の需給量および均衡価格

(1) 各国の各企業の文化的バラエティの生産

$$\text{生産量} : x_1 = x_2 = \frac{f(\sigma-1)}{m} \quad (51)$$

$$\text{価 格} : p_1 = p_2 = \frac{\sigma}{\sigma-1} mw \quad (52)$$

$$\text{労 働} : l_1 = l_2 = f\sigma \quad (53)$$

$$\text{産業全体労働} : L_1 = f\sigma N_1 \quad L_2 = f\sigma N_2 \quad (54)$$

$$\text{ただし } L_1 + L_2 = 1, \quad N_1 + N_2 = (f\sigma)^{-1}$$

(2) 文化的バラエティの消費

(a) 国 1

国 1 の代表的消費者について、国 1 と国 2 の各文化的バラエティの消費量は以下のようになる。

$$\text{自国文化} : c_{11} = p_1^{-\sigma} (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} w = \frac{\sigma-1}{\sigma m} (N_1 + \phi_\beta N_2)^{-1} \quad (54)$$

$$\text{他国文化} : c_{21} = \phi_\beta p_2^{-\sigma} (P_1^{1-\sigma} + \phi_\beta P_2^{1-\sigma})^{-1} w = \frac{\sigma-1}{\sigma m} \phi_\beta (N_1 + \phi_\beta N_2)^{-1} \quad (55)$$

消費額は、 $p_1 c_{11} = (N_1 + \phi_\beta N_2)^{-1}$ および $p_2 c_{21} = \phi_\beta (N_1 + \phi_\beta N_2)^{-1}$ となる。国 1 と国 2 の文化的バラエティの価格指数は $P_1 = p_1 N_1^{\frac{1}{1-\sigma}} = \frac{\sigma}{\sigma-1} mw N_1^{\frac{1}{1-\sigma}}$, $P_2 = p_2 N_2^{\frac{1}{1-\sigma}} = \frac{\sigma}{\sigma-1} mw N_2^{\frac{1}{1-\sigma}}$ である。

(b) 国 2

同様に、国 2 の代表的消費者について、国 1 と 2 の各文化的バラエティ消費量は以下のように整理される。

$$\text{自国文化} : c_{22} = \frac{\sigma-1}{\sigma m} (\phi_\beta N_1 + N_2)^{-1} \quad (56)$$

$$\text{他国文化} : c_{12} = \frac{\sigma-1}{\sigma m} \phi_\beta (\phi_\beta N_1 + N_2)^{-1} \quad (57)$$

3. 2 Patriot 効果と Anti-Patriot 効果の視点

本論文では、貿易障壁としての物理的な空間費用を考慮した空間経済モデルに対して、各国の文化的な財に対する文化的な嗜好を組み込んだ空間モデルを開発するものである。ここでは空間費用が無視できるケースを考えることにより文化的な嗜好がどのように各國間の貿易に影響を与えるかをみることができる。以下、各国の人口分布と産業分布についての関係式を導出した上で、図1のグラフを用いて、自国ブランドによる Patriot 効果 ($\beta > 1$) が働いて文化的自由度が小さい場合 ($0 \leq \phi_\beta < 1$)、または外国ブランドによる Anti-Patriot 効果 ($\beta < 1$) が働いて文化的自由度が大きい場合 ($\phi_\beta > 1$) について、大国と小国における文化的バラエティ産業の立地および自国市場効果について議論する。

(1) 各国の企業数と人口との関係式

文化的バラエティ財市場均衡式（式(49)）より、現世代の国1（大国）と国2（小国）の人口 $q (\geq \frac{1}{2})$ および $1-q$ が所与のとき、国1および2の企業数 N_1 および N_2 に関する、空間費用を考えるときと同様な連立方程式が導きだされる。

$$\begin{cases} \frac{q}{N_1 + \phi_\beta N_2} + \phi_\beta \frac{1-q}{\phi_\beta N_1 + N_2} = f\sigma \\ \phi_\beta \frac{q}{N_1 + \phi_\beta N_2} + \frac{1-q}{\phi_\beta N_1 + N_2} = f\sigma \end{cases}$$

対象的な貿易構造にある2つの国家において、空間費用が働かない場合でも、文化的な距離が存在すれば産業立地に影響を及ぼすことを示している。ただ文化的自由度指標 ϕ_β は1以上の場合もある。

(a) 文化的産業の企業数および企業比率の導出

各国の文化的産業の立地を示す企業数を導出する。ここで $N_1 + \phi_\beta N_2 \equiv X^{-1}$ および $\phi_\beta N_1 + N_2 \equiv Y^{-1}$ とおくと以下の2つの式に分解できる。

$$\begin{pmatrix} q & \phi_\beta(1-q) \\ \phi_\beta q & 1-q \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X \\ Y \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} f\sigma \\ f\sigma \end{pmatrix}$$

$$\begin{pmatrix} 1 & \phi_\beta \\ \phi_\beta & 1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} N_1 \\ N_2 \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} X^{-1} \\ Y^{-1} \end{pmatrix}$$

これらについては、以下のように計算できる。

$$\begin{pmatrix} X \\ Y \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} q & \phi_\beta(1-q) \\ \phi_\beta q & 1-q \end{pmatrix}^{-1} \begin{pmatrix} f\sigma \\ f\sigma \end{pmatrix} = \frac{f\sigma}{(1+\phi_\beta)(1-\phi_\beta)q(1-q)} \begin{pmatrix} (1-\phi_\beta)(1-q) \\ (1-\phi_\beta)q \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} \frac{f\sigma}{(1+\phi_\beta)q} \\ \frac{f\sigma}{(1+\phi_\beta)(1-q)} \end{pmatrix}$$

$$\begin{aligned} \begin{pmatrix} N_1 \\ N_2 \end{pmatrix} &= \begin{pmatrix} 1 & \phi_\beta \\ \phi_\beta & 1 \end{pmatrix}^{-1} \begin{pmatrix} X^{-1} \\ Y^{-1} \end{pmatrix} = \frac{1}{(1+\phi_\beta)(1-\phi_\beta)} \begin{pmatrix} 1 & -\phi_\beta \\ -\phi_\beta & 1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X^{-1} \\ Y^{-1} \end{pmatrix} \\ &= \frac{(f\sigma)^{-1}}{(1+\phi_\beta)(1-\phi_\beta)} \begin{pmatrix} 1 & -\phi_\beta \\ -\phi_\beta & 1 \end{pmatrix} \begin{pmatrix} (1+\phi_\beta)q \\ (1+\phi_\beta)(1-q) \end{pmatrix} \end{aligned}$$

となり、国1と国2の文化的バラエティ

$$\begin{pmatrix} N_1 \\ N_2 \end{pmatrix} = (f\sigma)^{-1} \begin{pmatrix} q - \phi_\beta(1-q) \\ 1 - \phi_\beta \\ (1-q) - \phi_\beta q \\ 1 - \phi_\beta \end{pmatrix}$$

が計算される。

(b) 文化的産業の企業数および企業比率

各国の文化的産業の立地数は以下のようになる。国1（人口 q ）および2（人口 $1-q$ ）の企業数 N_1 および N_2 は、文化的自由度 $\phi_\beta (\equiv \beta^{1-\sigma})$ （ないし自国ブランド効果 β ）、ブランド構築のために必要な労働者数 f 、代替の弾力性 σ の影響を受ける。

$$\begin{aligned} N_1 &= (f\sigma)^{-1} \frac{q - \phi_\beta(1-q)}{1 - \phi_\beta} = (f\sigma)^{-1} \left[\frac{1}{2} + \frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} \left(q - \frac{1}{2} \right) \right] \\ N_2 &= (f\sigma)^{-1} \frac{(1-q) - \phi_\beta q}{1 - \phi_\beta} = (f\sigma)^{-1} \left[\frac{1}{2} - \frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} \left(q - \frac{1}{2} \right) \right] \end{aligned}$$

文化的産業の企業数の比率は以下のようになる。

$$\frac{N_1}{N_2} = \frac{q - \phi_\beta(1-q)}{(1-q) - \phi_\beta q} = \frac{\frac{q}{1-q} - \phi_\beta}{1 - \phi_\beta \frac{q}{1-q}} = \frac{1 + 2 \left(\frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} \right) \left(q - \frac{1}{2} \right)}{1 - 2 \left(\frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} \right) \left(q - \frac{1}{2} \right)}$$

(2) Patriot & Anti-Patriot 効果による自国市場効果

自国文化を大事にする Patriot 効果による文化的自由度を $\phi_\beta \equiv \beta^{1-\sigma} (< 1)$ と定義したが、他国文化にブランド効果がある Anti-Patriot 効果による文化的自由度 $\phi_\beta \equiv \beta^{1-\sigma} (> 1)$ も重要である。Patriot 効果がない場合は $\phi_\beta = 1$ となる。各国の文化的産業の割合は以下のようになる。

$$\frac{N_1}{N_1 + N_2} = q + 2 \left(q - \frac{1}{2} \right) \frac{\phi_\beta}{1 - \phi_\beta} = \frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} q - \frac{\phi_\beta}{1 - \phi_\beta}$$

$$\frac{N_2}{N_1 + N_2} = 1 - q - 2 \left(q - \frac{1}{2} \right) \frac{\phi_\beta}{1 - \phi_\beta} = \frac{1}{1 - \phi_\beta} - \left(\frac{1 + \phi_\beta}{1 - \phi_\beta} \right) q$$

ただし $q > \frac{1}{2}$, $0 \leq \frac{N_1}{N_1 + N_2} \leq 1$, $0 \leq \frac{N_2}{N_1 + N_2} \leq 1$ である。

これを用いて、図1のようなグラフを示すことができる。いずれも最大値が1を超えた場合は、大国への完全集積 ($\frac{N_1}{N_1+N_2}=1$ および $\frac{N_2}{N_1+N_2}=0$) ないし小国への完全集積 ($\frac{N_1}{N_1+N_2}=0$ および $\frac{N_2}{N_1+N_2}=1$) となる。

文化産業に着目すると、自国ブランドへの Patriot 効果による文化的自由度が小さいとき ($\phi_\beta < 1$)、大国に人口比率以上に産業集積が進む自国市場効果が働く。この場合、空間費用の存在が自国市場効果をもたらす同様の結果を得ることができる。新たな知見として外国ブランドを好む Anti-Patriot 効果による文化的自由度が大きいとき ($\phi_\beta > 1$)、小国の方に人口比率以上に産業集積が進んで自国市場効果が生じる。

自国市場効果：大国

$$0 < \phi_\beta < 1 \text{ のとき } \frac{N_1}{N_1+N_2} > q \quad \frac{N_2}{N_1+N_2} < 1-q$$

自国市場効果：小国

$$\phi_\beta > 1 \text{ のとき } \frac{N_1}{N_1+N_2} < q \quad \frac{N_2}{N_1+N_2} > 1-q$$

(3) 国家の文化の保全と喪失のメカニズム

文化的な影響によって文化が一方に統一される極端なケースを考えてみよう。一方の国への文化的産業の完全集積である。

① 大国文化のみとなり小国文化産業が消滅

図1(1)の大國のグラフから $\frac{N_1}{N_1+N_2}=1$ となる $\frac{1-q}{q} \leq \phi_\beta < 1$, $q \geq \frac{1}{1-\phi_\beta}$ のときである。

② 小国文化のみとなり大国文化産業が消滅

図1(2)の小国のグラフから $\frac{N_2}{N_1+N_2}=1$ のとき $\phi_\beta \geq \frac{q}{1-q}$ および $1-q \leq \frac{\phi_\beta}{1+\phi_\beta}$ となる。

極端な自国ブランドや他国ブランド嗜好の Patriot 効果または Anti-Patriot 効果はいずれかの国の文化消失を意味する。国際的な文化交流によって、民族文化の国家的維持が難しくなる場合である。たとえば日本では日常的な着物の着用がみられないのがひとつの例である。場合によってはこのような文化の消失が国家の存亡などに関わることもある。

(4) 人口分布と労働者分布との関係

今回は対称性のある文化的な嗜好をもつ2つの国の場合を扱っている。人口分布と産業分布の隔たりを説明するには、大国および小国で生活する労働者について、各国の文化に則る文化的産業への供給面についてどう説明するかが重要となる。たとえば集計単位を年単位とした場合は、居住人口と労働人口との差をみるとことにより、年間の出稼ぎ労働者が、人口の少ない小国から大国へ、または人口の多い大国から小国に移動することを示している。つまり魅力ある

文化的財産業の集積により、世界の産業構造が変革する可能性を説明できる。今回の分析対象ではないが最終的には人口移動により小国が大国になる可能性も秘めている。

(ケース 1) 文化産業の大國への自国市場効果

人口規模以上に産業集積が大きい（文化的財の生産のための労働サービスの需要が大きい）場合、国 2 の国民が国境を超えて海外勤務する必要がある（在宅勤務含む）。もちろん外国企業が他文化国家での生産拠点を置くことも考えられる。式(54)から以下のような関係が成り立つ。

$$\frac{L_1}{L_1+L_2} = \frac{LN_1}{LN_1+LN_2} > q$$

$$\frac{L_2}{L_1+L_2} = \frac{LN_2}{LN_1+LN_2} < 1-q$$

(ケース 2) 文化産業の自国・他国市場効果なし

両国の人口規模と産業集積（労働者人口）が一致する場合を意味する。国境を超えた勤務は存在しない。

$$\frac{L_1}{L_1+L_2} = \frac{LN_1}{LN_1+LN_2} = q$$

$$\frac{L_2}{L_1+L_2} = \frac{LN_2}{LN_1+LN_2} = 1-q$$

Patriot 効果が企業数に影響を与えていない場合である。つまり人口比率と産業集積割合が一致する。

(ケース 3) 文化産業の小国への自国市場効果

人口規模以上に産業集積が小さい（労働者が少ない）場合、人口規模よりも産業集積が大きい（労働者が多い）場合を意味する。

$$\frac{L_1}{L_1+L_2} = \frac{LN_1}{LN_1+LN_2} < q$$

$$\frac{L_2}{L_1+L_2} = \frac{LN_2}{LN_1+LN_2} > 1-q$$

海外ブランド嗜好が高まったとき、小民族国家が自国文化の生産で海外に拠点を置く場合である。

産業集積する場合の労働人口と居住人口について明確にすると何が説明できるか？国境の付近の文化的な背景と実際の賃金を得るために労働が必ずしも一致していないこと、日本の映画アニメの制作現場が中国にあること、海外の日本食レストランで多くの外国人が寿司を握ること、少数民族の料理を大国で愛してやまない場合は他国の文化生産に国内ではなく海外で従事しているなどであろう。勤務地と居住地が必ずしも一致しない状況が、制作物としての情報財

の流通が一般化している今では普通になっている。

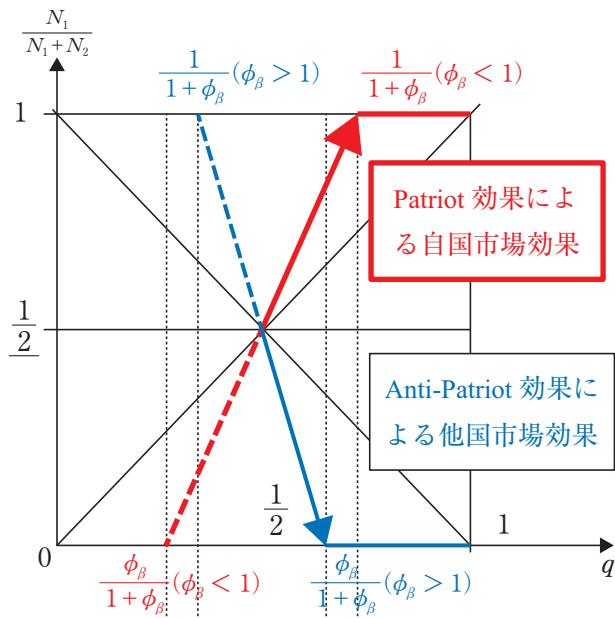
4. おわりに

本研究では、文化的財の流通を考慮した空間経済モデルを開発した。

1. 空間費用が生じない場合において、大国に自国市場効果は働くかない。ところが、文化的嗜好の要素については、自国ブランドを重視する Patriot 効果により、大国に自国市場効果が生じることを示した。
2. 特殊な条件ではあるが、小国も、自国バイアスを保持しつつ圧倒的な対外的な国家ブランドの形成により Anti-Patriot 効果が働くと、小国に自国市場効果が働き、大国も対外ブランドに陶酔すると、大きな他国市場効果が働き、大国文化が消滅することも示された。
3. 世界遺産など国際的な文化振興政策を進めることは小国に自国市場効果をもたらすことがわかった。つまり、対称性のある大国と小国の間に他の文化への関心が高まったときに、海外ブランド意識が高まる場合は小国に有利に働く。これは完全に大国が小国文化に憔悴しきったときに大国に特定の小国のバラエティのある料理で満たされることからもわかる。
4. 文化的なアイデンティティによる人口分布と労働者分布に違いが起こるとき、国境を挟んで、実際の労働供給先は、自国の文化的財の生産企業なのか、それとも国境を超えて他国の文化的財の生産企業なのかなどを精査して、空間経済現象としてどのように解釈すべきかなど大きな課題も多数あることが認識された。

本研究では、対称性のある大国と小国の文化的嗜好が2国間の貿易や産業立地にどう影響を与えるかを考察したが、今後の展開として、世代間の文化継承を考慮した動学分析を行った上で人口変動の将来動向を分析すること、さらに消費量の多い大国に Anti-Patriot 効果が働くときの小国の経済の変化について社会厚生分析を行うことは重要である。文化的嗜好において非対称性国家の場合などの分析も深く進めていきたい。

(1) 大国



(2) 小国

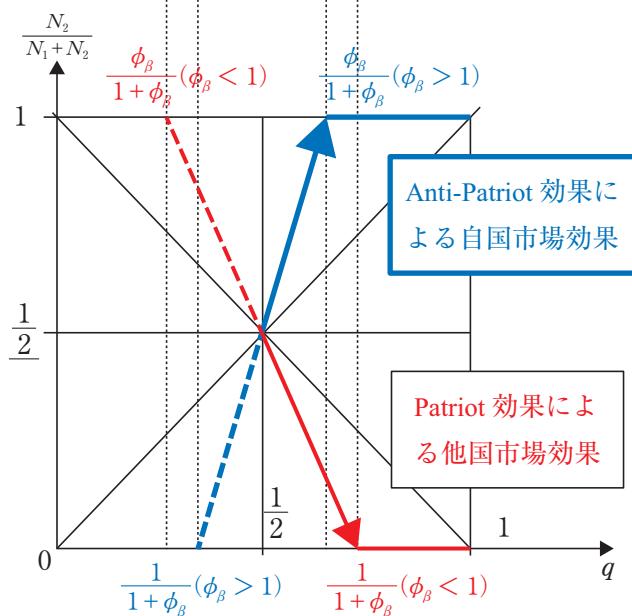


図1. Patriot効果 ($\phi_\beta < 1$) と Anti-Patriot効果 ($\phi_\beta > 1$) によって生じる大国と小国の文化的財産業の自国市場効果

参考文献

- Alfnes and Rickerssen (2003) European consumers' willingness to pay for US beef in experimental auction makers. *American Journal of Agricultural Economics*, 85, 397–406
- Alfnes F. (2004) Stated preferences for imported and hormone-treated beef: application of a mixed logit model. *European Review of Agricultural Economics*, 31, 19–37
- Armington P (1969) A theory of demand for products distinguished by place of production. *IMF Staff Papers XVI*: 159–178
- Bisin, Alberto, and Thierry Verdier. (2001). The Economics of Cultural Transmission and the Dynamics of Preferences, *Journal of Economic Theory*, 97(2), 298–319
- Bosbach M, Maietta OW, Marquardt H (2015) Domestic Food Purchase Bias: A Cross-Country Case Study of Germany, Italy and Serbia, *CSEF Working Paper*, Centre for Studies in Economics and Finance, University of Naples, 409
- Brülhart M, Trionfetti F (2009) A test of trade theories when expenditure is home biased. *European Economic Review*, 53(7), 830–845
- Disdier, A.C., Tai, S., Fontagne, L. and Mayer, T. (2010), Bilateral trade of cultural goods, *Review of World Economics*, 145, 575–595
- Eriksson, C. (2011). Home bias in preferences and the political economics. *Review of Agricultural and Environmental Studies*, 92(1), 5–23.
- Krugman PR (1980) Scale economies, product differentiation, and the pattern of trade. *The American Economic Review*, 70, 950–959
- Maystre, N., Olivier, J., Thoenig, M., & Verdier, T. (2014). Product-based cultural change: Is the village global? *Journal of International Economics*, 92(2), 212–230
- Melitz, M. J. (2003). The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity. *Econometrica*, 71(6), 1695–1725.
- Takara, Y., (2018). Do Cultural Differences Affect the Trade of Cultural Goods? A Study in Trade of Music, *Journal of Cultural Economics*, 42, 393–417
- Takita, T. and Zeng D. (2017). The patriot effect and national branding of regional agricultural goods. *The 57th European Regional Science Association, Congress, Proceedings (Special Session)* (<https://az659834.vo.msecnd.net/eventsairwesteuprod/production-ersa-public/6c3e46daabe343fb8e92e3691b49de2a>)
- Wang, Y. (2020). A Literature Review of Empirical Research on Trade of Cultural Goods, *Applied Finance and Accounting* Vol. 6, No. 1, 9–14
- 曾道智・高塚創 (2016), 『空間経済学』, 東洋経済新報社

田中鮎夢（2016），文化的財の国際貿易：課題と展望（特集 文化経済学の未来），『文化経済学』，13(2), 29–39

Spatial Economic Model of Cultural Goods: Bilateral Trade of Cultural Goods

Toshiaki TAKITA

This paper aims to construct a spatial economic model of cultural goods. We discuss the patriot and anti-patriot effects on bilateral trade of cultural goods. When patriot effect, or home-biased preference, is strengthened in both larger and smaller countries, an industrial agglomeration of cultural good firms is observed in larger countries, and a smaller agglomeration of cultural good firms is observed in smaller countries. The home market effect exists in larger countries. However, as both consumers in larger and smaller countries have stronger preference for foreign cultural goods, larger clusters of cultural good firms are observed in smaller countries, and the home market effect exists in smaller countries.

特 集

地域社会における安心・安全に関する学術的研究

大 杉 尚 之
阿 部 晃 士
本 多 薫
山 田 浩 久
竹 内 麻 貴

目 次

1. 本研究プロジェクトの概要
2. 「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査の概要
3. 災害時のネットワークと災害への備え：山形大学近隣小学校の保護者と大学生の調査より
4. 心の健康に関する相談相手の実態と相談窓口の認知度について：山形市民と山形大学生の事例
5. 防災情報の発信と入手に関する現状と課題－山形市住民と山形市役所の調査から－
6. 児童の安全・安心を考える保護者の空間リスク認知の重要性：
　　山形市立第五小学校を事例にして
7. 山形大学小白川キャンパス周辺における小学生保護者の不安経験と大学生の問題認識
8. 育児サポートの利用可能性と大学生による地域活動への期待

1 本研究プロジェクトの概要

大 杉 尚 之

本特集は、平成30年度 YU-COE「山形大学先進的研究拠点」(M)で形成した「地域社会における安心・安全に関する学際的研究拠点」の研究成果をまとめたものである¹。本研究拠点の前身となる「山形市における安心・安全に関する学際的研究」プロジェクト（平成25年度に実施）では、山形大学周辺にある小学校の保護者を対象とする調査を実施し、「日常生活と災害時的人的ネットワーク」、「防災情報の入手と災害時の避難」、「山形大学や山形大学に通う学生（以下、山大学生）との関わり」などを地理学、社会学、心理学、情報科学のそれぞれの視点から分析し、その成果を発表してきた。本研究では、前回のプロジェクトを継承し、前回の調査で浮き彫りになつた「人的ネットワーク」、「安心・安全情報リテラシー」、「住民の空間認知と行動」、「山大学生と地域住民の連携」、「精神的健康」の5つの課題について時点間比較を行なつた²。そして前回の調査時期に比べて安心、安全に関する意識がどのように変化しているか、または同じ生活圏を共有する近隣住民と山大学生で意識にどのような違いがあるのかを検討することを主な目的とした。

なぜ再びの安心・安全か？

前回に続き、今回の研究プロジェクトも山形大学の地域貢献のための重要な課題として「安心・安全」をテーマに選んだ。現代社会では、交通事故や災害、精神的な健康の悪化など様々な安全・安心に関するリスクがある。このようなリスクは科学と社会の双方に関わる問題であり、その解決のためには、科学者が社会（住民、行政機関）に対して適切な知識や知見を発信するとともに、リスク低減のための方法について科学者、住民、行政機関間で合意形成をして進めていく必要がある。その際に問題になるのが、科学者と社会とのコミュニケーションの齟齬の問題である。リスク自体の存在の是非や許容できるレベル、優先度には個人差があり、またリスクの低減が利便性の低下や費用の発生につながる場合もある。そのため学術的な見地からの提言が実際の運用と合致しないことで不信感を生むなど弊害が生じる可能性がある。以上の齟齬を解消するためには、地域住民と行政機関の安心・安全に対する考え方、捉え方を科学者が把握し、情報発信の方法について改善していく必要がある。特に、山形大学小白川キャンパスのように大学の敷地と住宅地が隣接する場合には、日常時および災害時の地域社会の問題には大学も関与しており、地域社会の安全性向上に向けてどのような貢献ができるのかについて情報発信をしていく必要がある。

なぜ地域住民と山大学生を比較するのか？

前回の調査では、地域住民として小学校に通う子どもを持つ保護者を対象とした調査を行なった。その地域が安全であるか、安心して暮らせるかについて最も影響を受けやすいのは子どもと高齢者であり、その中でも特に子どもの安全に関しては保護者が責任を担うため、地域の安心・安全を最も意識させられる立場に置かれている。また、子育てを通じて地域の人々との関係も生じやすい。以上の理由により、前回の調査では子どもを持つ保護者を調査対象とした。本研究では、さらに山大学生も対象とし、地域住民の結果との比較を行なった。山大学生は必ずしもキャンパス周辺に住んでいるわけではないが、授業、サークル活動、アルバイト、ボランティアなど様々な面で地域と関わっている。そのため、地域社会の安心と安全の問題を考える上で、山大学生の意見や考えも把握しておく必要がある。例えば、日常生活や災害時の安心・安全感、防災情報の入手と災害時の避難意識など、地域住民と山大学生に意識のズレがあった場合、大学や行政機関が発信した情報を適切に活用し、対処行動をとることに障害が発生する可能性がある。また、山大学生の行動が地域住民の不安経験となっていた場合、被害者と加害者の認識のズレが問題解決を妨げている可能性もある。以上より、本研究では地域住民と山大学生に対し、同様の調査を行い、両者の比較検討を行なった。

本研究プロジェクトの意義

前回の研究プロジェクトは、安心・安全意識の実態を把握することで学校関係者と大学とで情報共有を行い、安全性向上のための論点整理や山形大学として何が出来るかを考察する契機となった。しかし、地域社会の安心・安全に関する問題は長期的に安定して取り組む必要があり、大学を起点として地域住民と行政機関との連携をしていく必要がある。そこで、改めてYU-COE「山形大学先進的研究拠点」(M)として拠点化し、研究成果の蓄積と発信が可能な体制を構築した。本研究は、拠点化後の最初のプロジェクトとして、前回と同様の調査を改めて行い、情報の再整理をはかったものである。具体的な取り組みとして、本調査結果を第一次報告書としてまとめ、小学校に配布した他、ホームページ上でもPDFファイルをダウンロード出来るようにした。これらの資料を基に教育機関（小学校）、地域行政（山形市防災課）、地域センター（精神保健福祉センター）と意見交換を行なった。また、プロジェクトメンバーに行動科学の専門家や臨床心理学の専門家を加えるなど、研究体制に広がりを持たせている。以上のように本研究プロジェクトは大学、地域住民、行政機関が連携可能な「場」を提供し、情報共有をしながら発展していくという意義がある。

研究体制

本研究プロジェクトは山形大学人文社会科学部に所属する大杉尚之（認知科学）、山田浩久³（地
理学）、阿部晃士（社会学）、竹内麻貴（社会学）、本多薰（情報科学）により企画され、平成30
年度 YU-COE「山形大学先進的研究拠点」（M）に採用され、助成を受けた（「地域社会における
安心・安全に関する学際的研究拠点」）。その後、令和元年度より小林正法（行動科学）、令和
2年度より中村志津香（臨床心理学）が拠点メンバーとして加わっている。

注釈

1. 本研究は平成30年度 YU-COE「山形大学先進的研究拠点」（M）の助成を受けた。
2. 調査の実施において、山形市立第五小学校の先生方、保護者の皆様にご協力を賜りました。
心より感謝申し上げます。
3. 分担執筆者の佐川美佳は、山形大学人文学部人間文化学科地域人間コースの2019年度卒業生
である。

2 「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査の概要

阿 部 晃 士

本稿では、2018年12月から2019年2月にかけて実施した「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査の概要について記す。

1. 調査対象

山形大学小白川キャンパスの周辺地域における安心・安全を考えるため、小学校の保護者を対象とする調査（以下、「五小保護者調査」とする）と、山形大学の学生を対象とする調査（以下、「山大学生調査」）を実施した。五小保護者調査の対象は、山形市立第五小学校の保護者全員である。ただし、第五小学校に兄弟姉妹が通っている家庭では、重複を避けるため、学年が上の児童1名分について回答いただいた。

2. 五小保護者調査の概要

2.1 調査票の設計

調査票は、主に、(1)暮らしの安心・安全、(2)防災情報の入手と災害時の避難、(3)山形大学や山形大学の学生との関わり、(4)回答者自身の属性や家族に関する内容、という4つの内容で構成した。表紙（記入のお願いと記入上の注意）1ページを含めると、調査票全体でA4版12ページである。

2.2 調査の実施と回収状況

調査の実施方法は、自記式の配票調査である。具体的には、以下のように進めた。

- (1) 調査票と依頼状の2つを入れた封筒を、事前に確認したクラス人数分ずつにまとめ、各学校にお届けする。
- (2) 担任の先生より、クラスの児童全員に、封筒のまま配布する。児童は自宅に持ち帰る。
- (3) 保護者は調査票に記入し、封をする。児童が学校に持参する。
- (4) 開封せずに封筒のままクラスごとに集めたものを、そのまま校内でまとめていただき、研究会が受け取りにうかがう。

調査は2018年12月10日（月）から21日（金）にかけて実施した。調査票の配布数は233部で、

有効回答は165となった（回収率70.8%）。

2.3 回答者の属性

回答していただけた方の性別は指定しなかったが、内訳は男性が17.6%（29名）、女性が80.6%（133名）、性別未記入が1.8%（3名）である。小学生の保護者であることから、年齢では30歳代と40歳代が多く、平均は41.2歳（26～54歳）であった。

また、本人の職業（従業上の地位）では、「パート・アルバイト等」（36.0%）、「正社員・正職員」（34.2%）、「無職（主婦／主夫含む）」（16.8%）の3つが多く、これらで全体の9割弱（87.0%）を占めている（表1、無回答を除いて集計）。

表1. 五小保護者調査における回答者の職業（従業上の地位、%）

| | |
|-------------|-------|
| 経営者・役員 | 3.1 |
| 正社員・正職員 | 34.2 |
| パート・アルバイト等 | 36.0 |
| 派遣社員 | 1.2 |
| 自営業主・自由業者 | 6.8 |
| 家族従業者 | 1.9 |
| 無職（主婦／主夫含む） | 16.8 |
| 合計 | 100.0 |
| （%の基数） | （161） |

また、居住の経緯についての回答によると（表は省略）、「生まれたときからずっと山形市に住んでいる」（21.3%）、「子どもの頃に山形市に転入し、ずっと山形市に住んでいる」（6.7%）、「山形市で生まれ育ち、進学や就職などのため転出した後、戻ってきた」（20.7%）などの「山形市出身者」が48.8%、「進学や就職、転勤のため、初めて山形市に住むようになった」（24.4%）、「結婚して、初めて山形市に住むようになった」（21.3%）、「被災等による避難をきっかけに住むようになった」（0.6%）、「その他」（4.9%）などの「それ以外」が51.2%と、ほぼ半々になった。山形市での居住年数は平均21.9年（1年～54年）である。

3. 山大学生調査の概要

3.1 調査票の設計

調査票の内容は五小保護者調査とほぼ同様だが、「山形大学や山形大学の学生について地域住民がどう感じていると思うか」、ボランティア活動への興味・経験、現在の居住地と実家の場所（都道府県と市区町村）、通学時間なども尋ねている。A4版13ページである。

3.2 調査の実施と回収状況

実施方法は、人文社会科学部及び基盤教育の授業を利用した自記式の集合調査である。調査は2019年1月22日（月）から2月15日（金）にかけて実施しており、調査票の配布数は266部、有効回答は198である（回収率74.4%）。

3.3 回答者の属性

所属学部は、人文社会科学部が77.3%（153名）、工学部12.6%（25名）、理学部5.1%（10名）、農学部3.5%（7名）、地域教育文化学部1.0%（2名）、学部未記入が0.5%（1名）、学年は1年生36.4%（72名）、2年生28.3%（56名）、3年生16.2%（32名）、4年生15.7%（31名）、学年未記入3.5%（7名）である。また、性別では男性が35.4%（70名）、女性が64.1%（127名）、性別未記入が0.5%（1名）となっている。

表2. 山大学生調査回答者における実家の場所と居住形態（%）

| 居住形態 | 実家の場所 | | | 全体 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| | 山形県内 | 宮城県内 | その他 | |
| 実家 | 66.1 | 50.8 | 0.0 | 40.3 |
| 1人暮らし(アパートマンション) | 27.4 | 39.7 | 85.7 | 49.7 |
| 1人暮らし（学生寮） | 4.8 | 6.3 | 14.3 | 8.3 |
| その他 | 1.6 | 3.2 | 0.0 | 1.6 |
| 合計 (%の基數) | 100.0 (62) | 100.0 (63) | 100.0 (56) | 100.0 (181) |

なお、山形大学には、山形県内出身の学生と宮城県出身の学生が多く、今回の調査でも実家の場所では山形県が34.8%（65名）、宮城県が33.7%（63名）を占めている（表は省略）。一方、現在の居住地では山形県82.1%（156名）、宮城県17.4%（33名）である（表は省略）。また、実家の場所と居住形態のクロス集計表（表2）から、山形県内出身の学生のうち3分の1程度が1人暮らしをしていること、宮城県出身の学生の約半数が実家から通学していること、それ以外の都道府県出身者はすべて1人暮らしをしていることなどがわかる。全体では4割が実家暮らし、6割が1人暮らしである。山大学生調査のデータについては、このように、他県出身者や他県から通学している学生、1人暮らしの学生が多いことを念頭に入れて分析・解釈する必要がある。

Method of the Research on Safe and Secure Life in Yamagata City 2018

Koji ABE

3 災害時のネットワークと災害への備え

山形大学近隣小学校の保護者と大学生を対象とした調査より

阿 部 晃 士

1. 本稿の目的と方法

本稿の目的は、山形大学周辺の住民や学生が災害に対応するうえで、どのようなネットワークがあるのか、またどのように備えているのかを示し、住民と学生の比較の観点からキャンパスがある地域の災害対応における課題を考察することである。災害直後には、救助・救出活動を住民らが自ら行う必要がある場合も多く（木村2015）、災害対応を考えるうえで、住民のあいだに人づきあいや地域活動を通して共助のネットワークを築くことが重要である。しかし学生の中には、他地域から進学し大学周辺で一人暮らしをする者や、遠距離を通学する者も存在する。大学のキャンパスを含む地域では、学生たちのネットワークや災害への備えも把握する必要がある。

分析には、2018年12月から2019年2月にかけて実施した「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査のデータを用いる。この調査は、山形大学人文社会科学部の「地域社会における安心・安全に関する学際的研究拠点」が行ったもので、山形大学小白川キャンパスに最も近い山形市立第五小学校の保護者に対して学校を通じて行った自記式の配票調査（五小保護者調査：配布数233、有効回答165、回収率70.8%）と、山形大学の学生に対する自記式の集合調査（山大学生調査：配布数266部、有効回答198、回収率74.4%）からなる。なお、五小保護者調査の回答者は、女性が80.6%（133名）を占めており、年齢は平均41.2歳である。山大学生調査の回答者は、女性が64.1%（127名）、一人暮らしが58.0%である。調査の方法や回答者の属性についての詳細は、本特集における調査の概要（阿部2021）を参照されたい。

2. 災害への不安

山形大学周辺地域の住民や山形大学に通う学生たちに、災害はどのように意識されているのだろうか。種々の不安について「不安である」から「安心である」までの5件法でたずねた質問から、その位置づけを確認しておく。五小保護者の不安感が高いのは、順に「地域の衰退」「社会保障」「交通事故」となっている。「災害（地震、台風、洪水など）」は「不安」「どちらかといえば不安」の合計が23.6%で、ここに挙げたなかでは最も低かった（図1）。山形市は、浸水・土砂災害の想定区域になる周辺部を除けば、多くの市民にとって災害の少ない街として認識されて

いる¹⁾。第五小学校学区は市の中心部であり、災害への不安感は高くないことがわかる。

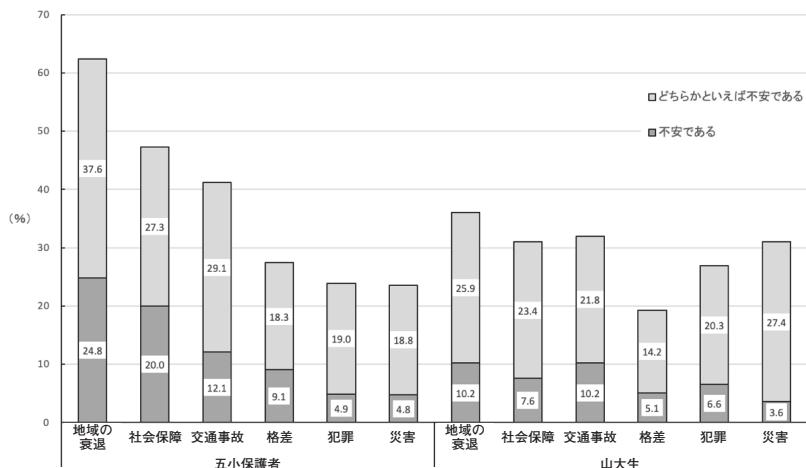


図1. 不安に感じていること（五小保護者と山大生）

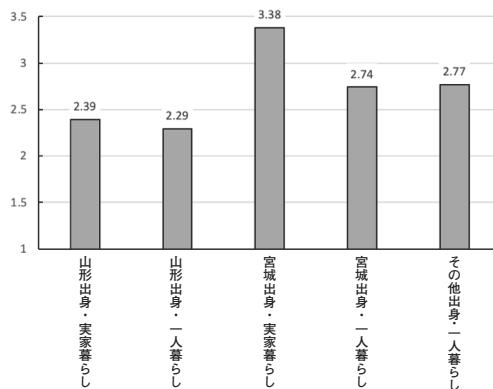


図2. 災害に対する不安の平均値 (山大学生調査, $F = 4.865, p < 0.01$)

一方、山大学生調査では、五小保護者に比べると、「災害」に対する不安が相対的に高く、「不安」「どちらかといえば不安」の合計は31.0%である。学生の場合、実家で家族と生活しているか、一人暮らしかによって、抱く不安の程度も異なるとも考えられるため、この点を確認してみた。山形県内出身の学生のうち3分の1程度が一人暮らしをしていること、山形県とほぼ同数の学生が入学してくる宮城県出身の学生のうち約半数が実家から通学していることを踏まえ、居住形態（一人暮らしか実家暮らしか）と出身県（山形県内、宮城県、その他）による違いを合わせて検討した。「不安である」の5点から「安心である」の1点までで得点化し、その平均値を比較すると（図2）、宮城県の実家暮らしの学生の不安がもっとも高くなっている、多重比較によると実家暮らし一人暮らしにかかわらず、山形県内出身の学生よりも有意に高かった。また、宮城

県出身で一人暮らしをしている学生や、他県出身で一人暮らしをしている学生とは有意差が見られなかった。つまり、学生の災害に対する不安が相対的に高いのは、山形市での生活によるものではなく、仙台市を中心に宮城県での生活にもとづくものと考えられる。この調査に回答したのは、小学生の頃に2011年の東日本大震災を経験した学生たちであり、震災の経験などをもとに不安を感じていることが推察される²⁾。

以上より、今回の調査の回答者の災害への不安に着目すると、不安感は、他の不安に比べれば低いこと、学生のなかにはやや高い者もいるが、それは山形市ではなく被災地である宮城県での生活などによるものと考えられた。

3. 災害時のネットワーク

山形大学周辺の人びとに、災害時に援助を求めることができるネットワークがどのくらい存在するのかを確認してみよう。われわれが2013年12月に山形大学周辺の3つの小学校（うち1校は今回対象の第五小学校）の保護者を対象にした調査では、子どもの世話といった日常的な人づきあいが、災害時に頼ることのできる知人の数に結びついていることから、子どもの世話といった日常的な人づきあいが災害時の共助の基盤となる可能性があることを指摘した（山根・阿部2015）。

まず五小保護者調査から見ていく。今回の調査では、2013年の調査と同様に、「日常的に子どもの世話をお願いできる知人」と「災害時に助けを求めることができる知人」の規模（「いない」「1人～2人」「3人～4人」「5人以上」）についてたずねた。表1は、それぞれで徒歩圏内と山形市内についての回答をまとめたものである。これによると、日常にお願いできる知人が「いない」人が徒歩圏内で61.9%，山形市内でも60.2%を占めている。一方、災害時については、日常に比べると広くサポートを求めようとすることがわかるが、「いない」人が徒歩圏内で28.7%，山形市内でも23.0%を占めており、日常的にも、災害時にも、頼りにできる知人が近くにいない人が一定程度存在している。「いない」を0、「1人～2人」を1.5、「3人～4人」を3.5、「5人以上」を5.5として、援助を求めるができる知人の平均人数を求めると、日常は徒歩圏内で0.70人、市内で0.94人、災害時は徒歩圏内で2.05人、市内で2.84人となった。

一方、家族・親族のネットワークについては、学区内・市内・県内と、どの程度の範囲に頼ることができる家族や親族がいるかをたずねた（表2）。これによると、「山形市内にいる」が日常では3割、災害時では5割程いるものの、「山形県内にいない」人が、日常では17.0%，災害時では15.8%である。日常も、災害時も、家族・親族のサポートをあてにできない状態で子育てをしているケースが少なくないことがわかる。

表1. 日常と災害時の知人ネットワーク（五小保護者調査, %）

| | 日常的に子どもの世話を お願いできる知人 | | 災害時に助けを求める ことができる知人 | |
|--------|-------------------------|-------|------------------------|-------|
| | 徒歩圏内 | 山形市内 | 徒歩圏内 | 山形市内 |
| いない | 61.9 | 60.2 | 28.7 | 23.0 |
| 1人～2人 | 32.5 | 27.3 | 35.4 | 25.5 |
| 3人～4人 | 5.0 | 7.5 | 23.2 | 18.8 |
| 5人以上 | .6 | 5.0 | 12.8 | 32.7 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| (%の基数) | (160) | (161) | (164) | (165) |

表2. 日常と災害時の家族・親族ネットワーク（五小保護者調査, 複数回答, %）

| | 日常的に子どもの世話を お願いできる家族や親戚 | 災害時に助けを求める ことができる家族や親戚 |
|-----------|----------------------------|---------------------------|
| 同居家族 | 30.9 | — |
| 学区内にいる | 17.6 | 26.1 |
| 山形市内にいる | 33.3 | 52.7 |
| 山形県内にいる | 33.3 | 49.7 |
| 山形県内にはいない | 17.0 | 15.8 |
| (%の基数) | (165) | (165) |

注:複数回答形式のため、%の合計は100.0にならない。災害時については、同居家族の選択肢を設けていない。

これらの傾向は2013年の調査（山根・阿部 2015）とほぼ同様である。日常のネットワークと災害時のネットワークには正の相関関係があり（徒歩圏内では $\gamma = 0.619$ 、市内では $\gamma = 0.644$ ）、「PTA や子ども会」「自治会や町内会」「趣味やスポーツなどのクラブ・サークル活動」「ボランティア、NPO、市民活動」といった地域での活動に参加する人ほど知人ネットワークが豊富な傾向もすることから、普段から親族以外のネットワークを構築することの重要性が確認できる。

次に山大学生調査のデータを見ていこう。学生に、災害時に助けを求められる親戚以外の知人の人数をたずねると、徒歩圏内の知人が「いない」が19.3%、同じ市内もしくはその近辺の知人に「いない」が24.0%であった。五小保護者調査と同様に、「いない」の0から「5人以上」の5.5までの値とした場合の平均値は、災害時の徒歩圏内が2.37人、市内が2.68人となった。学生は、五小保護者と比較すると、徒歩圏内に「いない」割合が低く、頼りにできる人数も多くなっている。

表3. 災害時の知人ネットワーク（山大学生調査, %）

| | 徒歩圏内 | 山形市内 |
|--------|-------|-------|
| いない | 19.3 | 24.0 |
| 1人～2人 | 35.5 | 25.0 |
| 3人～4人 | 32.0 | 25.0 |
| 5人以上 | 13.2 | 26.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 |
| (%の基数) | (197) | (192) |

それでは、学生たちに、どのようなネットワークが存在するのだろうか。現在の自宅で災害に遭ったときに、次のような人に助けを求められるかをそれぞれたずねたところ、「家族」(72.2%)、「親戚」(34.3%)、「大学の友人・知人」(62.1%)、「大学以外の友人・知人」(31.3%)、「大学の教員や職員」(12.1%)、「近所の人」(24.7%)、「その他」(2.5%)となった（表は省略）。多くの学生が「家族」「大学の友人・知人」を挙げており、「親戚」「大学以外の友人・知人」が続いている。これについては家族と生活しているかが関連すると思われるため、居住形態（「一人暮らし」と「実家暮らし」に分類）とクロス集計すると、実家暮らしの学生は、一人暮らしの学生に比べて「家族」「親戚」「近所の人」が多く、一人暮らしの学生は「大学の友人・知人」「大学の教員や職員」が多かった（表4）。つまり、一人暮らしの学生は、家族や親戚と離れ、近所の人に頼ることは難しいが、その分、大学の友人や知人、大学の教職員で補っていることになる。ただし、一人暮らしの学生の6割が「家族」を挙げていること、実家暮らしの学生の3割から4割が「大学の友人・知人」「大学外の知人・友人」を挙げていることから、大学と実家がさほど離れていなければ、家族や友人に頼るつもりであることもうかがえる。

表4. 災害時に助けを求められる人（山大学生調査, %及びカイニ乗検定の結果）

| | 家族 | 親戚 | 大学の 知人・友人 | 学外の 知人・友人 | 大学の教 員や職員 | 近所の人 | その他 | (%の基数) |
|------------|---------|---------|--------------|--------------|--------------|---------|-----|--------|
| 実家暮らし | 93.3 | 58.7 | 32.0 | 38.7 | 4.0 | 41.3 | 1.3 | (75) |
| 一人暮らし | 60.3 | 19.0 | 80.2 | 27.6 | 15.5 | 14.7 | 2.6 | (116) |
| χ^2 値 | 26.3*** | 31.7*** | 44.5*** | 2.6 | 6.2** | 17.2*** | 0.3 | |

注：*** $p < .001$, ** $p < .01$ 。それぞれの対象について助けを求められるという回答の%を示しており、合計は100.0ではない。

以上より、小学生の保護者でも、学生でも、近くに災害時の助けを期待できる知人がいないケースが全体の2割程度存在することがわかった。こうした人びとは、遠方からの支援が届きにくくなるような大規模災害が生じた際に、共助のネットワークから孤立してしまう可能性がある。また、一人暮らしの学生は、家族を除けば、地域というよりも「大学の知人・友人」や「大学の教員や職員」といった、大学を介したネットワークに期待していることが明らかになった。

4. 災害への備え

次に、災害への備えについて検討する。ここでは、大規模な自然災害への備え（「その他」も含めて10項目）について、「あなた自身」が準備しているか否かと、「あなたの家族」が準備しているか否かをたずねた³⁾。

五小保護者（図3）では、「緊急避難場所の確認・確保」の実行率が最も高く、本人では67.7%，家族では54.6%である。しかし、それ以外は半数に満たず3割前後にとどまっている。苦米地（2018）は、こうした災害への準備に関して、夫婦のみの世帯や、高齢者のいる世帯に比べて、子どものいる世帯がいちばん準備の少ない状況にあることを指摘している。今回の調査では他の特徴を持つ世帯との比較はできないが、「非常用の食料・水の備蓄」「貴重品などの緊急時持ち出し用意」といった防災に関する基本的な準備でも実行率が低いことは重要である。また、本人の実行率と家族の実行率の差が小さいことも特徴で、準備しているものの合計を求めるとき、自分については平均3.47、家族については平均2.96であった。なお、苦米地（2018）は、こうした災害への準備の役割を女性が担う傾向があると指摘しているが、今回のデータでは、この平均値に男女差はなかった。五小保護者調査の男性回答者は、保護者のどちらが回答してもよい調査に協力している男性であり、家のことに積極的に関与する傾向があるためと考えられる。

一方、山大学生調査（図4）では、本人の実行率が50%を超えた項目はない。学生の実行率は全般的に五小保護者よりも低く、最も高い「緊急避難場所の確認・確保」でも46.0%である。「家族・親戚・知人等の安否確認の方法確保」の実行率が五小保護者よりも高いのは、スマートフォンなどで家族と連絡をとることに慣れているためであろう。なお、学生の場合、ほとんどの項目で、本人よりも家族の実行度が高くなってしまっており、災害対応が家族任せになっていることがわかる。準備状況の合計を求めるとき、本人の平均は2.40で五小保護者よりも低いが、家族の平均は3.96と五小保護者よりも高い。また、学生についても、準備状況の平均に男女差はなかった。

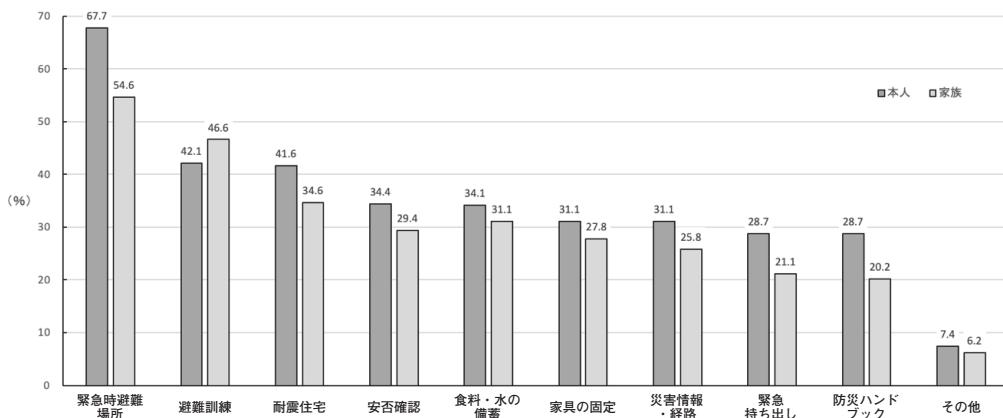


図3. 災害への準備として実行しているもの（五小保護者調査）

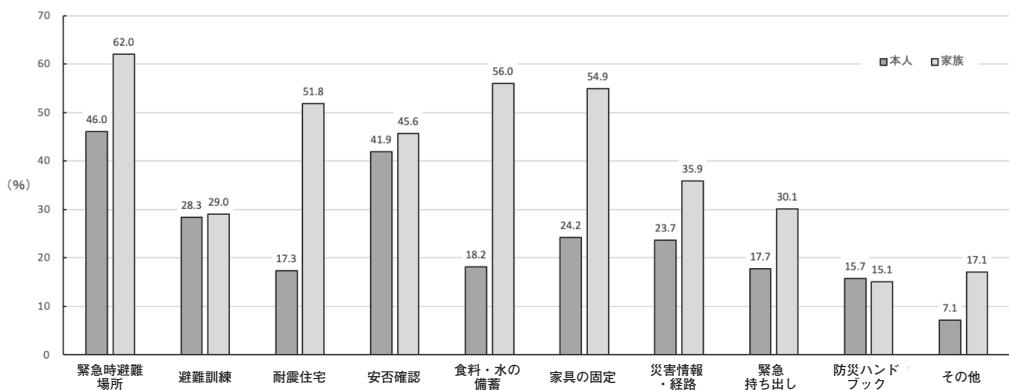


図4. 災害への準備として実行しているもの（山大学生調査）

こうした災害への備えについて、居住形態と出身県の組み合わせで検討した。不安感の分析と同様に、居住形態は実家暮らしと一人暮らしに、出身県は山形県、宮城県、その他に分け、準備している項目の合計を比較した。その結果、図5のように、本人の準備状況の平均値には、5%水準で有意差は見られなかった ($F = 2.375, p = .054$)。一方、図6のように、家族の準備状況の平均値には有意差があった ($F = 3.498, p < .01$)。多重比較によると、宮城県出身で一人暮らしの学生が、山形県出身で実家暮らしの学生や、山形県出身で一人暮らしの学生よりも、家族が準備していると回答していた。五小保護者に比べて学生の「家族」の平均が高い値となった背景に、災害への不安感と同様、学生の出身地による違いがあったことがわかる。また、宮城県出身の学生は、実家暮らしの場合でも家族の実行度が高いと認知していることから、実際に、山形県出身学生の家庭と宮城県出身学生の家庭では実行度に差があるものと推測される。一方、学生本人の準備状況でも宮城県出身で実家暮らしの学生の平均値が最も高かったが、山形県出身者との差は、家族の準備状況の場合に比べると小さい。このことから、学生の災害への備えは全般的に家族任せであり、相対的に実家では備えがなされている宮城県出身の学生であっても、自分自身では準備していないということになる。宮城県出身の一人暮らしの学生で、家族の実行率と本人の実行率の差が最も大きくなっている。

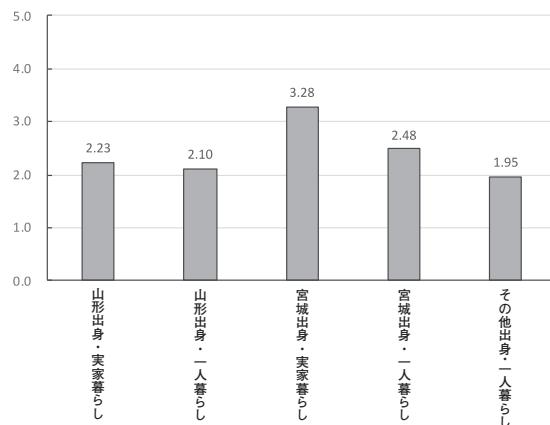


図5. 本人の災害への準備の平均値（山大学生調査, $F = 2.375$, $p = .054$ ）

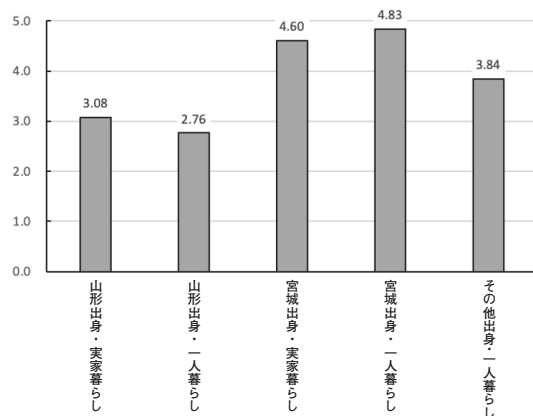


図6. 家族の災害への準備の平均値（山大学生調査, $F = 3.498$, $p < .01$ ）

5. 考 察

本稿では、大学周辺の住民である小学生の保護者と山形大学の学生について、災害時にどのようなネットワークがあるのか、またどのように備えているのかを分析してきた。

その結果、災害時に助けを求めることができる知人が近くにいない人が、五小保護者でも学生でも2割程度存在していることがわかった。五小保護者の場合、援助を求めることができる知人の平均人数が日常は徒歩圏内で0.70人、市内で0.94人、災害時は徒歩圏内で2.05人、市内で2.84人であった。金澤（2014）は、利用可能な社会関係が1つしかないがゆえに孤立するリスクが高い人たちを「孤立予備軍」としているが、今回のデータからは、こうした孤立のリスクも想起される。家族や親戚以外に頼れる人が平均で1人より小さな値になっている日常生活では、まさに

新型コロナウィルスの感染拡大状況で生じるような、予定外の事態への対応が困難になる可能性があるだろう。また、災害については、平均では2人を超える値にはなっているものの、近くに助けを求めることができる知人がいない人は共助のネットワークに加わることが難しいかもしれない。子育て世代は人的ネットワークが小さい傾向にあり（山根・阿部 2013）、経済的にも時間のうえでも余裕がない状況にある場合が多いが、学校行事や子ども会の活動への参加などを通して、負担をあまり増やさずに、災害に備えたつながりを作ることも有効ではないか。

一方、学生については、一人暮らしの学生が、家族や親戚に頼ることが難しいことから、大学の知人・友人など、大学関連のネットワークに期待していることがわかった。東日本大震災や熊本地震のような大きな災害の被災地では、避難所として指定されていなくても、災害直後に学生や地域住民が大学に身を寄せたり、教員や教員の家族が学生に炊き出しを行った例がある（安部 2019、岩手県立大学総合政策学部 2016）。大学として非常事態への備えを検討する際には、キャンパス周辺で孤立する可能性がある学生や地域住民への対応を考慮しておくことも求められるのではないだろうか。

災害時の備えについては、五小保護者調査でも、山大学生調査でも、緊急時の避難場所を確認すること以外は実行率が低く、3割程度にとどまるもの多かった。宮城県出身の学生が自分の家族の実行率が高いと認識していたが、これは、災害への不安感の分析で、宮城県出身の学生の不安感が高かったこととも符合している。同じ東北地方の隣県でも、東日本大震災を経験した地域と、人びとが「災害が少ない」イメージを持っている地域では、大きな違いがあることが示された。さらに、学生の災害への備えは全般的に家族任せであり、宮城県出身の学生でも自分自身ではありません準備しておらず、山形で一人暮らしをする場合には備えが疎かになる傾向にあった。災害時に大学の知人や友人に援助を求めるとしても、備えができていない者ばかりでは問題解決につながらない可能性があるため、一人暮らしの学生に備えを促すことが必要である。

このように、山形市中心部の住民や山形県内に住む学生が、相対的に、災害への準備をしていないことや、災害への不安感が低いことは、「災害の少ない地域で安心して生活できている」と受け取ることもできる。ただし、これは「災害が発生しない」前提で言えることである。災害のリスクについて、ことさら不安を煽る必要はないが、科学的な根拠にもとづき理解したうえで、それでもいざというときのために備えておくことが重要であろう。

注

- 1) 2020年2月18日に、本多薫・阿部晃士が実施した山形市総務部防災対策課に対するヒアリングより。
- 2) 学生の実家の所在地は、山形県が34.8%（65人）、宮城県が33.7%（63人）である。山形県内出身の学生のうち3分の1程度が一人暮らしをしており、宮城県出身の学生の約半数は実家

3 災害時のネットワークと災害への備え 山形大学近隣小学校の保護者と大学生を対象とした調査より一阿部

から高速バスなどを利用して通学している。また、山形県と宮城県以外の都道府県出身者はすべて一人暮らしをしている。詳しくは、阿部（2021）を参照。

3) この質問項目は、東京大学社会科学研究所が行った危機対応学プロジェクトの調査（東大社研・玄田・有田 2018）と同様のものである。

引用文献

- 阿部晃士, 2021, 「『山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）』調査の概要」『山形大学人文社会科学部研究年報』18：149-152。
- 安部美和, 2019, 「熊本地震後の学生ボランティアと大学周辺住民との関係構築の課題」『熊本大学政策研究』9：161-172。
- 岩手県立大学総合政策学部, 2016, 『東日本大震災時における岩手県立大学総合政策学部の危機対応記録』。
- 金澤悠介, 2014, 「社会関係資本からみた社会的孤立の構造」辻竜平・佐藤嘉倫（編）『ソーシャル・キャピタルと格差社会—幸福の計量社会学』東京大学出版会：137-152。
- 木村玲欧, 2015, 『災害・防災の心理学—教訓を未来につなぐ防災教育の最前線』北樹出版。
- 東大社研・玄田有史・有田伸（編），2018，『危機対応学—明日の災害に備えるために』勁草書房。
- 苦米地なつ帆, 2018, 「危機に対し家族は—家族役割とジェンダー」東大社研・玄田有史・有田伸（編）『危機対応学—明日の災害に備えるために』勁草書房：82-106。
- 山根純佳・阿部晃士, 2015, 「子育て世帯における日常と災害時のネットワーク—山形大学周辺における小学生の保護者に対する調査より」『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』12：53-60。

謝 辞

本研究では、山形市の防災への取り組みや、市民の防災意識について、山形市総務部防災対策課にお話をうかがいました。記して感謝いたします。

Social Networks and Disaster Preparedness Behaviors Among Parents
with School Children Living in the Vicinity of Yamagata University
and the University Students.

Koji ABE

Summary :

This paper analyzed the disaster preparedness behaviors among residents and university students, and the role of social networks in this regard. We conducted a survey of parents with elementary school students living in the vicinity of Yamagata University and the university students.

The results show that about 20% of the respondents did not have any acquaintances nearby to ask for help in a disaster. Students who live on their own have difficulty relying on family and relatives. Therefore, they look toward university related networks, such as university acquaintances and friends, for help. People believe that the region is less prone to disasters and, therefore, they are not well prepared in terms of disaster preparedness behavior.

In elementary schools, it may be useful to build networks among parents through school events. It is also important for the university to consider how to respond to the students and residents who may be isolated around the campus in the event of a disaster.

4 心の健康に関する相談相手の実態と相談窓口の認知度について：山形市民と山形大学生の事例

大 杉 尚 之

1. はじめに

1998年の自殺者数の爆発的増加以降、年間3万人超と高い水準を維持している（厚生労働省人口動態統計）。自殺は公衆衛生上の大きな問題であり、2006年の自殺対策基本法の成立、自殺総合対策大綱の閣議決定など、国を挙げての対策が進められている。自殺総合対策大綱によると「自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっている」とし、「個人の自由な意思や選択の結果ではなく、自殺は、その多くが追い込まれた末の死」と結論づけている。そして、誰も追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目標に掲げている。山形県においても「いのち支える山形県自殺対策計画」を平成30年3月に策定し、対策が進められている。以上のように、心の健康に関するリスクは、暮らしの安心・安全を考える上で重要な問題であり、国および地方自治体において重点的に検討が行われている。

心の健康に関するリスクを抱えた人を早期に発見し、精神科医療につなげるためには、地域住民と公的な関連機関が包括的な支援体制づくりを協働的に進める必要がある。このような取り組みは、自殺対策のコミュニティ・モデルの政策（末木, 2009）と呼ばれており、地域住民への予防的な働きかけや、コミュニティの中で援助要請者と専門的な援助者をつないでいく取り組みが行われている。自殺者の中で適切な精神科治療を受けていた人が2割程度しかいないこと（高橋, 2014）、自殺と援助要請に負の相関があること（高齢者：Sakamoto, Tanaka, Neichi, & Ono, 2004、高校生と大学生：Deane, Wilson, & Ciarrochi, 2001）も示されており、援助要請がしやすい環境を整備することが重要である。具体的な自殺対策の実践例としては、教育現場への若年者向けの予防教育（元永, 2007；阪中, 2009）や、職場を中心とした中高年向けの対策（三島・永田・清水・久保田・森田, 2004）がある。

援助要請者を援助者に適切につなぐために重要な役割を担うのが、ゲートキーパーと専門機関の相談窓口である。ゲートキーパーとは「自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人」と説明されている（厚生労働省）。尚、山形県ではゲートキーパーは心のサポーターと呼ばれているが、曖昧性の回避のため、ゲートキー

パーで統一する。自殺を考えるほど悩んでいる人が周囲にいる可能性があり、専門性の有無に関わらず、誰もがそれぞれの立場でできることを進んで行うことが推奨されている。ゲートキーパー活動による予防効果は準実験レベルでは示されており（Isaac et al., 2009），日本においても実践活動が行われている（高橋他, 1998；Sakamoto et al., 2004；2014）。

また、専門機関の相談窓口も重要な役割を担う。日本では電話相談の取り組みが数多く実施されている。電話相談と自殺死亡率との関係について海外では体系的な検討も行われており、電話相談が存在する地域と存在しない地域の自殺死亡率の比較（e. g., Lester, 1997；Miller, Coombs, Leeper, & Barton, 1984），電話相談を利用した人を対象とした効果研究（Gould, Kalafat, HarrisMunfakh, & Kleinman, 2007；King, Nurcombe, Bickman, Hides, & Reid, 2003）を通じて効果があることも示されている。具体的には、電話相談による希死念慮、絶望感、精神的苦痛といった指標の改善が報告されている。また、頻回電話相談利用者とそうでない人の比較に関するメタ分析（Middleton, Gunn, Bassilios, & Pirkis, 2014）により、相談利用者の心理社会的要因の分析も進められている。日本においても「いのちの電話」の利用者の特徴の分析が多く行われている（勝又・村山・及川, 2015，勝又・及川・森野・堀井, 2017）。また、自殺総合対策大綱によると若年者はインターネットやSNS上で自殺をほのめかすことや、自殺の手段を検索する傾向があることから、インターネットを介した相談窓口への誘導についても対策が進められている（厚生労働省）。

以上のように、援助要請者を援助者につなぐためには、コミュニティ内のゲートキーパーの配置や相談窓口の周知活動が重要である。そのための現状把握として、本研究では心の健康に関する「相談相手についての実態」と、「専門相談機関の認知度」について分析を行い、課題について考察する。尚、分析データとしては2018年12月に山形大学周辺の小学校（山形市立第五小学校）の子供の保護者（以下、地域住民）および2019年1月に山形大学の大学生（以下、山大学生）に行なった調査データを用いた（調査の概要是阿部（2020）参照）。五小保護者調査は有効回答が165で、男性29名、女性133名、未記入3名であった。年齢の平均は41.2歳であった。山大学生調査は、有効回答が198で、男性70名、女性127名、未記入1名であった。学年は1年生72名、2年生56名、3年生32名、4年生31名、学年未記入7名であった。また、調査結果の解釈に際して、山形県精神保健福祉センターにヒアリング調査を行い、取り組みについて情報提供を受けた。これらの内容に基づきながら、援助要請者の特徴や援助要請者を専門的な援助者につなぐための課題について考察する。

2. 日常的な問題と相談相手についての実態調査

2.1. 地域住民を対象とした調査結果

援助や相談相手が欲しい時、どのような人や機関を頼りにするのかについての調査結果から見

ていく。小学校の保護者（地域住民）を対象とした調査では、日常的な問題として「心の健康に関する問題」、「金銭に関する問題」、「病気や事故に関する問題」の3つを設定し、相談相手として“配偶者”，“自分の親”，“自分の兄弟姉妹”，“自分の子ども”，“配偶者の親”，“配偶者の兄弟姉妹”，“その他の親族”，“友人や職場の同僚”，“近所（地域）の人”，“専門家やサービス機関”，“誰もいない”の選択肢を設けた。複数回答式とし、回答者の割合を算出した。

Table 1. 日常的な問題と相談相手（地域住民、複数回答あり、単位 %）

| | 配偶者 | 自分の親 | 自分の兄弟姉妹 | 自分の子ども | 配偶者の親 | 配偶者の兄弟姉妹 | その他の親族 | 友人や職場の同僚 | 近所（地域）の人 | 専門家やサービス機関 | 誰もいない |
|--|-----|------|---------|--------|-------|----------|--------|----------|----------|------------|-------|
| 精神的な悩みや心の健康の問題を抱えて、落ち込んだり、混乱した時（N=165） | 64 | 53 | 28 | 13 | 12 | 5 | 4 | 53 | 2 | 8 | 6 |
| 急いでお金（30万円程度）を借りなければならぬとき（N=165） | 46 | 62 | 22 | 1 | 21 | 5 | 5 | 1 | 0 | 6 | 10 |
| あなたや家族の誰かが病気や事故で、どうしても人手が必要なとき（N=165） | 62 | 76 | 38 | 12 | 39 | 21 | 11 | 16 | 6 | 9 | 5 |

¹ 色の濃淡は割合の多寡に対応

Table1は、地域住民の回答をまとめたものである。「心の健康に関する問題」の相談相手においては“配偶者”が64%と最も多く、次いで“自分の親”と“友人や職場の同僚”がいずれも53%であった。「金銭に関する問題」や「病気や事故に関する問題」の相談相手では“自分の親”が最も多く、次いで“配偶者”，“自分の兄弟姉妹”か“配偶者の親”という順番であった。上記の問題について“専門家やサービス機関”を挙げる人は10%未満であった。また、相談相手が“誰もいない”と回答した割合は、「病気や事故に関する問題」においては6%，「金銭的問題」においては10%，「病気や事故に関する問題」では5%であった。

全体的な傾向として、「心の健康に関する問題」，「金銭に関する問題」，「病気や事故に関する問題」のいずれにおいても“配偶者”や“自分の親”に相談することが多いことが示された。一方、「心の健康に関する問題」に特有の傾向として，“友人や職場の同僚”的回答が多く、家族以外の身近な人的ネットワークに援助を求めることが示された。また、各問題で1割弱の人が、相談相手が“誰もいない”と答えていた。

2.2. 山大学生を対象とした調査結果

山大学生への調査では、日常的な問題として上記に加えて「人間関係に関する問題」、「大学の勉強や成績に関する問題」、「将来の進路や就職についての問題」を設定し、相談相手として“自分の親”，“自分の兄弟姉妹”，“その他の親族”，“大学の友人・知人”，“大学以外の友人・知人”，“近所（地域）の人”，“アルバイト関係者”，“専門家やサービス機関”，“誰もいない”の選択肢を設けた。

Table 2. 日常的な問題と相談相手（山大学生、複数回答あり、単位 %）^{1,2}

| | 自分の親 | 自分の兄弟姉妹 | その他の親族 | 大学の友人・知人 | 大学以外の友人・知人 | 大学の教員や職員 | 近所（地域）の人 | アルバイト関係者 | 専門家やサービス機関 | 誰もいない |
|--|------|---------|--------|----------|------------|----------|----------|----------|------------|-------|
| 精神的な悩みや心の健康の問題を抱えて、落ち込んだり、混乱した時（N=198） | 55 | 19 | 7 | 67 | 46 | 4 | 0 | 6 | 2 | 9 |
| 人間関係で悩んだとき（N=198） | 44 | 17 | 3 | 67 | 48 | 4 | 1 | 6 | 1 | 9 |
| 大学の勉強や成績で悩んだとき（N=197） | 37 | 13 | 2 | 68 | 30 | 14 | 0 | 3 | 0 | 9 |
| 将来の進路や就職について悩んだとき（N=197） | 73 | 16 | 8 | 60 | 40 | 20 | 1 | 7 | 1 | 5 |
| 急いでお金（30万円程度）を借りなければならないとき（N=197） | 87 | 9 | 10 | 4 | 4 | 2 | 0 | 1 | 5 | 9 |
| あなたや家族の誰かが病気や事故で、どうしても人手が必要なとき（N=198） | 65 | 38 | 47 | 25 | 23 | 1 | 5 | 5 | 6 | 6 |

¹ 色の濃淡は割合の多寡に対応² 記入もれにより、質問項目ごとに回答数は異なる。

Table 2は山大学生の回答をまとめたものである。分析の結果、「心の健康に関する問題」の相談相手では“大学の友人・知人”が67%と最も多く、次いで“自分の親”的55%、“大学以外の友人・知人”的46%の順番であった。同様の傾向は「人間関係に関する問題」、「大学の勉強や成績に関する問題」でも示され、“大学の友人・知人”が最も高く、“自分の親”と“大学以外の友人・知人”が同程度であった。一方、「将来の進路や就職についての問題」、「金銭に関する問題」、「病気や事故に関する問題」の相談相手への回答は“自分の親”が最も高く（それぞれ73%，87%，65%）、「将来の進路や就職についての問題」については“大学の友人・知人”，“大学以外の友人・知人”も高かった。また，“大学の教員や職員”には、「大学の勉強や成績に関する問題」

る問題」では14%，「将来の進路や就職についての問題」では20%が相談するものの，その他の問題については5%以下であった（精神的な問題についても4%）。“専門家やサービス機関”に相談をする割合は5%程度かそれ以下であった（「心の健康に関する問題」については2%）。相談相手が“誰もいない”と回答した割合は，「心の健康に関する問題」，「人間関係に関する問題」，「大学の勉強や成績に関する問題」，「金銭に関する問題」においては9%，「将来の悩み」においては5%，「病気や事故に関する問題」では6%であった。

全体的な傾向として，「将来の進路や就職についての問題」，「金銭に関する問題」，「病気や事故に関する問題」においては主に“親”に相談することが多いことが示された。一方，「心の健康に関する問題」，「人間関係に関する問題」，「勉強や成績に関する問題」，「進路や就職に関する問題」については“親”と同程度に“大学の友人・知人”または“大学以外の友人・知人”に相談する傾向が示された。各問題の相談相手として“大学の教員や職員”，“専門家やサービス機関”を挙げる割合は高くなく，「心の健康に関する問題」や「人間関係に関する問題」に関しては，5%未満であった。さらに，各問題について1割弱が，相談相手が“誰もいない”と答えていた。

2.3. 全体的な傾向について

地域住民，山大学生に一貫する傾向として，「心の健康に関する問題」の相談相手として，親などの家族に加えて友人，知人，職場の同僚などに相談をする傾向が示された。「金銭に関する問題」や「病気や事故に関する問題」には友人，知人，職場の同僚などに相談をする割合は高くないことから，「心の健康に関する問題」の相談に特有の傾向であると考えられる。一方，各種の問題で専門家やサービス機関（山大学生の場合は教職員も）を挙げる割合は高くなく，特に「心の健康に関する問題」では5%未満であった。さらに，地域住民，山大学生のいずれの調査でも，相談相手が誰もいないと答えていた割合が1割弱いることが示された。

3. 心の健康に関する相談窓口の認知度

3.1. 地域住民を対象とした調査結果

次に，心の健康に関する相談窓口の認知度についての調査結果を見ていく。小学校の保護者（地域住民）を対象とした調査では，「山形いのちの電話」，「よりそいホットライン」，「保健所の精神保健福祉担当」，「市町村の精神保健福祉担当課」，「こころの健康相談統一ダイヤル」，「精神保健福祉センターの心の健康相談ダイヤル」，「精神保健福祉センターの心の健康インターネット相談」，「県立こころの医療センターのこころの悩み相談室」，「その他」の選択肢を設け，それぞれについて知っているかについて回答を求めた。

Fig.1は地域住民の回答をまとめたものである。その結果，「山形いのちの電話」の認知度は59%であり，その他の相談機関の認知度は10%程度およびそれよりも低かった。以上より，精神

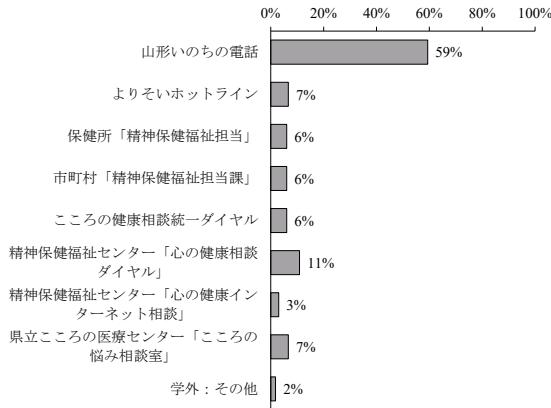


Fig.1. 心の健康に関する相談窓口（地域住民、複数回答あり、N=165）

的な悩みに関する相談窓口として「山形いのちの電話」は6割程度の人に認知されているものの、他の窓口は1割程度のみの認知度であることが示された。

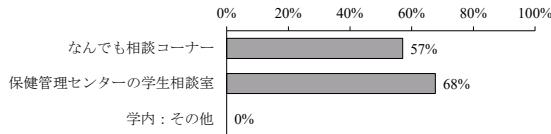


Fig.2. 心の健康に関する学内の相談窓口（山大学生、複数回答あり、N=198）

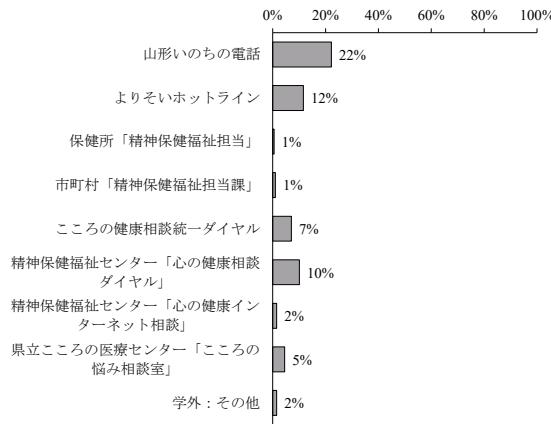


Fig.3. 心の健康に関する学外の相談窓口（山大学生、複数回答あり、N=198）

3.2. 山大学生を対象とした調査結果

山大学生を対象とした調査では上記の学外の相談窓口に加えて、山形大学小白川キャンパス内

の相談窓口として、「なんでも相談コーナー」、「保健管理センターの学生相談室」、「学内:その他」の選択肢を設け、それぞれについて知っているかについて回答を求めた。

Fig.2とFig.3は山大学生の回答をまとめたものである。その結果、学内の相談窓口においては「なんでも相談コーナー」が57%、「保健管理センターの学生相談室」が68%と、約6割から7割程度の認知度があった。一方、学外の相談機関については「山形いのちの電話」が22%であり、その他の認知度は10%程度およびそれよりも低かった。以上より、山大学生では大学内の相談窓口は5割から6割の認知度がある一方で、学外の窓口は「山形いのちの電話」でも2割程度、その他の窓口は1割程度のみであることが示された。

3.3. 全体的な傾向について

心の健康に関する相談窓口としては、地域住民、山大学生のいずれにおいても「山形いのちの電話」以外の公的機関の認知度が十分ではないことが明らかとなった（1割未満）。また、山大学生では「なんでも相談コーナー」や「保健管理センターの学生相談室」の認知度が6割から7割あるのに対し、学外の専門機関の認知度は地域住民よりも低い傾向にあった。

4. 考察

上記の調査により、心の健康に関する相談相手としては、友人、知人などの人的ネットワークを挙げること、専門家やサービス機関（山大学生の場合は教職員も）を挙げる割合が少ないと、両者の1割弱が、相談相手がないと回答していることが明らかとなった。また、心の健康に関する相談窓口については、「山形いのちの電話」以外の公的機関の認知度が十分ではないこと、山大学生には学内の相談窓口が6割から7割の認知度があることが示された。このような地域住民と山大学生の特性を考慮し、援助要請者をどのように専門的な援助者につなげるかについて考察する。

4.1. 心の健康に関する相談相手の実態

心の健康に関する相談相手として、親や配偶者と同程度に友人や知人が選ばれやすいことが明らかとなった。このことは、日常的な人付き合いが社会的ネットワークの基盤となっており、社会的ネットワークの形成を支援することで「孤立」や「問題によって追い込まれた状態」を防ぐことが出来る可能性を示している。一方、このネットワークが援助要請の始点となる場合、社会的ネットワークを多く持つほど援助要請の相談を多く受ける立場にもなる。すなわち、地域住民や山大学生が援助要請に対するゲートキーパーの役割を担う可能性がある。以上のことから、心の健康に関するリスクを抱えた人を早期に発見し、必要な支援につなげるためには、社会的ネットワーク形成支援とゲートキーパー養成が効果的であると考えられる。

ゲートキーパーの養成に関して、山形県の精神保健福祉センターではゲートキーパー（心のサポーター）の新規養成と質を高める取り組みの2つが行われている。新規養成については、先駆的にゲートキーパー養成研修を実施してきたほか、市町村が主体となってゲートキーパーを養成できるように、市町村担当者を対象に研修会を開催してきた。現在は、精神保健福祉センター、保健所、市町村でゲートキーパー養成研修会を実施している。質の向上については県内4地域で開催している「地域別自殺対策推進検討会」（市町村及び保健所の自殺担当者が対象）において、ゲートキーパーの役割や意義、養成研修に関する情報交換や検討を行っている。大学としては、地域住民向けのシンポジウムの共同開催、大学教員や大学生向けのゲートキーパー養成研修会等を開催することで、支援のための社会的ネットワーク形成やゲートキーパー養成の取り組みを促進していくことができると考えられる。

また、調査の結果、心の健康に関する相談相手として、専門家やサービス機関（山大学生の場合は教職員も）は選ばれにくいこと、相談相手がないと回答している人が1割程度いることが明らかとなった。身近に相談できる人がおらず、専門機関に相談することもなく、一人で抱え込んでしまう人が一定数いる可能性がある。また、家族や友人等に相談した場合でも、そこから専門の相談機関につながらない可能性も考えられる。専門相談機関が選ばれにくいことは、これまでの研究でも指摘されており（木村、2009；河合、2018）、否定的イメージがあることが原因として挙げられている（伊藤、2006）。同様に、山大学生にとって心の健康に関する相談相手として教職員が選ばれにくいのは、教職員にこの相談を行うことの否定的イメージからくる心理的負担によるものかもしれない。これらを払拭するためには、専門相談窓口や教職員が、心の健康に関する相談をすることへのポジティブなイメージを高める働きかけを行い、来談へのハードルを下げる必要があるのかもしれない。

4.2. 心の健康に関する相談窓口の認知度

調査の結果、心の健康に関する相談窓口については十分に認知されていない傾向が示された。援助要請者と専門的な援助者をつなぐために、専門相談機関の認知度を高めていく必要がある。電話相談やインターネット相談の認知度を高めるために、精神保健福祉センターでは主に2つの対策が取られている。1つ目は、精神保健福祉センターが実施している「心の健康インターネット相談」、「心の健康相談ダイヤル」、厚生労働省が委託で実施している「こころのほっとチャット～SNSチャット相談～（特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア）」の情報を記載したカードを作成し（77,500部）、県内のすべての中学校、高等学校、大学（短大、専修学校含む）に配布している。2つ目は、検索連動型広告を活用した相談支援事業の啓発である。例えば、検索エンジンで、「自殺」等の検索を行うと、自動的に精神保健福祉センター等の相談機関のホームページが広告として表示される。上記の取り組みは、相談機関を頼るまでに必要な心理的負担を軽減させることや、精神的に追い詰められ、心理的に視野狭窄に陥っている状態でのアクセス

を可能にすることとなり、援助要請者と専門機関の繋がりを促進することが予想される。

また、山大学生は学外の相談機関の認知度は低いものの、学内の相談機関（「なんでも相談コーナー」や「保健管理センターの学生相談室」）の認知度は6割から7割程度あった。これは、半年に1回行われるオリエンテーションにより、定期的に相談窓口の情報を周知している効果があるのかもしれない。山大学生の場合は学内の相談機関の方が身近であり、学内の組織を通じて外部の機関へと繋がっていくと考えられる。そのため、最初の相談窓口として学内の相談機関がどのような役割を担う必要があるのか、外部の機関とどのように連携していくのかを考えていく必要がある。

山形県の精神保健福祉センターでは、若者の自殺対策として若者がアクセスしやすい手段を用いた「心の健康インターネット相談」に平成26年度から取り組んでいる。また、市町村の取組として、県内35市町村のうち5つの自治体が、小中学校等と自治体が協力し、「SOSの出し方教育」を実施している。今後は、若者の自殺対策をテーマとする検討会（市町村担当者、学校関係者を対象）の開催を予定しており、大学生も含めた包括的な対策に発展していくことが期待される。これらの精神保健福祉センターの取り組みと大学内の相談機関の取り組みの情報共有を図る必要があるだろう。

4. 3. 今後の取り組みに向けて

本研究では、心の健康に関する「相談相手についての実態」と、「専門相談機関の認知度」について調査をし、援助要請者を専門的な援助者につなげるための方法と課題について考察をした。精神的な悩みの相談相手として友人や知人（または職場の同僚）の人的ネットワークを利用する可能性が高い一方で、専門家やサービス機関（山大学生の場合は教職員も）を挙げる割合が低く、全体の1割は相談相手が誰もいないと答えていた。また、相談窓口としては、「山形いのちの電話」以外の公的機関の知名度が十分ではなかった（1割未満）一方で、山大学生には「なんでも相談コーナー」や「保健管理センターの学生相談室」等の学内相談機関の知名度が高いこと（6割程度）が明らかとなった。以上の実態をふまえ、援助要請者と専門的な援助者をつなぐためには、1) 支援のための社会的ネットワークの強化と被相談者の心の健康に関する知識の向上を図ること、2) 専門相談機関の認知度やイメージを向上させる必要があることが重要であると考えられる。そのためには、地方自治体と大学が連携し、心の健康に関するリスクや専門相談機関について、情報提供を続けることが必要である。

引用文献

阿部晃士（2020）。山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）調査の概要、山形大学人文社会科学部研究年報。

- Deane, F. P., Wilson, C. J., & Ciarrochi, J. (2001). Suicidal ideation and help-negation : Not just hopelessness or prior help. *Journal of clinical psychology*, 57, 901-914.
- Gould, M. S., Kalafat, J., HarrisMunfakh, J. L., & Kleinman, M. (2007). An evaluation of crisis hotline outcomes. Part 2 : Suicidal callers. *Suicide and Life-Threatening Behavior*, 37, 338-352.
- Isaac, M., Elias, B., Katz, L. Y., Belik, S. L., Deane, F. P., Enns, M. W., ... & Swampy Cree Suicide Prevention Team (12 members) 8. (2009). Gatekeeper training as a preventative intervention for suicide : a systematic review. *The Canadian Journal of Psychiatry*, 54, 260-268.
- 伊藤直樹 (2006). 学生相談機関のイメージ及び周知度と来談意思の関係. 心理学研究, 76, 540-546.
- 勝又陽太郎・村山美和・及川紀久雄 (2015). いのちの電話利用者の心理社会的特徴と相談ニーズに関する考察. 精神医学, 5, 1007-1015.
- 勝又陽太郎・及川紀久雄・森野嘉郎・堀井茂男 (2017). 自殺予防いのちの電話フリーダイヤルによる電話相談利用者の特徴. 厚生の指標 64, 1-8.
- 河合輝久 (2019). 大学生のうつ病に対する認知およびファーストエイド方略. 心理学研究, 90, 42-52.
- 木村真人 (2015). 大学生の学生相談におけるパーソナル・サービス・ギャップ. 心理臨床学研究, 33, 275-285.
- King, R., Nurcombe, B., Bickman, L., Hides, L., & Reid, W. (2003). Telephone counselling for adolescent suicide prevention : Changes in suicidality and mental state from beginning to end of a counselling session. *Suicide and Life-Threatening Behavior*, 33, 400-411.
- 厚生労働省. (2017). 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～.
- Lester, D. (1997). The effectiveness of suicide prevention centers : a review. *Suicide and Life-Threatening Behavior*, 27, 304-310.
- Middleton, A., Gunn, J., Bassilios, B., & Pirkis, J. (2014). Systematic review of research into frequent callers to crisis helplines. *Journal of Telemedicine and Telecare*, 20, 89-98.
- Miller, H. L., Coombs, D. W., Leeper, J. D., & Barton, S. N. (1984). An analysis of the effects of suicide prevention facilities on suicide rates in the United States. *American Journal of Public Health*, 74, 340-343.
- 三島徳雄・永田頌史・清水隆司・久保田進也・森田哲也 (2004). 職場におけるうつ病・自殺予防マニュアル及び教育プログラムの開発. 産業ストレス研究, 11, 155-162.
- 元永拓郎 (2007). 大学受験予備校における自殺予防活動——コミュニティ・メンタルヘルスサービスの視点から——. 帝京大学文学部紀要. 心理学, 11.
- Sakamoto, S., Tanaka, E., Neichi, K., & Ono, Y. (2004). Where is help sought for depression

- or suicidal ideation in an elderly population living in a rural area of Japan ? *Psychiatry and clinical neurosciences*, 58, 522–530.
- Sakamoto, S., Tanaka, E., Kameyama, A., Takizawa, T., Takizawa, S., Fujishima, S., ... & Ono, Y. (2014). The effects of suicide prevention measures reported through a psychoeducational video : A practice in Japan. *International journal of social psychiatry*, 60, 751–758.
- 阪中順子 (2008). 学校における自殺予防教育——自殺予防プログラム (特集 第14回広島大学心理臨床セミナー 子どもの自殺予防について考える——学校や家庭でできること). 広島大学大学院心理臨床教育研究センター紀要, 7, 27–29.
- 末木新 (2017). 自殺の予防と心理学. 心理学評論, 60, 265–276.
- 高橋祥友 (2014). 自殺の危険：臨床的評価と危機介入. 金剛出版.
- 高橋邦明・内藤明彦・森田昌宏・須賀良一・小熊隆夫・小泉毅. (1998). 新潟県東頸城郡松之山町における老人自殺予防活動—老年期うつ病を中心に—精神神經學雑誌, 100, 469–485.

Survey on the Types of People Chosen as Confidant and the Degree of Recognition for the Official Consultation Desks

Takayuki OSUGI

The present study aimed to clarify the types of people chosen as confidants and the degree of recognition for official consultation desks. Parents of elementary school children living near Kojirakawa Campus at Yamagata University and university students were asked for the types of people chosen as confidants when they needed help with their mental health. The results showed that both the parents and university students could counsel about mental health to their family, close friends, and coworkers, but prevented the latter from seeking help from the official consultation desks. Furthermore, when asked for the names of the official consultation desks, the parents and university students were unfamiliar with these names except for the Federation of Inochi No Denwa. These results suggest that the parents of elementary school children and university students tend to rely on familiar social capital when they need help with mental health and avoid mental health professionals.

5 防災情報の発信と入手に関する現状と課題

—山形市住民と山形市役所の調査から—

本 多 薫

1 はじめに

近年、大型台風や集中豪雨が多くなっており、大規模な水害や土砂崩れの発生を想定とした迅速な避難行動の必要性が高まっている。そのため、国や各自治体は、防災情報の伝達強化やハザードマップの公表など、住民の日頃からの災害への備えや迅速な避難行動が行えるように対策を進めている。防災対策には、自分自身や家族で備える「自助（一人一人の役割）、地域で助け合う「共助（地域の役割）」、行政が行う「公助（行政の役割）」の3つがある（留萌市、2018）。自助には、災害に備えてハザードマップによる危険個所の把握、避難場所の確認などの日頃から防災情報の入手が重要である。また災害が発生する恐れがある、又は発生した場合の国や各自治体からの防災情報の入手方法の確認も必要と思われる。住民は積極的に自らの命を守るための行動をとり、行政（国や各自治体）はそれを支援するため、意思決定に利用される情報を提供する必要があると指摘されている（三橋ら、2018）。防災情報には、平常時に災害に備える予防期、台風接近時など災害発生の恐れのある場合の警戒期、発生後の応急期等に分けられる（宇田川、2018）。自治体が地域住民に発信する予防期の防災情報には、想定される土砂災害や洪水地域の情報（ハザードマップ）、想定される地震や被害想定、避難場所、防災訓練の案内、町内会・自治会の自主防災活動などがある。警戒期の防災情報には、避難情報（避難指示、避難勧告、避難準備などの発令）、避難所の開設、注意喚起情報（気象警報・震度や土砂災害警戒情報などの発表時）などがある。応急期の防災情報には、避難所の状況、河川の水位や氾濫、市道の通行止めなどがある。各期の防災情報の発信に関して、従来の各種ハザードマップの配布、自治体が発行する広報誌やホームページ、町内会・自治会を介した広報活動などに加えて、国は自治体がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用することを推奨している（内閣官房、2013）。環境・防災研究所（2018）が実施した平成30年7月西日本豪雨災害アンケート調査での降雨や土砂災害、河川の氾濫（避難情報）に関する防災情報の入手に関する質問では、「テレビ」が82.3%、「インターネットのニュースサイト」が50.7%、「緊急時にスマートフォンや携帯電話に自動配信される緊急速報メール」が44.3%と多く、逆に「Facebook、TwitterなどのSNS」が8.3%、「防災アプリ」が12.0%と少ない結果であった。国は各自治体がSNSを活用して防災情報を発信する取り組みを進めているが、災害発生時には住民はテレビやインターネットのニュースサイトから防災情報

を入手しており、SNS から防災情報を入手した住民は少數であり、国の施策と地域住民の入手行動とは一致しているとは言い難い。防災情報の入手と発信に関する課題を明らかにするためには、地域住民の防災情報に関する認知や入手行動と、自治体の防災情報に関する取り組みや発信について、地域住民と自治体の両者から調査して現状を比較検討する必要がある。山形大学法人本部の所在地である山形市においても、山形市公式 Facebook, LINE, Twitter の各種 SNS や防災情報メールマガジンなどを導入し、防災情報を住民に発信している。

そこで本研究では、山形県山形市の住民（山形市立第五小学校の保護者）に対して実施したアンケート調査と、山形市役所の防災担当者からのヒアリング調査をもとに、災害情報の予防期、警戒期、応急期に分けて、防災情報の入手と発信に関する現状を比較して、課題を明らかにすることを目的とする。

2 調査方法

2. 1 山形市住民に対するアンケート調査と調査地域

YU-COE (M) 「地域社会における安心・安全に関する学際的研究拠点」のプロジェクト研究として、「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート」を山形市立第五小学校の保護者の方を対象に 2018 年12月に実施した（註 1）。防災情報の入手に関する質問は 6 問であり、ハザードマップの認知、災害・防災の情報交換・相談、日頃からの防災情報の入手と主な情報源、大規模な災害が発生した時又は発生しそうな時の防災情報の入手と主な情報源を質問した。

今回、アンケート調査の対象とした調査地域の山形市立第五小学校区は、山形市が行政上の区分として市内を30の地区に分けているうちの第五地区にはほぼ該当しており、山形市自主防災組織連絡協議会の効率的な運営を確保するため、地区ごとに地区自主防災組織連絡会を設置している。第五小学校区（第五地区）は、西側に山形駅、北東側に馬見ヶ崎川（一級河川）、南東側に千歳山があり、比較的平坦な地域である。表 1 に近年の第五地区に発令された避難情報を示すが、アンケートの調査以前の2015年と2016年にも大雨による「避難準備」が発令されている。

2. 2 山形市役所の防災担当者からのヒアリング調査

山形市総務部防災対策課の防災担当者 3 名に対して対面によるヒアリング調査を2020年 2 月 14 日に実施した（註 2）。ヒアリングでは、まず最初に「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート第 1 次報告書」（山形大学、2019）を提示してアンケート結果の概要を説明した。その後、アンケートの結果に対する感想と当方から質問を行う方法で回答を求めた。

3 防災情報の入手と発信の現状

3. 1 予防期における防災情報の入手と発信について

予防期における防災情報には、想定される土砂災害や洪水地域の情報（ハザードマップ）、避難場所（註3）、防災訓練の案内、町内会・自治会の自主防災活動情報などがある。

3. 1. 1 ハザードマップの認知度

山形市立第五小学校の保護者の方を対象に実施したアンケート調査（以後、五小保護者調査）では、ハザードマップを見たことがあるかという問い合わせに対して、「見たことがある」が60%、「見たことがない」が28%、「覚えていない」が12%であった（表2）。また、山形市役所の防災担当者からのヒアリング調査（以後、山形市調査）では、「住民票を移動し転入された方には、市民課・住民票移動の窓口で、ごみの分別表や山形市のルールなどと併せてハザードマップを配布している。」と回答している（表8）。防災ジオラマ推進ネットワーク（2018）が2019年に全国の男女に対して実施したハザードマップに関するアンケート調査では、地域のハザードマップを「知らない」、「見たことがない」が半数強（50.8%）であり、年齢が若いほど認知・理解が進んでいないと報告している。今回の五小保護者調査は、2018年12月に実施したが、同年7月1日発行の広報誌「やまがた」で災害等による避難情報やハザードマップの解説・入手方法を広報している（山形市、2018）。山形市では、全世帯にハザードマップを配布し、住民票を移動し転入された方には窓口で配布するとともに、山形市のホームページを通して周知している。ハザードマップを「見たことがない」と「覚えていない」を合わせると40%の保護者がハザードマップを認知していないなかったが、先に紹介した全国の調査結果の50.8%よりは低く、山形市の広報活動による一定の成果が出ているものと思われる。

3. 1. 2 避難場所情報の入手

五小保護者調査（表3-1）では、日頃からの地震発生時の避難場所情報の入手は、「あまり入手しない」が42%、「まったく入手しない」が17%であり、合わせて59%の保護者が避難場所情報を十分に入手していない。また洪水発生時の避難場所情報の入手は、「あまり入手しない」が45%、「まったく入手しない」が24%であり、合わせて69%の保護者が避難場所情報を十分に入手していない。また、自宅周辺の危険箇所情報の入手は、「あまり入手しない」が46%、「まったく入手しない」が27%であり、合わせて73%の保護者が自宅周辺の危険箇所情報を十分に入手していないとの結果である（表3-1）。また、山形市調査（表8）では、「避難所を知らないということにびっくりした。」と回答している。五小保護者調査（表3-2）では、日頃からの「避難場所情報」と「自宅周辺の危険箇所」入手する主な情報源については、地震発生時と洪水発生時とともに、ホームページが最も利用されている。山形市調査（表8）では、「ネットの時代で

ですので、我々も情報はすべてインターネットにあげてスマートフォンでも閲覧できるようにしているので、若い世代の方には活用してもらいたい。」と回答している。山形市のハザードマップでは、第五地区は水害による被害想定は低い地域とされているが、山形市（第五地区も含む）は山形盆地断層帯にあり、M7.8規模（最大震度6.6）の地震の発生確率が最大7%（30年以内）とされている（山形県、2002）。そのため、山形市では地震に備えて「山形盆地断層帯を震源とした場合の山形市揺れやすさマップ（地震ハザードマップ）」を作成して公表している（註4）。また、表1に示したように第五地区でも避難情報（避難準備等）が発令されている。これらの現状から、今回の調査対象である第五地区においても災害が発生する可能性がある。災害時に住民が迅速に避難するためには、事前に避難場所や自宅から避難場所までの経路や危険箇所などを知っておくことが必要であるが、避難に必要な防災情報を入手している住民は3割程度である。

3. 1. 3 近隣住民との情報交換

町内会・自治会の自主防災活動に関する近隣住民との交流についての五小保護者調査（表4）では、日頃のご近所の方との災害・防災に関する情報交換は、「あまりしない」が31%、「全くしない」が59%で合わせて90%の保護者がご近所と十分な情報交換が行われていないとの結果であった。また、災害が起きた時の避難についての子供との相談の有無については、「相談したことがない」が45%、「覚えていない」が10%であり、合わせて55%の保護者が家庭内で避難について事前に十分な相談が行われていない結果である（表5）。山形市調査（表8）では、「自主防災組織・自治会の活動に若い年齢の方が入っていないので、我々が自主防災組織を通じて様々な防災・天災に関する情報を発信しても、保護者世代の方に伝わらず、その結果が顕著に表れていると思う。」「われわれが市民の皆さんにしていただきたいことが『自助』、『共助』、『備蓄』です。どうしても公助には限界があります。特に大規模災害の発災直後は公助の動きが鈍るので、『自助』と『共助』を勧めている。」と回答している。自主防災組織の運営、地区の防災訓練の案内などの防災情報の発信を町内会・自治会を介して行っている（山形市、2020）ことや、『共助』を進めるために必要な日頃のご近所の方との情報交換や交流、家庭での話し合いが十分に行われていないと思われる。

3. 2 警戒期における防災情報の入手と発信について

警戒期の防災情報には、避難情報（避難指示、避難勧告、避難準備などの発令）、避難所の開設、注意喚起情報（気象警報・震度や土砂災害警戒情報などの発表時）などがある。

3. 2. 1 避難情報や避難所の開設などの防災情報の入手

避難情報や避難所の開設などの防災情報は、居住地の自治体（山形市）が発信・発令することになっている。そのため、日頃から山形市の防災情報に接することより、災害が発生する恐れが

高まった際の迅速な防災情報の入手につながるものと思われる。五小保護者調査(表3－1)では、日頃からの山形市の防災情報の入手は、「あまり入手しない」が34%、「まったく入手しない」が15%であり、合わせて49%の保護者が十分に入手していないとの結果であった。また、日頃からの「山形市の防災情報」を入手する主な情報源については、山形市のメール配信サービスが最も利用されている(表3－2)。山形市調査(表8)では、「Twitterではプッシュ通知で情報が入ってくるが、初めて半年ということもありフォロワー数がまだまだな状態である。防災情報メールマガジンの方も登録者は9000人ほどで、Facebookもフォロワーがあり多くなく、LINEも当然お友達追加しなければ情報が得られませんので、閲覧者を今後どのように増やしていくかが課題となっている。」と回答している。さらに、山形市調査(表8)において、「防災専用のページを設けており、防災というバナーから入れば色んな防災情報を閲覧できるようになっている。台風19号の際にアクセスが集中しサーバがパンクした。(註5)」と述べているように、市民が災害の危険性が高まってから山形市のホームページにアクセスして防災情報を入手しようとしたと推察される。現状では、TwitterやFacebookの利用者が増えないことやホームページにアクセスが集中したことからも、住民が防災情報にアクセスしやすい環境とは言えず、また日頃から防災情報の入手が行われていないことがわかった。

3. 2. 2 気象警報・震度などの注意喚起情報の入手

気象警報・震度などの注意喚起情報の入手に関して、五小保護者調査(表3－1)では、日頃からの地震発生や震度の入手は、「よく入手する」が51%、「時々入手する」が35%であり、合わせて86%の保護者が入手している。日頃からの豪雨や強風などの気象情報の入手に関しては、「よく入手する」が40%、「時々入手する」が41%であり、合わせて81%の保護者が入手している。また、日頃からの「地震発生や震度」と「豪雨や強風などの気象」を入手する主な情報源については、テレビとホームページの利用が上位である(表3－2)。注意喚起情報(地震、気象)については、テレビやインターネットを通して80%以上の保護者が入手している。この結果から、多くの保護者は、日頃からテレビやインターネット等から気象情報や地震の発生や震度などの防災情報は入手しており、注意喚起情報への関心は高いと思われる。しかし、最も基本的で身近である気象、地震に関する注意喚起情報を12～16%の保護者が「あまり入手しない」、「全く入手しない」こともわかった。

3. 3 応急期における防災情報の入手と発信について

応急期の防災情報には、避難所の状況、河川の水位や氾濫、市道の通行止めなどがある。警戒期では、状況が時々刻々と変わることから、自治体は迅速に必要な防災情報を発信し、その防災情報を住民が確実に入手できることが重要となる。そのため、警戒期における防災情報の入手と発信に関しては、大規模な災害が発生した時又は発生しそうな時の防災情報の情報源(入手と発

信)を取り上げることにする。

大規模な災害が発生した時又は発生しそうな時の防災情報の入手先(情報源)に関する五小保護者調査(表6)では、防災情報の入手先として利用が高い情報源は、「テレビ(75%)」「インターネット(58%)」「ラジオ(53%)」「スマートフォンの防災アプリ(51%)」である。山形市調査(表8)では、「防災情報について、山形市で一番中心となっているのが携帯電話への緊急速報メール、SNSですとFacebookとTwitter、今年からLINEでも防災情報を発信している。これらが、スマートフォンや携帯電話を持っている方への情報発信手段であるが、それらを持っていない方に向け、防災ラジオを希望者や災害想定区域にお住いの方に配布している。第五地区では土砂災害警戒区域の松波一丁目・二丁目あたりにラジオ配布のご案内をしているが、第五地区でラジオを持っている方はほとんどいないと思う。」「当然、テレビ局やラジオ局にも情報を伝達して放送していただくようにしている。」と回答している。防災情報の入手側(保護者(市民))と防災情報の発信側(山形市)を比較すると、入手側はテレビやラジオの公共放送やインターネット上にある防災情報を入手しようとしているのに対して、発信側は緊急速報メールやSNSに防災情報を流して、住民にダイレクトに災害情報を届けようと考えている。以上の現状を踏まえ、山形市のSNSを活用した防災情報の発信に対する取り組みは、これから防災情報の入手と発信に関する方向性に合致しているのか疑問が残る。

4 防災情報の入手と発信の課題

4. 1 予防期における防災情報の課題

4. 1. 1 ハザードマップの認知度

ハザードマップを「見たことがない」と「覚えていない」を合わせると40%の保護者がハザードマップを認知していなかったが、先に紹介した全国の調査結果の50.8%よりは低く、山形市の広報活動による一定の成果が出ているものと思われる。しかし、できる限りすべての住民がハザードマップを事前に確認することが重要であり、認知度をさらに上げる必要があることが課題として、挙げられる。

山形市調査(表8)において、「自分がどういう地域に住んでいるのか、災害リスク、その災害の警戒区域を把握していただきたい。」と述べているように、事前に各種ハザードマップを見て、自宅周辺や職場の災害リスクの有無を確認しておくことが求められる。全国的にハザードマップの認知度が低いことから、国土交通省は水害ハザードマップ検討委員会を立ち上げ、ハザードマップの認知度向上に向けた取り組みを検討している(国土交通省, 2016)。この検討委員会では、認知度向上への取り組みとして、(A)自治会、自主防災組織と連携、防災訓練、学校教育との連携、(B)住民等が自ら手を動かすような取り組み、(C)優良事例の水平展開のための施策、仕組みの検討、の3つを取り上げている。先に紹介した防災ジオラマ推進ネットワーク(2018)の調査

において、「年齢が若いほど認知・理解が進んでいない」と報告している。この点を考慮すると、ハザードマップの認知度向上に向けた取り組みの「学校教育との連携」を検討することが有望と思われる。小学校、中学校、高等学校の児童・生徒とその保護者が学校での学びを通じてハザードマップに接する機会を作ることが可能と考えられる。取り組みの事例として、授業で通学路を中心としたハザードマップの作成、子供たちが避難所同様に学校に寝泊まりをし、自分の住んでいる地域の危険箇所の確認、保護者も参加する防災キャンプの実施などを紹介している（国土交通省、2016）。

4. 1. 2 避難場所情報の入手

住民が迅速に避難するためには、事前に避難場所や自宅から避難場所までの経路や危険箇所などを知っておくことが必要であるが、避難に必要な防災情報を入手している住民は3割程度であり、日頃から多くの住民に避難に必要な防災情報を入手してもらう必要があることが課題として、挙げられる。

日頃から多くの方に避難（避難場所、危険箇所）に必要な防災情報を入手してもらうことに関しては、山形市でも広報誌「やまがた」に定期的に避難場所（一時避難場所、広域避難場所、避難所）に関する記事の掲載やホームページでの発信を行っている。また、町内会・自治会を介して回覧板に防災情報に関する資料添付するなど、広報活動に力を入れている。しかし、山形市調査（表8）で、「避難所を知らないということにびっくりした。」と述べているように、山形市が推測していたよりも住民が避難場所に関する防災情報を入手していないことが明らかとなった。国土交通省が住民の水害等に対する危機意識の醸成と避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、平成18年に「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」を作成し、その後の平成27年9月の関東・東北豪雨災害において、避難の遅れ等により多くの住民が孤立し、ハザードマップ等の防災情報が十分に認知されていないことが浮き彫りになったことや、平成29年に水防法改正されたことなどから、平成29年に手引きが改定されている（国土交通省、2017）。この手引きでは、電柱、公共施設の既存建物の壁面、門柱等に、一時避難場所、避難所、危険個所、想定浸水深などの案内（標識）を掲示する方法やその留意点を解説している。住民が予防期（平常時）での防災情報を入手する行動が低調であるならば、広報誌やホームページ等を利用して避難場所、危険個所等の広報活動を継続するとともに、住民が生活する街中に一時避難場所、避難所、危険個所等の防災情報を提示する「まるごとまちごとハザードマップ」を取り入れ、防災情報の認知度を向上させる方法も有効であると考えられえる。

4. 1. 3 近隣住民との情報交換

自主防災組織の運営、地区の防災訓練の案内などの防災情報の発信を町内会・自治会を介して行っていることや、災害時の『共助』を行うためには日頃からの町内会・自治会の活動への参加

や近隣住民との情報交換や交流を促進することが必要であることが課題として、挙げられる。

災害時の『共助』を行うためにも日頃からの町内会・自治会の活動への参加や近隣住民との交流を促進することに関しては、山形市調査（表8）からも、「自主防災組織・自治会の活動に若い年齢の方が入っていない（省略）」、「活動に参加されるのは一部の熱心な役員の方で、参加者が限定されがちになっている。」と述べており、山形市の防災担当者も若い世代の市民が町内会・自治会の参加に積極的でないことを把握している。第五地区の町内会・自治会の加入率は80.92%（山形市全体の加入率は91.60%）（山形市, 2020）となっており、“世帯”として町内会・自治会には加入しているが、“活動には参加しない”との構図が見られる。山形市調査でも、「様々な取り組みをしている町内会では、若い世代にも参加してもらいたいということで、子ども育成会と合同で行うなど、色々アイディアは出ている。」と述べているように、子供や保護者などが参加する各種イベントの開催に町内会・自治会が協賛するなどして、若い世代の方に町内会・自治会の活動への関心を向けさせる有効な方策であると思われる。また、各種イベントに親子が参加することで家庭内での防災に関する話し合いも促進されると思われる。山形市の町内会・自治会の活動には、「地域防災」があり、自主防災組織の活動、避難所の開設・運営、災害・防災情報の伝達があり、『共助』の重要な役割を果たしている（山形市, 2020）。山形市全体の町内会・自治会の加入率は90%以上であり、回覧板や町内会費の受け渡しなどの接点はであることから、日頃からの声掛けなどの地道な活動も大切であると考えられる。

4.2 警戒期における防災情報の課題

4.2.1 避難情報や避難所の開設などの防災情報の入手

警戒期の迅速な防災情報の入手につながることからも、住民が山形市の発信する防災情報にアクセスしやすい環境を整えるとともに、日頃から防災情報の入手を促進させる方策を検討する必要があることが課題として、挙げられる。

香川県（2013）の災害時情報収集・伝達のあり方検討会の報告書においても、「平常時における利用の促進」が課題として述べられており、日頃（平常時）から防災情報の収集の重要性が指摘されている。また、この報告書では、防災情報システムは、「わかりやすく、使いやすい」である必要があり、情報提供の多様性や防災情報を一元的に集約することが述べられている。情報提供の多様性とは、住民がいつでも、どこでも、わかりやすい防災情報を容易に入手できるよう情報提供手段の多様性を図ることである。また、防災情報を一元的に集約するとは、住民が知りたい情報を素早く検索できるようにすることである。この報告書では、わかりやすく情報を一元的に集約するために、PCやスマートフォンにも対応したポータルサイトの開設を提案している。山形市では、ホームページに防災特設ページを開設、防災情報メールマガジンの発信、各種SNSの利用など情報提供手段の多様性を図っている。山形市のホームページでは、防災というバナーから防災特設ページにリンクされ、様々な防災情報を閲覧できるようにしている。山形県

内の市町村のホームページを調査してみると、ほとんどの自治体でも防災情報が一元的に集約する防災ページが設置されている。しかし、予防期に必要な防災情報と警戒期に必要な防災情報などが混在しており、「わかりやすく、使いやすい」の視点から整理された防災ページは見られなかつた。また、スマートフォンによる閲覧では一画面の情報量が多く必要な情報を検索（見つけること）に苦労するサイトも存在する。住民が知りたい情報を素早く検索できるように、PCとスマートフォンの両者に対応した防災情報専用のポータルサイトの開設が必要と思われる。ポータルサイトの開設や各種SNSの利用など防災情報の情報提供手段の多様性を図り、防災情報にアクセスしやすい環境を整えるとともに、全世帯に配布されている広報誌やメールマガジン等にホームページやポータルサイトのURLやQRコードを付けることなど、住民を防災情報に誘導する仕組みを設けることも必要であると考えられる。

4. 2. 2 気象警報・震度などの注意喚起情報の入手

注意喚起情報（地震、気象）については、テレビやインターネット等を通して80%以上の保護者が入手しており、注意喚起情報への関心は高い。しかし、12~16%の保護者が最も基本的で身近である気象、地震に関する注意喚起情報の入手行動が消極的であり、関心が低いことが課題として、挙げられる。

内閣府（2016）における災害の危険度や防災に関する取組に対する意識に関する調査では、11%の回答者が「自分の周りでは災害の危険性がないと考えているため、特に取り組んでいない」と回答している。また、山ノ内町（2020）による防災に関する町民意識調査では、「あなたは防災や災害について関心がありますか」との質問に対して、「関心がない」が3.7%、「わからない」が11.5%であった。これらの調査からも少数ではあるが、住民の中には災害・防災に対する危険性の認識や関心が低く、気象や地震に関する注意喚起情報も入手しない住民がいる可能性があり、このことを行政側も認識して、防災対策を考える必要がある。

4. 3 応急期における防災情報の課題

応急期における防災情報に関して、山形市のSNSを活用した防災情報の発信に対する取り組みは、これから防災情報の入手と発信に関する方向性に合致しているのか検討する必要があることが課題として、挙げられる。

大規模な災害が発生した時又は発生しそうな時の防災情報の入手先（情報源）に関する五小保護者調査（表6）では、テレビ（75%）が最も多く、次いでインターネット（58%）となつた。また、「どのような情報源を充実すれば防災情報を入手しやすくなるか」の質問に対しては、47%の保護者がインターネットのホームページを選択している（表7）。山形市調査（表8）では、「台風19号の際にアクセスが集中しサーバがパンクした。」と述べているように、多くの住民が災害の危険性が高まってからインターネット上にある山形市のホームページにある防災情報を

入手する行動が行われると推察される。しかし、警戒期では、状況が時々刻々と変わることから、自治体は迅速に必要な防災情報を発信し、その防災情報を住民が確実に入手できることが必要であるが、災害発生時にホームページにある防災情報を頻繁に更新することやホームページへのアクセスの集中に備えてサーバの大型化や通信回線を増やすことは、平常時の維持管理するコスト面から難しいと考えられる。山形市調査から、市での防災情報の発信については、携帯電話への緊急速報メール、SNS（Facebook, Twitter, LINE）の活用を進めている。国内内閣官房（2013）では、「災害対応におけるSNS活用ガイドブック」を作成し、地方公共団体における災害に備えた防災情報の発信・収集にSNSの活用を推奨している。この中でも、「SNSは、即時性があり、又、地域毎でそれぞれに関する情報についても発信されることから、災害対応における情報伝達のツールとして活用することは効果的である。」と述べている。このことからも、山形市が進めている緊急速報メールやSNSの活用は、即時性が高く、時々刻々と変化する状況に即した防災情報を発信することには有効であると考えられる。一方、比較的人口規模が小さい自治体では、スマートフォンやSNSを利用しない高齢者等の割合が高く、地方公共団体がSNSを活用したとしても、地域住民に対して効果的に情報を届けることは困難であるとも指摘されている（杉山、2020）。山形市においても、SNS等からの防災情報の入手が困難な住民がいることを認知しており、スマートフォンや携帯電話を持っていない方に向けて、防災ラジオを希望者や災害想定区域の住民に配布することや広報車を走らせるなどの対策を行っている（表8）。

以上のことから、応急期では、SNS等を活用して時々刻々と変わる状況を防災情報として迅速に住民へ伝達することには有効であるが、防災情報の入手が困難な高齢者等がいることを考慮した対策を検討することも求められる。SNSの利用者数は年々増加しており、2017年末には利用者数は7,216万人に達し、2020年末には利用者数は7,937万人になると予想されている（ICT総研、2018）。年々利用者数が増えているSNSのFacebook, Twitter, LINEなどの複数のツールから同時に同じ防災情報を一斉に発信することにより、多くの住民に防災情報を伝達することが可能になると考えられる。山形市調査（表8）においても、「1度の操作により複数のツールで情報を発信できるシステムを導入する予定である。」と述べている。即時性のあるSNSを活用した防災情報の発信の取り組みの方向性は、これから応急期における防災情報の発信に合致していると考えられる。

5 まとめ

本研究では、山形市の住民（山形市立第五小学校の保護者）に対して実施したアンケート調査と山形市役所の防災担当者からのヒアリング調査をもとに、災害情報の予防期、警戒期、応急期に分けて、防災情報の入手と発信に関する現状を比較して、防災情報の入手と発信の課題を検討した。

予防期における防災情報に関しては、ハザードマップの認知度をさらに上げること、日頃から多くの住民に避難（避難場所、危険箇所）に必要な防災情報を入手してもらうこと、災害時の『共助』を行うためにも日頃からの町内会・自治会の活動への参加や近隣住民との交流を促進することが課題として示された。この課題について、ハザードマップの認知度向上では、学校教育との連携、避難場所、危険箇所の認知向上では、まるごとまちごとハザードマップの導入、また、日頃からの声掛けなどの地道な活動も大切であることを述べた。また、警戒期における防災情報に関しては、迅速な防災情報の入手につながることからも、住民が防災情報にアクセスしやすい環境を整えるとともに、日頃から防災情報の入手を促進させることが課題として示された。この課題について、ポータルサイトの開設や各種SNSの利用など防災情報の提供手段の多様性を図り、防災情報にアクセスしやすい環境を整えるとともに、全世帯に配布されている広報誌やメールマガジン等にホームページやポータルサイトのURLやQRコードを付けることなど、住民を防災情報に誘導する仕組みを設けることの必要性を述べた。次に、応急期における防災情報に関しては、地方自治体（山形市）のSNSを活用した防災情報の発信に対する取り組みは、これから防災情報の入手と発信の方向性に合致しているのかが課題として示された。この課題について、SNSの利用者は年々増加しており、SNSの即時性を生かして日々刻々と変わる状況を迅速に住民に発信できることから有効な手段であり、これからの防災情報の入手と発信の取り組みの方向性に合致していることを述べた。しかし、防災情報の入手が困難な高齢者等がいることを考慮した対策も必要であることを指摘した。

地域住民の防災情報に関する認知や入手行動と、自治体の防災情報に関する取り組みや発信には多くの課題がある。今後も防災情報に関する調査研究を行い、地域住民と自治体の防災情報の発信と入手に関する取り組みの一助となることに期待したい。

謝辞

調査の実施において、山形市立第五小学校の教職員・保護者の皆様、山形市総務部防災対策課の防災担当者の皆様にご協力を賜りました。心より感謝申し上げます。

註

- 1) アンケート調査は、山形市立第五小学校の保護者の方を対象に、2018年12月10日から21日に実施した。調査票の配布数は233部、回答数は165名（回収率70.8%）あり、回答者の平均年齢は41.2歳（26～54歳）であった。なお、回答数は、最終的に無効（無回答）と判断された調査票1部を除いた数（166名－1名）である。

- 2) ヒアリング調査は、人文社会科学部の阿部晃士教授との共同で山形市総務部防災対策課の防

災担当者3名を対象に、2020年2月14日に対面で実施した。

- 3) 山形市の避難場所一覧には、一時避難場所、広域避難場所、避難所が示されている。一時避難場所と広域避難場所は、地震、洪水、土砂災害などの発生に伴い、市民が自発的に危険から避難する場所である。また、避難所は、災害の発生により居住の場所を失う、又は避難勧告などの発令に伴い避難する場所である。今回のアンケート調査の対象とした第五地区では、山形市立第五小学校、山形県立山形南高等学校、山形大学小白川キャンパスが一時避難場所と避難所の両方に指定されている。
- 4) 山形盆地断層帯を震源とした場合の山形市揺れやすさマップ（地震ハザードマップ）は、山形盆地断層帯を震源として想定した地震解析データ（平成18年度解析実施）に基づき作成されたものである。
- 5) 台風19号とは、2019年10月12日に日本に上陸した台風である。関東地方、甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、各地で甚大な被害をもたらした。

参考文献

- ICT総研（2018）：2018年度SNS利用動向に関する調査、株式会社ICT総研、p.4-9.
- 宇田川真之（2018）：平時の予防期や警戒期の報道判断、行動につながる情報を（特集 災害は伝わったか）、Journalism、No.342、p.1-8.
- 香川県（2013）：災害時情報収集・伝達のあり方に関する報告書（平成25年3月）、災害時情報収集・伝達のあり方検討会、p.1-21.
- 環境・防災研究所（2018）：平成30年7月西日本豪雨災害アンケート調査結果速報（概要）、環境防災総合政策研究機構、p.14-21.
- 国土交通省（2017）：まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）、平成29年6月国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、p.1-58.
- 国土交通省（2016）：(2) ハザードマップの活用・認知度向上に向けた取組（資料3）、水害ハザードマップ検討委員会（第2回 平成28年1月26日）、p.2-6.
- 杉山正平（2020）：地方公共団体の災害対応におけるSNS活用、電子情報通信学会 通信ソサエティマガジン、No.52、p.289-295.
- 内閣官房（2013）：災害対応におけるSNS活用ガイドブック（平成29年3月）、情報通信技術（IT）総合戦略室、p.4-34.
- 内閣府（2016）：平成28年度防災白書（概要）、内閣府防災担当部局、p.6-10.
- 防災ジオラマ推進ネットワーク（2018）：調査レポート 地域のハザードマップ、内容把握は2割未満。20代が最低（PDF版）、（社）防災ジオラマ推進ネットワーク、p.1-6.
- 三橋洸道、神谷大介、吉田護、峰翔太、柿本竜治、赤松良久、二瓶泰雄（2018）：複数情報源に

着目した避難意図醸成のための要因分析、土木学会論文集 D 3 (土木計画学), 第74卷4号, p.275–286.

山形県 (2002) : 山形盆地断層帯被害想定調査報告書(平成14年12月), 山形県文化環境部, p.8–16.

山形市 (2018) : 広報やまがた (平成30年7月1日号), No.1907, p.6–7.

山形市 (2020) : 自治推進委員／町内会・自治会活動の手引き (令和2年度版), 山形市・山形市
自治推進委員長連絡協議会, p.8–41.

山形大学 (2019) : 山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート第1次報告書,

YU-COE (M) 地域社会における安心・安全に関する学際的研究拠点, p.1–12.

山ノ内町 (2020) : 防災に関する町民意識調査, 広報やまのうち (令和2年2月号), No.605, p.12.

留萌市 (2018) : 防災コラム④「自助」「共助」「公助」, 広報るもい, No.726, p.18.

表1 近年の第五地区に発令された避難情報

| 発令日 | 避難情報の種類 |
|-------------|--------------------|
| 2015年9月10日 | 避難準備 |
| 2016年8月30日 | 避難準備 |
| 2019年10月12日 | 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 |
| 2020年7月28日 | 避難勧告 |

表2 ハザードマップの閲覧 (N=165)

| 選択肢 | 回答率(人数) |
|---------|----------|
| 見たことがある | 60% (99) |
| 見たことがない | 28% (46) |
| 覚えていない | 12% (20) |
| 無回答 | 0% (0) |

表3-1 日頃からの災害情報の入手行動の回答率 (N=165)

| 選択肢 | 地震発生や震度 | 豪雨や強風などの気象 | 地震発生時の避難場所 | 洪水発生時の避難場所 | 自宅周辺の危険個所 | 山形市の防災情報 |
|----------|----------|------------|------------|------------|-----------|----------|
| よく入手する | 51% (84) | 40% (66) | 10% (16) | 9% (15) | 7% (12) | 18% (29) |
| 時々入手する | 35% (57) | 41% (68) | 27% (45) | 19% (32) | 16% (27) | 30% (49) |
| あまり入手しない | 9% (15) | 13% (21) | 42% (70) | 45% (74) | 46% (76) | 34% (56) |
| 全く入手しない | 3% (5) | 3% (5) | 17% (28) | 24% (39) | 27% (44) | 15% (24) |
| 無回答 | 2% (4) | 3% (5) | 4% (6) | 3% (5) | 4% (6) | 4% (7) |

※カッコ内は、回答した人数である。

表3-2 日頃からの防災情報を入手する主な情報源の回答率

| 選択肢 | 地震発生や震度 | 豪雨や強風などの気象 | 地震発生時の避難場所 | 洪水発生時の避難場所 | 自宅周辺の危険個所 | 山形市の防災情報 |
|----------|----------|------------|------------|------------|-----------|----------|
| ホームページ | 18% (29) | 18% (29) | 15% (24) | 14% (23) | 12% (19) | 12% (19) |
| SNS | 1% (2) | 1% (2) | 2% (3) | 1% (2) | 1% (2) | 2% (3) |
| 防災アプリ | 16% (27) | 15% (27) | 6% (10) | 5% (8) | 2% (4) | 5% (9) |
| テレビ | 23% (38) | 24% (38) | 13% (22) | 12% (19) | 4% (6) | 7% (11) |
| ラジオ | 1% (2) | 2% (2) | 1% (1) | 0% (0) | 0% (0) | 1% (2) |
| 新聞 | 0% (0) | 0% (0) | 0% (0) | 1% (1) | 0% (0) | 0% (0) |
| 山形市の広報誌 | 0% (0) | 0% (0) | 4% (6) | 2% (4) | 5% (8) | 7% (12) |
| 町内会の回覧板 | 0% (0) | 0% (0) | 3% (5) | 1% (2) | 7% (12) | 0% (0) |
| 山形市メール配信 | 4% (6) | 4% (6) | 5% (8) | 7% (12) | 5% (8) | 15% (25) |
| その他 | 1% (2) | 2% (2) | 1% (1) | 1% (2) | 2% (3) | 1% (1) |

※カッコ内は、回答した人数である。(Nは選択肢によって異なる)

表4 近所の方との災害・防災に関する情報交換（N=165）

| 選択肢 | 回答率（人数） |
|--------|----------|
| よくする | 0% (0) |
| 時々する | 8% (14) |
| あまりしない | 31% (51) |
| 全くしない | 59% (98) |
| 無回答 | 1% (2) |

表5 災害が起きたときの避難についての子どもとの相談（N=165）

| 選択肢 | 回答率（人数） |
|-----------|----------|
| 相談したことがある | 44% (73) |
| 相談したことない | 45% (74) |
| 覚えていない | 10% (16) |
| 無回答 | 1% (2) |

表6 大規模な災害が発生した時又は発生しそうな時の防災情報の入手先（N=165）

| 選択肢 | 回答率（人数） |
|---------------------------|-----------|
| インターネットのホームページ | 58% (95) |
| S N S (Facebook, Twitter) | 27% (45) |
| スマートフォンの防災アプリ | 51% (84) |
| テレビ | 75% (124) |
| ラジオ | 53% (87) |
| 新聞 | 15% (25) |
| 山形市の広報誌 | 7% (11) |
| 町内会の回覧板 | 7% (12) |
| 山形市のメール配信サービス | 30% (50) |
| その他 | 1% (2) |

表7 どのような情報源を充実すれば防災情報を入手しやすくなるか（N=165）

| 選択肢 | 回答率（人数） |
|---------------------------|----------|
| インターネットのホームページ | 47% (77) |
| S N S (Facebook, Twitter) | 18% (30) |
| スマートフォンの防災アプリ | 50% (82) |
| テレビ | 48% (80) |
| ラジオ | 32% (53) |
| 新聞 | 10% (16) |
| 山形市の広報誌 | 12% (20) |
| 町内会の回覧板 | 10% (17) |
| 山形市のメール配信サービス | 42% (70) |
| その他 | 0% (0) |

表8 山形市役所の防災担当者からのヒアリング調査の結果（要約・抜粋）

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| アンケート結果に何か感想があればお伺いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織・自治会の活動に若い年齢の方が入っていないので、我々が自主防災組織を通じて様々な防災・天災に関する情報を発信しても、保護者世代の方に伝わらず、その結果が顕著に表れていると思う。 避難所を知らないということにびっくりした。山形市では、小中学校・公民館など92か所の避難所がある。 住民票を移動し転入された方には、市民課・住民票移動の窓口で、ごみの分別表や山形市のルールなどと併せてハザードマップを配布している。 ネットの時代ですので、我々も情報はすべてインターネットにあげてスマートフォンでも閲覧できるようにしているので、若い世代の方には活用してもらいたい。 |
| これまで山形市で防災意識の調査など、アンケート調査に取り組んだ例はあるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 個人を対象にした調査は行っていないが、自主防災組織に対する調査は数回行っている。国からの自主防災組織の活動状況調査を毎年必ず実施している。 防災訓練・防災に関する出前講座を行っている。訓練については今年で200回以上、講話については60回以上実施している。 |
| 若い世代の方が自主防災組織に入っていないということでしたら、どういった方が中心に組織しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 母体が町内会・自治会となっているのがほとんどで、会員自体はその地域に住んでいる方全員になるが、活動に参加されるのは一部の熱心な役員の方で、参加者が限定されがちになっている。 様々な取り組みをしている町内会では、若い世代にも参加してもらいたいということで、子ども育成会と合同で行うなど、色々アイディアは出ている。 第五地区の一部、東原一区・二区・三区は毎年合同で山形大学の職員駐車場を借りて訓練を行っている。 |
| 防災情報についてお聞きしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 防災情報について、山形市で一番中心となっているのが携帯電話への緊急速報メール、SNSですとFacebookとTwitter、今年からLINEでも防災情報を発信している。そのほかに、防災情報メールマガジンを山形市で作成している。これらが、スマートフォンや携帯電話を持っている方への情報発信手段であるが、それらを持っていない方に向けて、防災ラジオを希望者や災害想定区域にお住いの方に配布している。第五地区では土砂災害警戒区域の松波一丁目・二丁目あたりにラジオ配布のご案内をしているが、第五地区でラジオを持っている方はほとんどないと思う。 アナログでは、広報車を走らせている。 当然、テレビ局やラジオ局にも情報を伝達して放送していただくようしている。 災害情報の種類については、気象台から気象情報が発信されています。地震であれば緊急地震速報が発信されますし、豪雨時の土砂災害警戒情報は直接携帯電話に入る仕組みになっている。山形市が発信する情報は避難情報です。避難準備・高齢者避難開始や避難勧告などの避難情報を発信している。そのほかに、防災メールマガジン・SNS系ですと、防災に関するイベントの告知や、冬期間では雪下ろしの注意喚起などを呼び掛けている。 これまで緊急速報メール・メールマガジン・各種SNS（Facebook、Twitter、LINE）すべて一つづつ個々に情報を発信していたため、情報を最初に流したツールと最後に流したツールで大きなタイム差が生じるという課題があった。そういう課題を解消するために、1度の操作により複数のツールで情報を発信できるシステムを導入する予定である。 |
| 各種SNSやメールマガジンを住民がどれをどのくらい閲覧しているのかは把握しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> Twitterではプッシュ通知で情報が入ってくるが、初めて半年ということもありフォロワー数がまだまだな状態である。防災情報メールマガジンの方も登録者は9000人ほどで、Facebookもフォロワーがあまり多くなく、LINEも当然お友達追加しなければ情報が得られませんので、閲覧者を今後どのように増やしていくかが課題となっている。 |
| メールマガジンはどのくらいの頻度で発行しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> メールマガジンは、月に1度は発行するように努力しているが、取り組みが完全な状態ではない。 毎年6月号の山形市広報紙で、2ページほどの紙面で情報を発信している。広報紙の原稿の締め切りが1か月前になっており、リアルタイムの情報発信が難しい。 |
| 市のホームページでの情報発信はどのような形で行っているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 防災専用のページを設けており、防災というバナーから入れば色んな防災情報を閲覧できるようになっている。台風19号の際にアクセスが集中しサーバがパンクした。 |
| 今後、異常気象や気候変動による水害や、中長期的に見ると地震の発生が起こりうると思いますが、どのような対策を考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> われわれが市民の皆さんにしていただきたいことが『自助』、『共助』、『備蓄』です。どうしても公助には限界があります。特に大規模災害の発災直後は公助の動きが鈍るので、『自助』と『共助』を勧めている。 自分がどういう地域に住んでいるのか、災害リスク、その災害の警戒区域を把握していただきたい。 |

Current Situation and Challenges Regarding the Dissemination and Acquisition
of Disaster Prevention Information:
Based on a Survey of Yamagata City Residents and Yamagata City Hall

Kaoru HONDA

This study is based on a questionnaire survey conducted on the residents of Yamagata City (i.e., parents of the Yamagata Public 5th Elementary School students) and a hearing survey of the disaster prevention personnel at Yamagata City Hall. We compared the current situation regarding the acquisition and dissemination of disaster prevention information for the preventive, alert, and emergency periods to examine the challenges involved. The results show that there are many problematic issues in the recognition, acquisition and dissemination of disaster prevention information by the residents as well as the correlated efforts for this information by the local governments.

6 児童の安全・安心を考える保護者の空間リスク認知の重要性

山形市立第五小学校を事例にして

山 田 浩 久

佐 川 美 佳

I はじめに

防災指針の策定や防災教育の推進は、地域の持続可能な成長を確保するための必須事項であり、平時における準備と継続的な改新が必要であることはもちろんあるが、防災意識は、身近な地域で災害が発生すると急激に高まり、以後、時間の経過と共に減衰していく。記憶の風化防止のためにも、災害対策は防災意識が高揚している中で提唱、周知していくことが効果的である。

そのため、山田・本多（2015）では、東日本大震災を経験した山形市住民の防災意識を明らかにし、同市のより効果的な災害対策を検討していくために、山形大学周辺の小学校に通う児童の保護者を対象にして2013年12月にアンケート調査を行った。その結果、未曾有の大災害であった東日本大震災の発生からわずか2年9ヶ月後の調査であったにも関わらず、自然災害に対する住民の意識は予想以上に低く、市が示している防災指針が末端まで浸透しているとは言い難い状況にあることが分かった。これは、山形市では同震災による実質的な被害がほとんどなかったことや同市街地はもともと災害リスクの低い土地に形成されていることが住民の防災意識の醸成を抑制する方向に作用したためと考えられる。

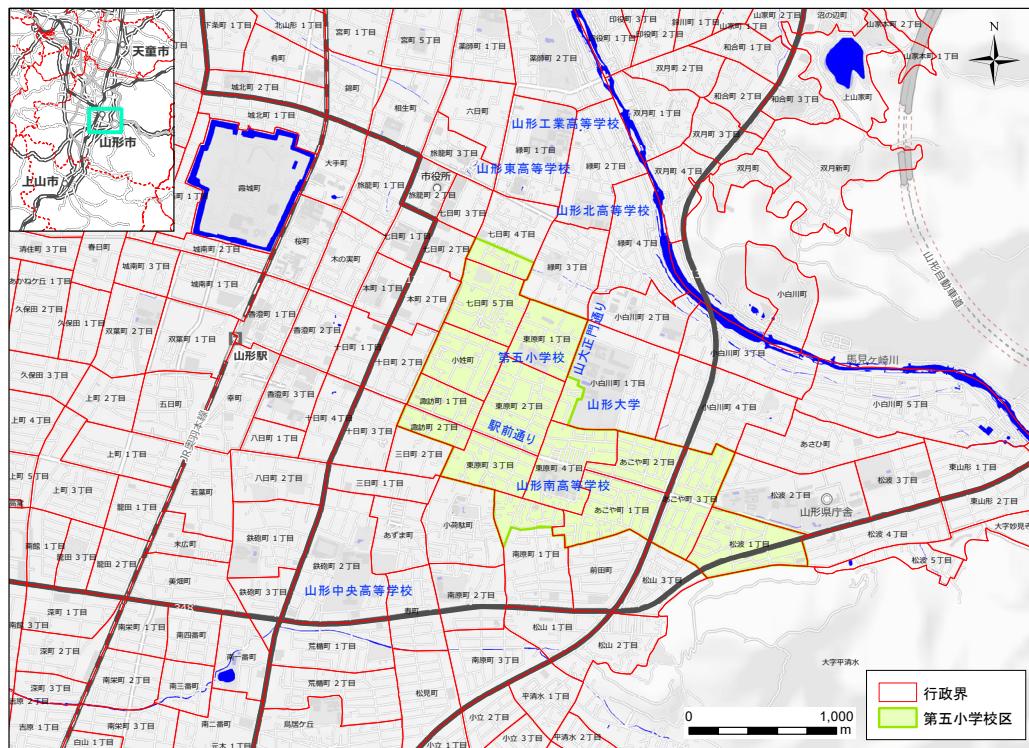
しかしながら、近年、自然災害が激甚化するケースが全国的に多くなってきており、それは山形県においても例外ではない。こうした状況は、日常生活の安全・安心と突発的な災害リスクの回避を分けて考える従来の思考を、災害リスクの回避を日常生活の安全・安心に取り込んで考える思考に変化させつつある。特に、幼い子供の保護者は、彼らの安全・安心を確保するために、日常生活に気を配っているはずであり、日常化する災害にも敏感に反応すると考えられる。

そこで、本研究では、場所や範囲で示すことができるリスク認知を「空間リスク認知」と呼び、山形市立第五小学校に通う児童の保護者を対象にして行ったアンケート調査に基づき、児童の安全・安心を考える保護者の空間リスク認知の特徴を明らかにし、その重要性を指摘すること目的とする。なお、アンケート調査は2018年12月に行った。その詳細については前の論文で記載されているのでここでは省略するが、本研究では同アンケートで危険箇所を地図上に示す質問に答えた123名の保護者からの回答を中心に分析を進める。

II 研究対象地域の概観

山形市立第五小学校（以下、五小）は、1923年（大正12）5月に尋常小学校として開校され、1947年（昭和22）4月に現在の小学校名に改称された。現在の学区は、山形駅西方に広がり、国道13号を越えて東西に細長い形状を示す（第1図）。同学区の2015年国勢調査人口は、12,346人であり、2010年からの人口変動率は-0.7%である¹⁾。山形市の同数値がそれぞれ253,832人、-0.2%であることや同市には36の小学校区が設定されていることを併せて考えると、五小学区は人口が全域的に減少している山形市において、都心空洞化の影響を受けている住宅地区であると言える。なお、2018年（平成30）5月時点の児童数は252人である。

五小の2020年度の学校経営計画によれば、同校では、(1)運動大好きな子どもの育成、(2)自分・友達大好きな子どもの育成、(3)勉強大好きな子どもの育成に学校経営の重点を置き、(1)に含まれる「健康教育の推進」において、いのちの教育、交通安全指導の徹底、児童の安全意識の高揚を挙げている。同校では、登校に関しては学年を問わず個人での登校、下校に関しては1,2年生のみ集団下校、3年生以上は個人での下校を指示している。また、上記「健康教育の推進」の一環として、春の新学期が始まると、低学年には道路の歩行の仕方、中学年以上は自転車の乗り方を中心に交通安全教育を行っている。



第1図 対象地域概観

III 客観的視点から見た学区内の空間リスク

3-1 内水氾濫のリスク

五小学校区は、馬見ヶ崎川によって発達した扇状地の扇央部中央、標高およそ150～190mの西側緩斜面上に位置する。地形的に周囲に急崖部は無く、土砂災害のリスクは低い。また、礫層で構成されているため、本来は水捌けの良い土地であり、湿地や湖沼は存在しない。宅地開発前の土地利用は畠地あるいは果樹園であった。17世紀前半に鳥居氏によって流路が変更された馬見ヶ崎川は、その後、新河道沿いに大規模な氾濫を繰り返すことになったが、大正前期に現在の緑町にあった二重堤防が河床を浚渫（しゅんせつ）した土砂で埋め立てられ、コンクリート製の堅固な堤防が建設されてからは氾濫が抑えられている（山田、2000）。そのため、同学区は1000年1度の大雨を対象にした山形市のハザードマップでも、洪水浸水想定区域に含まれていない。ただし、宅地開発が進んだ現在においては、アスファルトやコンクリートによる被覆が増えたために、内水氾濫が多発しており、降水による被害が無いというわけではない。

現在の市街地は空間的な基盤を城下町に置いており、城下はそこに引き込まれた羽州街道を基準に建設された。羽州街道は村上地方を南北に縦断する基幹街道であるが、城下では約7度東側に傾いて引かれている。これは高低差を最小限に抑えるために等高線に沿って道路が建設されたためであるが、近代に入ってからそれに直交するように引き直された東西方向の道路は、逆に向かって標高が低くなる当城下町の地形的な特徴を明瞭に反映する。そのため、アスファルトやコンクリートに覆われた現在の市街地に雨が降ると、南北方向の側溝に流れ込んだ雨水は滞留する反面、東西方向の側溝の雨水は急流となって流れ下るため、交差点、特に広幅員の道路が交わる交差点で内水氾濫が生じやすい構造になっている（写真1, 2）。

内水氾濫は、洪水氾濫に比べて氾濫面積が狭く、水の引きも早いが、問題は浸水被害よりも局地的な氾濫による交通渋滞とそれに伴う通行車両および歩行者の通行リスクの増大にある。そして、五小学校区には、こうした交差点が複数箇所存在する。



写真1 気温した交差点を通行する車両
(あこや町地区交差点, 2019.8.8山田撮影)

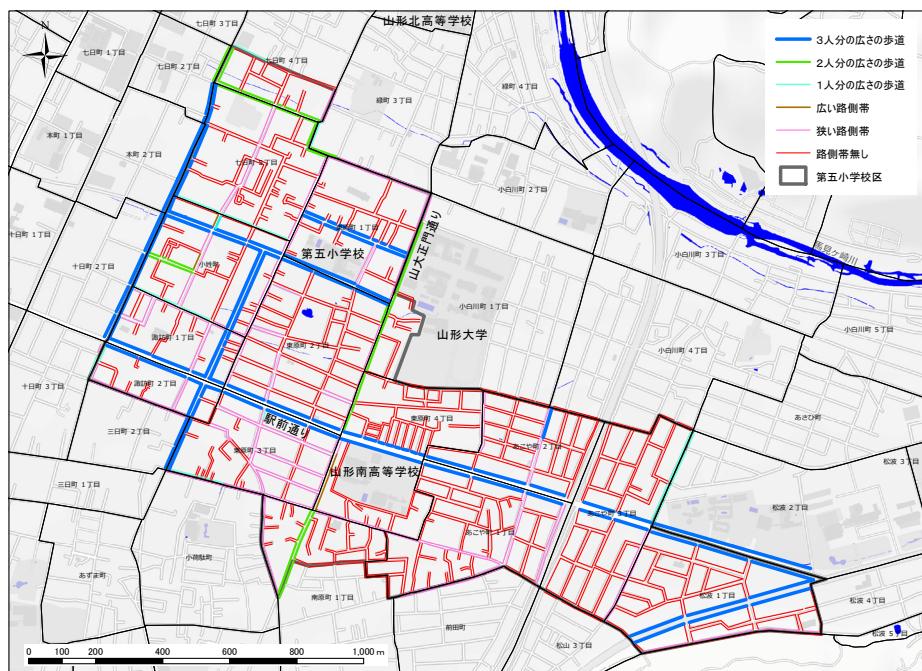


写真2 気温によって水没した歩道
(松波地区交差点, 2019.10.13山田撮影)

3-2 道路整備の差異によるリスク

五小学区は、国道112号沿いに展開する旧商人町を起源とする中心市街地の東に隣接する住宅地区であるが、山大正門通りを挟んで西側は旧城下町に含まれる七日町、小姓町、諏訪町と第二次大戦前に開発された東原町（1～3丁目）で構成される旧市街地部分であるのに対し、同東側の東原町（4丁目）、南原町、あこや町、松波は戦後から高度経済成長期にかけて開発された新市街地部分である（第1図参照²⁾）。そのため、車両の通行量が場所によって大きく異なり、車両の種類や目的も多岐にわたる。さらに、近年、旧市街地部分においては街路の拡幅工事が行われており、工事車両が歩行者の通行を妨げる箇所も増えている。もちろん、将来的には当該地区の道路事情は大きく改善されることが見込まれるが、そうした改善による通行車両の速度上昇や改善箇所を十分に把握できていない運転者の出現などが新たな交通事故要因になることも予想される。

また、五小学区の歩道及び路側帯の整備状況を視認によって調査した佐川美佳（2020）によれば、交通量の多い広幅員の道路においては歩道が整備されているものの、住宅街に入り込む狭幅員の道路には歩道が整備されておらず、路側帯すら無い道路も多くなる（第2図）。同学区内に引かれた道路の総延長×2（両側、75.1km）に対する割合を見ると、路側帯無しが全体の62.7%に達し、以下、狭い路側帯が18.8%，広い路側帯が0.4%，1人分の広さの歩道が2.1%，2人分の広さの歩道が3.2%、3人分以上の広さの歩道が12.7%となっている³⁾。



第2図 五小学区の歩道及び路側帯の整備状況

(佐川（2020）の図を一部加筆修正)

整備された広幅員の道路に囲まれた区画内に残存する狭幅員の道路沿いには、住宅が密集し、メンテナンスが不十分な庭木、垣根、ブロック塀が道路の見通しを妨げている箇所が少くない。山形県警察が公開している交通事故発生状況マップによると、2017年1月から2020年8月までの間に五小学区内で発生した交通事故の多くは、交通量の多い広幅員の道路に集中している⁴⁾。しかし、歩行者が当事者となる交通事故に限定すると、傾向は逆転し、狭幅員の道路の方が事故の発生件数が多くなる。

3-3 自転車通行によるリスク

五小学区には山形南高等学校が立地し、山形大学が隣接している。また、北部には山形工業高等学校、山形東高等学校、山形北高等学校、南部には山形中央高等学校が立地しているため、登下校の時間帯には南北双方の自転車流動が発生する（第1図参照）。しかし、五小学区に引かれた道路の大半は、自転車と歩行者が同時に通行できるような歩道／路側帯を有していない。大学、高校は、共に学生の自転車通学に関する相応の指導を行なっていると思われるが、安全な通行が確保されているとは言い難い。自転車の運転者は、状況に応じて歩道あるいは路側帯の内側通行と外側通行を選択しているため、自転車はもちろん自動車、歩行者双方に対して交通事故のリスクを高めている。特に、山大正門通りは、山形北高等学校、山形南高等学校、山形大学と直結しているにも関わらず、歩道／路側帯の整備状況が悪く、自動車、自転車、歩行者、いずれの通行にも注意を要する道路となっている（写真3、4）。



写真3 片側にしか整備されていない路側帯

（山大正門前通り、2020.11.19山田撮影）



写真4 歩道を右側通行する自転車

（山大正門前通り、2020.11.25山田撮影）

IV 保護者の視点から見た児童の空間リスク

4-1 通学時のリスク

五小に通う児童の保護者を対象にして、2018年12月に行ったアンケート調査では165通の有効回答を得た（233通配布）。このうち、地図上に危険箇所を示す質問に答えた回答者は123名であり、通学時と災害時の危険箇所について、それぞれ118名と32名の保護者から回答を得た⁵⁾。

児童の保護者が通学時に危険だと感じている箇所を回答者（118名）の前章で示した居住区域別に示すと、各グループとも居住区域内に危険箇所を示す傾向にあることが分かる（第3図）。これは保護者自身の日常生活において身に付いた「土地勘」によるものである。一方で、居住区域に関係なく五小周辺に危険箇所が示されるのは、児童の入学当初やその後の各種行事で保護者が小学校に訪れるたびに蓄積されていく「土地勘」によるものである。

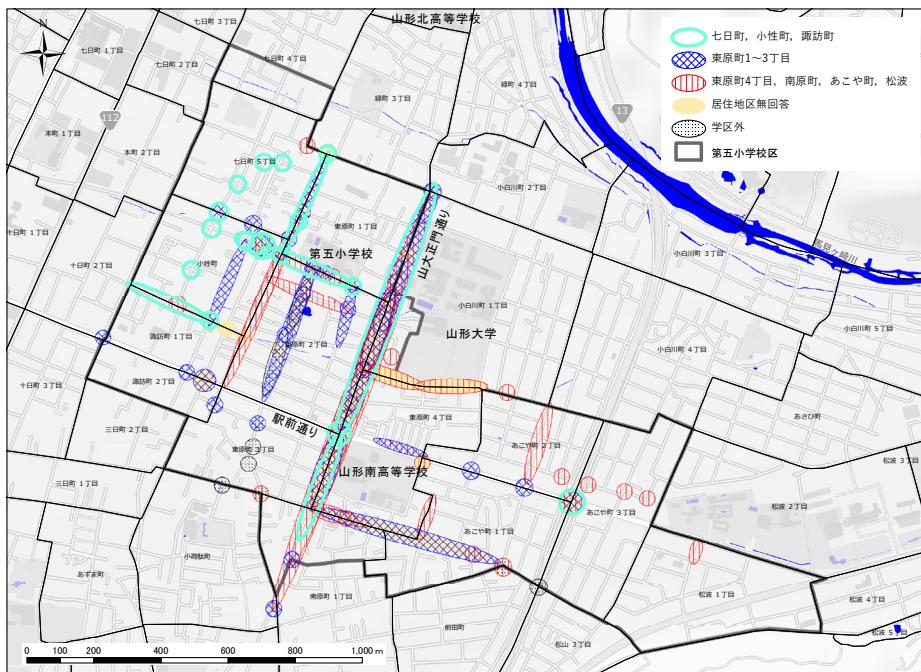
アンケート調査によれば、保護者の多くはPTAや子供会といった児童に関する活動に参加しており（68.5%）、その割合は自治会や町内会といった地域の活動を上回る（40.6%）。保護者達の結束は強く、空間リスク認知に関わる情報収集もそうした活動の中で行われていると考えられる。第3図を見ると、自分が保護する児童の通学には関係ないはずの他区域に対しても危険箇所を示す回答があったことが確認されるが、それらはいずれも五小学区の多くの住民が危険と考える箇所であり、他の児童の安全・安心を考える保護者の指摘と思われる。

前章では客観的視点による山大正門通りの空間リスクを指摘したが、保護者の視点から見ても同通りに対する空間リスクは高い。保護者は通学路を注意深く観察しており、その評価は正確かつ的確であると言える。本研究では分析対象としないが、同様なアンケート調査を山形大学の学生を対象に行ったところ、大学生が感じる危険箇所はポイントというよりはラインやエリアで示されることが多く、保護者と比較すると大雑把である。大学生の体格や運動能力を勘案すれば、彼らの空間リスク認知は児童ほど綿密である必要はない。保護者は大人として情報を収集、整理しているが、児童の身になって児童の安全・安心のために空間リスクを認知しようとしている。

4-2 災害時のリスク

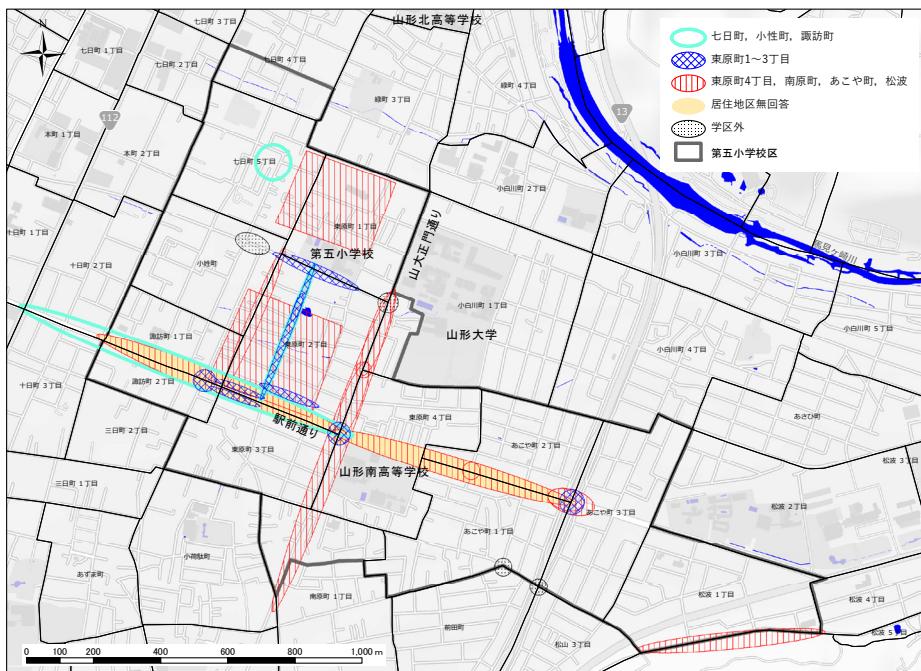
アンケート調査によれば、防災対策、避難経路の確認等、災害に対する意識が高いとは言えない。これは2013年の調査に基づく山田・本多（2015）の結果と同様である。また、災害時の危険箇所を示した回答者（32名）の数も通学時のそれを大きく下回る。ただし、調査票に書き込まれたコメントによれば、広幅員道路の交差点での内水氾濫のリスクや東原町の住宅密集地区におけるブロック塀倒壊のリスクは通学時の危険箇所として示した回答者も多い⁶⁾。発生する確率が低い大災害に対する意識は未だ低いままであるものの、児童の通学に結びつけて考えられる災害に関しては、日常の安全・安心の延長線上に置くことで意識を高めていくことができそうである。

通学時の危険箇所と異なる点は、狭幅員の山大正門通りよりも広幅員の駅前通りのリスクが示されたことである（第4図）。災害時の緊急車両や避難車両による混乱を想定したものと考えられるが、駅前通りは五小学区内に居住するすべての住民が使用する道路であり、局地的なリスクよりもライフラインが断たれることに対するリスクが示されたとも考えられる。また、エリアによる危険箇所表示も通学時の危険箇所表示には現れなかった。これは当該区域の居住者ではなく、学区東部の居住者によって示されていることから、住宅密集地区に対する景観やイメージから想起される漠然とした空間リスク認知によるものと解釈される。



第3図 保護者の居住地区別に見た通学時の危険箇所

アンケート調査より山田作成



第4図 保護者の居住地別に見た災害時の危険箇所

アンケート調査より山田作成

V 保護者の空間リスク認知の重要性

児童は精神的、肉体的に未成熟であるため、注意力が散漫で体力もない。また、本田技研工業株式会社が公開しているチャイルドビジョン（幼児視界体験メガネ）によれば、大人の視野は左右150度、上下120度程度であるのに対し、6歳児の視野は左右90度、上下70度程度しかなく、大人と児童との身長差も考慮すれば、大人が見えている事物の半分程度しか児童の視野には入らない⁷⁾。安全・安心は、本来、当事者が確保すべきものであるが、児童の場合は、大人による正確な空間リスク認知を児童に分かりやすく伝え、理解させていくことによって、児童自身の空間リスク認知を補完する必要がある。愛情によって児童と結びつく保護者は、児童の最良の教師であり、お手本である。保護者の空間リスク認知は、児童の安全・安心確保のために大人が行わなければならない極めて重要な行動であると言える。

ただし、保護者の空間リスク認知は、個々の保護者の自宅近隣の状況に対するリスク認知を統合した結果であり、保護者間での情報の共有が前提となる。保護者は、学校行事やPTAの活動で保護者同士の結びつきを強め、他の児童やその子を気遣う保護者の存在を知り、様々な情報を共有していくことになるため、結果的に、学区内全域に対する正確な空間リスク認知が完成されていく。災害時の空間リスク認知において、当該地区に居住していない保護者が地区全域を危険箇所として示したのは、当該地区をよく知らないことに原因があり、情報共有が進めば危険箇所は具体的に絞り込まれていくと考えられる。保護者による正確な空間リスク認知の完成とそれによる児童の空間リスク認知の補完を効率的かつスムーズに進めていくために、学校での安全・安心教育が不可欠となることは言うまでもないが、その過程を考えると、学校での安全・安心教育に保護者も参加すべきである。さらに、保護者と学校の「目」が行き届かない部分に関しては、周囲の大人によるサポートが必要であろう。

そもそも、小学校区は市町村制施行時におけるコミュニティ形成の基本単位であったが、現代社会においてもコミュニティ・ガバナンスの最小単位として期待されている（北川、2013）。山田（2019）で指摘したように、まちづくりは住民が地域に対して抱く共有意識の再確立であると言える。児童に対する安全・安心の確保は、高齢者に対するそれも含めて住民の総意となりえるものであり、地域の安全・安心を住民主体のまちづくりとして展開していくことが可能である。

VI おわりに

本研究では、場所や範囲で示すことができるリスク認知を「空間リスク認知」と呼び、山形市立第五小学校区の危険性を客観的に把握した後、同小学校に通う児童の保護者を対象にして行ったアンケート調査に基づき、保護者の空間リスク認知の特徴を明らかにし、その重要性を指摘した。また、本稿では捕捉的に記すことにとどめたが、児童の安全・安心を考える保護者の空間リ

スク認知はまちづくりに繋がる可能性を有している。少子高齢化による地域の衰退は全国共通の地域課題となっており、それを解消し地域の持続可能な成長に結びつけていくためには、住民の一体感を育むまちづくりが必要である。COVID-19の感染拡大によって、地域住民の安全・安心は、今後ますます重要視されるキーワードになっていくはずである。児童の安全・安心を確保しようとする保護者の空間リスク認知を地域全体の安全・安心を目指す活動にまで展開させていくことが、次世代のまちづくりの基礎を築くことになると考えられる。

付記

本稿は、2020年に筆者の一人である佐川が山形大学人文学部（現人文社会科学部）に提出した卒業論文に加筆修正を加えたものである。

注

- 1) 学区が番地で区切られている町丁は、当該町丁の全数として算出した。
- 2) 「山大正門通り」は正式名称ではなく、本研究における便宜上の名称である。
- 3) 佐川（2020）では、1人の児童がようやく歩くことができる路側帯を「狭い路側帯」、2人の児童が並んで歩くことができる路側帯を「広い路側帯」と読んでいる。
- 4) 山形県警察本部では2017年1月から2020年8月までの間に山形県内で発生した交通事故の場所を以下のURLにおいて公開している。<https://police-yamagata.maps.arcgis.com/apps/PublicGallery/index.html?appid=547f44b5e08649adb9024be3e24d7550>（2020年11月15日閲覧）
- 5) 123名の回答者には、どちらか一方のみに回答した回答者も含まれる。
- 6) 調査票に書き込まれたコメントは、予め設定した質問に対する回答ではなく、回答者による自主的なものである。
- 7) 本田技研工業株式会社は、以下のURLでチャイルド・ビジョンを公開している。<https://www.honda.co.jp/safetyinfo/kyt/partner/childvision.pdf>（2020年11月15日閲覧）

参考文献

- 北川忠明（2013）：ローカリズムとコミュニティ・ガバナンス。北川忠明・山田浩久編著：『地方都市の持続可能な発展を目指して』、67–87、山形大学出版会。
- 山田浩久・本多薰（2015）：山形大学周辺の小学校区における災害リスク認知の現状と課題。山形大学大学院社会文化システム研究科紀要、12, 61–71。
- 佐川美佳（2020）：小学生の通学路の現況と保護者の危険意識との相違点からみる問題～山形市

6 児童の安全・安心を考える保護者の空間リスク認知の重要性 山形市立第五小学校を事例にして—山田

立第五小学校を事例にして～、山形大学人文学部卒業論文。

山田浩久（2019）：まちづくりの本質。山田浩久編著：『地域連携活動の実践』、29－48、海青社。

山田浩久（2000）：城を中心としない城下町の近代化。平岡昭利編：『東北 地図で読む百年』、

107－114、海青社。

Importance of Parental Perception of Spatial Risk for Child Safety: A Case Study of Yamagata 5th Elementary School, Yamagata City

Hirohisa YAMADA, Mika SAGAWA

This study objectively assessed child safety risk in the Yamagata 5th Elementary School District and identified the characteristics of parental perception of spatial risk based on a questionnaire survey of the parents, where “spatial risk perception” is risk awareness that can be shown as points, lines, and areas on a map.

It was found that the parental perception of spatial risk was accurate, and that the perception was based on the unique consideration of their children’s safety in parental thinking. However, there is a limit to parental observation and consideration. It is necessary for child safety to complement parental perception by taking care of the children throughout the region.

7 山形大学小白川キャンパス周辺における小学生保護者の不安経験と大学生の問題認識

大 杉 尚 之

1. はじめに

山形大学小白川キャンパス（山形市小白川町1－4－12）は、大学の敷地と住宅街が近接しており、地域住民と大学生の生活空間が重複している。このような状況では住民は大学生の交通安全に関する意識や振る舞いに懸念を抱きやすい。双方の関係悪化を未然に防ぎ、住民の安心感を高めるための方策を検討する必要がある。

福野・渡邊・山田（2013）では、キャンパス周辺に位置する小学校の保護者を対象とし、山形大学の大学生（山大学生）に対する懸念の実態を把握する調査を行った。具体的には、山形大学の学生に対して、どのような危険や不安を感じた経験があるか（不安経験）、または山大学生との間で将来トラブルを経験するのではないかという住民の懸念（葛藤懸念）がどのような心理的要因に起因しているかを検討した。その結果、不安経験としては自転車の危険運転をあげる人が多くおり、子どもが事故に巻き込まれることを不安視していた。また、不安経験を多く経験している人ほど葛藤懸念を高く感じており、さらに大学への好感度や山大学生の規範意識が低い人ほど、葛藤懸念が高まる傾向であった。以上の結果より、地域住民の懸念を下げるためには山大学生の問題行動に対処すること、大学の好感度を高めること、山大学生の規範意識に対する保護者の認知を肯定的にすることが重要であることが明らかとなった。

本研究は、福野・渡邊・山田（2013）の調査結果との時点間比較を行い、山形大学の学生に対する不安経験が前回の調査からどのように変化しているかを検討することを第一の目的とした。特に、前回の調査では自由記述によって得られた不安経験として、自転車の危険運転に関する回答が多く報告された。そこで本研究では、これらの回答を選択肢として設け、山大学生の行動に対する不安経験が改善されたかについて検討を行なった。

また、本研究では、地域住民が感じる不安経験を山大学生が予想できるかについて検討することを第二の目的とした。前回の調査では、地域住民が山大学生に対して抱く不安経験について検討項目にしたが、山大学生自身が問題行動として認識できているかについては検討されていない。認知心理学の分野において、自分の能力、達成度、行動等に関する無知を認識できていない状況として「メタ無知（Dunning, 2011）」が知られている。メタ無知状況では自分自身の行動を楽観的に評価する傾向があることが知られている（Dunning = Kruger効果, e. g., Dunning, 2011）ことから、山大学生は地域住民の不安経験をより少なく見積もっている可能性が考えられる。そ

こで、山大学生を対象とした調査にも、地域住民を対象とした調査と同じ質問項目を設け、回答を予想して答えるように求めた。

尚、分析データとしては2018年12月に山形大学周辺の小学校（山形市立第五小学校）の子供の保護者（以下、地域住民）および2019年1月に山形大学の大学生（以下、山大学生）に行なったアンケート調査データを用いた。質問項目として地域住民には、大学への印象、山大学生への印象、不安経験、山大学生と将来トラブルを経験するのではないかという懸念などに回答を求めた。山大学生には、上記の質問項目について地域住民の回答の予想に加え、山大学生自身の大学への印象についても回答を求めた。

2. 山形大学小白川キャンパスへの印象

まず、地域における大学の必要性の観点について実態を把握するために、地域住民へは山形大学小白川キャンパスの印象について尋ねた(Fig. 1)。また、山大学生には「地域住民が小白川キャンパスに抱いている印象」を予想して回答することを求めた (Fig. 2)。地域住民の回答は、いずれの項目でも7割近くの人が存在意義を認めているようであった（「よく思う」と「ときどき思う」の合計）。この傾向は前回の調査と一致していた。一方、山大学生の予想はいずれも5割程度であり（「よく思うだろう」と「ときどき思うだろう」の合計），地域住民からの期待を過小評価している傾向が示された。

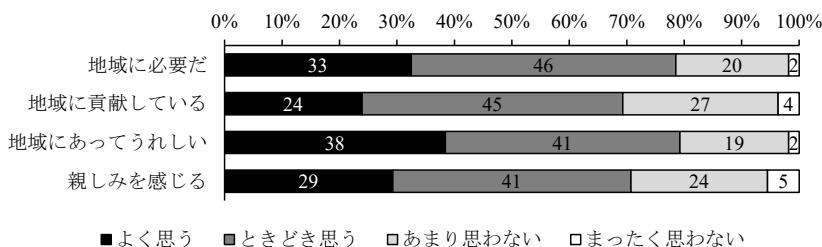


Fig.1. 地域住民が抱く山形大学小白川キャンパスの印象（地域住民）（上2つ：N=163、下2つ：N=164）

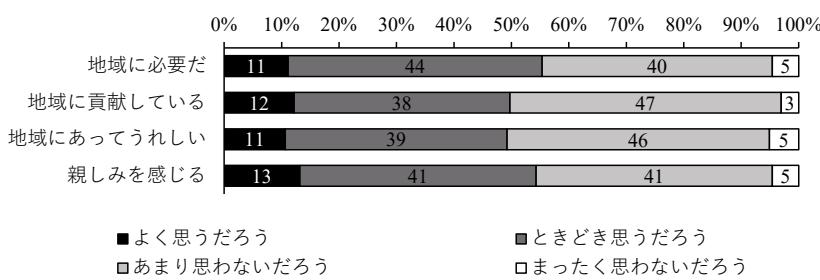


Fig.2. 地域住民が抱く山形大学小白川キャンパスの印象の予想（山大学生）（各項目 N=197）

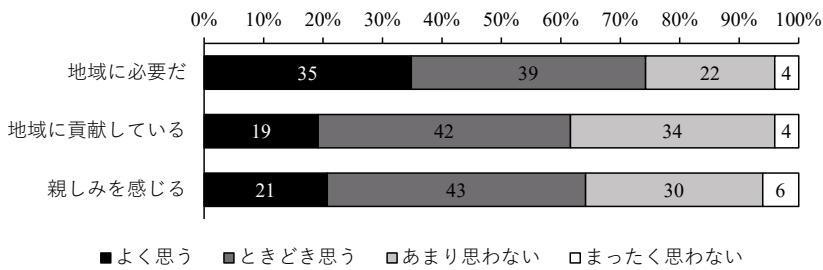


Fig.3. 山形大学の学生が抱く山形大学小白川キャンパスの印象 (山大学生) (各項目 N=198)

また、山大学生自身が山形大学小白川キャンパスにどのような印象を抱いているか尋ねたところ (Fig. 3), 「地域に必要だ」は7割以上、「地域に貢献している」と「親しみを感じる」は6割程度にのぼるなど（「よく思う」と「ときどき思う」の合計）、山大学生自身も地域への存在意義を感じている傾向が示された。

3. 山形大学の学生の印象

地域住民へは、山大学生に抱いている印象 (Fig. 4), 山大学生には地域住民が抱いている印象の予想 (Fig. 5) の回答を求めた。その結果、住民の4割以上が山大学生の規範意識の低下を

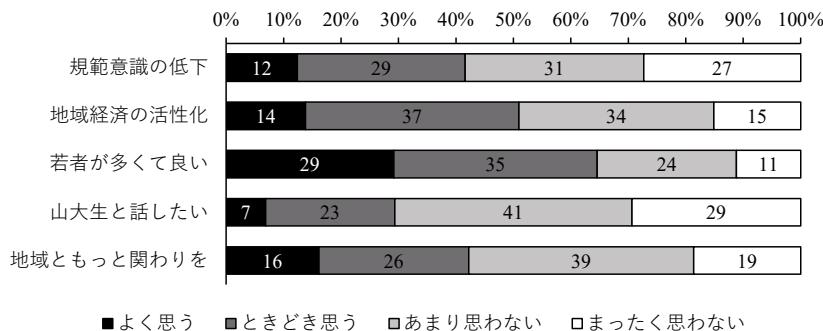


Fig.4. 地域住民が抱く山形大学学生の印象 (地域住民) (上から, N=161, N=159, N=161, N=160, N=161)

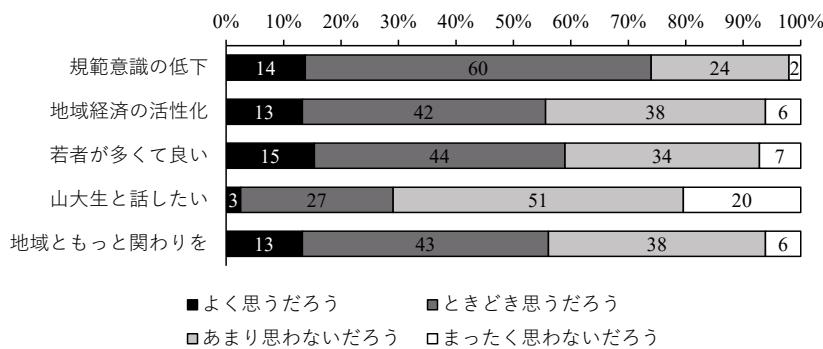


Fig.5. 地域住民が抱く山形大学学生の印象の予想 (山大学生) (若者が多くて良い: N=195, その他: N=196)

ときどきは感じているようであった（「よく思う」と「ときどき思う」の合計）。また、若者が地域に多く住んでいることも肯定的に評価されていた（上記と同様）。以上の傾向は前回の調査とも一致していた。一方、山大学生の予想では規範意識の低下が7割を超えており（「よく思うだろう」と「ときどき思うだろう」の合計），より否定的に予想していることが示された。

4. 山形大学の学生に対する不安経験とその内容、不安経験時の対処

地域住民に、山大学生の振る舞いに対して危険や不安を感じた経験についてたずねた（Fig. 6）。また、山大学生には地域住民が抱いている不安経験を予想して回答を求めた（Fig. 7）。前回の調査（2013年）における五小保護者の回答では、不安経験は「よくある」が23%，「ときどきある」が23%，「たまにある」が30%，「まったくない」が23%であった。今回の調査結果も前回の調査とほぼ同じ割合であったが、「よくある」が6%程減少していた（「よくある」が17%，「ときどきある」が27%，「たまにある」が30%，「まったくない」が27%）。山大学生の予想では「よくある」が26%，「ときどきある」が47%，「たまにある」が25%と回答しており、不安体験を多く見積もっていること（特に「ときどきある」）が示された。

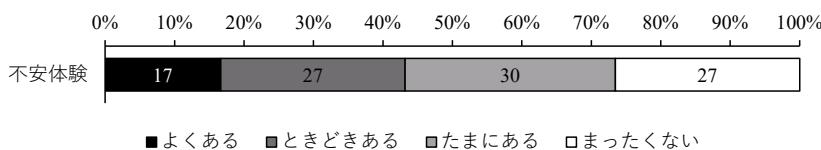


Fig.6. 山形大学学生の振る舞いに対する不安経験 (地域住民) (N=162)

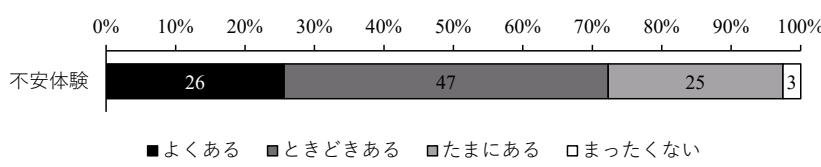


Fig.7. 山形大学学生の振る舞いに対する不安経験の予想 (山大学生) (N=195)

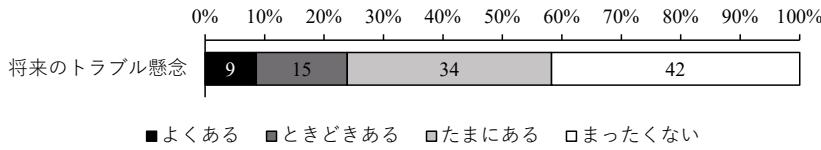


Fig.8. 山形大学学生の振る舞いに対するトラブル懸念 (地域住民) (N=163)

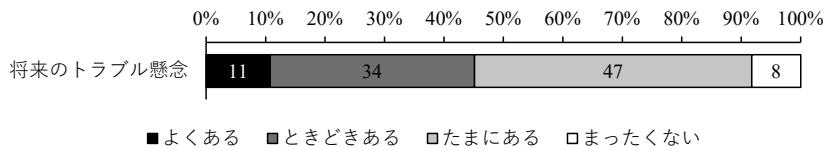


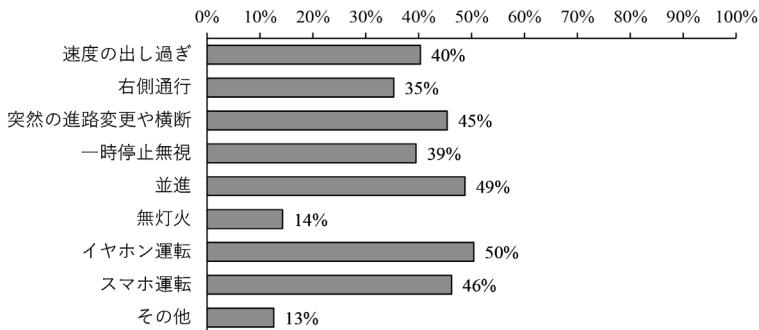
Fig.9. 山形大学学生の振る舞いに対するトラブル懸念の予想 (山大学生) (N=195)

地域住民に、山大学生の振る舞いに対する将来のトラブル懸念についてたずねた(Fig. 8)。また、山大学生には地域住民が抱いているトラブル懸念を予想して回答を求めた(Fig. 9)。前回の調査(2013年)では、「よくある」が8%、「ときどきある」が18%、「たまにある」が42%、「まったくない」が32%であった。前回の調査よりもトラブル懸念を「まったくない」と答えている割合が増加している傾向が示された(「よくある」が9%、「ときどきある」が15%、「たまにある」が34%、「まったくない」が42%)。また、山大学生の予想では「よくある」が11%、「ときどきある」が34%、「たまにある」が47%であり、将来のトラブル懸念(特に「ときどきある」と「たまにある」)を多く見積もっていることが示された。

5. 具体的な不安経験の内容について

前回の調査では、自由記述によって報告された不安経験の具体的な内容について集計を行なった。

A 地域住民



B 大学生の予想

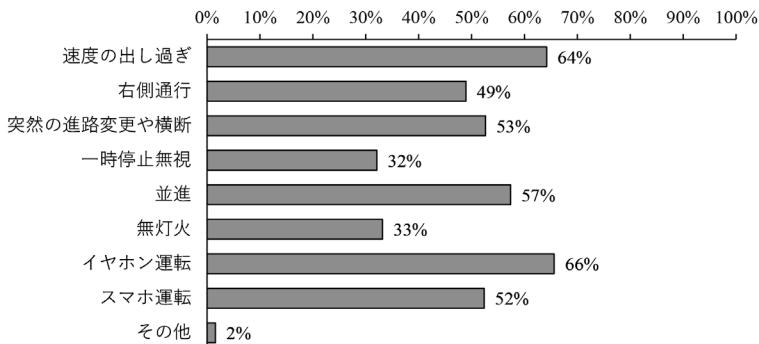


Fig.10. 不安経験の内容および不安経験の予想(複数回答あり), 地域住民(N=119), 大学生(イヤホン運転とスマホ運転:N=189, その他:N=190)

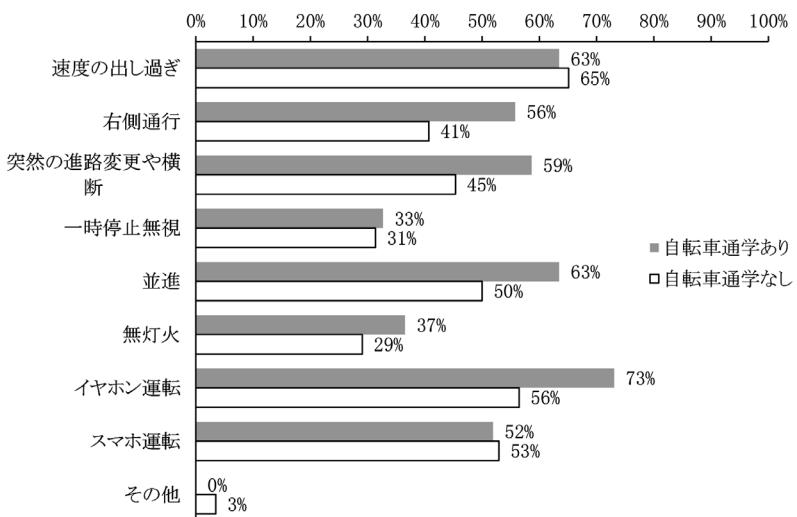
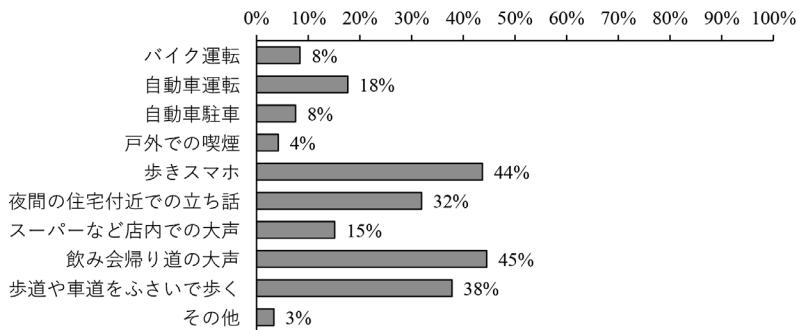


Fig.11. 自転車通学ありの大学生と自転車通学なしの大学生による不安経験の内容および不安経験の予想（複数回答あり），自転車通学あり (N=104)，自転車通学なし（イヤホン運転とスマホ運転:N=85, その他: N=86)

その結果、自転車の危険運転に関するものが最も多く、騒音や道路の歩き方などが続いた。本調査では、あらかじめ選択肢として設け、地域住民と山大学生 (Fig. 10) に回答を求めた。まず、前回の調査で多かった自転車の運転に関するものを個別の質問項目としてたずねた。無灯火以外の項目では3割から5割が危険や不安を感じた項目として回答しており、自転車の運転に関する問題は改善していない傾向が示された。山大学生の予想では全体的に割合が多くなっており、学生内でも自転車の運転が問題であることは自覚されていると考えられる。また、追加分析として大学生を自転車通学ありの学生と自転車通学なしの学生に分け (Fig. 11)，当事者と非当事者で回答の傾向に違いがあるかを調べた結果、自転車通学ありの学生の方がより高い割合で問題であると回答していることが示された。

次に、自転車以外の質問項目についてもたずねた。地域住民と山大学生 (Fig. 12) に回答を求めた。前回の調査では騒音の問題と歩道や車道を歩くマナーの問題が指摘されていたが、今回の調査でも同様の項目の回答が多くなっていた。飲み会の帰り道の大声や夜間の住宅付近の立ち話は、前回の調査でも問題が指摘されていた項目であった。また、歩道や車道をふさいで歩く、歩きスマートなど歩行者のマナーの問題も前回から指摘されている問題であり、慢性化している可能性がある。全体的に、山大学生の予測の割合が高く、問題であることは自覚されていると考えられる。

A 地域住民



B 大学生の予想

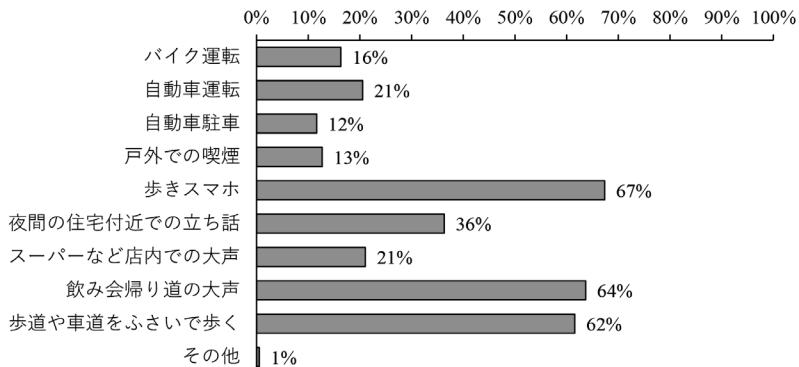


Fig.12. 不安経験の内容および不安経験の予想（複数回答あり），地域住民 (N=119)，大学生（自動車駐車と戸外での喫煙：N=189，その他：N=190）

6. 考察

6.1. 前回の調査との時点間比較

本研究の第一の目的は、福野・渡邊・山田（2013）の調査結果との時点間比較を行い、山形大学の学生に対する不安経験が前回の調査からどのように変化しているかを検討することであった。まず、山形大学小白川キャンパスと山大学生の印象は前回の調査から変化はしていなかった。多くの地域住民が小白川キャンパスを必要と思い、地域にあってうれしいと感じているようであった。また山大学生のような若者が地域に住んでいることを肯定的に感じ、より地域と関わって欲しいという期待があることも示された。このようなポジティブな側面がある一方で、山大学生に対して感じる規範意識の低下や葛藤懸念は前回の調査から改善されておらず、印象改善に努める必要がある。特に、地域住民の約4割が不安経験として回答している「自転車の運転」、「騒音」、「歩

行時のマナー」に関する問題は、前回の調査でも同様の傾向が示されていることから、慢性化している問題であり、対応が必要である。特に自転車の運転に関しては、大学への登校と小学生の登校が重なり、不安が生じやすい可能性がある。そのため「速度の出し過ぎ」や「突然の進路変更や横断」など、事故につながりやすい行動を不安視する回答が多くなったと考えられる。また、「並進」、「イヤホン運転」、「スマホ運転」等、道路交通法上でも問題となる行動についての回答も多く、山大学生が基本的な運転ルールを理解出来ていないことに由来している可能性も高い。

以上のように、本研究の結果は前回の調査とほぼ同じ傾向が示された。山形大学や山大学生に對して肯定的な評価がある一方で、規範意識の低下、不安経験等に関しては改善が見られなかつた。特に、自転車の危険運転に関する不安が多く回答されたことについては対策を考えていく必要がある。

6. 2. 山大学生の問題認識

本研究では、地域住民が感じる不安経験を山大学生が予想できるかについて検討することを第二の目的とした。自分の能力、達成度、行動等に関する無知を認識できておらず、自分自身の行動を楽観的に評価する傾向があることが知られている (Dunning = Kruger 効果, e. g., Dunning, 2011)。そこで、山大学生は地域住民の不安経験をより少なく見積もっていると予測をして検討を行った結果、予測とは逆に多く見積もっていることが示された。具体的には、全体的な傾向として、地域住民に比べて山大学生の予測の方がネガティブな方向に評価されている傾向が示された。このことから Dunning = Kruger 効果は生起していないと考えられる。このように山大学生が自らの行動に対する評価を悲観的に予測している背景としては、これまでに自分自身が行なった行動や、見た行動の中に迷惑行為に該当するものがあり、山大学生自身も問題を自覚している可能性が考えられる。例えば、自転車通学ありの山大学生の方が自転車通学なしの山大学生よりも「並進」、「イヤホン運転」を不安経験の回答として高く見積もっていた。このことから、自分自身や友人が行なった行動として思い当たるふしがあるのかもしれない。すなわち、山大学生自身が問題行動を自覚しているものの、行動は変えられていないのかもしれない。

山大学生が問題行動を自覚しているものの、行動を変えられない理由として、交通場面における社会的規範、具体的には命令的規範と記述的規範の影響が考えられる (Cialdini, Kallgren & Reno, 1991)。命令的規範は、多くの人々によって適切・不適切が一義的に知覚され、社会的報酬や罰をもって行動が志向されるものであるが、交通場面では法律が該当する。一方、記述的規範は、多くの人々が実際にとる行動によって示されるものであり、周囲の他者の行動が該当する。命令的規範よりも記述的規範が優勢になる状況 (例えば、周囲の他者が赤信号を渡っている) では、法律や交通ルールが無視される傾向にある (北折・吉田, 2000; 佐藤・大杉, 2017)。山大学生が周囲の他者の行動を基準に行動を決定したことで、問題行動が記述的規範として定着てしまっている可能性がある。山大学生が命令的規範に従い行動を決定するためにも、基本的な

交通ルールを学習する機会が必要であると考えられる。

6.3. 今後の取り組みに向けて

本研究では、山形大学の山大学生に対する不安経験として、地域住民の約4割が「自転車の運転」、「騒音」、「歩行時のマナー」を挙げており、2013年度の調査から慢性化していること、山大学生自身も問題は認識しているものの、行動変容には至っていないことを明らかにした。その中でも、特に自転車の危険運転の問題は早急に対策が必要である。山形県は令和元年12月に「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定し施行した。この条例では、交通ルールの順守、自転車の安全利用、自転車保険の加入義務化、自転車交通安全教育の充実、自転車の適正な管理などが定められている。条例では、「大学、高等専門学校、専修学校等の長は、学生、生徒に対し、自転車の安全で適正な利用を行うように努める。」となっており、大学では自転車の危険運転を減らすための教育を行うことが必要とされている。山形大学では、前回の調査後に自転車の危険運転に関する不安の声を大学内で共有し、山大学生に対する安全教育を行なった。具体的には平成26年度の「スタートアップセミナー」において自転車の危険運転などを考えさせるワークショップが導入された。しかし、これらの試みは、全学および学部内においても現在まで継続されていない。これらの試みを、改めてカリキュラムに組み込み、山大学生の自転車交通安全教育を定着させる必要があるだろう。

また、自転車の危険運転については、山形大学小白川キャンパスの地理的な特徴も含めて検討する必要があるのかもしれない。山形大学小白川キャンパスは周囲に速度が出やすい坂道も多くあり、道幅も比較的狭い箇所が多く、地理的にも危険度が高いことが指摘されている（福野・渡邊・山田, 2013）。キャンパス周辺に複数の小学校もあり、通学路を共有している場所も多い。小白川キャンパスがこのような地域にある以上、山大学生の自転車通学にはリスクが伴っている。このリスクを大学としてどのように解消していくべきか、考えていく必要があるだろう。

引用文献

- Cialdini, R.B., Kallgren, C.A., & Reno, R.R. (1991). A focus theory of normative conduct : A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. *Advances in experimental social psychology*, 24, 201–234
- Dunning, D. (2011). The Dunning – Kruger effects : On being ignorant of one's own ignorance. *Advances in Experimental Social Psychology*, 44, 247–296
- 福野光輝・渡邊洋一・山田浩久 (2015). 山形大学小白川キャンパス周辺における小学生保護者の不安経験と葛藤懸念, *山形大学大学院社会文化システム研究科紀要*, 12, 73–84.
- 北折充隆・吉田俊和 (2000). 記述的規範が歩行者の信号無視行動に及ぼす影響 *社会心理学研究*,

7 山形大学小白川キャンパス周辺における小学生保護者の不安経験と大学生の問題認識 —大杉

16, 73–82.

佐藤祐也, & 大杉尚之. (2017). 記述的規範と人数が歩行者の信号無視に及ぼす影響. 山形大学大学院社会文化システム研究科紀要, 14, 55–64.

Troubling Experiences of Parents of Elementary School Students Living
Near the Yamagata University, and Problem Recognition Among University
Students.

Takayuki OSUGI

The present study investigated the troubling experiences of the parents of elementary school students living near Kojirakawa Campus of Yamagata University, and the problem recognition among the university students. Results of a questionnaire survey showed that parents reported troubling experiences with students, such as unsafe bicycling, disruptive noisemaking, and obstructive walking behavior. This result is consistent with that of a previous survey by Fukuno et al. (2015). Furthermore, the university students could correctly anticipate that the parents of elementary school students perceived their behavior as a potential risk. Yamagata University should, therefore, think of solutions for controlling their students' behavior to diminish parents' anxiety about interpersonal conflict.

8 育児サポートの利用可能性と大学生による地域活動への期待

竹 内 麻 貴

1. はじめに

戦後の育児は、母親が中心的に担い、それを親族や友人等で構成されるインフォーマルな育児ネットワークが支えてきた（落合 1989；松田 2008）。しかし、核家族化・少子化で家族が縮小し地域移動も活発な現代において、母親は祖父母やきょうだいといった親族からの育児サポートを受けにくくなっている（落合 [1994] 2004；松田 2008）。また、少子化がいっそう進行することで、現代の親は非親族とのネットワークも築きにくくなる（松田 2008）。なぜなら、子どもの数が減ることは、親にとって育児仲間となる友人・知人の数が減ることを意味するからだ。インフォーマルな育児ネットワークが弱体化したこと、大きな負担感と孤立感を抱える母親が増えている。育児ネットワーク研究は、こうした「育児の孤立」の問題に取り組んできた。それら一連の研究は、最も育児を支える総合力が高いのは、インフォーマルな育児ネットワークのなかでも「中庸なネットワーク」だと指摘している（松田 2008, 2010）。中庸なネットワークとは、①ネットワークの密度が緊密すぎず疎過ぎず、②構成員が同質すぎず多様すぎず、③核となって育児を中心的に支える強い紐帯と核以外で育児を支える弱い紐帯が同等の数含まれる、という特徴をもつ。

政府も、こうした中庸なネットワークづくりを後押しする施策を講じている。厚生労働省は1993年度より地域子育て支援拠点事業を開始した。この事業は、各自治体が主体となって4つの基本事業¹を実施し、子育て家庭の孤独感や不安を緩和することを目的としている。2019年度時点で、事業の実施拠点はすべての都道府県にあり、合計7,578か所にのぼる（厚生労働省 2020）。厚生労働省は事業の一環として、世代間交流の促進やボランティア等との協働によって地域支援機能を強化することも掲げている。すなわち、地域子育て支援拠点事業は、自治体が提供するフォーマルな育児ネットワークを通じて、中庸な育児ネットワークを形成する取り組みという側面をもっているのだ。そして、地域支援機能を担う主体には、「拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施」（厚生労働省 2020）という一文が示すように、大学生も想定されている。

大学生のボランティア・地域活動は、自主的にまたは授業の一環として行われている。全国の大学生を対象に行われた2019年のweb調査によると、大学入学後にボランティア・地域活動を行

1 具体的には、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談や援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施の4つ。

自主的にもしくは授業の一環として行ったことがある学生は37.5%であった（n = 2,176）。そのうち「小学生を対象とした活動」は、実際に行った活動内容として最も多く、今後やってみたい活動としては3番目に多かった（国立青少年教育振興機構 2019）。「山大学生調査」（詳細は阿部（2020）を参照）の分析結果でも、山大生が興味のある地域活動として「地域に住む子どもを対象とした活動」は3番目に多いことが報告されている（竹内 2019）。これらのデータは、大学生側には子どもを相手にする地域活動へのニーズがあることを示している。このように大学生は、政策上は地域における育児サポートの担い手として期待されており、彼ら自身も子どもを相手にした活動に関心をもっている。だが地域福祉の観点からいえば、支援を受ける側のニーズを考慮して学生が地域活動を行なうことで、よりよい地域社会に近づくことができる。はたして大学生は、実際に地域の子育ての支え、とくに育児ネットワークが脆弱な家庭の支えになりうるのだろうか。この間に答えるには、大学生が行う育児サポートにニーズはあるのか、育児が孤立しやすい家庭のサポートになりうるのかを、経験的に検証する必要がある。以上をふまえ本稿は、計量分析を通じて、大学生による地域活動は、子育て家庭、とくにインフォーマルな育児ネットワーク（以下、断りがない限り育児ネットワークと略）が脆弱な家庭の福祉を向上しうるのかを明らかにする。次節では、仮説と分析枠組みを提示するため、関連する先行研究をレビューする。

2. 先行研究と仮説

2. 1 サポートの利用可能性

育児に限らず、ネットワークが生み出すサポート機能に関する研究分野はいくつかある。そのひとつが、ソーシャル・サポート研究である²。ソーシャル・サポートとは、個人に有益な効果を有する対人関係的要因のことを指す（稲葉 2007）。ソーシャル・サポートを経験的に探索するため、ソーシャル・サポート研究は、対人関係に含まれるさまざまな要素の何が、ストレッサーで生じるメンタルヘルスの悪化を緩衝する効果をもつかを解明してきた。そして研究が蓄積された結果、実際に受け取ったサポートよりも、サポートの利用可能性がストレス緩衝効果を示すことが明らかになった。すなわち、実際にネットワークを利用してサポートを得ることで問題の解決を図った経験がなくとも、「自分は必要なときに必要なサポートが得られる」という認識をもち、問題解決を予期できることが、個人の健康や心理状態にとって良好な結果をもたらすということである（稲葉 2007）。このソーシャル・サポート研究の知見は、大学生による育児サポートへのニーズを探るうえでも、サポートの利用可能性に着目する必要性を示唆している。ソーシャル・サポート研究の知見にもとづけば、サポートの利用経験に関わらず、サポートの利用可能性が低い親は、育児不安を抱えやすい。そのため、サポートの利用可能性が低い親、すなわち育児ネッ

² 他には、社会学や政治学等における社会関係資本研究が代表的である。

トーワークがない親は、サポートの利用可能性を高めるために、新たな育児ネットワークを求めると考えられるからだ。

2. 2 サポートの種類

サポートの機能は、「手段的サポート」と「情緒的サポート」の2つにわけられる。育児の文脈でいえば、子どもの世話をすることや子どもの遊び相手になることを手段的サポート、子育ての心配事や悩みを聞いたり、助言したりすることを情緒的サポートと呼ぶ（落合 1989；松田 2008, 2010）。これらのうち本稿は手段的サポートに着目する。手段的サポートを扱う理由は2つある。第一に、情緒的サポートよりも手段的サポートの方が脆弱であると考えられることだ。松田茂樹（2010）によると、首都圏と愛知県内に居住する乳幼児の親において、世話ネットワークが全くない者が7人に1人いるのに対し、相談ネットワークが皆無の者はほとんどいなかった。同じような傾向は、小学生の親を対象とした本稿のデータにおいても確認できる。第二に、子育ての相談にのったり育児に有益な情報を提供したりする情緒的サポートは、子育てを経験していないことが一般的な大学生が行なう地域活動として現実的ではない。子育て中の親が大学生から情緒的サポートを得るとすれば、手段的サポートを受けるなかで生じる大学生との交流が、副次的にメンタルへよい影響を生む場合であろう。

2. 3 育児ネットワークが脆弱な家庭

分析枠組みを提示するため、i) 主にどのような育児ネットワークの利用可能性に着目するのか、ii) 育児ネットワークの利用可能性にはどのような要因が影響しているのかを整理する。i) に関して本稿では、非親族による手段的サポートの利用可能性に着目し、大学生による手段的サポートへのニーズとの関係を分析する。手段的サポートを行なうのは、非親族ではなく親族であることが多いため（松田 2008），手段的サポートの頼り先は、親族、（大学生以外の）非親族、大学生の順番で優先されると考えられる。この優先順位にもとづけば、大学生による手段的サポートへのニーズに直接関係するのは、非親族による手段的サポートの利用可能性であると想定できる。

ii) に関しては、松田（2008, 2010）がさまざまな地域のデータで育児ネットワークが築きにくい（やすい）人の特徴を検証している。それらの知見によると、育児ネットワークは、子どもの年齢、母親の就労状態、母親の年齢、居住地域、社会階層によって大きく左右される。育児ネットワークを築きにくい母親は、乳幼児がいて外出する機会が少ないので、年齢が平均よりも離れている、または子どもが少ない地域に住んでいるため自分と似た人（育児仲間）を見つけにくい、フルタイムで働いていて地域住民と交流をする時間がない、友人との交流にかける経済的なゆとりがない、という特徴をもつ（松田 2008, 2010）。これらは、非親族ネットワークを築きにくい母親の特徴とも重なる（松田 2008）。また、幼い頃から住み続けていると、育児ネットワークが築きやすい（松田 2008）。このことは、居住年数が短いと育児ネットワークが築きにくいことを示

唆している。

2. 4 仮説と分析枠組み

本稿では、非親族による手段的サポートの利用可能性と大学生による地域活動への期待がどのように関連するのかを明らかにする。分析の見通しを立てるため、「非親族による手段的サポートの利用可能性がある人は、大学生による地域活動を期待しない」という仮説を設定した。この仮説にもとづけば、非親族による手段的サポートの利用可能性をもたない人は、その穴を埋めるため、大学生からサポートを引き出そうと考えられる。よってこの仮説を「穴埋め仮説」とする。分析では、個々人の手段的サポートの利用可能性の指標として、利用できるさまざまな主体とのつながり、すなわち世話ネットワークの有無を用いる。

大学生に期待する地域活動としては、子どもに特化した活動と、地域と関わることそのものへの期待の2つを用いる。後者は、何らかのかたちで大学生に地域と関わってほしいが、子どもの相手というかたちで関わることは期待していない親がいる可能性を考慮するため設定した。仮説を検証するための分析枠組みを図1に示す。

図1において、変数Tは説明変数、変数Yはアウトカムである。変数Tと変数Yの関係（矢印）を以下に示す。

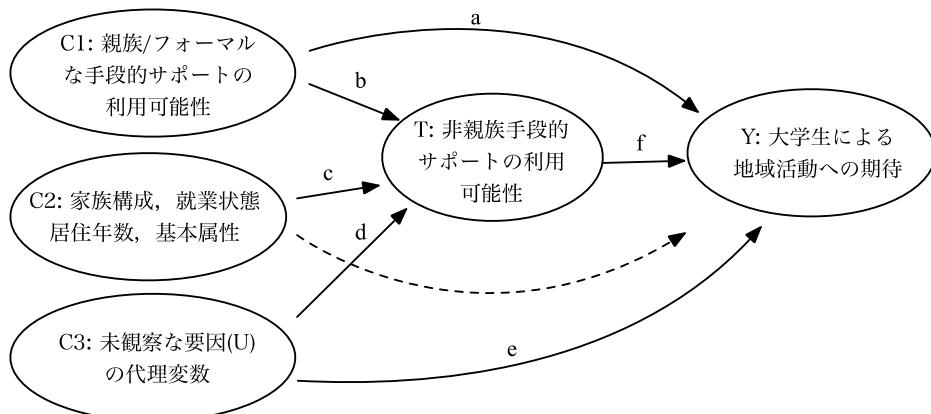


図1 分析枠組み

印f)を推定するためには、変数Tと変数Yの交絡変数、もしくは、どちらか一方に影響を与える変数Cを調整し、矢印a～eの関係をブロックする必要がある(VanderWeele 2019)。たとえば、親族やフォーマルな機関による手段的サポートの利用可能性がある場合、非親族による手段的サポートの(必要性と)利用可能性は低く(矢印b)、同時に大学生による地域活動にも期待しない(矢印a)ことが考えられる。また松田(2008, 2010)の知見に基づけば、同じ小学生の親でも、子どもの学年が低い場合や乳幼児がいる場合には、非親族の育児ネットワークが築きにくくなるた

め、非親族による手段的サポートの利用可能性が少なくなる（矢印c）ことが予測される³。さらに、未観察の要因が交絡を生じさせる可能性もある。たとえば、非親族育児サポートの利用可能性がある人との人では、非親族に頼ることへの抵抗感や人と関わることの積極性に違いがあるかもしれない。そこで、未観察の要因である、非親族と関わることへの積極性の影響（矢印bとe）を、その代理変数を用いることで部分的に調整する。このように、調整変数Cをモデルに含めることで、より厳密に変数Tと変数Yの関係を検証する。

3. データ・変数・方法

分析には、2008年に実施した「五小保護者調査」データを用いる。調査の概要は阿部（2020）を参照されたい。分析対象は、山形市立第五小学校（以下、五小）の保護者で、分析に用いる変数に欠損がない131ケースである。

アウトカムとして、子どもの相手期待と、地域との関わり深化期待の2つを設定した。前者は、保護者が山形大学の学生（以下、山大生）にして欲しい活動として、「地域に住む子どもを対象とした活動（子ども会の世話、遊び相手、学習支援、いじめ電話相談など）」を選択した場合に1、選択していない場合に0の値をとる⁴。後者は、保護者が「山大生には、もっと私たちの住む地域と関わりをもってほしい」と感じているかを4件法で尋ねた質問に対する回答をもとに、「感じている（1）」または「感じていない（0）」いずれかの値をとる2値変数に変換した⁵。説明変数には、非親族による手段的サポートの利用可能性の指標として、日常的に子どもの世話（送迎や見守り、預かりなど）をお願いできる徒歩圏内の知人の有無を表す、知人世話ネットワークダミーを用いた⁶。

調整変数には以下の変数を投入する。親族／フォーマルな機関による手段的サポートの利用可能性（図1・C1群）のうち、親族手段的サポートの指標としては、日常的に子どもの世話をお願いできる同居または学区内に住む家族・親戚の有無を表す、親族世話ネットワークダミーを用いた。フォーマルな手段的サポートの指標としては、家族の誰かが病気や事故で、どうしても家族以外の人手が必要なときに、専門家やサービス機関（行政・金融機関・学校関係者・ヘルパーなど）を頼るかどうかを表す、公的／専門的世話ネットワークダミーを用いた。この変数は、知人世話ネットワークダミーおよび親族世話ネットワークダミーとは異なり、子どもの世話をサ

3 理論的に交絡変数として考えられる変数群をC1とC3、交絡変数かは判断できないが理論的に変数Tには影響すると考えられる変数群をC2とし、アウトカムに伸びる矢印を点線で表した。

4 調査票では、10種類のボランティア・地域活動の中からして欲しいと思う活動全てを選択するよう回答を求めた。活動内容については図1を参照されたい。

5 調査票において、地域との関わり深化期待の設問は子どもの相手期待の設問よりも前に配置されている。よって、子どもの相手期待への回答によって、地域との関わり深化期待への回答にキャリーオーバー効果が生じている可能性は低い。

6 同じく非親族である山大生との違いを明確にするため、「知人」とした。

ポートする公的／専門的世話ネットワークの有無を尋ねていない。しかし、家族のケアを家族以外に頼る世話ネットワークの利用可能性を測定しているため、部分的に公的／専門的育児ネットワークの影響を調整すると仮定した。他方で、この変数は、問題を抱えたときに公的／専門的な機関を頼るような個人の性質（すなわち図1・C 3群と同じ）の影響を部分的に調整することも考えられる。いずれの場合でも、知人世話ネットワークダミーと山大生による地域活動への期待の関係を検証するために、必要な変数である。非親族に頼る／非親族と関わることへの積極性を部分的に捉える代理指標（図1・C 3群）には、災害時に助けを求めることができる、徒歩圏内の知人の有無を表す知人災害時ネットワークダミーと、社会参加活動度（0～5点）⁷を加えている。さらにその他の調整変数（図1・C 2群）として、子どもの学年（6カテゴリ）⁸、乳幼児ダミー、就業ダミー、居住年数、女性ダミー、年齢を投入した。基本統計量を表1に示している。

表1 基本統計量

| n=131 | | | | | |
|-------|-------------------|---------|-------|------|-------|
| | | 平均値 / % | 標準偏差 | 最小値 | 最大値 |
| アウトカム | 子どもの相手期待 | 0.57 | 0.50 | 0 | 1 |
| | 地域との関わり深化期待 | 0.43 | 0.50 | 0 | 1 |
| 説明変数 | 知人世話ネットワークダミー | 0.40 | 0.49 | 0 | 1 |
| 調整変数 | 親族世話ネットワークダミー | 0.47 | 0.50 | 0 | 1 |
| | 公的／専門的世話ネットワークダミー | 0.11 | 0.31 | 0 | 1 |
| | 知人災害時ネットワークダミー | 0.75 | 0.44 | 0 | 1 |
| | 社会参加活動度 | 1.36 | 0.92 | 0 | 3 |
| | 子どもの学年 | | | | |
| | 1年生 | 12.21 | - | - | - |
| | 2年生 | 13.74 | - | - | - |
| | 3年生 | 12.98 | - | - | - |
| | 4年生 | 22.14 | - | - | - |
| | 5年生 | 18.32 | - | - | - |
| | 6年生 | 20.61 | - | - | - |
| | 乳幼児ダミー | 0.16 | 0.37 | 0 | 1 |
| | 就業ダミー | 0.83 | 0.38 | 0 | 1 |
| | 居住年数 | 22.82 | 14.20 | 1.42 | 54.50 |
| | 女性ダミー | 0.81 | 0.39 | 0 | 1 |
| | 年齢 | 41.07 | 5.08 | 26 | 54 |

分析ではまず、単純集計とクロス表を用いてデータの概観を確認する。つぎに、様々な要因を調整したうえで、知人による育児サポートの有無と大学生による地域活動への期待との関係を明らかにする。子どもの相手期待と地域との関わり深化期待は、ともに2値の離散変数であるため、推定にはロジットモデルを用いた。

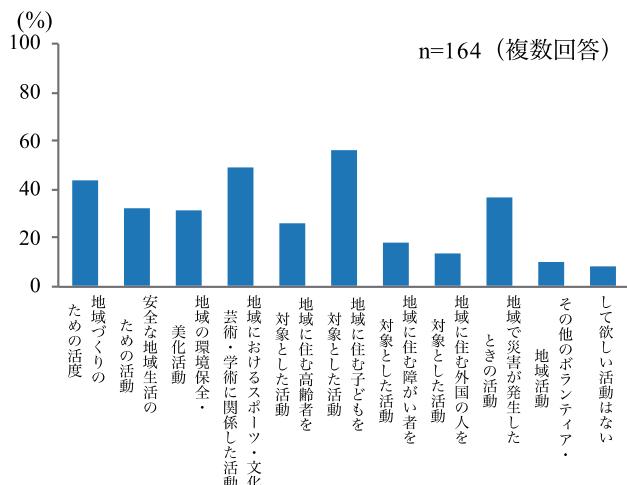
7 居住地域以外での活動も含めて、「PTA や子ども会の役員」、「自治会や町内会の活動」、「趣味やスポーツなどのクラブ・サークル活動」、「ボランティア、NPO、市民活動」、「その他の活動」のうち、参加している活動の合計数を用いた。

8 子どもが2人以上在学している場合は、一番上の子どもの学年について回答を求めている。

4. 分析結果

4. 1 データの概観

図1は、五小の保護者が山大生にしてほしいと思っているボランティア・地域活動の分布である。これを見ると、「地域に住む子どもを対象とした活動（子どもの相手期待）」を選択した人が、有効回答全体の中で約56.1%と最も多い。つぎに選択した人が多いのは、「地域におけるスポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」（約48.8%）、「地域づくりのための活動」（約43.9%）となっている。このことから、小学生の保護者は、大学生には子どもが対象、または対象になりやすい地域活動を期待していると考えられる。保護者たちの世話ネットワークの所有状態についても確認しておこう。表2をみると、親族世話ネットワークと知人世話ネットワークの両方をもたない人が最も多い。同様の傾向は、公的／専門的世話ネットワークと知人世話ネットワークの有無について対応をみた場合も確認できた（結果は省略）。これは松田（2010）と整合的な結果である。また少なくとも、知人よりも親族との世話ネットワークがある人の方がやや多い。このことから、松田（2008）と同様に、世話ネットワークとして親族が優先されることが推察できる。では穴埋め仮説が予測するように、大学生に子どもの相手を期待する人々は、知人世話ネットワークの代わりと位置づけて期待しているのだろうか。分析で検証していこう。



注) ロジットモデル推定に使用した変数に欠損値を含むケースも含める。

図1 山大生に期待するボランティア・地域活動の分布

表2 親族育児ネットワークと知人育児ネットワークの対応

| 親族育児 ネットワーク | 知人世話ネットワーク | | % (実数) |
|----------------|------------|-----------|-----------|
| | なし | あり | |
| なし | 32.8 (43) | 19.9 (26) | 52.7 (69) |
| あり | 26.7 (35) | 20.6 (27) | 47.3 (62) |
| 合計 | 59.5 (78) | 40.5 (53) | 100 (131) |

まず表3をみると、知人世話ネットワークがある人の方がない人にくらべて、山大生に子ども相手を期待してないようにみえるが、その違いはごくわずかである。また、2変数の間には統計的に有意な関係もみられなかった。

表3 知人世話ネットワークダミーと子どもの相手期待のクロス表

| 知人世話 ネットワーク | 子どもの相手期待 | | % (実数) |
|----------------|-----------|-----------|----------|
| | なし | あり | |
| なし | 41.0 (32) | 58.0 (46) | 100 (78) |
| あり | 45.3 (56) | 54.7 (29) | 100 (53) |

$$\chi^2=0.2337, df=1, \text{n.s.}$$

他方で、山大生に地域との関わり深化期待に関しては、知人世話ネットワークがない人では期待する人としない人の割合が半々であるのに対し、知人世話ネットワークがある人では期待をしない割合が多い（表4）。また、これは統計的に有意な関係もある。よって記述的な分析では、知人世話ネットワークは子どもの相手期待とは関連がないが、地域との関わり深化期待とは関連があることが示された。しかしこの関係は、さまざまな調整変数を投入することで変化することが考えられる。そこでロジットモデル推定を行い、穴埋め仮説の検証を行う。

表4 知人世話ネットワークダミーと山大生による地域活動への期待のクロス表

| 知人世話 ネットワーク | 地域との関わり深化期待 | | % (実数) |
|----------------|-------------|-----------|----------|
| | なし | あり | |
| なし | 50.0 (39) | 50.0 (39) | 100 (78) |
| あり | 67.9 (36) | 32.8 (17) | 100 (53) |

$$\chi^2=4.1427, df=1, p<0.05$$

4.2 非親族世話ネットワークが大学生による地域活動への期待に与える影響

図2は、様々な要因を調整したときに、各世話ネットワークの有無によって大学生による地域活動を期待すると回答する確率が異なるのかをプロットしたものである。代替仮説の検証に用いる知人世話ネットワークダミー（説明変数）に加え、調整変数である2つの世話ネットワークダミーの結果も合わせて示した。図中の丸は各変数の点推定値を表しており、横線で示された0の

ラインよりもプラスであればその変数によって期待すると回答する確率が高まり、マイナスであれば期待しないと回答する確率が高まることを意味する。丸から両方向に伸びている棒（エラーバー）は95%信頼区間の幅を示している。この棒が0のラインと重なっていないとき、その変数がそれぞれのアウトカムに統計的に有意な影響を与えていていることを意味する。今回は分析に用いるサンプルサイズが小さいため、多変量解析において統計的に有意になりにくい⁹。そのため、変数の影響の方向に着目し結果を解釈する。

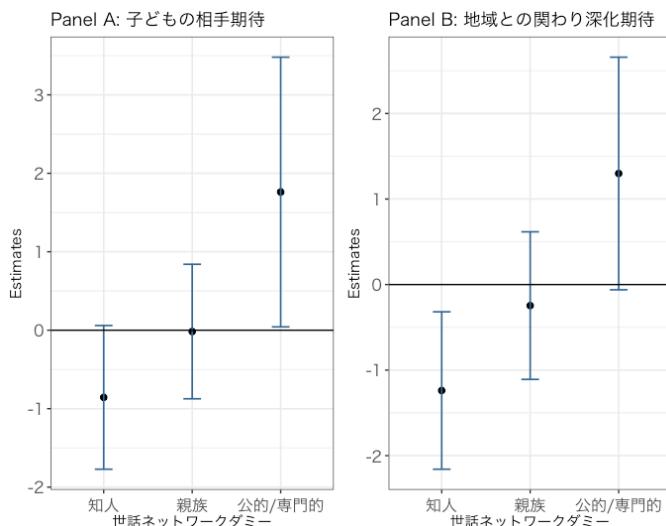


図2 世話ネットワークダミーが山大生による地域活動への期待に与える影響

まず、説明変数である知人世話ネットワークダミーの影響を確認する。図2・Panel A をみると、知人世話ネットワークダミーは子どもの相手期待に対してマイナスの影響を与えている。知人世話ネットワークがある人はない人にくらべて山大生に子どもの相手を期待する確率が約0.42倍 ($\exp(-0.856)$) になる。これは、知人世話ネットワークがあると、山大生に子どもの相手を期待する可能性が約57.5%減少する ($(\exp(-0.856) - 1 \times 100)$) ことを意味する。知人世話ネットワークダミーの影響は統計的には有意ではないが、エラーバーの上限は0付近にある。そのため、サンプルサイズが大きくなれば統計的に有意になると考えられる。つぎに、図2・Panel B をみると、地域との関わり深化期待に対しても、知人世話ネットワークダミーはマイナスの影響を与えている ($p < 0.01$)。この結果は、山大生に子どもの相手を期待する可能性は、知人世話ネットワークがあると約71.1%減少する ($(\exp(-1.24) - 1 \times 100)$) ことを示している。以上の結果

9 統計学においては統計的有意性のみで効果を問うことの問題が指摘されてきた（たとえば、都合のよいp値だけを選択する *p-hacking* を助長すること）。2016年にはアメリカ統計学会が、統計的有意性とp値に関する声明を発表している（Wasserstein & Niccol 2016）。現在、社会学を含め統計学を用いる各分野において、p値の提示や単独使用を禁止するなど、p値の使用方法について見直しがすすんでいる（American psychological association 2001; Tranfimow & Michael 2015; Curtis 2016）。

から、非親族ネットワークの利用可能性がある人は、大学生による地域活動を期待しにくいといえる。よって、穴埋め仮説は支持された。

参考までに、調整変数である親族および公的／専門的世話ネットワークダミーの影響（直接効果）も確認する。親族世話ネットワークダミーに関しては、影響の方向と有意性の両面において、山大生による地域活動への影響が確認できない。いっぽう、公的／専門的世話ネットワークダミーは、山大生による地域活動に対してプラスの影響を与えていた。この結果は、公的／専門的世話ネットワークダミーは、子どもの世話を公的／専門的に頼むかどうかを尋ねた質問から作成した変数ではないために生じたと考えられる。すなわち、公的／専門的世話ネットワークダミーは、問題を抱えたときに公的／専門的な機関を頼るような個人の性質（図1・C3群）の影響を反映した可能性が高い。よって、今回あらわれた公的／専門的世話ネットワークダミーの影響は、公的／専門的世話ネットワークの利用可能性がある人は、第三者に頼る抵抗感が小さいため、大学生に子どもの相手や地域との関わり深化を期待する、と解釈することが適切であろう。ただしこのことは、公的／専門的世話ネットワークダミーがフォーマルな機関による手段的サポートの利用可能性（図1・C1群）の影響を全く調整しなかったことを意味するものではない。

5. まとめ

本稿では、非親族による手段的サポートの利用可能性に着目し、知人世話ネットワークの有無が大学生による地域活動への期待に影響するのかをロジット推定により検証した。その結果、知人世話ネットワークをもつ親は、山大生に子どもの相手を期待する可能性と、地域との関わり深化を期待する可能性が低くなることが明らかになった。この結果は、非親族による手段的サポートの利用可能性がない親は、大学生による手段的サポートを期待すると解釈できる。すなわち、穴埋め仮説を支持する結果といえる¹⁰。

穴埋め仮説が支持されたということは、非親族による手段的サポートが脆弱な家庭において、大学生が子どもの相手をすることへの潜在的ニーズがあると解釈できる。また図1でみたように、手段的サポートが脆弱な家庭に限らず、大学生による子どもの世話を期待する親は多い。よって小学生の親の福祉は、大学生に子どもの相手を頼ることで向上する可能性があり、とくに手段的サポートが脆弱な親にとってメリットが大きいといえよう。本稿が分析したデータは山形市内の限られた地域の保護者から得たものである。そのため、得られた知見を一般化するためには、より代表性の高いデータでの検証が必要だ。大学は自治体とも連携し、地域住民の潜在的ニーズをより正確に把握したうえで、地域福祉を向上させるような大学生による地域活動を設計すること

¹⁰ サンプルサイズが十分大きいデータでも、地域との関わり深化期待でのみ知人世話ネットワークダミーが有意になった場合は、活動の内容によって知人世話ネットワークの有無の影響が異なるということである。すなわち、手段的サポートが脆弱な人々は、大学生に何らかのかたちで地域との関わりを深めて欲しいが、子どもの相手をしてもらうことは期待していないということになる。

が求められよう。

文 献

- 阿部晃士, 2020, 「「山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート（2018）」調査の概要」『山形大学人文社会科学部研究年報』18: 147-149。
- American psychological association, 2001, "Publication manual of the American Psychological Association (5th edition)," Washington, DC.
- Curtis, John W., 2016, "Mind Your P's, Please," Speak for Sociology: A blog by the American Sociological Association, March 8, 2016, (Retrieved November 24, 2020, <http://speak4sociology.org/2016/03/08/mind-your-ps-please/>) .
- 稻葉昭英, 2007, 「ソーシャル・サポート, ケア, 社会関係資本」『福祉社会学研究』4: 61-76。
- 国立青少年教育振興機構, 2020, 『「大学生のボランティア活動等に関する調査」報告書』。
- 厚生労働省, 2020, 「地域子育て支援拠点事業とは（概要）」(2020年11月26日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/000666540.pdf>) .
- 松田茂樹, 2008, 『何が育児を支えるのか——中庸なネットワークの強さ』勁草書房。
- , 2010, 「子育てを支える社会関係資本」松田茂樹・汐見和恵・品田知美・末盛慶編『揺らぐ子育て基盤——少子化社会の現状と困難』勁草書房, 91-113.
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房。
- , [1994]2004, 『21世紀家族へ（第3版）』有斐閣選書。
- 竹内麻貴, 2019, 「山大生によるボランティア・地域活動に対する考え方と実態」『山形大学周辺における暮らしの安心・安全に関するアンケート第1次報告書』YU-COE「山形大学先端的研究拠点」(M) 地域社会における安心・安全に関する学際的研究拠点, 10-11。
- Tranfimow, D. & Michael Marks, 2015, "Editorial," Basic and Applied Social Psychology, 37: 1-2.
- VanderWeele, Tyler J., 2019, "Principles of confounder selection," European Journal of Epidemiology, 34: 211-219.
- Wasserstein, Ronald. L. & Nicole A. Lazar, 2016, "The ASA's Statement on p-value: Context, Process, and Purpose," The American Statistician, 70(2) : 129-133.
- 渡邊大輔, 2014, 「子育てストレスと社会的サポート」辻竜平・佐藤嘉倫編『ソーシャル・キャピタルと格差社会——幸福の計量社会学』東京大学出版会, 121-135。

Availability of Childcare Support and Expectations for Community Contribution Activities by University Students

Maki TAKEUCHI

This study examined whether the availability of instrumental childcare support provided by acquaintances affects the expectations for community contribution activities by university students. Using the responses of 131 parents with elementary school students living in Yamagata City, the logit model estimates revealed that parents who had some childcare network as an acquaintance were less likely to need the childcare support provided by Yamagata University students. This result shows that parents who do not get instrumental support from non-relatives expect the same from the university students. The results support the fill-in-the-blank hypothesis, and this can be interpreted as reflecting the potential needs for childcare support from university students in families where instrumental support from non-relatives is weak or lacking. In order to enable university students to lead community contribution activities to improve community welfare, universities need to collaborate with local governments and understand the potential needs of local residents more accurately.

「山形大学人文社会科学部研究年報」投稿規程

1 投稿資格

「山形大学人文社会科学部研究年報」(Yamagata University Faculty of Humanities & Social Sciences Annual Research Report)に投稿の資格を有するのは、以下の者とする。

- (1) 山形大学人文社会科学部の教員（教授、准教授、講師、助教）
- (2) 山形大学大学院社会文化システム研究科学生（指導教員の推薦ある者）
また、
- (3) 本学部教員以外の者との共同研究についても、応募を認めることがある。
- (4) 山形大学人文社会科学部もしくは山形大学大学院社会文化システム研究科の主催で開催された講演会の原稿も掲載可とするが、原稿依頼および原稿のとりまとめについては当該の講演会を担当した本学教員の責任においておこなう。

2 原稿の種類

- (1) 原稿の種類は「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「判例評釈」「書評」「講演」その他学術研究に資すると判断されるものとする。
- (2) これら以外に、本学部教員の研究活動に関する報告等を掲載する。

3 原稿枚数

- (1) 原稿は、各号原則として一人一編までとするが、2に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
- (2) 「論文」「研究ノート」「資料紹介」「翻訳」「講演」は、原則として400字詰め原稿用紙に換算して100枚以内とする。
- (3) 「判例評釈」「書評」については、原則として400字詰め原稿用紙に換算して30枚以内とする。

4 書式

刷り上がりの版型はB5版とする。なお、以下に記載のない書式の詳細については、山形大学紀要の書式に準ずるものとする。

- (1) 原稿は、縦書きもしくは横書きとする。縦書きの場合は二段組みとする。
- (2) 横書きの場合は裏表紙から始める。
- (3) 外国語論文原稿の投稿も認める。
- (4) 原稿は原則としてワープロで作成し、使用したワープロ・ソフト名を明記した電子ファイル（フロッピー・ディスクなど）とプリントアウトしたもの2部（1部は所属・氏名を記載しない）を提出する。
- (5) 日本語（外国語）の場合は外国語（日本語）のレジュメを付ける。その枚数も上記の原稿枚数に含める。投稿者は、当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェック

クを受けたうえで、外国語レジュメを編集委員会に提出するものとする。ただし、当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には、英語によるレジュメに限り、編集委員会が仲介するものとする。

5 原稿掲載の可否の決定および査読

原稿掲載の可否（原稿の種類の適否も含む。）は、原則として、当該分野の専門家の査読を経て、編集委員会が決定する。ただし、「論文」と「研究ノート」以外の種類の原稿については、その審査方法を編集委員会において個別に決定できるものとする。

6 校正

- (1) 校正は執筆者の責任でおこなう。
- (2) 校正時における大幅な訂正是認めない。

7 抜刷

- (1) 抜刷を必要とする者は、投稿申し込み時に申告する。
- (2) 抜刷の作成費用は、制限部数を超過した分について執筆者の負担とする。

8 図版等

図版、図表、グラフなど印刷に特別の費用を要するものについては、執筆者の負担とする場合もある。

9 原稿提出期日

原稿提出期限は11月末とする。

10 原稿提出先

原稿は、編集委員に提出する。

11 出版権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学人文社会科学部に対し、当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

12 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上の公開

- (1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、人文社会科学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。
- (2) ただし、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は、当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

編集委員

坂本直樹 (経済・マネジメントコース)
岩田浩太郎 (経済・マネジメントコース)
松本剛 (人間文化コース)
ライアン・スティーブ (グローバル・スタディーズコース)

編集者 山形大学人文社会科学部
発行者 〒990-8560
山形市小白川町一丁目4-12
責任者 是川 晴彦
印刷所 田宮印刷株式会社
発行年月日 令和3年3月31日

Yamagata University

Faculty of Humanities & Social Sciences

Annual Research Report

Vol. 18

CONTENTS

Articles

迂回曲折的“美术”

| | | |
|--|----------------------------------|----|
| ——关于第一届全国美术展览会前后的美术评论 | 西 上 胜 | 1 |
| 「此身類飛蓬，此心淡如水」 | | |
| ——關於粉山衣洲的清國滯在體驗 | 許 時 嘉 | 25 |
| Gombrich on Pictorial Representation | Kunihiko KIYOZUKA | 39 |
| Fragmentary Stories - The Novels of Julie Otsuka - | Kiyoto SATO | 75 |
| Discussion on the Governance in the Regeneration of East London. | Yutaka GENJIMA, Yusuke KAWASHIMA | 89 |

Research Paper

| | | |
|---|-----------------|-----|
| Spatial Economic Model of Cultural Goods: Bilateral Trade of Cultural Goods | Toshiaki TAKITA | 119 |
|---|-----------------|-----|

Special Section

| | | |
|--|------------------------------|-----|
| Special Section on Interdisciplinary Approach to Safe and Secure Life in local communities. | | |
| An introduction: overview of the research project | Takayuki OSUGI | 143 |
| Method of the Research on Safe and Secure Life in Yamagata City 2018 | Koji ABE | 147 |
| Social Networks and Disaster Preparedness Behaviors Among Parents with School Children Living in the Vicinity of Yamagata University and the University Students. | Koji ABE | 151 |
| Survey on the Types of People Chosen as Confidant and the Degree of Recognition for the Official Consultation Desks | Takayuki OSUGI | 163 |
| Current Situation and Challenges Regarding the Dissemination and Acquisition of Disaster Prevention Information: Based on a Survey of Yamagata City Residents and Yamagata City Hall | Kaoru HONDA | 175 |
| Importance of Parental Perception of Spatial Risk for Child Safety: A Case Study of Yamagata 5th Elementary School, Yamagata City | Hirohisa YAMADA, Mika SAGAWA | 193 |
| Troubling Experiences of Parents of Elementary School Students Living Near the Yamagata University, and Problem Recognition Among University Students. | Takayuki OSUGI | 205 |
| Availability of Childcare Support and Expectations for Community Contribution Activities by University Students | Maki TAKEUCHI | 217 |
| Requirements for Contributors | | 229 |

March 2021

Faculty of Humanities & Social Sciences
Yamagata University